The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	十七～十九世紀におけるベトナム諒山地域の社会変容と在地首長
Author(s)	吉川, 和希
Citation	大阪大学, 2018, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/70708
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

平成 30 年度 博士学士申請論文

十七～十九世紀におけるベトナム諒山地域の社会変容と在地首長

大阪大学大学院　文学研究科
文化形態論（東洋史学）
吉川　和希

目次

凡例

序章・・1
　第一節　研究の背景と問題の所在　1
　第二節　先行研究　4
　第三節　論文の構成と対象地域　7
　第四節　使用史料　12

第一章　17 世紀後半における北部ベトナムの内陸交易　21
　はじめに　21
　第一節　17 世紀後半の諒山地域における駈驢庸　22
　第二節　17 世紀後半における諒山地域への中国商人の進出　26
　おわりに　34

第二章　18 世紀における諒山地域の在地首長の動向　36
　はじめに　36
　第一節　18 世紀の黎鄭政権の外鎮統治と諒山地域の在地首長　37
　第二節　18 世紀半ばの動乱と諒山地域の在地首長　46
　第三節　18 世紀後半における禄平州率礼社韋氏の動向　54
　おわりに　60

第三章　18 世紀における黎鄭政権の軍政と在地首長　63
　はじめに　63
　第一節　18 世紀の諒山地域における在地首長の兵卒指揮　64
　第二節　諒山鎮官と首長の関係　74
　第三節　藩臣が指揮する兵卒　79
　おわりに　82

第四章　19 世紀前半における在地首長の動向　84
　はじめに　84
　第一節　阮朝初期の統治制度　85
　第二節　農文雲勢力と諒山地域　93
　第三節　19 世紀半ばの諒山地域における土司の活用　103
　おわりに　112

終章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・114
参考文献目録

凡例

・本文は一頁当たり 40 字×30 行（1200 字）、フォントは 10.5 ポイント、註は 9 ポイントとした。

・註、史料、図表の番号は章ごとに打ち直した。

・引用文献は参考文献目録に基づいて［著者刊行年: 頁数］という形で示した。なお同一著者の文献を列挙する場合は［Lieberman 2003: 79-80; 2009: 67-77］の如くセミコロンで区切った。

・中国語文献・ベトナム語文献を引用する際は同姓の著者が多いことを考慮し、［牛軍凱 2012］［Tạ Ngọc Liễn 1995］の如くフルネームを記した。

・漢文史料の引用に際しては、漢文原文・現代日本語訳の順に掲げた。

・引用史料の原文中の□は一文字不読、四角囲み文字は同定に不安の残る文字、＜＞は割注、括弧内の数字は金石史料や文書史料の現物での行数を示す。

・現代日本語訳中の（）は筆者による補足をあらわす。引用史料が長大に及ぶ場合は、重要な箇所の現代日本語訳に適宜波線を附した。

・引用史料の原文に誤字がある場合は、該当する字の上部に「ママ」と振り、直後に正しい字を［］で示した。

・引用史料の原文では旧字体・現代日本語訳共に常用漢字を用いた。

序章

第一節　研究の背景と問題の所在

東南アジア史上の 17 世紀後半～19 世紀前半は、長らく植民地化につながる混乱の時代として過小評価されてきた。著名なアンソニー・リードの「交易の時代」論においても、1450～1680 年に海上交易の活発化と王権の強化が見られる一方、17 世紀末に「交易の時代」が終焉すると東南アジア諸国は衰退し、欧米諸国による植民地化を迎えるとされた［Reid 1988; 1993］。

しかしながら近年の研究では当該時期の再評価・捉え直しが進められている。ユーラシア規模の政治統合と崩壊のサイクルの共時性に注目するリーバーマンは、当該時期の大陸部国家（シャム・ビルマ・ベトナム）が急速な政治統合と領域拡大に成功したと論じ、大陸部国家では 18 世紀～19 世紀前半も繁栄が持続していたと主張した［Lieberman 2003; 2009］。また、リードも自説を修正し、海上交易の盛行や中央集権化など植民地支配期に進んだと考えられていた変化が、18～19 世紀の東南アジアで既に進行していたと論じた。そのうち経済面で特に注目されたのが海陸双方を通じた華人の東南アジア進出であり、商業活動だけでなくフロンティア開発をも担う華人の役割が注目された［Reid 1997; 2004］。また桜井由躬雄は、リードの議論をうけて、華人の進出とそれによる地方政権の形成、交易の活発化と交易中心の多極化、および最終的な国家統合の進展が 18 世紀東南アジア史の特徴であると論じた［桜井 2001］。これらの研究によって、東南アジア史上の 18 世紀～19 世紀前半の再評価は、ある程度の成果を上げたといえる。

しかしながら、これらの議論で取り上げられたのは主として経済発展や国家統合の側面であった。華人の活動の主要な舞台の一つであるインドシナ半島北部山地[1]における社会構造の変容や在地住民の主体性は等閑視され、ともすれば平野部の王朝権力からの圧力によって山地社会は活力を失っていくとされた。

かかる研究状況下で、山地世界の独自性に注目したのが有名なスコットの「ゾミア」論である。スコットは山地を平野部国家による支配を逃れた人々が集う地域と捉え、戦略的な文化変容や移動性の高い生業への従事、平等主義の流動的な社会組織、アイデンティティの創造など、山地住民の独特な行動原理や生存戦略を論じた［Scott 2009］。既に指摘

[1] 西南中国から東南アジア大陸部にかけての山岳地帯に対する呼称は、論者によって異なり、「東南アジア大陸部山地」「東南アジア大陸部北部山地」「東南アジア山塊（Southeast Asian Massif）」などと呼ばれることもある。本論文では、「インドシナ半島北部山地」で統一する。

されているように、山地民対盆地民を二項対立的に捉えるスコットの議論は山地民・盆地民間の共生関係やその多様性・複雑さを描き切れていない、山地民の間にも政治統合が進んだ事実を見落としている、アジア以外の地域の事例が紹介されるがインドシナ半島北部山地との関係が不明である、などの問題点が指摘されている［Daniels 2010］[2]。無論、このような問題点があるとはいえ、山地全体を一つの地域として捉えて山地住民の主体性や行動原理に光を当てた功績の大きさは多くの研究者が認めるところであろう。

日本では、スコットの議論が出現する以前からインドシナ半島北部山地を一つの地域として捉える試みが進められていた。それが「タイ文化圏」（シャン文化圏）論である。これは、現在は国境によって分断されてしまったタイ系諸民族の歴史と文化を一つの共通した文化圏として捉える動きであるが、その射程は盆地に定住するタイ系民族だけでなく周辺の山地民を含む山地住民全体に及ぶ［新谷（編）1998］。またミショーも「東南アジア山塊」という表現を用いてインドシナ半島北部山地とその住民の特質に焦点を当て、言語・宗教・文化面での多様性と突出した要素の欠如、広域にわたる政治統合を欠いた歴史を共有していることなどを指摘する［McKinnon and Michaud 2000］［Michaud 2010: 202-206］。

このように近年インドシナ半島北部山地とその住民に対する関心が高まりつつあり、その中で本稿が考察対象とする 17 世紀後半～19 世紀前半に関する研究も進められつつある。無論、中国内地の人口増と内陸地域への移住の波と連動して、西南中国や東南アジア大陸部へ大量の華人が流入したことは、夙に指摘されてきた［鈴木・荻原 1977］。近年では、内陸交易の実相をさらに解明する研究が現れている。たとえば 18 世紀における中国雲南省からベトナム北部山地にかけての鉱山地帯には大量の華人労働者が流入して鉱山採掘が進められ、その結果内陸交易が活発化し各地にマーケットタウンが成立した［武内 2003: 663-666］。また、労働者の大量流入によって食糧や日用必需品の需要が高まったことで、鉱山近辺では綿花栽培など様々な副次的事業が発展した［武内 2010b: 178-181］。ベトナム西北地域では、雲南との経済的な結びつきが強まり、ライチャウやムオンタィンが物産の集散・中継センターとして台頭した［岡田 2018: 249］。雲南南部の石屏盆地において漢族移民の流入と耕地開発の限界によってさらなる外地への移住が促進されたよう

[2] ただし、片岡樹はスコットの議論に対して「総論反対、各論賛成」の立場をとり、「彼の論点一つ一つには・・・むしろ山地民が豊かな国家像・王権像をはぐくんできたことを傍証しうるものが少なくない」と述べる［片岡 2014: 25］。筆者も、戦略的な文化変容や移動性の高い生業への従事やアイデンティティの創造などのスコットの個別の論点については参照すべき点が多いと考える。

に、当時の移住の波は波状的であった［西川 2015］。ベトナム北部山地に到来した鉱山労働者も、雲南・広西からのタイ系住民も相当な割合を占めており、彼らの移住に伴い北部山地の火器普及が促進された［岡田 2016a: 172-179］。

如上の内陸交易の活発化や移住の波は、現地社会の変容を促進する。たとえばベトナム西北地域のムオン・ロー盆地社会について、岡田雅志は 18 世紀の内陸交易の活発化や阮朝の軍政を背景とした地域内の政治構造の変遷を明らかにした［岡田 2012］。ベトナム西北地域については、19 世紀にそれまで大量の労働者に稼ぎ口を供給していた鉱山が枯渇化し始め、行き場を失った鉱山労働者による社会不安が増大したことも指摘されている［岡田 2016b］。18～19 世紀の雲南南部の山地民社会においては商業化の波が及び綿花などの商品作物の栽培が開始されると共に、漢人の移民や商人の進出によって従来の山地民と盆地民の関係も変容し、両者の対立が先鋭化していった［武内 2010a］。こうした社会状況を背景に、中国・ビルマの境界地帯に居住する山地民ラフの間でも仏教を紐帯とした政治統合が進み［片岡 2007］、その挫折以後はラフの間にあるべき国家が失われたとする仮定的な国家の観念が普及した［片岡 2014］。このように、部分的ではあれ山地社会においても統合が進行したことは、同時代の海域世界における地方政権の形成と共時的であり、山地世界の歴史を捉え直すうえでも注目に値しよう。

また、上述の変動に対する在地住民の活動実態や生存戦略も解明されつつある。鉱山開発は鉱石の清廉に大量の燃料を必要とするため大規模な森林伐採を伴い、木材資源の不

【地図１】西南中国および東南アジア大陸部

足や水資源の枯渇を引き起こすが、かかる事態に対して地域住民は資源に対する関心を高め、雲南省南部では森林保護の規約が定められた事例もある［野本・西川 2008: 23-27］。また、武内房司はベトナム西北地域の莱州（ライチャウ）タイ族首長デオ氏の 18～19 世紀の動向を取り上げ、状況に応じた貢納対象の変更、積極的な交易活動の展開、有力武装集団との提携など、諸変動に対応しようとする様々な戦略を描き出した［武内 2003］。

以上のように、18 世紀～19 世紀前半が内陸交通・交易の活発化、大量の移民の流入による社会変容など、インドシナ半島北部の山地社会にとって重大な画期であったことが先学により明らかにされつつあるといえよう。

しかしながら、従前の研究で注目されてきたのは盆地を中心に自律的な政体が形成され、平野部の王朝権力から比較的高い政治的自立性を保持していた地域であり、平野部の王朝権力に対して比較的従順な態度を示してきたベトナム東北地域[3]についての研究はほぼ皆無であった。そのため、如上の山地世界の歴史的文脈とベトナム東北地域のそれとがいかに切り結ぶのか、いまだ不鮮明である[4]。インドシナ半島北部山地の地域としての一体性についてなお議論が進行中の現状では［今村 2016］、様々な地域の事例が比較研究の俎上にのぼされるべきだろう。

第二節　先行研究

（1）ベトナム史の概略と東北地域に関する研究

15 世紀初頭の北部ベトナムには黎朝（前期：1428～1527 年／後期：1533～1789 年）が成立するが、16 世紀半ば以降事実上南北に分裂する。本稿が考察対象とする北部においては、黎朝朝廷が形骸化し、鄭氏が王府を開設して独自の政権を構築していく（本稿ではこの政権を黎鄭政権と呼ぶ）。その後 18 世紀末には西山勢力により黎朝が滅亡し、西山勢力の阮恵が皇帝位について西山朝が成立する（1789 年）。しかし間もなくメコンデルタに拠った阮福暎が北部を掌握し、阮朝（1802～1945 年）が成立する。そして 1820～1830 年代、明命帝による行政改革が行われることとなる。

---

[3] 現在の東北（ドンバック）地域は場合によって含む範囲が異なるが、ランソン省、カオバン省、タイグェン省、バッカン省、ハザン省、トゥエンクァン省、バクザン省などを指す。本論文で東北地域と呼ぶ場合、ひとまず黎朝～阮朝期の行政区分では諒山・高平・太原などを念頭に置いているが、ただし前近代研究において当該地域を一地域とする見方が熟している訳ではない。あくまでおおよその地理的空間を示すものである。

[4] 現に、ベトナム東北地域や隣接する広西チワン族自治区左江流域は、スコットの「ゾミア」や「タイ文化圏」に含まれていない（なお、共にミショーの「東南アジア山塊」には含まれる）。

この 17 世紀後半から 19 世紀前半という時期をいかに歴史上に位置付けるかに関して、たとえば独立間もないベトナム歴史学界では、1730 年代末から北部ベトナム全域で動乱が発生したこと、また 19 世紀後半のフランスによる植民地化を招いたことなどを背景として、ベトナム史上の停滞と暗黒の時代とみなされることが多かった［Phan Huy Lê (biên soạn) 1960］。1730 年代の動乱の背景としては、17 世紀末から海上貿易の衰退による農村手工業の停滞、相次ぐ天災により多くの農民が土地を失って流亡したことが挙げられる［桜井 1987］［桃木 1997］。

近年の東南アジア史上の 18 世紀～19 世紀前半の再評価に際して華人の役割が注目されていることは既述の通りだが、ベトナム東北地域においても、中国内陸地域からの移住の波によって大量の華人が流入し、特に太原地域の送星銀山で 18 世紀後半に数万規模の華人が鉱山採掘に従事していたことは、中国内陸地域への移住の波の延長として中国史研究者にも注目され［和田 1961］［鈴木 1975］［鈴木・荻原 1977］、またベトナム史においても注目されてきた［Phan Huy Lê (biên soạn) 1960: 149-154, 455-461］［Phan Huy Lê 1963］。英語圏でもウッドサイドが紹介したことで［Woodside 1997］、前述のリードの議論でも援用された。近年では送星銀山などベトナム東北地域に流入した移民が主として広東・広西方面の出身者であったことが明らかにされている［閻彩琴 2007: 161-173］。とすれば 18 世紀後半における中国広東･広西からベトナム東北地域にかけての交通路の存在は明白である。現に清朝や黎鄭政権は出入国管理や居住地制限を試みたが、民間の往来や移動は絶えなかった［藤原 1980］［蓮田 2005］。かかる内陸交易の活発化を背景として華人と山地住民との間にネットワークが形成され、それが 1830 年代の農文雲集団の活動に相当数の華人が参加する事態につながっていく［Vũ Đường Luân 2014］。19 世紀前半の北部山地では土銀と呼ばれる低品位の民間銀が広く流通しており、これが活発な商業活動を支えていた［多賀 2014: 11-14］。国家財政との関連についても、内国関税の比重が海外貿易関税より圧倒的に高く、北部山地の活発な経済活動が阮朝初期の財政を支えていたとされる［Li Tana 2012: 73-75］。阮朝初期の銀納制においては、銀建て人頭税を支払う非キン族や広域流通に携わる華人が主たる課税対象となっており、銀へのアクセスが容易な山地住民から銀を吸い上げる手段として銀納制が機能していた［多賀 2017］。

しかし、如上の時代状況の結果ベトナム東北地域の社会がいかに変容したか、ないし在地首長や在地住民がいかに対応したかについては、これまで殆ど光が当てられてこなかった。ポワソンは明命年間の行政改革以後も地域社会内で首長たちが勢力を保持していたこ

とを論じるが、社会構造までは踏み込んでいない［Poisson 2004］。また、内陸交易の活発化を背景として、交通路沿いに多数の交易拠点が形成されたことは指摘されているが［Li Tana 2012: 68-69］［Vũ Đường Luân 2014: 38］［岡田 2016c: 25-26］、現地社会の変容は十分に解明されていない。東北地域に焦点を当てたモノグラフとして、諒山地域における近現代のタイー族やヌン族といった民族アイデンティティの創生過程を中心に論じた伊藤正子の著作があり、本論文の対象時期については明命年間の行政改革以前に土司が王朝の権威を背景にした有力勢力であり、明命年間の行政改革や仏領期における新興地主層の勃興を背景に土司の勢力が弱体化したと述べる。しかしながら、前述の内陸交易の活発化や移民の流入といった時代状況との関わりは考慮されておらず、また本論で触れるように一部史料の解釈にも問題がある［伊藤 2003: 43-53］。このようにベトナム東北地域の社会変容についての個別研究はほぼ皆無であり、他地域の歴史的文脈と接続するためにも東北地域の社会変容についての研究が必要であろう。

以上のような問題意識から、本論文では、史料状況が比較的良好な諒山地域（現ランソン省）に焦点を当てる。ただし当時の社会の実情を明らかにするのは、やはり史料の制約により困難であるため、本論文ではその手掛かりとして在地首長の動向に注目する。

（２）広西チワン族土官に関する研究

ベトナム東北地域は中国広西省と境界を接し、土着の住民も広西のチワンとベトナム東北地域のタイーやヌンは同系統と言われる。そこで、広西省の在地首長たるチワン族土官に関する研究を概観しておく。

広西チワン族土官地域では土官は各村落を頭目（亭目）に統率させていたとされるが、清朝雍正年間（1723～1735 年）に改土帰流が広範におこなわれた後も、この頭目を通じた土官の支配組織は各地で残存していた［菊池 1998: 138-149］。たとえば中華民国期まで土官支配が温存された安平州や万承州では、土官が管轄下の領域を幾つかの区画に分割し、区画ごとに頭目を任命して税課や労役の割り当てや紛争の調停を担当させていたという［Took 2005: 123-148］［韋順利 2008: 70-74］[5]。また広西の泗城岑氏支配下のプイ族社会でも、有力頭目が一族の成員に支配地域での徴税や土兵を管轄させると同時に直営田を経営

[5] ただしトゥック自身も記しているように、安平州では他地域と比べて土官の権限が大きかった事例のようである。たとえば南丹では、土官の権限は日常的な民政や徴税のみだったという［Took 2005: 116］。

して権力基盤を確立していたが、改土帰流後もなお頭目の支配が残存していたことが明らかにされている［武内 1986: 80-87］。このように、広西省では、雍正年間に改土帰流が実施された地域においても頭目を通じた土官の支配組織が根強く残っていた。また、土司支配地域では耕作者が土司に対して労役を提供しなければならない役田と呼ばれる土地があり、土司の権力基盤となっていた［韋順利 2008: 82-84］。

このようなチワン族土官の権力基盤や支配組織が動揺し始めるのは、漢族移民の大規模な流入が直接の原因だった。菊池秀明の研究では、耕作地の売買をめぐるチワン族土官と漢族移民との訴訟の事例が紹介される［菊池 1998: 154; 2008: 47］ほか、19 世紀前半における在地住民の科挙受験も旧土官の権力基盤を脅かすものだったという［菊池 2008: 47-52］。この状況に対して彼らは儒教文化の受容を通じ、科挙試験に応じていくことで権力基盤を確立し、自身の利益を最大限に引き出そうとした［菊池 1998: 149-160］。

このように広西省については、現地社会の変容の実相、およびそれに対するチワン族土官の対応が詳細に明らかにされている。これに対して広西省と境界を接するベトナム東北地域の状況を考察することで､南中国～東南アジアの移住の波が地域社会に及ぼした影響、およびそれに対する在地住民の対応が、より全面的に描き出せるであろう。

第三節　論文の構成と対象地域

（１）諒山地域の概要

諒山地域はほぼ現在のランソン省に相当し、ベトナムの東北の端に位置しており、中国広西省と接している。居住民の多くは盆地空間で水稲耕作に従事するタイ系住民（現在の民族分類ではタイー人やヌン人）で、黎朝期～阮朝初期には藩臣や輔導[6]（後述するように 1828 年に土司と改称される）と呼ばれる在地首長を通して統治がおこなわれていた［伊藤 2003: 43-48］［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011］。この地域の山々は他の山岳地帯に比べれば標高が低く、海抜 300～700m の土地が 70%近くを占め、700m 以上は約 4%に過ぎない［Ủy ban nhân dân tỉnh Lạng Sơn 1999: 9］。交通面では、東南から西北へと流れるキークン河が歴史的に水路交通の中心であり、下れば珠江水系の西江の支流である左江に出ることができた。また陸路交通の面では、諒山地域は歴史的に中越間の使節往来のルートであり、京師昇龍と中国広西とをつなぐ位置にあった。諒山～広西の中越境界地帯は、山の

[6] 彼らは 17 世紀後半の史料では「藩将」とも呼ばれ、18 世紀の史料では「藩目」「藩酋」などとも呼ばれていた。

切れ目や川沿いの道が無数の出入り口になっており、18 世紀に入ると民間の往来が絶えなかった［蓮田 2005］。広西からベトナム東北地域にかけてのヒトの移動が活発化した 18 世紀～19 世紀前半のベトナム史料において、土着住民は「土人」や「土民」、新来の移住者は「儂人」、華人は「北客」や「客人」などと呼称される[7]。ただし土着住民も原住民であったわけではなく、明代に中国各地から移動してきた小規模集団の混淆や融合によって成立した可能性が指摘されている［伊藤 2003: 16］。

ここで、黎朝後期の地方行政機構の概略を示しておく[8]。黎朝後期の地方行政単位は「承宣／鎮／処／道 - （府） - 県／州 - （総） - 社」という構造になっていた。また、デルタ地域とそれ以外の地域とを区別する観念があり、デルタ四鎮が内鎮（山西・山南・京北・海陽）、その周辺の山岳地帯や沿海地帯の六鎮が外鎮（興化・宣光・太原・高平・諒山・安広）と呼ばれていた。外鎮は藩臣・輔導・土酋などの称号を与えられた首長を通じて、間接的に支配されていた［桜井 1987: 159-164］。この状況は阮朝初期にまで継続されるが、明命年間に承宣や鎮などの最上級行政単位は省と改称される。

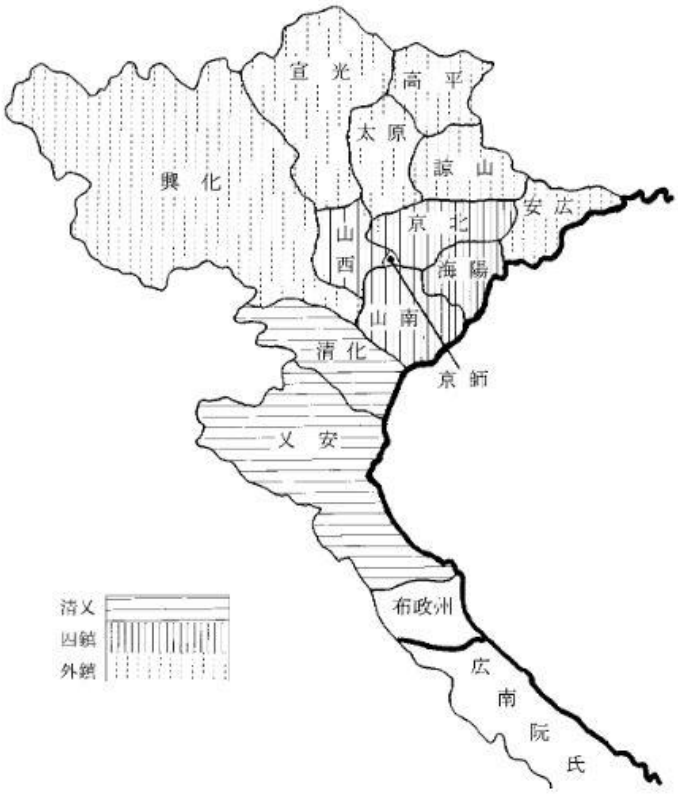

【地図２】17 世紀後半の北部ベトナム（［上田 2008: 36］より転載）

[7] 岡田雅志が論じるように、これらは税制上のカテゴリーと対応している。18 世紀に海陸から大量の移民が到来する中で、黎鄭政権は土着住民と華人・その他異民族の間に位置する「比較的順応度の高い移住者」として、儂人という新しいカテゴリーを創出した［岡田 2016c］。
[8] 黎朝後期の地方行政単位について詳細な考察を加えた論考として［蓮田 2015］がある。

諒山地域は光順十（1469）年に諒山承宣として独立し、黎朝後期には諒山鎮・諒山処・諒山道とも呼ばれていた[9]。明命年間の改革によって諒山省と改められる以前は、諒山地域には一府七州（長慶府、および温州・脱朗州・文淵州・禄平州・安博州・七泉州・文蘭州[10]）が存在していた。それ故同時代史料では諒山地域全域を指して「七州」と呼称されることもある。第四章で詳述するように、阮朝の明命年間に諒山は省に改められ、一部の州が県に改められたが、全体として管轄下の行政区分に大きな変化はなかった。

諒山地域の社級単位数を概観すると、15 世紀後半の数値を記録したとされる『官制典例』巻六「天下版図総率目録」では 231（うち社数 204）、17 世紀中葉の数値を記録したとされる『洪徳版図』[11]では 223（うち社数 210）で、1659 年にベトナム人カトリック教徒のベント・ティエンが記した手紙では 157 である［蓮田 2015: 50］。また、19 世紀初頭の数値を記録したとされる『歴朝憲章類誌』では社数が 191 である[12]。次に諒山地域の丁数については、景興 19（1758）年の序を持つ『諒山団城図』第七葉裏で土民の丁数 5363、『大南一統志』巻 41, 諒山省, 戸口によれば嘉隆 18（1819）年で 5300 あまり、嗣徳年間初期で 7491 という数字が記されている[13]。ここから、17 世紀後半から 19 世紀前半においては、おおよそ人丁 5000 あまり、社級行政単位 200～300 あまり、社は 200 前後存在したと考えて良いだろう。よって平均的には一社当たり 20～30 の人丁が登録されていたことになる。

また、諒山地域では行政村落である社の下に複数のバーン bản と呼ばれる自然集落が内包されるのが一般的であった。伊藤正子が聞き取りをおこなった 20 世紀末の時点では、高齢者を中心に出身地をサー（社）ではなくバーンで説明することが多かったという［伊藤 2003: 25］。植民地期以前においては、基本的に彼らの帰属意識はバーンにあったと考えて良いだろう。

（２）諒山地域の在地首長[14]

---

[9] 以下の記述は『大南一統志』巻 41, 諒山省, 建置沿革による。
[10] 七泉は紹治元（1841）年に七渓、文蘭は嘉隆年間に文関とそれぞれ改称された（『大南一統志』巻 41, 諒山省, 建置沿革）。
[11] 広島大学所蔵本を使用した。
[12] 『歴朝憲章類誌』巻四, 諸道風土之例, 諒山
[13] なお仏領期の 1921 年に実施された調査によれば、土人 43700 人、儂人 47900 人、蛮人 2200 人、北客（華人）1780 人、漢人（京人）3000 人だったという［岡田 2016c: 23］。
[14] 本論文で在地首長という語を用いる場合、おおよそ黎朝後期に藩臣や輔導、阮朝期に土司と呼ばれた者を念頭に置いている。在地首長という語自体は、当然ながらより下層の該総や社長なども包含する可能性はあるが、史料の制約のためにそのような者の動向はほとんど知り得ないため、本論文で言及されることはほぼない。

諒山地域を含むベトナム東北地域は、1940 年代に「民族の結集」にある程度成功し、インドシナ共産党の活動の根拠地となったため、従来から在地住民、中でもタイー族の「キン人との親和性」が注目されてきた。特に注目を浴びたのが、始祖が黎利の明朝軍駆逐と黎朝の創建に貢献し、黎朝皇帝の命令によって諒山地域の辺境防備を命じられたため現住地に移住してきたとする伝承が首長集団の家譜に記録されていることである。この事実は独立後間もない時期の民族学者によって発表され［Lã Văn Lô 1964］［Lã Văn Lô & Đặng Nghiêm Vạn 1968: 73-74］、近年の網羅的な史料調査により、阮朝期の土司集団が広くこの類の伝承を持っていることが明らかとなった［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011］[15]。一般的にも、西北地域では在地首長の自立性は高くベトナム王朝との結びつきは緩やかである一方､東北地域では在地首長とベトナム王朝との結びつきが比較的強いとされている［古田 1984; 1991: 57-60］［桜井 1987: 162-163］。

黎朝後期においては、藩臣や輔導の称号を授与された首長の総合数を記した史料は存在しない。ただし阮朝期の土司については、少なくとも 19 世紀半ばには「七族土司」という呼称が史料中に登場する（第四章第三節を参照）。ただしこの表現が 19 世紀半ばまで史料中に登場しないことや､「七族」の構成については各史料の間で記述が異なること[16]などから､「七族土司」という呼称は実態を反映していない可能性が高い。そもそも 18 世紀～19 世紀前半に彼らが族結合を有していたことを示す証拠もない（それ故、本論文では単に首長集団、藩臣集団、土司集団などと呼ぶ）。実際、黎朝後期～阮朝初期に王朝権力から官職を授与された首長一覧（第三章【表１】）を見る限り、七族のみだったとは考えにくい。

ただし、黎朝後期から阮朝期にかけて、藩臣や輔導、ないし土司と呼ばれる首長集団がある程度固定化しているのは事実である。嗣徳 35（1882）年に作成された『大南一統志』巻 41, 諒山省, 沿革では、禄平州を藩臣韋氏および黄氏が、安博県（黎朝期には安博州）を藩臣韋氏が、文淵州を藩臣阮廷氏が、文関県（黎朝期には文蘭州）を藩臣「缺名」が、七渓県（黎朝期には七泉州）を藩臣阮克氏が、脱朗州を藩臣阮廷氏が、それぞれ統治していたとする[17]。温州については藩臣の存在が記載されておらず、また 19 世紀半ばにも土司の存在が報告されていないため（第四章第三節を参照）､藩臣ないし土司は存在しなかった

[15] 伊藤正子が調査をおこなったヴァンラン県タンラン社（脱朗州檳榔社）では、この類の伝承を家譜に記録しているのは土司阮廷氏のみだったという［伊藤 2003: 55-59］。
[16] 詳細は［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011: 80-100］を参照。「七族土司」については［伊藤 2003: 44］でも言及されている。
[17] 『大南一統志』巻 41, 諒山省, 建置沿革

ようである。

彼らについての概略を知るうえで有用なのが、第三章でも取り上げる「三教祠功徳碑」（1780 年立碑）である。これは現在のランソン市に位置する三教祠（chùa Tam Giáo）を建造した際の功徳碑文であり、そこに諒山地域出身の官職保持者が 40 名弱名を連ねている（彼らの肩書については第三章【表１】を参照）。本碑文は特定の時点でのまとまった数の首長の姓名と肩書を知ることができる貴重な史料であり、彼らを集団別に並べ直したのが【表１】である。このうち先述の『大南一統志』で藩臣として言及されている、ないし他史料から藩臣や輔導であると明記されているのは脱朗州有秋社阮廷氏（No.1）、文淵州淵汨社阮廷氏（No.2）、禄平州屈舎社韋氏（No.7）、禄平州率礼社韋氏（No.8）、禄平州陸村庄黄氏（No.9）、七泉州花山社阮克氏（No.10）、文蘭州周粟社何氏（No.11）である[18]（禄平州屈舎社韋氏と禄平州率礼社韋氏については第二章参照）。彼らが黎朝後期における代表的な首長であり、第四章で述べるように阮朝の明命年間に改革が実施されると土知州や土吏目など州レベルの官職を授与されている。

【表１】「三教祠功徳碑」中の諒山地域出身者

No.	貫	構成員
1	脱朗州有秋社	阮廷陳・阮廷□・阮廷琅・阮廷□・阮廷琱・阮廷創・阮廷□・阮廷丙・阮廷璹・阮廷彬・阮廷呂
2	文淵州淵汨社	（阮廷璉？）阮廷椿
3	文淵州水湾社	黄文徳
4	文淵州永逸社	阮廷鍬
5	文淵州永逸社	黄俊達
6	文淵州保林社	阮廷沛
7	禄平州屈舎社	韋福琴・□福□・韋□観
8	禄平州率礼社	韋廷偵
9	禄平州陸村庄	黄廷逞・黄廷球・黄廷和・黄廷派・黄廷曠
10	七泉州花山社	阮克陳・阮克□・阮克□・阮克琦・阮克暹・阮克蘇
11	文蘭州周粟社	何国驟・何国朧・何国驂・何国□・何国□・何国棟
12	文蘭州周粟社	黄何軸・黄何輔
13	温州枚坡社	丁国珍
14	温州江漢社	黄□箐

このように、18 世紀～19 世紀前半における諒山地域の藩臣・輔導ないし土司の全構成員を網羅した史料は存在しないため、先述の『大南一統志』や「三教祠功徳碑」に挙がる者以外にも藩臣や輔導の称号を授与された首長が存在した可能性は否定できない。

[18] 脱朗州有秋社阮廷氏（No.1）、文淵州淵汨社阮廷氏（No.2）、七泉州花山社阮克氏（No.10）については名前の一文字目が「廷」「克」で固定化しているので、それぞれ「阮廷氏」「阮克氏」と記す（第三章第三節（２）参照）。また文蘭州周粟社何氏（No.11）については、『大越史記全書続編』巻 5, 昭統 2（1788）年 3～5 月条に何国驟が藩臣として登場する（第三章【表１】参照）。

（３）博士論文の構成

本論文は諒山地域の文脈に即して 18～19 世紀の内陸交通の活発化や移民の流入が、地域社会に与えた影響を考察する。そこでまずは第一章で、移民の流入が本格的に活発化する以前の 17 世紀後半の政治構造や経済状況を考察し、17 世紀後半の時点で内陸交易が活発化し始めること、地域社会においては在地首長が突出した存在であったことを示す。次に第二章・第三章で 18 世紀の状況を考察する。第二章では在地首長の視点から当時の社会変容、及び在地首長の戦略を考察し、第三章では諒山地域の地方官の視点から 18 世紀における諒山地域の政治構造を考察する。最後に第四章では 19 世紀前半における諒山地域の在地首長の動向、および当該地域の政治構造を考察する。以上の作業を通じて、17 世紀後半から 19 世紀前半にかけての諒山地域の社会・政治構造の変遷を描き出したい。

第四節　使用史料

本論文が主として使用するベトナム史料は、ベトナム史研究者にとっては基本史料であっても東洋史学界全体ではさほど有名でない史料も多い。そこで、基本史料（１）、文書館史料（２）、現地史料（３）に大別して説明を加える。本節で取り上げなかった史料は、随時引用時に説明を加える。

（１）基本史料

・『大越史記全書』『大越史記全書続編』[19]

西山朝成立以前を扱う編年体の史書。黎朝前期の洪徳 10（1479）年に呉士連が、国初から黎利の即位（1428）までを記した『大越史記全書』（全 15 巻）を撰した。その後、景治 3（1665）年に范公著が主編者となって 1662（万慶元）年までを続修して 23 巻に編纂した。次いで、正和 18（1697）年に黎僖が主編者となって 1675 年までを増修した上で刊行した。現存する諸テキストの殆どが、この正和本系統である。フランスのドゥミエヴィルが蔵していた正和本直系のテキストに基づき陳荊和が校合本を作成し（全三冊、東洋学文献センター刊、1984～1986 年）、本論文でもこれを使用した。また、後継の修史事業として 1755 年に 1676 年以降の国史編纂が命じられ、1740 年までの国史が編纂された。その後西山朝

[19] 『大越史記全書』『大越史記全書続編』の編纂経緯については［陳荊和 1984］に拠る。

に残る黎朝末期の部分の国史が編纂され、1800 年に完成して上進された。以上の 1676 年から黎朝末について、陳荊和の校合本には漢喃研究院所蔵 A.1210 本が収録されている。A 厳密には.1210 本の名称は『大越史記続編』だが、陳荊和は校合本において『大越史記全書続編』としているため、本論文でもこちらの名称に従う。

・『欽定越史通鑑綱目』

同じくタイソン（西山）朝成立以前を対象とする編年体年代記。1884 年完成、刊行。『大越史記全書』の記述を多く用いているため史料価値は劣るが、地名・人名などに附された注が有用である。1969 年出版の台湾国立中央図書館蔵本影印本（洋装全八冊）を使用。

・『大南寔録』

阮朝およびその前身である広南阮氏政権の正史。広南阮氏時代（1558～1777 年）を扱う前編（合計 13 巻）、阮朝の七人の皇帝（嘉隆帝・明命帝・紹治帝・嗣徳帝・建福帝・咸宜帝・同慶帝）の地勢を扱う正編（第一～六紀、合計 450 巻）からなる。さらに列伝として『大南列伝前編』（広南阮氏時代、合計 6 巻）、『大南正編列伝初集』（嘉隆期、合計 33 巻）、『大南正編列伝二集』（明命～同慶期、合計 46 巻）が存在する。慶應義塾大学言語文化研究所影印本（1961～1981 年）を使用した。

・『欽定大南会典事例』

清朝の『大清会典事例』を模倣した阮朝の制度・法令集。紹治三（1843）年に編纂が開始され、嗣徳四（1851）年に完成した。天理大学所蔵影印本を使用。

・『歴朝憲章類誌』

ベトナムで数少ない類書。1821 年に潘輝注が中心となって編纂。大部分は『大越史記全書』に見られる主要な事件などを抜粋し、解説を加えたものである。厳密にいえば二次史料であるが、各王朝の制度の変遷を通覧するのに便利である。東洋文庫蔵写本（X-2-38）を使用した。

＜地誌類＞

・『皇越一統輿地誌』

嘉隆五（1806）年、黎光定撰。阮朝の初代皇帝嘉隆帝がベトナム全土を統一するにあたって編纂させた地理書。全十巻のうち巻一～四は国内の駅路、巻五～十は各地方の情報を記している。東洋文庫には山本達郎がフランス極東学院から将来したマイクロフィルムの写真本（X-2-75）が存在するが巻一～四を欠いているため、巻五～十は東洋文庫写真本を使用し、巻一～四についてはベトナム語訳本掲載版（Lê Quang Định, Phan Đăng (dịch) *Hoàng Việt Nhất thống Dư địa chí*, Hải Phòng, Nhà xuất bản Thuận Hóa, 2005）で補った。この訳本が掲載する本史料の版本については、本訳本中に記載がない。ただし巻五～十について、東洋文庫写真本と訳本掲載版が、葉数も含め完全に一致するため、暫定的に A.67 本を掲載しているとしたい。

・『大南一統志』

ベトナム全土を対象とした地誌であり、各省の沿革・風土・文物・人物などについて記述している。嗣徳 35（1882）年に作成され、その後維新 2（1908）年に中部の地理情報のみをまとめたものが編纂された。本論文では前者の東洋文庫蔵本（X-2-28）を使用した。

・『同慶御覧地輿誌』

同慶年間（1885～1888 年）作成の地誌。各省の地理、風俗、土産などについて記し、またこれに附されている絵地図により各社の位置をある程度、推測できる。Ngô Đức Thọ, Nguyễn Văn Nguyên & Philippe Papin, ed., *Đồng Khánh Địa dư chí*, 3 tập, Hanoi, Nhà xuất bản Thế giới, 2002 を使用。

＜官制＞

・『官制典例』／『黎朝官制例』

いずれも、黎朝後期に編纂された黎聖宗期（1460～1497 年）の官制の概略を記した書物。『官制典例』は漢喃研究院所蔵 A.56 本、『黎朝官制例』は漢喃研究院所蔵 A.51 本を使用。

（２）文書館史料

本論文では、基本的にハノイの漢喃研究院に所蔵される公文書の写しなどを使用する。その多くはフランス極東学院によって作成された写し（登録番号 A）である。

・古紙史料[20]

古紙（Cổ chỉ）とはフランス極東学院が各地方で収集した各種文献の写しである。本論文では「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」（漢喃研究院所蔵 AH. A4/6）、および「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」（漢喃研究院所蔵 AH. A4/7）を使用する。これらには現地（ランソン省現）で収集された行政文書の写しが収録されており、一部が［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011: 138-150］で紹介されている。ただし極東学院の書写事業の際に生じたと思われる誤字が散見される。たとえば「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」に収録される文書の中には光中年間の紀年を持つものが幾つかあるが、光中年間は五年しか存在しないにもかかわらず、光中 6 年や光中 18 年の年代を持つ文書があり、誤写であることが明白である（第二章【表１】の No.15～18）。第四章でも述べるように、そのうちの光中 18 年付の文書については、筆者が収集した嘉隆 18 年付の文書と内容が酷似している。そのため、証明しようがないことではあるが、筆者はフランス極東学院が写しを作成した際に年号が光中から嘉隆とされた可能性が高いと考えている。いずれにしても、漢喃研究院が所蔵するフランス極東学院によって書写された史料を使用する際には慎重な史料批判が必要不可欠である。

・『呉家文派』

青威県左青威社出身の呉氏の詩文集。黎朝後期の呉時仕（1726～1780）など、有名な文人を輩出している。呉時仕は 1777 年に諒山督鎮となったが、1780 年に同地で死亡した［陳荊和 1984: 27］。漢喃研究院所蔵 A.117 本を使用。

・『欽定剿平北圻逆匪方略正編』

1830 年代の北部ベトナムにおける動乱に関する地方官の上奏を収録した公文書集である。本論文では漢喃研究院所蔵 VHv2701 本を利用したが、これは史学院所蔵 Hv.492 本を 1964 年に筆写したものである。なお本史料の複写・書写が一部しか完了していないため、

[20] 漢喃研究院に所蔵される古紙史料は黎朝期～阮朝期にかけての行政文書を数多く収録している点で大きな史料価値を有するが、これまでに十分な検討・探索がなされてきたとは言い難い。たとえば、通常古紙史料は漢喃研究院の登録番号 AH から始まる史料群を指すが、［Vũ Thị Lan Anh 2017］が考察を加えた「寧平省儒關府嘉遠縣長安總各社神蹟令旨文碑」（AE.a4/13）のように、登録番号 AH でなくとも行政文書の写し（この史料の場合は鄭王の令旨など）が収録されている場合もあり、これらも広義の古紙史料に含まれると考えて良いだろう（少なくとも Vũ Thị Lan Anh は古紙の名称を用いている）。このような史料の探索は十分に進んでおらず、今後さらに史料調査を進めていく必要がある。

ベトナム語訳（Viện Khoa học xã hội Việt Nam và Viện Sử học (biên soạn) *Khâm định tiễu bình Lưỡng kì nghịch phỉ phương lược chính biên tập 1: Khâm định tiễu bình Bắc kì nghịch phỉ phương lược chính biên*, 2 quyển, Đà Nẵng: Nxb. Giáo dục Việt Nam, 2009）を利用した箇所は巻数・年月日の後にベトナム語訳の頁数を示した。

・阮朝硃本

ハノイの第一国家公文書館に所蔵される阮朝期の行政文書で、その中心は中央・地方の官僚や機関から皇帝に宛てて出された上奏である。

・『諒山団城図』

阮儼の景興 19（1758）年の序を持つ。冒頭で諒山鎮城（団城）の修築について記すが、その後交通路、税額、祠廟に関する情報が増補されている。チャン・ヴァン・ザップが記すように、本史料は元々一部の書物ではなかった様々な事柄に関する記述を統合したものであり、『諒山団城図』は冒頭の部分から取った名称で本来は書名ではない［Trần Văn Giáp 1970: 381-382］。ただしその成立時期については、明命年間の行政改革以後の情報は記載されていないため、チャン・ヴァン・ザップは嘉隆年間とするが、1819 年に清朝へ派遣された朝貢使節が清朝側へ入国する際の経緯が記されており、明命年間初期に現行版の原型が完成したと思われる[21]。漢喃研究院所蔵 A.1220 本を使用。

・『諒山七族土司家譜』

冒頭に「越南民主共和二十五年十月日」とあり、1970 年に作成されたことがわかる。本史料は「韋族家譜」、韋文李の 1873 年の上申（第四章第三節で考察）、阮廷典の 1898 年の上申、七泉州阮公氏の来歴と系譜から構成されており、諒山七族土司全体の来歴や系譜を記録しているわけではない。ハノイ国家大学歴史学科図書館所蔵 HV.252 本を使用した。

（３）現地史料

諒山地域の在地首長関連の史料については、近年になって広範に収集が進められた［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011］。しかしながら未紹介の史料も多く存在するうえに、

[21] 無論ヴォ・ヴィン・クァンが述べるように、現行版自体は仏領期に書写されたものである［Võ Ving Quang 2015］。

これらはいずれも史料紹介の域を出ておらず、歴史学の立場からの全面的な考察はいまだおこなわれていない。そこで、筆者が収集し得た現地史料の情報を、金石史料・家譜・行政文書に分けて以下に示しておく。

＜金石史料＞

現在のランソン省に現存する 17～19 世紀の金石史料は、筆者が収集し得た限り【表２】の通りである（原石が失われ拓本のみ残るものも含む）。

【表２】ランソン省の金石史料一覧（17～19世紀）

No.	碑題	紀年	所在地（現在の地名）	拓本	先行研究	備考
1	顕慶寺洪鐘	1657	顕応寺（ロクビン県トゥドァン社）	なし		2017年12月27日実見。2017年11月にランソン省公安からランソン省博物館に引き渡され、現在はランソン省博物館が保管。
2	體存碑記	1670	水門亭（カオロク県）	ランソン省博物館／漢喃研究院No.44673-44676	VHLS: 357-363	現在はランソン省博物館が保管
3	（不明）	1677	三青洞（ランソン市ニタィン地区）	ランソン省博物館No.174/TL／漢喃研究院No.44665？		
4	重修清禅	1677/1680	三青洞（ランソン市ニタィン地区）	漢喃研究院No.15885-15886		原碑未見。表裏で紀年が異なる
5	母山禅寺	1680	忠天寺（ロクビン県トゥドァン社）	ランソン省博物館No.195/TL	VHLS: 335-336	2015年10月13日に原石を実見。高さ99cm、横64cm、厚さ13cm。
6	宗師父碑	1683	左府祠堂（ランソン市ホアンヴァントゥ地区）	ランソン省博物館No.189/TL／漢喃研究院No.44649-44652	VHLS: 195-198	2013年3月14～15日、2014年8月30日に原石を実見。四面あり、規格は高さ208cm、横・幅共に75cm。
7	（無題）	1698	タィン寺（ランソン市チーラン地区）	ランソン省博物館No.177/TL／漢喃研究院No.16172/44635	VHLS: 302-307	2013年3月14日、2014年12月28日に実見。
8	石橋梁臺碑記	1724?	ジェンブオン市場（ランソン市ホアンヴァントゥ地区）	ランソン省博物館No.191/TL	VHLS: 325	2015年10月12日実見。横・幅共に50cm、高さ140cm。磨滅が激しく大半が判読不能。
9	後神碑記	1754	ヒゥルン県？	ランソン省博物館No.196/TL	VHLS: 353-356	原碑未見。
10	博徳石橋碑記	1769	博徳石橋（ヴァンラン県ホァンベト社）	ランソン省博物館No.194/TL		原碑未見。
11	野岩石橋碑記	1771	野岩石橋（ヴァンクァン県スァンマイ社）	漢喃研究院No.44683-44686	VHLS: 368-369	2016年9月22日実見。四面あり、規格は47×48×141cm。
12	忠天寺寄進碑	1772	忠天寺（ロクビン県トゥドァン社）	ランソン省博物館No.188/TL	VHLS: 337-339	2015年10月13日に原石を実見。高さ116cm、横57cm、厚さ14cm。
13	三青峒碑	1777	三青洞（ランソン市ニタィン地区）	漢喃研究院No.15887-15888		原碑未見。
14	二青峒賦	1779	二青洞（ランソン市ニタィン地区）	漢喃研究院No.44655	VHLS: 199-210	原碑未見。
15	三教祠功德碑	1779	三青洞（ランソン市ニタィン地区）	漢喃研究院No.44658	Nguyễn Thị Thảo 2001	2016年1月16日および2017年12月27日実見。
16	（無題）	1779	三青洞（ランソン市ニタィン地区）	（未確認）	VHLS: 270	原碑未見。
17	（無題）	1779	二青洞（ランソン市ニタィン地区）	（未確認）	VHLS: 237-240	原碑未見。
18	（無題）	1779	ティエン寺（ランソン市チーラン地区）	（未確認）	VHLS: 273-277	原碑未見。
19	（無題）	1779	慶渓社（ヴァンクァン県）	（未確認）	VHLS: 370-371	原碑未見。
20	演陣山碑	1779	ヴァンラン県ナーサム	（未確認）	VHLS: 326-327	
21	本峒奉事條例碑	1780	二青洞（ランソン市ニタィン地区）	漢喃研究院No.15884／44654	VHLS: 241-252	
22	二青峒三教祠碑記	1780	二青洞（ランソン市ニタィン地区）	（未確認）	VHLS: 229-232	原碑未見。
23	三教碑	1780	二青洞（ランソン市ニタィン地区）	（未確認）	VHLS: 233-234	原碑未見。
24	延慶寺碑記	1799	タィン寺（ランソン市チーラン地区）	漢喃研究院No.44634	VHLS: 297-301	2013年3月14日、2014年12月28日に実見。規格は高さ104cm、横64.5cm、厚さ16cm。
25	重修碑記	1809	ドンダン聖母祠（カオロク県ドンダン市）	漢喃研究院No.44772？44677？	VHLS: 364-367	2016年9月21日実見。磨崖碑で、規格は縦55cm、横81cm
26	大像寺碑記	1810	ティエン寺（ランソン市チーラン地区）	ランソン省博物館No.162/TL	VHLS: 283-284	原碑未見。
27	（無題）	1814	二青洞（ランソン市ニタィン地区）	（未確認）	VHLS: 211-225	原碑未見。
28	（無題）	1820	二青洞（ランソン市ニタィン地区）	ランソン省博物館No.166/TL	VHLS: 226-228	原碑未見。
29	（無題）	1820	二青洞（ランソン市ニタィン地区）	ランソン省博物館No.169/TL	VHLS: 235-236	原碑未見。
30	（無題）	1825	二青洞（ランソン市ニタィン地区）	ランソン省博物館No.165/TL	VHLS: 255-257	原碑未見。
31	重修北鎮寺碑	1895	北鎮寺（ヴァンラン県タンラン社）	ランソン省博物館No.187/TL	VHLS: 328-332; 伊藤 2003	原碑失。
32	諒山省禄平州屈舎総禄馬村韋家墓誌	1900?	ロクビン県クァットサー社	なし	Bùi Quốc Hùng và Nguyễn Xuân Diện 2008	2017年12月28日に実見。
33	重修文聖廟碑	1900	文聖廟（ランソン市ドンキン通り？）	（未確認）	VHLS: 316-318	原碑未見。

＜凡例＞

VBLS = Ủy ban Nhân dân thị xã Lạng Sơn & Sở Văn hóa Thông tin Thể thao tỉnh Lạng Sơn, *Văn bia Xứ Lạng* （ランソンの碑文）, 1993, 出版社不明.

VHLS = Sở Văn hóa Thông tin Lạng Sơn, *Văn hóa Lạng Sơn: Địa dư chí – văn bia – câu đối* （ランソンの文化―地輿誌・碑文・対聯―）, Hà Nội, Nhà xuất bản Văn hóa Thông tin, 2012.

＜家譜＞

・脱朗州有秋社阮廷氏

ランソン省ヴァンラン県ホァンベト社ナーアン村 thôn Nà Áng, xã Hoàng Việt, huyện Văn Lãng, tỉnh Lạng Sơn（ホァンベト社は旧有秋社に当たる）居住の Nguyễn Đình Thơm 氏が所蔵する「禄命之書」（1896 年書写）[22]、及び Nguyễn Đình Bao 氏（現ランソン省ヴァンラン県ナーサム TT Na Sầm, tỉnh Lạng Sơn 居住）がコピーを所蔵する「阮廷族家譜」（1895 年作成、1940 年書写）[23]があり、おそらく後者は前者を基に作成されたものである。

・文淵州淵汨社阮廷氏

Nguyễn Đình Han 氏宅（ランソン省ヴァンラン県タンミ社ターライ村 thôn Tà Lài, xã Tân Mỹ, huyện Văn Lãng, tỉnh Lạng Sơn）で「阮族家譜」（1919 年）のコピーを収集した[24]。上述の脱朗州有秋社阮廷氏と文淵州淵汨社阮廷氏は同じ阮廷姓を有しているが、少なくとも現代の人々は始祖が異なるため別々の一族であると認識している。

・禄平州屈舎社韋氏

【表３】禄平州屈舎社韋氏の各種家譜

<table>
<tr><td>No.</td><td>家譜1</td><td>家譜2</td><td>家譜3</td><td>家譜4</td><td>家譜5</td><td>家譜6</td></tr>
<tr><td>題</td><td>韋家譜記</td><td>（無題）</td><td>（無題）</td><td>韋家譜記</td><td>韋家長庚</td><td>韋家世譜</td></tr>
<tr><td rowspan="12">内容</td><td>諒山處長慶府祿平州屈舎藩臣・輔導某侯の申の写し（始祖韋福欣から韋福琴までの系譜の記述）</td><td>諒山處長慶府祿平州屈舎藩臣・輔導某韋侯の申の写し（ほぼ家譜1に同じ）</td><td>諒山處長慶府祿平州屈舎藩臣・輔導某韋侯の申の写し（ほぼ家譜1に同じ）</td><td>諒山處長慶府祿平州屈舎藩臣・輔導某韋侯の申の写し（ほぼ家譜1に同じ）</td><td rowspan="11">韋文李（1830～1905）以降の系譜</td><td rowspan="11">始祖韋金昇以来の一族の系譜。作成者は韋文琔（1880～1975）。</td></tr>
<tr><td>「承抄歴代先祖官亟姓字」と題して祖先の姓名・肩書・忌日などを記載</td><td>「茲承抄歴代先祖官銜姓字」（ほぼ家譜1に同じ）</td><td>「承抄歴代先祖官亟姓字」（ほぼ家譜1に同じ）</td><td>「承抄歴代先祖官亟姓字」（ほぼ家譜1に同じ）</td></tr>
<tr><td>栄寿侯（韋世琴）の申の写し（景興六年四月十日）</td><td rowspan="6">失われてしまったため一部のみ、順序も混乱</td><td rowspan="6">失われてしまったため一部のみ、順序も混乱</td><td>栄寿侯の申の写し（家譜1に同じ）</td></tr>
<tr><td>韋世琴・韋世綿・黄廷逞 ・黄廷滔・黄鋭基・阮倫琢の啓の写し（景興四年四月十　日）</td><td></td></tr>
<tr><td>韋世琴の申の写し（景興十一年五月二十　日）</td><td></td></tr>
<tr><td>黄登楊の申の写し（景興十一年六月十　日）</td><td></td></tr>
<tr><td>黄登楊の申の写し（景興四［六？］年四月二十日）</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>黎朝末期～嗣德七年までの功績など</td><td>黎朝末期～嗣德七年までの功績など</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>「奉計」（嗣德六年以降の功績）</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>避諱</td><td></td><td>「時」→「辰」</td><td>「時」→「辰」</td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>所蔵</td><td colspan="5">ランソン省博物館</td><td>Vy Văn Đài氏</td></tr>
</table>

※家譜の番号は、便宜的に筆者が撮影した順に附した。

ランソン省博物館に五種類保管されている（【表２】中の家譜１～５）[25]。これらとは別に、末裔 Vy Văn Đài 氏（現在はハノイ市カウザイ地区 quận Cầu Giấy, TP Hà Nội に居住）

[22] 2015 年 10 月 14 日撮影。本家譜の収集にあたっては、実地調査の前に伊藤正子氏から貴重な情報および史料のコピーを頂いた。ここに記して感謝申し上げたい。

[23] 2014 年 12 月 29 日に Nguyễn Đình Bao 氏からコピーを頂いた。ここに記して感謝申し上げたい。なお、家譜の現物はより直系に近い者が所持しているとのことである。

[24] 2015 年 10 月 14 日撮影。

[25] 2015 年 10 月 12 日にランソン省博物館で撮影させて頂いた。なおこれらの家譜は［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011］では紹介されていない。

が家譜現物（金色、Vy Văn Định 作成、【表２】中の家譜６）、及びその基になったコピー（Vy Văn Định の父親 Vy Văn Lý が作成、フランスに所蔵）を所蔵する[26]【表３】。

・七泉州花山社阮克・阮公氏

阮克・阮公両氏は（元来は別集団だった可能性があるが）現在は同族と認識されている。筆者はランソン市居住の末裔 Nguyễn Khắc Hiền 氏（元々はランソン省チャンディン県フンソン社バンチュ村 thôn Bản Chu, xã Hùng Sơn, huyện Tràng Định, tỉnh Lạng Sơn）が所蔵する「阮族家譜」のコピーを収集した。現物も氏が持っているという。

＜行政文書＞

・脱朗州有秋社阮廷氏の勅

脱朗州の土司阮廷氏の末裔である Nguyễn Đình Thơm 氏宅（現ランソン省ヴァンラン県ホァンベト社ナーアン村 thôn Nà Áng, xã Hoàng Việt, huyện Văn Lãng, tỉnh Lạng Sơn）で 2015 年 10 月 14 日に収集した。筆者の調査より十数年余り前に、既に伊藤正子が本史料を実見し写真を著書に掲載している［伊藤 2003: 41］。脱朗州有秋社の藩臣阮廷□（王＋眷）に宛てた景興 6（1745）年 8 月 10 日付の勅であり、功績があったため阮廷□を防禦僉事から防禦同知に昇進させるものである［Yoshikawa 2017］[27]。

・禄平州率礼社韋氏の伝

本文書は率礼社韋氏の末裔である Vy Văn Thôn 氏宅（1960 年生まれ、タイー族）宅（現ランソン省カオロク県スァトレ社ザィン村 Bản Ranh, xã Xuất Lễ, huyện Cao Lộc, tỉnh Lạng Sơn）で 2016 年 9 月 21 日に収集した。第四章第一節で述べるように、本文書は嘉隆 17（1818）年正月 14 日の日付を持つが、「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」二十六葉表～裏（漢喃研究院所蔵 AH. A4/7）に収録される光中17 年正月 14 日付の文書（第二章【表１】の文書 18）と内容が酷似しており、同一である可能性が高い。

・脱朗州阮廷氏の辞令書

[26] 2018 年 1 月 3 日におこなった Vy Văn Đài 氏への聞き取りによる。また、この時に家譜を撮影させて頂いた。
[27] 伊藤正子は本文書を、阮廷□に辺境防備を命じた文書と説明しているが、正確ではない。

脱朗州の土司阮廷氏の末裔である Nguyễn Đình Bao 氏宅（現ランソン省ヴァンラン県ナーサム TT Na Sầm, huyện Văn Lãng, tỉnh Lạng Sơn 居住）で 2015 年 10 月 14 日に撮影させて頂いた。嗣徳年間 8 点、維新年間 1 点、啓定年間 1 点、保大年間 2 点、合計 12 点の文書がある。嗣徳年間の 8 点のうち 7 点は阮廷豊という土司に対する辞令書である。

第一章　17 世紀後半における北部ベトナムの内陸交易

はじめに

17 世紀北部ベトナムの対外交易については、これまで主として海上交易の隆盛が注目され[1]、内陸の交通や交易は史料の制約もあって全く考察されてこなかったといえる[2]。一方で少し後の時代に目を向けると、序章で述べたように、従来は停滞の時代とみなされてきた 18 世紀～19 世紀前半東南アジア史の捉え直しが進む中で「華人の世紀」という概念が提唱され、海陸双方を通じた華人の東南アジア進出や、商業活動だけでなく商品作物の栽培や鉱山採掘などフロンティアの開発をも担う華人の役割が注目されている［Reid 1997; 2004］［桜井 2001］。北部ベトナムの場合も、清朝や黎鄭政権による出入国管理や居住地制限にもかかわらず民間の往来や移動は絶えず［藤原 1980］［蓮田 2005］、特に 18 世紀後半には、陸路で到来した数万規模の華人が北部の山岳地帯で鉱山開発に従事していた［和田 1961］［Phan Huy Lê 1963］［鈴木 1975］［孫宏年 2006］［閻彩琴 2007］。このように 18 世紀後半において陸路を通じた移住の波が北部ベトナムの山地社会に多大な影響を及ぼしたことが、既に先学により明らかになりつつある。

しかし 17 世紀後半の内陸交易の実態が殆ど解明されてこなかったため、この「華人の世紀」の状況が出現した背景は不明のままであり、ともすれば前述の移住の波が突如生じたかの如く語られてきた。一方で華人（漢族）移住史研究では、先進開発地区から未開発地区への移住民の流入には、両者を結ぶ商業ルートの発達と季節的な往来を繰り返す行商群の活動が基礎にあったとされる［山田 1995: 26-34］。「華人の世紀」における陸路を通じた北部ベトナムへの移民の流入についても、かかる視点を参照しつつ、その背景を解明していく必要があろう。

以上の問題意識のもと本章では、他地域に比べれば金石史料の残存状況が良好で、17 世紀後半の状況を窺い知ることが可能な諒山地域に着目する。諒山地域はベトナムの東北端に位置し、中国広西省と隣接している。本稿ではまず諒山地域に生起した最初の市場町で

---

[1] 関連する研究は枚挙に暇がないが、ここでは国際交易における北部ベトナムの位置の変遷を論じた最新の研究として［Iioka 2010; 2011］を挙げておきたい。

[2] 近年ではリ・タナが内陸交易の重要性を指摘するほか［Li Tana 2012］、スン・ライチェン（孫来臣）も従来の東南アジア史研究における海上貿易への偏重を指摘し、陸路交通研究の重要性を強調している［孫来臣 2012: 14］。なおホァン・アィン・トゥアンが、1660 年代初頭にオランダ東インド会社が中国貿易の促進のため中越境界地帯での商館設置を企図していたことを述べる中で、内陸交易との連関を示唆している［Hoang Anh Tuan 2007: 106-109］。

ある駈驢庸について考察し、次に内陸交通を通じた広西から北部ベトナムにかけての中国商人の進出を分析する。それによって、17 世紀後半における広西・北部ベトナム間の交通・交易の状況を可能な限り明らかにしたい。

第一節　17 世紀後半の諒山地域における駈驢庸

（1）17 世紀後半の諒山地域

序章でも述べたように、諒山地域の交通においては、東南から西北へと流れるキークン河が歴史的に水路交通の中心であり、下れば珠江水系の西江の支流である左江に出ることができた[3]。これはすなわち、諒山地域が珠江水系を通じて中国広東省・広西省と結びついていたことを意味する。また陸路交通の面では、諒山地域は歴史的に中越間の使節往来のルートであり、京師昇龍と中国広西とをつなぐ位置にあった。水路交通と陸路交通が交差する現ランソン市中心部にあたる地点は諒山地域の中でも交通の要衝だったと考えられ、ここに諒山地域で最初の市場町が形成されることになる。

次に、17 世紀後半の諒山地域を取り巻く状況を概観する。黎朝内部の政治的混乱が発生

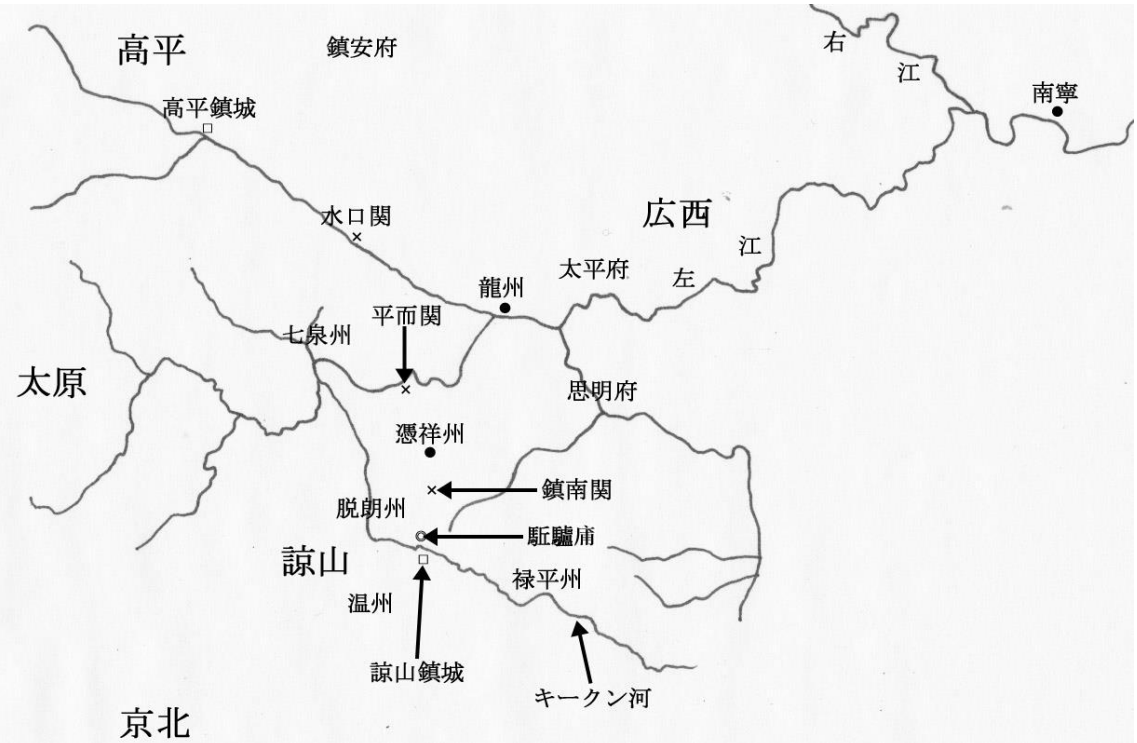

【地図】17世紀後半の諒山地域（山本達郎編『ベトナム中国関係史』山川出版社、1975年の附図をもとに作成）

[3] 『諒山団城図』十七葉裏には「自鎮城津次、至夾内地洋分、江心多有石灘、惟独木舟・竹筏可通。順流四日、逆流八日」とあり、諒山鎮城からキークン河を下れば四日で内地（中国）の広西に着いたことがわかる。

した 16 世紀初頭以後、断続的に復興黎朝との戦闘が続いていた莫朝期にかけては、山岳地帯に対する王朝権力の影響力は退潮したと考えられる。黎朝が 1592 年に莫朝から昇龍を奪還した後も、ただちに北部ベトナム全域を掌握できたとは考え難い。そのうえ各地では莫氏の残党勢力が抵抗活動を展開しており、彼らは最終的に諒山地域の北隣の高平地域を本拠地とする。17 世紀半ばから後半にかけて黎鄭政権は幾度も征討をおこなったが、折しも南方の広南阮氏との内戦に戦力を割かねばならず、莫氏勢力を完全に掃討することはかなわなかった。黎鄭政権が莫氏勢力を完全に高平から駆逐し得たのは、広南阮氏との内戦が終結して五年後の 1677 年である［牛軍凱 2012］。これ以後は黎鄭政権による大規模な軍事行動も見られず、中越境界地帯は平穏を享受したと考えてよいだろう。かかる政治的安定により、諒山地域での安全な商業活動が可能になったと考えられる。

（２）駈驢庸の状況とその形成

1717 年、黎鄭政権は諒山地域の駈驢庸など五カ所の庸[4]において長期に亘り華人が滞在していることから、これらの地点における外国人の居留を容認した［藤原 1980: 31-33］。これが駈驢庸の編纂史料での初出であり、同時に 18 世紀初頭の時点でこの地に華人が既に長期滞在しているという事実は、彼らの存在が 17 世紀後半にまで遡る可能性を示唆しよう。駈驢庸の位置は、19 世紀末に作成された『同慶御覧地輿志』では現ランソン市中央部のキークン河北岸に記されている[5]。景興 2（1741）年 11 月に昇龍を出発した清朝への歳貢使[6]は、出使道中で立ち寄った駈驢庸の状況を以下のように描写している[7]。

駈驢勝会。在城之北、隔江十多里。庸中広開官道、夾道商廛甲乙、居肆参差。東西両広異貨輻輳、無物不有、南北之民貨居貿易。乃一方大都勝処。

＜現代日本語訳＞

駈驢の盛大な集まり。諒山鎮城の北にあり、淇窮江（キークン河）から十里あまり離れ

[4] 昇龍においては、「庸」（phố）は道路とその両側の家屋や店舗を指すと考えられている［Nguyễn Thừa Hỷ 2010: 122］。他地域における庸の実態は不明であるが、ひとまず昇龍における庸、またはその集合体としての市場町を指すと考えておきたい。

[5] Ngô Đức Thọ, Nguyễn Văn Nguyên & Philippe Papin, ed., *Đồng Khánh Địa dư chí*, tập 3, Hanoi, Nhà xuất bản Thế giới, 2002, tr.117.なお現在の駈驢庸（キールア市場）はランソン市ホアンヴァントゥ Hoàng Văn Thụ 地区に位置している。

[6] 本使節の派遣は『大越史記全書続編』巻四、景興二（1741）年十月条に記録されている。

[7] 阮宗窒『使華叢詠集』九葉表（『越南漢文燕行文献集成』第二冊, 上海, 復旦大学出版社, 2010, p.149）

ている。庸の中は広く官道が開けており、道路を挟んで商店が相連なり、住まいや店舗が入り乱れている。広東・広西の珍奇な商品が集まり、無い物はなく、南（ベトナム）北（中国）の民が居住・交易している。地方の大都市の景勝地である。

ここから、当時既に駈驢庸に常設店舗が存在し、中越双方の民が居住・交易していたことがわかる。景興 19（1758）年の序を持つ『諒山團城圖』にも、「土人」（土着民）・「客人」（華人）が雑居し、定期市が毎月六回開催されると記されており[8]、18 世紀前半～半ばの時点で駈驢庸が市場の周りに居住区が広がる市場町となっていたことがわかる。

さて 19 世紀末に編纂された『大南一統志』には、黎朝期の地方官漢郡公が駈驢庸を開設したという伝承が記録されている[9]。漢郡公とは編纂史料では正和四（1683）年に登場する「諒山鎮守漢郡公申公才」に相違ない[10]。彼が開設したとされる駈驢庸も、当時既に存在していた可能性もあるだろう。鎮守とは、形骸化していた都指揮司に代わり各地方の軍政や治安維持のために置かれ、制度上は鄭王府に帰属している［上田 2006: 31-32］。この申公才については現在のランソン市に顕彰碑（四面、1683 年立碑）が残っており[11]、表面には以下のように刻まれている。

（1）安南国諒山処藩将・輔導・官民与上国十三省商客并本国七坊等、為共立祠碑事。（2）夫有功徳及人、人敬而祠乃□之当然。茲藩将・輔導及商客・坊等総皆世上賢人。時有（3）東軍都督府都督同知漢郡公申貴将、為人寛厚、処己公廉、孝悌行於家、忠勤著於国、参陪（4）王府、翼負…（７文字ほど判読不能）…年八月十一日吉時命終、寿生享齢六十四歳、加贈左都督職。（5）皇家功大輔成、日隆寵待、奉差為北道鎮守官。心存撫恤、務止煩苛、闔境官民挙皆憚其厳、楽（6）其徳。群方商旅咸願蔵於市、出於塗、並有啓保。宗為師父、又相与語曰「吾輩受（7）公恩徳至矣」。與其錦繡華耀、称誦於一時、曷若黍稷馨香、奉承於万世。因共立（8）碑廟、歳時奉祠。…（後略）…

---

8 「至駈駅（ママ）庸。属脱朗州、庸舎聯絡、土客雑居。庸有市、毎月六番、商売行貨各物。市東有左府申公祠。京北人、黎時遙領伊鎮、有恵政。人追思之、立祠奉事、稔有霊応。」（『諒山団城図』二十二葉表）

9 「在脱朗州駈驢庸。相伝、黎鎮官都督府左都督漢郡公、治民有恵政、及開設是舗。後人追思祀之。」（『大南一統志』巻四一、諒山省、祠廟、左府祠、八二葉裏）

10 『大越史記全書続編』正和 4（1683）年条。

11 序章【表２】No.6。漢喃研究院所蔵拓本 No.44649～44652。現在本碑文は、申公才を祀った左府祠堂 Đền Tả Phủ（ランソン市ホアン・ヴァン・トゥ地区）内に安置されている。ベトナム語文献に本碑文の録文が紹介されるが、誤りが散見される上、四面のうち三面しか収録していない［Sở Văn hóa Thông tin Lạng Sơn 2012: 195-198］。

＜現代日本語訳＞

安南国諒山処の藩将（藩臣）・輔導・官・民が、上国（中国）十三省の商客ならびに本国の七坊（の人々）と共に祠堂の碑を立てる。そもそも功徳が人に及べば、人が敬って祀るのは……の当然である。ここに藩臣・輔導および商客・坊（の人々）はみな代々この世の賢人（を尊重してきた）。時に東軍都督府都督同知・漢郡公申貴将（申公才）という人物がいた。人柄は寛大で、自身を律するのに公正である。家においては父母に孝行をつくし、国においては忠誠を尽くして仕え、鄭王府に参画し、翼負（？）……年八月十一日の良い時刻に亡くなり、長寿で享年六十四であり、左都督の職を加贈された。皇家（黎朝）に対して大きな功績があって（黎朝皇帝を）輔佐し、日々あつく重用され、（鄭王府から）差遣されて北道（京北地域及び諒山地域に当たる）鎮守の官となった。慰撫に留意し、つとめて煩雑で苛酷（な規定）を廃止した。全土の官や民がみなその厳しさを恐れ、その徳を喜んだ。方々の商人がみな市で（富を）蓄え、行商に出ることを願ったのは、すべて（申公才の）導きと保護があったからである。（申公才を）尊敬して師父とし、また互いに「私は申公の多大な恩恵を受けた」と語り合った。錦繡が美しく輝き、一時的に称賛されるよりは、五穀の香りが遠くまで及び、万世に継承されたほうがよいのではないか。そのために共に碑・祠廟を立て、年中の折々に祭祀をおこなう。

本碑文の概要は申公才の功績を賞賛し祠堂を建設するものであり、これによれば申公才は黎朝朝廷で功績を上げたために諒山・京北両地域の鎮守官に任じられたという。申公才の事蹟は殆ど史料に記録されていないが、「つとめて煩雑で苛酷（な規定）を廃止した」結果各地の商人が諒山地域に到来した等の記述から、税課の減免を通じて諒山地域の商業活動の促進に貢献したことが推測される。また 17 世紀後半には地方で非例官署が中央政府の許可なく乱立され、交通の要衝などにおける私的な通行料の徴収が問題化していた［上田 2006: 33-37］。とすれば、申公才がこれらを禁止することで商人の活動を保護した可能性も考えられよう。

以上を総合すると、18 世紀前半～半ばには、駈驢庸は市場の周りに居住区が広がる市場町となっていた。駈驢庸には 18 世紀初頭の時点で既に長期滞在する華人が多く存在し、駈驢庸を開設したとされる申公才が 17 世紀後半の諒山鎮守であることから、駈驢庸も十七世紀後半には存在していた可能性が高いだろう。

第二節　17 世紀後半における諒山地域への中国商人の進出

（１）諒山地域における中国商人の居住

前章に掲げた申公才の顕彰碑の立碑者（恐らくは同時に出資者）としては、藩臣、中国商人、「本國七坊」の人々が挙げられている[12]。諒山地域における申公才の主要な事蹟が商業活動の保護であったとすれば、彼らが申公才の祠堂の建設に関与した理由は、彼らも駈驢庸での交易活動を通じて利益を上げていたためである可能性が高い。藩臣および七坊の人々については後述することとし、まずは中国商人について考察したい。

申公才の顕彰碑では、中国商人は「上國十三省の商客」（表面）や「天朝十三省の商客」（左側面）と記されている。「上國」「天朝」とは中国を指し、「十三省」はここでは漠然と中国全土を指すと考えられるが、後述の如く実際は多くが広東商人だったのではないだろうか。本碑文左側面には彼らの姓名が列挙されており、磨滅が激しく一部の文字しか判読できないが、碑文のスペースを考慮すると人数はおよそ三十名だと思われる。彼らが当時駈驢庸で交易に従事していたことは間違いないだろう。さらに注目すべきはキークン河南岸のタィン寺（Chùa Thành）残る鐘である[13]。この鐘の第四面には「佛山汾水の萬名炉鑄造す」と刻まれており、中国広東省仏山鎮汾水鋪の万名炉で製造されたことがわかる。紀年は「天運三十六年歳次丁丑孟秋吉旦」とあることから、丁丑年にあたる康熙 36（1697）年作成だと考えられる。この鐘の第一面には以下のように刻まれている。

（1）銘曰…（中略）…（8）募鋳洪鐘壱口。重陸佰餘觔（9）恭就十三省会館（10）関聖帝君殿前、永遠供（11）奉。（12）粤東首郡清涼仏弟子洪必登薫（13）沐謹銘。

＜現代日本語訳＞

以下のような銘を作成した。「…（中略）…」。（寄付を）募って洪鐘一口を鋳造した。重さ六百斤あまりである。謹んで十三省会館の関聖帝君殿の前に置き、永遠に祀る。

粤東首郡（広東省広州府）の清涼仏弟子洪必登が薫沐し、謹んで銘文を作成した。

鐘を鋳造した後「十三省会館の関聖帝君殿の前」に置いたという表現から、当時タィン

---

[12] 本碑文の左側面に中国商人および七坊の人々の姓名が刻まれているが、磨滅が激しく判読できない。

[13] タィン寺は現在のランソン市チーラン Chi Lăng 地区、キークン河湾曲部のすぐ南に位置している。筆者の実権調査では一部の文字を復元できなかったため、漢喃研究院所蔵の拓本（No.16172a-d／44635a-d）、ランソン省博物館所蔵の拓本（登録番号 177/TL）および［Sở Văn hóa Thông tin Lạng Sơn 2012: 302-307］に収録される録文も参照した。

寺は華人の会館であり、関羽を祭っていたことがわかる。「十三省」とは、申公才顕彰碑の「上國十三省の商客」という表現同様、中国全土を漠然と指すと考えられる。会館とは多くの場合同郷人ないし同業の商人ごとに設立される筈だが、中国全土から到来した商人の活動拠点となることを意図して「十三省会館」と命名されたのだろうか。あるいは、明清交替や「三藩の乱」の際の戦乱を避けてこの地に移住した者が多かったのかもしれない。また鐘の寄付者リスト【表１】には、脱朗州・禄平州の官や在俗の仏教信者（「信士」「信女」「優婆夷」「優婆塞」。華人かベトナム人かは不明）のほか、「信商」（在俗の商人？）が多数出資しているが、彼らが駈驢庸に居住する中国商人である可能性もあろう[14]。またタィン寺に現存する 1796 年立碑の「延慶寺碑記」（序章【表２】No.24。延慶寺とはタィン寺のこと）には「其の寺近くは庸市を環（めぐ）らし、遠くは煙霞を眺む。寔に長慶七州の名勝たり。昔時商客輳集し、物力豊盛なれば、相與に斯の寺を構築し、專ら關聖帝君を奉ず。按ずらく、舊鐵鍾を鑄るに歳は丁丑に在り。今を距つること一百二十五年[15]なるも、宛（さながら）に存す。」[16]と記されている。ここから、鐘を鋳造した十七世紀末にはこの地に商人が輻輳しており資金が豊富だったため、寺院を建造し関羽を祭ったことがわかる。同時期の華人の居住については、駈驢石橋（cầu đá Kỳ Lừa）の竣工を記念して保泰五（1724）年十二月に建てられた碑文（序章【表２】No.8）に「北國（中国を指す）十三省の客人」が名を連ねていることからも裏付けられる[17]。

また【表１】で目を引くのは、「〇貫」など銅銭による寄付と「〇両」「〇銭」など銀による寄付とが混在していることである[18]。一般的に、当時の北部ベトナム（平野部）では銅銭が使用され、一方中国では銅銭と銀が併用されていたと言われる。とすれば、ここで銀により寄付している者は、中国商人ないし彼らとの交易により銀を入手した人々と推測さ

---

14 そのほか【表１】の城巡とは、通行税徴収のため諒山鎮城に設置された巡司所のことである。『黎朝会典』巻三之一、二十八葉表～二十九葉裏（漢喃研究院所蔵 A.52 本）。

15 ただし実際には鉄鐘鋳造（1697 年）から立碑まで百年足らずしか経っていない。

16 「(2) 其寺近環庸市、遠眺煙霞。寔為長慶七州之名勝。昔時商客輳集、物力豊盛、相与構（3）築斯寺、専奉　関聖帝君。按、旧鋳鉄鍾歳在丁丑。距今一百二十五年、宛存。」本碑文については、［Sở Văn hóa Thông tin Lạng Sơn 2012: 297-301］に表面の漢文原文と両面のベトナム語訳がある。なお本碑文には「(4) 旧朝之季、州民蠢動、城外皆為戦場、寺漸頽壊。」とあり、黎朝末期すなわち本碑文の立碑直前の時期の戦乱によってこの会館が破壊されたことがわかる。

17 本碑文の裏面には「北国十三省客人功徳開陳于后」と記されており、その後約 60 名の華人の姓名が列挙されている。本碑文はランソン市ホアンヴァントゥ地区のジェンブォン市場 chợ Giếng Vuông 内に現存している。碑文は四面で、ランソン省博物館には四面のうち出資した華人の姓名を列挙する裏面の拓本が保管されている（登録番号 191/TL）。磨滅が激しいため、ランソン省博物館所蔵の拓本、および［Vũ Ngọc Khánh (chủ biên) 1990: 244-245］に収録されるベトナム語抄訳を適宜参照した。

18 諒山地域の 18 世紀の金石史料にもこのような銀と銅銭による寄付の混在が見受けられる。「三青峒碑」（1777 年立碑、漢喃研究院所蔵拓本 No.15887～15888）など。なおタィン寺鉄鐘寄付者リスト【表１】では「勺」なる単位が見えるが詳細不明である。

れる。17 世紀末の時点で、中国商人の進出に伴って諒山地域に銀使用が普及したのだろう。

【表１】タィン寺鉄鐘の寄付者一覧

＜第二面＞

肩書	姓名	出資額
信商	葉朝相	貳兩
	陳邦仁	貳兩
	嚴九思	貳兩
	室雷氏	貳貫
	程憲	一兩五錢
	室文氏	五錢
	許望	一兩
	候忠泰	一兩
	馮連生	一兩
	何子萬	一兩
	全應鳳	一兩
	室鄭氏	貳貫
	呉紹賢	五貫
	周文運	五貫
	室阮氏	貳貫
	林國御	四貫
	段文彩	四貫
	王際亨	六錢
	張我捷	貳貫
	李冠一	貳貫
	陳萬鎰	貳貫
	梅維上	貳貫
	劉大猷	貳貫
	張錬	貳貫
	陳德馨	貳貫
	高耀廖	貳貫
	王其章	一貫六勺
	周端生	一貫五勺
	梁大年	一貫五勺
	彭永齡	五錢
	詹雲奇	五錢
	花映朝	五錢
	王朝俊	五錢
	潘華源	五錢
	周萬釣	五錢
	余英奇	五錢
	敖文彩	五錢
	黄聖門	五錢
	謝兆修	五錢
	張元秀	三錢
	張心如	三錢
	程元吉	三錢

＜第三面＞

肩書	姓名	出資額
脱朗州官	阮其貞	四貫
官母	韋氏	五錢
祿平州官	黄公象	一兩
夫人	韋氏	一兩
官男	公蠡	一貫
城巡衙門	杜公衍	貳兩
	阮有富	
	范得家	
	阮富庶	
	黎世能	
	黄公協	
	黄登魁	
	揚富祿	
	陳文巴	
	阮倫	
信女	呉氏	一貫
信女	農氏	一錢
信士	黎文硯	五勺
妻	范氏	五勺
	農福壽	五勺
優婆塞	如悟	五勺
優婆夷	性直	五勺
	黄奇連	三貫
	趙君明	三貫

＜第四面＞

肩書	姓名	出資額
（記載無）	朱明禮	一貫二勺
	室阮氏	一貫
	劉應隆	一貫零半勺
	魯文政	壹貫
	盧廷壁	壹貫
	譚開羨	壹貫
	萬桂芳	壹貫
	詹惟傑	壹貫
	盧光彩	壹貫
	饒一統	壹貫
	胡道善	壹貫
	文國貞	壹貫
	陳應桂	壹貫
	呉旭生	壹貫
	麥廣秀	壹貫
	鄭結行	壹貫
	趙君懋	壹貫
	周著聞	三勺
	陳上亮	三勺
	梅珍成	三勺
	謝帝成	三勺
	文廷題	三勺
	江魁彦	三勺
	侯志剛	三勺
	劉門侯氏	三勺
	揚觀相	三勺
	朱□如	三勺
	許友仕	三勺
	周帝生	四勺
	陳忠漢	四勺
	蘇承宗	四勺
	周應蘭	四勺
	陳方行	四勺
	黄家相	四勺
	侯志能	二勺
	侯志意	二勺
	譚成章	二勺
	劉建隆	二勺
	梁士昌	二勺
	程堪衢	二勺
	潘玉明	二勺
	程遐明	二勺
	程遐簦	二勺
	黄大定	一勺
	王英仁	三百
	□□	二百
	梁孔義	一百
	潘靈	一百

（２）広西における外省商人の進出と北部ベトナム

次に、諒山と隣接する広西における外省商人の進出について考察する。広西では元来土著民の大半が専業農民であり商業人口は極めて少数だったが、広東商人を中心に外省商人

の進出が珠江水系を通じて進み、清代初～中期には、移住商人の分布が広西東部・珠江沿岸から広西西部へと広がったという［塚田 2000: 187-240］。彼らの進出・移住にともない水路交通の要衝には外省商人の会館が開設されていき［滕蘭花 2011: 115-161］［侯宣傑 2011: 173-183］、例えば広西の中でも西方に位置し、北部ベトナムの諒山や高平などの地域と河川で通じている龍州には、1707 年に粤東会館が設置されている［滕蘭花 2011: 267-268］。すなわち 17 世紀後半は広東商人など外省商人が珠江水系を通じて広西に進出し始める時期であり、当該期の諒山地域における中国商人の居住はその延長線上として理解すべきだろう。なお諒山地域の北隣の高平地域の鎮城付近にも 1678 年に関帝廟が設立されており[19]、河川交通（左江）を通じた中国商人のベトナム北部山地への進出が窺える。

広西・北部ベトナム間の中国商人の活動を裏付けるのが、北部ベトナムに現存する仏山鎮製の鐘である。前節で言及した諒山地域のタィン寺に残る 1697 年の鐘が広東省仏山鎮汾水鋪製だったことである[20]。仏山鎮で鋳造された後は、中国商人の進出と同様、内陸の河川交通（珠江水系）を通して諒山地域に輸出された可能性が高い。おそらくは諒山地域在住の華人が現地と広東の間を往来する商人を通じて仏山鎮に発注し、商人の手を通じて現地にまで運ばれたと考えられる。少なくとも北部ベトナム～広西・広東を舞台とした中国商人の活動が背景に存在していたことは確実だろう[21]。

（３）広西・北部ベトナム間の内陸交易と駈驢庸

当該期の広西・北部ベトナム間の内陸交易について興味深いのは、1678 年に北部ベトナムから長崎に来航した中国商人が、呉三桂政権による広西経由での対北部ベトナム交易を伝えていることである。彼らによれば、浙江産の絹織物が雲南・四川・貴州など「三藩」勢力下の地域に流入しなくなったため、呉三桂政権が陸路で広西から昇龍へ商人を派遣して北部ベトナム産絹織物を購入させていたという[22]。中国産絹織物の代替品として北部ベ

---

[19] 高平地域の神蹟や寺院の由来などを記し、嘉隆 9（1810）年の序をもつ『高平実録』の府境城寺、四七葉裏（漢喃研究院所蔵 A.1129 本）には「関帝廟。其廟自戊午黎永治三（1678）年、鎮所遷居牧馬城、始建廟焉。霊応不泯」とある。

[20] 広東の仏山鎮は明代以降特に鋳造業を中心に発展し、中でも汾水鋪は最も盛んに対外交易をおこなっていた区域である［羅一星 1994］［斯波 2002: 276-292］。

[21] 時代は若干下るが、現カオバン省（高平地域）カオバン市のフォーク寺（Chùa Phố Cũ）に現存する嘉慶 4（1799）年鋳造の鐘にも「佛山聚勝炉造」と刻まれている。この鐘も仏山鎮から河川交通を通じて高平地域まで運ばれてきたのだろう。なおこの鐘に「(3) 処具千觔洪鐘壹員、(4) 敬献（5）関聖帝殿前、永遠供奉」と刻まれており、当時フォーク寺は関帝廟だったことがわかる（筆者は 2014 年 12 月 28 日実見）。

[22] 『華夷変態』巻五, 延寶六（1678）年「拾三番東京船之唐人共申口」（東洋文庫, 1958 年, pp.208-209）。本史料は飯岡直子の論考によりその所在を教えられた［Iioka 2011: 121］。

トナム産絹織物が輸出される構図は、海上貿易と同様である[23]。広西から昇龍までのルートは記録されていないが、おそらくは諒山・京北を経由するルートが採られたと思われる。

夙に神田信夫が指摘したように、「三藩」勢力は管轄地域の商人の貿易を促進しており［神田 1955］、北部ベトナムとの内陸交易も奨励されたことであろう。呉三桂らが鋳造した銅銭がハノイで発見された一括出土銭に大量に含まれていたこと［三宅・菊池 2009: 211-214］、及び 19 世紀半ばの阮朝朝廷で相当数貯蔵されていたこと［多賀 2015: 32］は、交易を通じて「三藩」勢力から北部ベトナムへ大量の銅銭が流入していたことの証左である。無論「三藩」勢力と北部ベトナムとの間の交易においては雲南ルートも重要だったと思われる[24]が、広西～諒山～昇龍ルートもあわせて活用されたのだろう。そしてその際には、前述の駈驢庸や「十三省会館」が中継地点として、物資補給地や宿泊施設の役割を担ったに違いない。

17 世紀後半の駈驢庸における交易活動の実態を記述した史料は皆無であるが、塩は有力な交易品だったと考えられる。広西は非産塩地だったためベトナム塩に対する需要が高く、既に南宋期には交易されていた［塚田 1983: 50-53］。また 18 世紀前半にもベトナム塩が広西の太平府や鎮安府に流入していたことが知られている[25]。17 世紀後半の駈驢庸で広西向けの塩が交易されていたとしても不思議ではないだろう。つまり駈驢庸は、広西で活動する商人にとってのベトナム産品の入手地としても機能していたと推測される。

このように北部ベトナム・広西間には常に交易の需要が存在していた。それ故在地の居住民によるローカルな交易が恒常的におこなわれていたことは間違いないが、17 世紀後半の画期たるゆえんは、広東など外地からの商人が珠江水系を通じ広西からベトナム北部山地へ活動域を拡大していくことにあった。中には、明清交替や「三藩の乱」時期の戦乱を避けてこの地に移住した者もいたかもしれない。彼らは直接昇龍に赴いて絹織物などを購入する場合もあっただろうし、駈驢庸など中越境界地帯の市場町で塩などの必需品を購入

---

[23] 明清交替期の動乱や清朝の遷界令（1661～1683 年）によって中国産品が国際市場に流通しなくなった時期、北部ベトナムは中国産品の代替輸出地として台頭し、生糸・絹織物や陶磁器などが海路を通じ主として日本などへ輸出された［Iioka 2010; 2011］。

[24] 蔡毓栄の「籌滇十疏」には、呉三桂が雲南銅を開拓して銅銭を鋳造し、雲南の壩灑を拠点にベトナムの銀と交易していたことが記されている（『滇繫』巻八之三、藝文、四十七葉裏～四十八葉表（『中國方志叢書』139, 成文出版社, 1989 年, p.695））。

[25] 『清高宗実録』巻 235, 乾隆十（1745）年二月壬申条では両広総督那蘇図が「惟廣西之鎮安一府、向食夷鹽。今既絶其來路。」と述べ、官府が取り締まる以前は鎮安府が「夷鹽」すなわちベトナム塩を消費していたとする。また乾隆二十（1755）年五月初二日の両広総督楊応琚の奏摺に「上年二三月間、太平府屬竟有夷鹽越至内地、官民私買。」（『宮中檔乾隆朝奏摺』第十一輯, 国立故宮博物院, 1983 年, pp.306-307）とあり、太平府でも「夷鹽」が流通していたことがわかる。これらの史料は［蓮田 2005: 85］［孫宏年 2006: 164］［閻彩琴 2007: 133-134］によりその所在を教えられた。

して広西の各地で売却する場合もあっただろう。このように駈驢庸は、昇龍・広西間の中継地点やベトナム産品の入手地として機能していたと考えられる。そして中国商人の活動が北部ベトナムの山岳地帯に及ぶようになった結果、タィン寺鉄鐘の寄付者一覧に見られるように、銀使用がこの地に普及することとなった。

（４）駈驢庸での交易主体と諒山地域の在地首長

次に、駈驢庸を開設したとされる申公才の顕彰碑に名を連ねていた藩臣と「本國七坊」の人々について考察する。前述の如く彼らが申公才の祠堂の建設に関与した理由は、彼らも駈驢庸での交易活動を通じて利益を上げていたためだと考えられる。

藩臣に関しては本碑文の右側面に姓名が列挙されており【表２】、禄平州の韋氏[26]や脱朗州の阮廷氏[27]ら諒山地域の有力藩臣が名を連ねている。おそらく駈驢庸を訪れる中国商人に対し、生活必需品や織物などの特産品を販売していたのだろう。彼らが一族内での後継争いや他藩臣との競争の中で自身の地位と威信を保持するため、何よりもまず財産の獲得を必要としていたことは想像に難くない。実際、以下で取り上げる韋徳勝の事例のように、17 世紀後半の諒山地域では藩臣主導で寺院や祠廟の建造がおこなわれた事例が確認できる。そして彼らの出資を可能にしたのが、駈驢庸での交易活動を通して得られる収益だったに違いない。

本碑文の冒頭に記される韋徳勝は、他の首長と異なり諒山処都総兵使司都総兵使・北軍都督府都督僉事の肩書を持っていることから、当時諒山地域での最有力人物だった可能性が高い。また、軍政を管轄する都総兵使に任じられていることから、有事には諒山地域の首長を統轄する役割が期待されていたと考えられよう。

また、韋徳勝は少なくとも５点の金石史料に登場し、仏寺の建造や重修をおこなっている[28]。碑文中の肩書を見ると、たとえば諒山処長慶府禄平州屈舎社都総兵使司都総兵使・北軍都督僉事・雨郡公韋徳勝（忠天寺碑文、及び三青洞に残る「重修清禅」）とあり、申公才顕彰碑と同様の官名が記されるほか、禄平州屈舎社を拠点としていたこともわかる。それ

[26] 本碑文に名を連ねる韋徳勝と韋福安は、禄平州屈舎社韋氏の有力者である［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011: 112-138］。
[27] 本碑文に名を連ねる阮廷継は脱朗州有秋社阮廷氏の有力者である［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011: 150-196］。
[28] 本章で引用した申公才顕彰碑、後に言及する「顕慶寺洪鐘」のほか、現ランソン省ロクビン県トゥドァン社の忠天寺（chùa Trung Thiên）に残る「母山禅寺」（序章【表２】No.5）、現ランソン市ニタィン地区の三青洞に残る「重修清禅」（序章【表２】No.4）、同じく三青洞に残る永治２（1677）年の碑文（序章【表２】No.3）がある。

らの金石史料では先祖代々王朝に仕えてきたことが主張されており[29]、韋徳勝の頻繁な仏教寺院の建造や重修とそれに伴う石碑の建立は、自らの輔導としての政治的正統性と経済力を誇示する目的があったことは間違いない。また「顕慶寺洪鐘」（1657 年製造）には韋徳勝の妻妾七名が記されているが、その中に「天朝龍州潘氏意」が含まれており、清朝広西省龍州の潘氏とも婚姻関係を持っていたことがわかる[30]。このように 17 世紀後半の中越

【表２】申公才顕彰碑に登場する首長

称号	姓名
奉領官諒山処都総兵使司都総兵使・北軍都督府都督僉事・雨郡公	韋徳勝
奉守開門神武四衛軍務事総督・振郡公	韋福安
□督・弘郡公	阮廷繼
楊郡公	閉国濟
参督・豪俊侯	阮克遵
参督・寧舎侯	阮廷寶
参督・□禄侯	阮克寧
参督・□□侯	黄公明
宣慰同知・朝東侯	黄□□
□□□・□□侯	阮廷法
右校点・□福侯	閉国當
宣慰同知・万華侯	農□□
宣慰使・□□侯	何□□
宣慰□・□□侯	何□□
輔導・□□侯	何公正
輔導・□□侯	□□□
輔導・朝思侯	農歎忠
輔導・□□□	□□□
輔導・碧麟侯	韋富□
輔導・□隆侯	梁□□
輔導・□□□	□□□
輔導・□□□	□□□
輔導・□□侯	何伯年
輔導・福禄侯	□□□
輔導・□□□	□□□
輔導・□□侯	農玉安
輔導・□□□	□□□
輔導・□□□	□□□
輔導・□嚴侯	丁廷□
輔導・□□□	□□□
輔導・藤禄侯	黄□□
輔導・廓義侯	何徳馴
輔導・□□□	□□□

[29] 「重修清禅」（序章【表２】No.4）では冒頭から「(1) 諒山処長慶府禄平州屈舎社・都総兵使司都総兵使・（2）北軍都督僉事・雨郡公韋徳勝、原前曾祖父□輔導官（3）継世子孫為臣、尽忠尽節、恩命（4）国王、為藩将□再奉勅□、守内域外□、制禦辺疆、看守隘（5）関、応対天朝使命、安靖地方、強国脈。再唱率七州軍兵、（6）及各年其務心性、愛慕菩提作福、従修三清洞并（7）仏像各位円満…（後略）…」（漢喃研究院所蔵番号 15886）と記されている。

[30] 鐘の第一面の冒頭には「(1) 諒山処長慶府禄平州屈舎社新（2）造顕慶寺洪鍾序并銘」とあり、この鐘が禄平州屈舎社の顕慶寺において製造されたことがわかる。ただしこの鐘は摩滅が激しく、その経緯などはわからない。第四面には以下の如く出資者が刻まれている。「(4) 一、会主（5）守将城治官・都督・雨郡公韋徳勝字万寿。同妻妾（6）光郎社正夫人韋氏玉、禄亜夫人何氏玉治、次夫人韋氏玉冷、（7）妾韋氏玉春・阮氏福・黄氏□、天朝龍州潘氏意。（8）親母正夫人莫氏玉満、閉氏秋、黄氏蘿、黄氏玉蘿。（9）親男参督・禎祥侯、正妻黎氏玉、黄氏錫、楊氏。（10）次女韋氏蘭。又会主掌奇朝良侯□鄧朝。（11）盛徳万万年□五歳丁酉弐月拾壱日、仏弟子字真祥撰写。（12）禄安社廊陳村韋氏花、阮氏□□、妻黄氏新。（13）一、信施功徳掌奇揚勝侯楊進財。（14）文蘭州周粟社康勇侯何世禄、范文班、阮氏宣。（15）乂安処該庫黎□。錦段社拈村黎公徳」。

境界地帯において、韋徳勝は政治的・経済的に大きな基盤を持っていたことが窺える。

また、『大越史記全書続編』には、「禄平州藩目」韋徳勝が清朝広西省の思陵州八村を占領したという記事が見られる[31]。ヴー・ドゥオン・ルァンが述べるように、当該時期の国家間の領域をめぐる紛争の背景には在地のアクターの利害対立が存在していたと思われる［Vũ Đường Luân 2016］。おそらくは韋徳勝と思陵州土官との間に管轄下の集落をめぐる対立があり、それが黎朝・清朝間の境界紛争として記録されたのだろう。いずれにしても当時の中越境界地帯において韋徳勝は間違いなく複数存在する政治中心の一つであり、17 世紀後半の諒山地域では在地首長が大きな権威を持っていたといえよう。

続いて「本國七坊」については、本碑文左側面に「安南七坊」とあり、「安南」すなわちベトナム側の人々であったことがわかる。坊（phường）とは、同時代の昇龍では他地域から移住した手工業者などの同業者が集まる商区を指し、昇龍の場合は三十六坊が存在したとされる［陳荊和 1970］［Nguyễn Thừa Hỷ 2010: 120-122］。本碑文の坊も、諒山地域に滞在する周辺地域出身の手工業者などを指すと理解できよう[32]。

このように中国商人の進出と申公才の商業保護、それに伴う諒山地域の経済発展は、現地の藩臣、周辺地域の人々など、広範に利益を齎していたことが推測される。

最後に申公才についても触れておく。前述の如く彼の事績は殆ど史料中に記録されず、諒山地域の藩臣との関係も不明なのだが、興味深いのは顕彰碑に彼の籍が京北地域の諒江府安勇県如鉄社（現バクザン省ベトアン県ホンタイ社ニュティェト村 thôn Như Thiết, xã Hồng Thái, huyện Việt An, tỉnh Bắc Giang）と刻まれていることである[33]。この如鉄社は、鎮南関や駈驢庸と京師昇龍とを結ぶルート上に位置しており、現に阮朝初期にこのルート上に駅路が設置された際は如鉄社を通過している[34]。駈驢庸の発展によって諒山・昇龍間の商人の往来が活発化し、如鉄社を経由する人々との生活必需品や特産品の交易が申公才に

---

[31] 『大越史記全書続編』巻 1, 正和 10（1689）年十月条に「段俊科会清人、定禄平州界。先是、禄平州藩目韋徳勝占侵清思陵州八村。清土官韋栄耀訴於広督呉興祚、移書会勘、遣武惟匡・范公芳等往復陳辨、未決者数年。尋命俊科與士［志］遵行。既至為徳勝漏言所撓、不克済、停俊科陪従。至是、命復往、俊科匿徳勝不使見、自与陳・張二委官往勘。栄耀辞屈、以那窩村帰于我。廷臣以俊科辨論合宜、準免前咎。俊科会清人立石碣而還。所棄六村皆荒莽無人烟、独那窩地広民蕃、大得其利。」とあり、韋徳勝が広西省の思陵州八村を占拠し、思陵州土官と対立したことがわかる。

[32] 嘉隆 5（1806）年の序を持つ『皇越一統輿地志』に「駈驢庸。属脱朗州。庸七街。京客家居聯絡。又有市、商客多來聚会。路東有左府申公祠。公京北人。黎時遙嶺京北・諒山二鎮、有恵政。人追思之、立祠奉祀。至今稔有霊応」という記述があり、この「七街」が申公才顕彰碑の七坊と対応する可能性もある（『皇越一統輿地志』巻四、諒山鎮駅路、第三十九葉裏）。

[33] 本碑文の裏面に「(1) 奉差北道鎮守官・東軍都督府都督同知・漢郡公申公才、籍在諒江府安勇県 (2) 如鉄社、為立奉祠香火事。茲見北道諒山處各州藩将・輔導・官民与上国 (3) 十三省商客并本国七坊等有尊敬心建立碑廟、奉祠殊深、厚意恩□、始買田土留為 (4) 香火。…（後略）…」とある。

[34] 『皇越一統輿地志』巻四、京北鎮駅路、三十四葉裏。

も利益を齎していたのかもしれない。

おわりに

本章の内容は以下の通りである。17 世紀後半は、広西から北部ベトナムにかけて珠江水系を通じて中国商人が進出し始める時期であり、諒山地域では現ランソン市中央部のキークン河北岸の駈驢庸に中国商人が居住し、南岸には華人の会館が設置された。当時の商業活動の実態は史料の制約のため不明な部分が多いが、広西から昇龍へ到来し北部ベトナム産絹織物を購入する商人の存在は、17 世紀後半の北部ベトナム・広西間の内陸交易が一面では同時代の海上交易の動向と連動していたことを示す。一方で諒山地域の駈驢庸など中越境界地帯の市場町で塩などのベトナム産品を入手して広西に帰還していた商人も多く存在したに違いない。このように駈驢庸は昇龍・広西間の中継地点やベトナム産品の入手地として機能していたと考えられる。また、中国商人の活動域の延伸に伴って、銀使用が北部ベトナムの山岳地帯に普及することとなった。

また、17 世紀後半の諒山地域においては在地首長の主導で寺院や祠廟の建造がおこなわれた事例が幾つかあり、彼らの出資を可能にしたのが、駈驢庸での交易活動を通して得られる収益だったと考えられる。17 世紀後半は、禄平州屈舎社の韋徳勝のように、在地首長が諒山地域で政治的・経済的に大きな基盤を持っていた時代であった。

18 世紀に入ると、広西では米の搬出に従事するなど広東商人の進出が本格化する[35]。また北部ベトナムでは、前述の如く特に 18 世紀後半から、大量の華人の山岳地帯への進出が始まる。このうち高平・太原・諒山などの地域で活動する商人や鉱山労働者の多くは広東出身であった［閻彩琴 2007: 161-173］。また広西移民社会においては、新興宗族や下層移民を中心に、生活の安定と社会的上昇を求めて種々の異なる生業に従事する経営形態が採られたという［菊池 1998］。そこにベトナム方面への再移住や出稼ぎが含まれていても不自然ではないだろう。すなわち、広東・広西からベトナム北部山地にかけてのヒトの移動は、18 世紀に入ってさらに活発化したといえよう。交易品についても、18 世紀にはベトナム産絹織物が国外市場を失ったものの［Iioka 2010; 2011］、鉱山開発の本格化に伴い銀など大量の鉱山資源が広西経由で中国へ流入するようになる［和田 1961］。このような潮流の中で、清朝も 18 世紀半ば以降内地の商人が広西の水口関・平而関・由村隘から出国してベ

[35] 広西における広東商人の活動全般を扱った論考として［西川 1978: 144-167］［塚田 2000: 187-240］、中でも米の搬出に焦点を当てた論考に［稲田 1986］［山本 2002］がある。

トナムで交易することを公認する。そして一時的な途絶はあったものの、1792 年施行の「内地安南通商事宜」によって、前述の三地点から出国した者は高平地域の牧馬庸、諒山地域の駈驢庸や花山市で市を設けることが許可される[36]。これによって、広西・北部ベトナム間の交易が一層活発化したことは想像に難くない。そして同時に、北部ベトナムの山地社会における銀使用も、18 世紀以降更に拡大していくこととなる[37]。このように見てくると、本稿で考察した 17 世紀後半における珠江水系を通じた中国商人の進出は、18 世紀以降の状況の先駆的段階ということができるだろう。

前述の如く黎鄭政権は、1717 年に駈驢庸などでの外国人の居留を容認したが、そこには高平地域の牧馬庸や、太原地域の北泮庸なども含まれていた［藤原 1980: 31-33］。既述の如く牧馬庸は 1792 年施行の清朝の「内地安南通商事宜」で中国商人の交易が公認された地点であり、駈驢庸と同様に中越交易の中心地として機能していた。北泮庸は、18 世紀後半に数万規模の華人が開発に従事していたことで有名な送星銀山の付近に位置すると考えられ、銀搬出の中心地だったと推測される[38]。すなわち 17 世紀後半～18 世紀初頭は、広西からの中国商人の進出に伴ってこれらの交易拠点が北部ベトナムの山岳地帯に生成する時期といえよう。この時期に発達した交易路や商業活動を基礎に、特に 18 世紀後半において北部ベトナムへの移民の流入が活発化するのではないだろうか。

---

[36] 清朝の通交管理の変遷については、［鈴木 1975: 430-436］［蓮田 2005: 78-79］［孫宏年 2006: 166-172］などに詳しい。

[37] 1723 年における通行税の税額は、諒山地域・高平地域のみ銀立てであった［蓮田 2005: 85］。また 19 世紀前半のベトナム北部山地では、土銀と呼ばれる低品位の民間銀が広く流通していた［多賀 2014: 11-14］。

[38] 送星銀山・北泮庸ともに太原の白通州に位置している［和田 1961: 121］［藤原 1980: 32］。

第二章　18 世紀における諒山地域の在地首長の動向

はじめに

序章で述べたように、近年の東南アジア史研究において 18 世紀～19 世紀前半という時期の再検討・捉え直しが進む中で、商業活動の活発化やフロンティア開発における華人の役割が注目されており、北部ベトナムにおいても特に山岳地帯で数万規模の華人が鉱山採掘に従事していたことが指摘されている。

しかし、かかる時代状況に対するベトナム北部山地の在地首長や在地住民の対応については、これまで殆ど解明されてこなかった。18～19 世紀の北部山地の在地首長に関する研究については、ムオン・ドンのムオン族首長丁功氏の動向を論じた宇野公一郎の研究［宇野 1999］、18～19 世紀の西北地域（興化地域など）のタイ族首長に関する武内房司の研究［武内 2003］、タイバック（西北）地域のムオン・ロー盆地社会の政治構造を考察した岡田雅志の研究［岡田 2012］などがある。また、18～19 世紀のタイバック地域のトゥロン（聚龍）銅山の開発主体が在地首長であることも指摘されている［岡田 2016b］。総じて、研究蓄積は依然として乏しいものの、ムオン族首長や西北地域の在地首長について、時勢に対応しつつ自身の権益を最大限に拡大しようとする彼らの主体性・生存戦略が解明されつつあるといえよう。しかし東北地域の在地首長についての個別研究はほぼ皆無であり、北部山地の地域性を考えるためにも東北地域の在地首長についての研究が必要であろう。

近年では、ポワソンが 19 世紀前半の改土帰流以後も北部山地の首長たちは阮朝やフランス植民地政府の地方統治を担い、勢力を保持していたことを論じ［Poisson 2004; 2009］、ヴー・ドゥオン・ルァンが 18 世紀～19 世紀前半の中越間の領域紛争における在地首長の重要性を指摘するなど［Vũ Đường Luân 2016］、平野部の国家権力にとっての山岳地帯の在地首長の重要性も注目されつつあるが、やはり在地首長側の視点に立った分析は十分ではない。近世ベトナム史を多面的に描き出すためにも、各地域の在地首長の主体性を解明する必要があろう。また、ベトナム東北地域に隣接する中国広西省については、漢族移民の流入に伴いチワン族土官の基盤が動揺し始め、それに対して土官は儒教文化を受容し科挙に応じることで対応していくという過程が詳細に明らかにされている［菊池 1998: 149-160］。これに対しベトナム東北地域の状況を考察することで、南中国～東南アジアの移住の波が地域社会に及ぼした影響とそれに対する在地住民の対応が、より全面的に描き出せるであろう。

以上のような問題意識から、本章では筆者がハノイの文書館や現地（ランソン省）で収集し得た行政文書の写しや首長関連の漢文家譜などを用いて、18 世紀における諒山地域の首長二集団（禄平州率礼社韋氏・禄平州屈舎社韋氏）の動向を分析する。ただし、まずは基礎作業として、第一節ではこれまで未解明だった黎鄭政権の外鎮統治（外鎮とは在地首長を通して間接的に支配していた地域。序章を参照）を復元し、そこにおける藩臣や輔導の役割を明らかにする。そのうえで、第二・三節で 18 世紀の諒山地域の首長が置かれていた状況や、それに対し首長が採った戦略を明らかにする。以上の作業を通じて、山地社会が重大な画期を迎えた 18 世紀における諒山地域の首長集団の主体性に光を当てたい。

【地図】18世紀の諒山地域周辺図（山本達郎編『ベトナム中国関係史』山川出版社、1975年の附図をもとに作成）

第一節　18 世紀の黎鄭政権の外鎮統治と諒山地域の在地首長

（１）18 世紀にいたるまでの黎鄭政権の外鎮統治

1592 年、黎朝は莫朝（1527～1592 年）から京師の昇龍を奪還する。しかしこれ以後各地で莫朝の残党勢力が黎朝への抵抗活動を展開し、最終的に諒山地域の北隣の高平地域を本拠にするに至る［牛軍凱 2012: 45-55］。このように当時の北部山地には黎鄭政権に抵抗する半自立政権が存在していたため、依然として黎鄭政権の支配が貫徹していたとは言い難い状況だった。

1677 年、黎鄭政権が完全に高平地域から莫氏勢力を追放する［牛軍凱 2012: 120-124］。ついで 1710 年代、外鎮についても鎮官が任地に直接赴任することが決定される[1]。言い換えれば、これ以前の外鎮には地方官が必ずしも直接赴任していなかったことになる。諒山地域の場合は保泰 2（1721）年に督鎮官が派遣されており[2]、これ以降在地首長と王朝権力とが直接的かつ長期的な接触を持つようになったと言えよう。また 1722～1723 年に税制改革がおこなわれた際に、外鎮の住民にも税課・兵役の双方が課されている[3]。

（２）黎鄭政権の外鎮統治と首長の役割

本節では、これまで未解明だった黎鄭政権の外鎮統治体制とその中での首長の役割を、漢喃研究院に所蔵される禄平州率礼社韋氏関連の古紙史料[4]の分析を通じて復元していく。本史料は黎鄭政権（ないし鎮官）と禄平州率礼社韋氏との間に交わされた公文書の仏領期に作成された写しであり、黎鄭政権と外鎮の在地首長との間に交わされた文書がまとまって残存する稀有な事例といえる【表１】。ここでは、この中で最も年代が古く、かつ藩臣や輔導の任務に言及されている文書１～４（文書番号は【表１】に対応）を分析する。

まず文書の発給に至るまでの経緯が判明する文書１（1746 年）の全文を掲げる[5]。

奉差諒山道督領［鎮］・殄寇将軍・正首号前翊奇該奇官・都指揮使・潘派侯示本処藩臣防禦僉事・條忠伯韋仲容。係乃前祖父頗有微労。茲黄歯寇残破州民、民［伊？］能堅義為臣、尽忠為於国、奉随攻討、累累戦陣、収復鎮城、掃清賊寇。其功績殊事、加奨賞。仍照奉伝内、仍旧五社庄為該管、及許男子珣武伯韋廷貞為同管、以答殊労。合照計開、練

[1] 『大越史記全書続編』巻 2, 永盛八（1712）年三月条には「参従阮貴徳・阮世播等啓言「今之鎮官、即古制都司之任、治所城廓、宛然猶存。往者、宣・興・太・諒諸鎮、或委兼領、或差近臣為之。兼領者、羈於内鎮、近侍者、恋於留京。苟得従便遥制、循習為常、雖有武臣替代、亦援此例。毎以山川嵐瘴、兵士不便為辞、不知京藩之勢、内外懸隔、疆場之間、彼此何常、卒然有急、安能即救。至於詞訟勾送、行程索頓、民之煩費愈滋。請茲後諸辺鎮官、各令赴任、与四鎮同。其安広原許海陽兼領、然此処海瀕遐遠、請別差能臣、専擒制之任。又宣・興二司、亦宜各許赴、一遵旧制、以昭太平制度。」従之。令外鎮鎮守、並赴鎮莅事。」とあり、阮貴徳・阮世播らの上啓によって宣光・興化・太原・諒山各地域における遥領の廃止と鎮守の任地への直接赴任が要請され、裁可されている。

[2] 諒山地域については『大越史記全書続編』巻 2, 保泰 2（1721）年十月条に「命陪従丁輔益督鎮諒山。諒山以文臣為督鎮、自此始。」とあり、少なくともこれ以後は督鎮官に文臣が充てられ、本官が直接赴任したようである。なお『大越史記全書続編』巻 1, 正和 24（1703）年条に「命提領桂郡公阮徳淵兼領諒山。京官遙領外鎮、自此始。」とあり、京官が直接赴任せずに外鎮を統治する遙領は 1703 年から開始されたと記されている。

[3] 『大越史記全書続編』巻 2, 保泰 3（1724）年十二月条に「定外鎮租庸調及揀兵法。」とあり、この時点で納付すべき税額と兵卒数が設定されたと思われる。

[4] 「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」（漢喃研究院所蔵 AH. A4/7）。概要は序章参照。

[5] 「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」一葉表～裏。

取兵率、依例属随軍門応務、其所管又当操率伍、存撫民居、俾咸有同仇敵愾之忠、趨事赴功之楽。敝（ママ）［倘？］或懈怠不勤、臨敵畏縮、及滋事擾民、有公法在。茲示。

奉仍給為該管共五社庄。其令旨待後洞達頒給。許率礼社従前。

景興四（ママ）［七］年七月二十二日

＜現代日本語訳＞

【表１】「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」中の文書一覧

No.	葉数	発給時期	発信者	受信者	形式	内容
1	1a	景興四［七］（1746）年七月二十二日	奉差諒山道督領殄寇將軍正首号前翊奇該奇官都指揮使潘派侯	本處藩臣防禦僉事・條忠伯韋仲容	示	動乱の鎮圧に際して功績があったため、韋氏の管轄の承認
2	2a	景興四（1743）年十二月初二日	奉差諒山安広等処兼督鎮官副首守号右捷奇兵該管添府潦［僚］東閣各大学士林侯	轄内藩臣・輔導條忠伯韋廷□（南＋五）・男子珣武伯韋廷偵	示	動乱の鎮圧に際して功績があったため、韋氏の管轄の承認
3	3a	景興十（1749）年十一月十七日	奉差諒山処督鎮山西道兼管督領平寇將軍正首号前翊中勝中奮等奇該奇官大保藩派使［侯］	轄内藩臣中左号副号防禦使條忠伯韋仲容	付	動乱の鎮圧に際して功績があったため、韋氏の管轄の承認
4	5a	景興十一（1750）年七月初二日	大元帥総国政尚師明王	諒山処禄平州率礼社藩臣防禦使條忠伯韋仲容・親男輔導珣武韋廷偵	令旨	動乱の鎮圧に際して功績があったため、韋氏の管轄の承認
5	7a	景興十三（1752）年十二月十八日	諒山処督鎮正首号前翊奇該奇官少傅潘派侯	轄内藩臣珣武伯	付	韋廷禎を正左号属号に
6	8a	景興二十（1759）年十月十二日	奉差諒山処督鎮衙門官	正左号属珣武伯韋廷禎	付	韋廷禎の管轄の社で耕作者不在の田が多いため儂人の召募を命令
7	9a	景興二十九（1768）年十月二十一日	奉差諒山処督鎮衙門官	禄平州率礼社員子韋廷龍・韋廷殊	示	韋廷禎の息子韋廷龍・韋廷殊に共同管轄を許可
8	10a	景興三十二（1771）年三月初十日	奉差諒山処督鎮衙門官	正後号属号珣武伯韋廷偵	示	韋廷禎を正後号副号に
9	11a	景興三十四［七］（1776）年十月二十四日	奉差諒山処督鎮衙門官	禄平州率礼社藩臣堅右号副号珣武伯韋廷偵・男子韋廷龍等	示	海晏社・平西（西平）社が再び率礼社韋氏の管轄に
10	12a	景興三十筵（1778）年六月貳拾　日	長慶府禄平州率礼社藩臣中左号副号防禦僉事珣武伯韋廷偵、男子韋廷鑑・韋廷珠・韋廷隆等	（諒山鎮官）	申	管轄の減少をうけて先祖代々の功績を上申
11	20a	昭統元（1787）年筵月二十七日	欽差諒山処督鎮衙門官	属鎮藩目後捷号属号珀楊伯韋廷珠	示	率礼社の嘉・累二甲の土兵八率を韋廷珠に支給
12	21a	昭統元（1787）年九月二十七日	欽差諒山処督鎮衙門官	属鎮藩目後捷号属号珀楊伯韋廷珠	示	率礼社の嘉・累二甲の土兵八率を韋廷珠に支給
13	22a	昭統二（1788）年三月十三日	（五府府僚官）	諒山処長慶府禄平州率礼社社長禄儒惠、色目禄阮清・陳碧儒等	旨伝	硝石の採掘場がないにもかかわらず課されていた税の免除要求を許可
14	23a	光中五（1792）年継三月初一日	長慶府禄憑州高楼総率礼社旧藩臣韋廷珠・親弟艶武伯韋廷艶等	（諒山鎮官）	申	本田一区号同保処の合計10畝の再耕作を要請
15	24a	光中［嘉隆？］六（1807）年十一月二十五日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮雄捷奇右雄校属株	差	犯人の拘禁と拘束を命令
16	25a	光中［嘉隆？］十六（1817?）年十一月二十日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮右雄校属株才伯	差	協鎮官の京師帰還に際し護衛を命令
17	26a	光中［嘉隆？］十六（1817?）年十一月二十一日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮藩臣韋世珠	差	高楼・率礼二社を管轄する韋世珠に、徴税の便のため管率の支給を許可
18	27a	光中［嘉隆？］十七（1818?）年正月十四日	諒山	属鎮藩臣韋世珠	伝	未納の税額の督促を命令
19	28a	嘉隆二（1803）年閏正月二十　日	諒山処長慶府禄平州率礼社旧藩臣□楊即韋廷珠等		申	阮朝に対し先祖及び自身の経歴を申告
20	30a	嘉隆十三（1814）年八月二十二日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮藩臣支派韋世珠	差	韋世珠を右雄校の正属校に
21	31a	嘉隆十四（1815）年九月二十六日	欽差諒山鎮鎮官	属鎮雄捷奇右雄校正属投株伯	差	諒山鎮左堂官が城（昇龍城？）から諒山鎮に帰還するため護衛を命令
22	32a	（1763年頃？）	大元帥総国政尚父上師英断文治武公明王	諒山処藩臣輔導珣武伯韋廷禎・親男仲寿韋廷鏗等	令旨	韋氏の管轄の承認
23	34a	（1752年頃？）	五府・府僚等官	諒山処藩臣輔導珣武伯韋廷禎	奉封子伝	韋氏の管轄の承認

奉差諒山道督鎮・殄寇将軍・正首号前翊奇該奇官・都指揮使・潘派侯が本処の藩臣防禦僉事[6]・條忠伯韋仲容に示(し)す。（韋仲容の）前祖父[7]はささやかながら功労があった。いま黄歯寇が禄平州の民を苦しめた際に、彼（韋仲容）は強い義心を持って（黎朝の）臣となり、国家に忠誠を尽くし、（命を）奉じて征討に従い、かさねて交戦し、諒山鎮城を奪還し、賊寇を平定した。その功績は特別であるので、褒賞を加える。さらに奉伝に照らし、旧来通り五社・庄を管轄とし、息子の珣武伯韋廷貞を共同管轄とするのを許可し、優れた功労に報いる。以下の一覧に照らし、兵卒を訓練し、旧例に従って軍門（諒山鎮官か）に従って任務に当たり、その管轄もまた部隊を訓練して居民を慰撫し、みなに一致団結して敵に憤る忠誠心、任務を成就して功績を上げる喜びを持たせるべきである。もし怠慢で尽力せず、敵と対峙する際に萎縮し、口実をつけて事件を起こし民を騒擾したならば、公法（による処罰）があるだろう。ここに示す。

（命を）奉じて旧来通り支給して管轄とするのは合計で五つの社・庄である。令旨は後に（諒山鎮官が鄭王に）上申して発給されるのを待つように。率礼社が従前の事項に従うのを許す（？）[8]。

景興四(ママ)［七］（1746）年七月二十二日

本文書は「発信者が受信者に示す」という書き出しで始まっており、示という形式の文書であることがわかる。文書の発信者は諒山督鎮の潘派侯阮潘[9]、受信者は藩臣韋仲容である。示式文書は古紙史料中に多数収録されているが、いずれも諒山督鎮から藩臣らに宛てた下行文書である[10]。

文書１の主旨は、韋氏が反乱勢力の討伐と諒山鎮城の奪還に貢献したことをうけ、諒山督鎮が示式文書により彼らの管轄を承認したというものである。すなわち、率礼社韋氏は「黄歯寇」（後述）なる反乱勢力を討伐して団城（諒山鎮城）を奪還したことが記される。

ついで奉伝に照らして「旧来通り五社・庄を管轄と」することが承認されている[11]。奉伝

---

[6] 『官制典例』巻二、十葉裏、軍民防禦使司（漢喃研究院所蔵番号 A.56）に「防禦僉事＜従七品＞」とある。
[7] ここでの「前祖父」という語は、祖先を漠然と指す可能性が高い。
[8] 「許率礼社従前」は前段の文脈に合致しないため、後から書き込まれたのかもしれない。
[9] 『大越史記全書続編』巻 5, 景興 40（1779）年 7 月条に「潘派侯阮潘」とある。
[10] 藤田励夫が紹介する日越外交文書の中に示式文書が五通あり、基本的に書出しは「差出＋示＋充所」で、いずれも何らかの命令を伝達する機能を持っているという［藤田 2016: 37-39］。
[11] 黎朝後期の庄は、低地においては権貴・高官・豪富が貧漂の民を招集し荒地を開いた庄寨を指すが［桜井 1987: 336-338］、山地においては移民集落を指す可能性が指摘されている［岡田 2016c: 37］。諒山地域の庄がいずれを指すか判断するのは難しいが、どちらにしても王朝権力の把握度合いが低いこと

とは鄭王の命令を五府・府僚官（鄭王府に仕える官僚）が伝達する際の文書である[12]。おそらくは、それ以前に諒山督鎮が上啓によって藩臣らの功績と管轄の承認を報告しており、それが鄭王により裁可されて五府・府僚官により奉伝が下されたと考えられる。すなわち文書１では「（諒山督鎮の上啓→）鄭王の裁可→五府・府僚官が諒山督鎮に奉伝を送付→諒山督鎮が韋氏に示式文書を送付」という過程を踏んでいることになる。

また【表１】の各文書から 18 世紀の諒山地域における文書体系を復元したのが【参考図】である。このように 18 世紀の諒山地域では、藩臣や輔導を組み込む形で文書行政が確立していた。

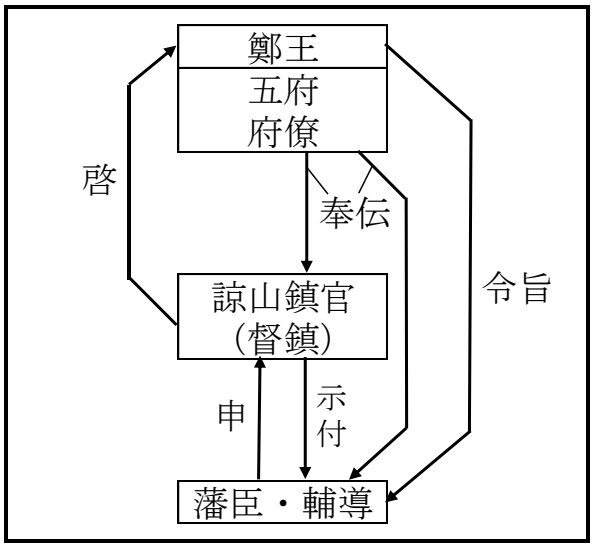

【参考図】18世紀の諒山地域における文書体系

次に、【表１】の中で最も年代が古い 1743 年の文書２の全文を掲げる[13]。

奉差諒山・安広等処兼督鎮官・副首守号・右捷奇兵該管［該奇官？］・添［添差？］府潦［僚］・東閣各大学士林侯［林峯侯］示轄内藩臣・輔導條忠伯韋廷甏・男子珣武伯韋廷偵。為上上年攻討逆基、茲年又挙兵丁、与環忠侯并各号兵等協力攻破端賊、收復団城、累号殊労、可加奨賞等因。応許仍依旧賞給該管五社、以表殊労。合照計開、依如例、練取兵率、留随兵軍門応務、又当操練率伍撫居民、俾咸有同仇敵愾之忠、趨事赴功之楽、以便

は疑い得ないだろう。諒山地域の社は、史料によって庄と記されることがあり、王朝の把握度合いの低さが看取できる。

12 『正和詔書』（漢喃研究院所蔵 A.256）や『北使通録』（漢喃研究院所蔵 A.179）などには「差出＋奉伝＋充所」で始まる文書が多く収録されている。差出は大半が五府・府僚官で、鄭王の命令を伝達する機能を有していると思われる。充所は各種官僚から「天下官員百姓」まで様々である。史料中ではこの種の文書が「奉伝」と呼ばれているため、本論文でもこの呼称を用いる。

13 「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」二葉表～裏。

差撥清辺方。倘或懈怠不勤、臨事畏縮、及藉端滋事擾民、有公法在。茲示。

一、仍給該管五社

率礼社＜兵率二十人＞高楼社＜兵率十一人＞

禄安社＜兵率六人＞海晏社＜兵率三人＞

平西社＜兵率三人＞

景興四年十二月初二日

＜現代日本語訳＞

奉差諒山・安広等処兼督鎮官・副首守号・右捷奇兵該奇官[14]・添差府僚・東閣各大学士林峯侯が管轄地域内の藩臣・輔導の條忠伯韋廷甏・男子珣武伯韋廷偵に示す。（奉伝には）「（韋廷甏と韋廷偵は）一昨年に逆基を征討し、この年もまた兵をおこし、環忠侯[15]ならびに各号の兵と協力して端賊を撃破し、団城（諒山鎮城）を奪還し、続けて優れた功績があったので、褒賞を追加であたえるべきである」とあった。依然として旧来通りに管轄の五社を褒賞として与えるのを許可し、優れた功績を称揚すべきである。下記の一覧に照らし、旧例に従い、兵卒を訓練し、軍門（鎮官か）に従って（？）任務に当たり、また部隊を訓練して居民を慰撫し、みなに一致団結して敵に憤る忠誠心、任務を成就して功績を上げる喜びを持たせ、派兵の便とし辺境を平定するべきである。もし怠慢で尽力せず、事に対処する際に萎縮し、口実をつけて事件を起こし民を騒擾したならば、公法（による裁き）があるだろう。ここに示す。

一、なおも管轄の五社[16]を支給する。

率礼社＜兵卒二十人＞高楼社＜兵卒十一人＞

禄安社＜兵卒六人＞海晏社＜兵卒三人＞

平西社＜兵卒三人＞

景興四（1743）年十二月初二日

本文書も「発信者が受信者に示す」という書き出しで始まっており、文書１と同様の示

---

14 奇とは軍隊の部隊であり、統率する兵数は 200～500 人ほどである。右捷奇は奇の一つであり、400 人を統率していたとされる（『歴朝憲章類誌』巻三十九、兵制誌、設置之額、中興後兵籍総数、外兵各営奇隊）。該奇官とは奇の指揮官であり、おそらくは諒山地域で徴発された部隊ではなく林峯侯が諒山地域に赴任する際に引き連れてきた部隊だろう。

15 「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」二十葉表（AH. A4/6）の「環忠侯黄廷這」すなわち安博州輔導黄廷這か。

16 『同慶御覧地輿誌』諒山省、禄平州によれば高楼総に高楼社、率礼社、禄安社、海晏社、平西庄が属している。

式文書であることがわかる。文書の発信者は諒山督鎮の林峯侯で、受信者は韋廷甑（文書１の韋仲容と同一人物だろう）および韋廷偵で、彼らは藩臣や輔導と呼ばれている。文書１にも記されていた通り、彼らが高楼総の五社を共同管轄していたことがわかる。また、末尾に各社において韋氏が徴発を許可された兵卒数が列挙されている。

文書２の内容を見ていくと、まず何らかの文書の引用があり、そこでは「逆基」（藩臣鑽基、後述）の征討、ついで「端賊」（後述）の征討と団城（諒山鎮城）の奪還に言及されている。すなわち、ここで率礼社韋氏は反乱勢力を討伐して諒山鎮城を奪還したことによって「旧来通りに管轄の五社を褒賞として与える」ことが承認されていることがわかる。文書２の内容だけでは、ここで引用されるのがいかなる形式の文書か不明だが、前述のように文書２と同じ示式文書で類似した内容を持つ文書１では、藩臣らの管轄の承認の際に奉伝に言及されていた。そこで、ひとまず文書２でも同様の過程を経たと考え、奉伝が引用されていると考えておきたい。

続いて文書３は諒山地域の地方官が韋氏宛てに発給した付形式の文書で、「黄歯寇」征討以後も韋氏が功績を上げたことが記されており[17]、文書１や文書２と同様に韋氏が反乱鎮圧に貢献があったため韋氏による五社の管轄を承認する内容である。なお付式文書は韋氏関連文書の中に３点収録されており、すべて督鎮から藩臣らに宛てた下行文書である[18]。

最後に文書４の全文を掲げる[19]。

大元帥総国政尚師明王令旨諒山処禄平州率礼社藩臣防禦使條忠伯韋仲容・親男輔導珣武韋廷偵等。係爾祖父継襲藩臣已経世代、頒因地方有警、乃能伝率家丁討賊、累効勤労、預賞職爵、経本鎮官給該管兵民各社［各社兵民？］。茲有啓、乞仍継襲。経付査寔、応許為継襲輔導・藩臣。照鎮官所給、共五社、兵率共四十三人、准許同該管、随管督鎮・督

---

17 文書３の原文は以下の通り（「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」三葉表～四葉裏）。

奉差諒山処督鎮・山西道兼管督領（ママ）［鎮］平寇将軍・正首号・前翊・中勝・中奮等奇該奇官・太保・藩派使（ママ）［侯］

計

一、奉付轄内藩臣中左号副号・防禦使・條忠伯韋仲容。係乃前祖父、于国有功。及黄歯称兵、伊能将率兵丁、聴随分撥、累陣衝突、收復団城、掃清賊党、現有功績。間已恭奉奉伝、刊給兵民。自此至茲、頗能専勤官役、功在優思（ママ）［恩］、再奉許訂功刪給、仍較量的寔、奉給五社民為該管、及親男珣武伯韋廷偵為同管、以表殊労。合照計開后練取兵率、属聴軍門応務。其所管当、操練卒伍、存撫居民、俾咸有同仇敵愾之心、趨事赴功之楽。其令旨待後洞達、奉有放許。若懈怠不勤、及藉端滋事擾民、有公法在。茲奉付。

…（中略：五社の兵卒数を列挙）…

景興十年十一月十七日

18 示式文書と付式文書はどちらも督鎮から藩臣などの首長に宛てた下行文書だが、その機能の違いは、現在のところ不明である。

19 「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」五葉表～六葉裏。

同官、差撥討賊、以靖地方。其内該等社、仝年祖［租］税・庸兵銭壱百捌拾弐貫参陌参拾文捌分、分為夏冬二務、差収足例、除取寓禄毎率古銭壱貫、共古銭肆拾参貫、止存古銭壱百五拾玖貫参拾文捌分、逓将進納官庫。其木牌・示派・筆墨・猪榔・銭飯等、遵依準定例、内毋得索濫［濫索］。其管兵亦当申厳把［紀？］律、操練精熟、以備差行。倘或差行、若煩擾方民、有公法在。茲令。

一、応准給該管兵、共五社、兵率共四拾參人。

禄平州五社

高楼社＜兵率十一人＞仝年祖庸、古銭参拾五貫壱陌五拾弐文捌

率礼社＜兵率二十人＞仝年祖庸、古銭七拾捌貫参陌拾陸文捌分

禄安社＜兵率六人＞仝年祖庸、古銭参拾貫陸陌弐拾陸文

平西社＜兵率三人＞仝年祖庸、古銭弐拾壱貫五陌肆拾文弐分

海晏社＜兵率三人＞仝年祖庸、古銭拾五貫陸陌拾五文

景興十一年七月初二日

＜現代日本語訳＞

大元帥総国政尚師明王（鄭楹）が諒山処禄平州率礼社の藩臣防禦使條忠伯韋仲容・親男輔導珣武韋廷偵らに令旨をくだす。なんじの祖父（祖先の意か）は藩臣を受け継いで既に世代を経ている。地方が侵略を受けた際、そこで家丁を率いて賊を討ち、かさねて尽力したため、職と爵を与え、既に本鎮官は各社の兵や民を管轄させた。いま（諒山鎮官の）上啓があり、依然として（管轄の各社の兵や民を）受け継ぐことを願っている。既に（潘派侯が）付して事実を調べ、輔導・藩臣を受け継ぐのを許可すべきとした[20]。（諒山）鎮官の支給したところによると、合わせて五社、兵卒は計 43 人で、共同で管轄するのを許可し、督鎮・督同官につき従って、派遣されて賊を征討し、地方を平穏にせよ。そのうちの内該（当該の意か）の社の同年の租税・庸兵の銭（田租や兵役を銭納した際の額か）は 182 貫 3 陌 30 文 8 分で、夏冬の二務に分け、徴収して額を満たせば、寓禄は兵卒一名ごとに古銭 1 貫、合計で古銭 43 貫を除けば、古銭 159 貫 30 文 8 分だけが残るので、（その額を）逓送して官庫に納入せよ。木牌・示派（承示および承派銭か）・筆墨銭・ブタや檳榔・銅銭や飯など[21]は、決定された慣例を遵守し、不法徴収しないように。

[20] 【表１】の文書３に対応すると思われる。

[21] 属吏が税の徴収や督促の際に得る臨時の給与が承示および承派銭である［桜井 1987: 198］。また「筆墨」「銭飯」は、いずれも村落に出張勤務する官吏に対して村落の側が支払う礼銭の一種と考えられる［桜井 1987: 198-199］。「木牌」「猪榔」もおそらくは同様だろう。

管轄下の兵もまた規律を重ねて厳格にし、訓練して熟達させ、派遣に備えるべきである。もし派遣された際、地域の民を騒擾したならば、公法（による裁き）があるだろう。ここに令す。

一、管轄の兵、計五社、兵卒計 43 人を支給するのを許すべきである。

禄平州五社

高楼社＜兵卒 11 人＞同年の祖・庸、古銭 35 貫 1 陌 52 文 8（分）

率礼社＜兵卒 20 人＞同年の祖・庸、古銭 78 貫 3 陌 16 文 8 分

禄安社＜兵卒 6 人＞同年の祖・庸、古銭 30 貫 6 陌 26 文

平西社＜兵卒 3 人＞同年の祖・庸、古銭 21 貫 5 陌 40 文 2 分

海晏社＜兵卒 3 人＞同年の祖・庸、古銭 15 貫 6 陌 15 文

景興十一（1750）年七月初二日

本文書は鄭王が発給した令旨であり、主旨は五社の管轄の保証である。これまでに検討した文書１～３はいずれも示・付形式の文書であり諒山督鎮が発給主体であったが、それらに比して鄭王の令旨は重要性が高いと想定される。おそらくは諒山地域における動乱の鎮圧が一段落着いた頃に、督鎮の報告をうけて鄭王が韋氏に令旨を下したのだろう。

本文書の波線部で徴税の任務について記されており、末尾にも社ごとの税額が記されている[22]ことから、韋氏は五社の税課を管轄していたことがわかる。さきに韋氏が社ごとの徴兵を管轄していたことを指摘したが、本文書の末尾にも社ごとの兵卒の数が記されている。以上から、黎鄭政権の支配体制下における藩臣らの任務が社ごとの徴税と徴兵だったといえよう。本文書で彼らは「諒山処禄平州率礼社の藩臣」などと記されているため、率礼社を拠点としていたと考えられるが、率礼社だけでなく高楼社など近隣の四社における徴税と徴兵を担っていたのである（この点に関しては後述）。このように田祖や兵役が課されるのは「土民」「土人」と呼ばれ水田耕作に従事するタイ系の土着住民である。岡田雅志が述べるように、外鎮の土民に対して 18 世紀から阮朝明命期の改革以前には平野部の一般正丁の半額負担が定められていた［岡田 2016c: 36（注 29）］。本文書で記される税額も、この規定に則ったものだろう。

[22] 古銭とは納税などの国家的支払いに使用される良質な銅銭を指し、黎朝後期には六十文＝一陌であった［桜井 1987: 219］。なお五社の税額を合計すると 181 貫 3 陌 30 文 8 分となり、一貫の誤差がある以外は史料中の数字と一致する。また、この五社の税額から後述の寓禄 43 貫を除いた額（計算上は 139 貫 3 陌 30 文 8 分）も史料中の数字と異なっている。仏領期に誤写されたのかもしれない。

また注目すべきは、波線部で「寓禄は兵卒一名ごとに古銭 1 貫」とすると記されていることである。「寓禄」とは俸給であり[23]、すなわち、韋氏が税収の一部を俸給として獲得できたということである。また「木牌・示派・筆墨銭・ブタや檳榔・銅銭や飯など」の各種礼銭も、慣例の範囲内であれば徴収が容認されている。このように、黎鄭政権の支配体制のもとで各社の徴税と徴兵を管轄することで、藩臣らの側も利益を享受できたのである。これは、黎鄭政権から徴税と徴兵を承認されていた各社が、彼ら藩臣らにとっての権益になっていたことに他ならない[24]。以上、率礼社韋氏の事例の考察を通じ、黎鄭政権の外鎮統治体制において藩臣らは社ごとの徴税と徴兵を担っていたが、一方で藩臣らの側にもメリットがあったことを論じた[25]。

第二節　18 世紀半ばの動乱と諒山地域の在地首長

（1）18 世紀半ばの諒山地域における動乱

1730 年代末から北部ベトナム全域で動乱が発生するが、それは諒山地域も同様であった。動乱鎮圧後少し経った 1777 年末に諒山督鎮に任じられた呉時仕[26]は、「請留京兵附鎮啓」と題された鄭王への上啓の中で、藩臣鑽基、端賊[27]、黄歯賊の反乱により諒山鎮城が三度陥落したと述べている[28]。また別の上啓「再請移鎮啓」では、それらの反乱に現地の居民や新

---

23 黎朝後期には、官僚や軍隊に対し俸給として社を割り当て、そこでの税収を受給者の俸給とする禄社制が採られ、寓禄とは黎朝系文班官職に対する職秩とされる［上田 2008: 35-40］。諒山地域の藩臣たちに対しては各社の税収の一部のみが寓禄とされているが、これも禄社制の一環と考えられよう。

24 『大越史記全書続編』巻 3, 永佑 5（1739）年四月条には「執政議処置外藩六條。大約以為太原・高平・宣・興・諒山諸鎮、乃国家藩維。宜随方処置、以固辺圉。一條、藩臣・輔導、多倖求該管兵民、宜委鎮官簡択可者、乃授。…（後略）…」とあり、藩臣や輔導の中に「該管の兵・民」を求める者がいたことがわかる。黎鄭政権から承認を受けて各社での徴税と徴兵に当たることは、彼らの利益獲得につながっていたのだろう。

25 宇野公一郎は、ムオン・ドンのムオン族首長丁功氏の家譜を分析して彼らの動向を論じる中で、丁功氏が管轄下の各社の税課と兵役を管轄していたことを述べるが、この部分は聞き取り調査で得られた情報に依拠している［宇野 1999: 158, 162］。本稿はこの事柄を、行政文書というより信頼度の高い史料を用いて、より詳細に解明したことになる。

26 『呉家文派』午峰文集, 双仙山洞記には「景興丁酉冬十二月某奉旨出鎮、既到任、見城西南隅一山、号馬（ママ）［禄馬］、有憑高拠勝之便。」（漢喃研究院所蔵 A.117/1 本）とあり、景興丁酉（1777）年十二月に呉時仕が諒山地域に赴任したことがわかる。

27 率礼社韋氏関連文書の前掲文書２に端賊征討について言及されているように、1743 年頃諒山地域で活動していた。とすれば『大越史記全書続編』巻 4, 景興 4（1743）年二月条の「諒山土賊陥鎮城、督鎮武佐詠、督同陳公昕死之。時、芹営劫嘯聚逼城、壅絶餉道。詠告急于朝、命陳綿（ママ）［廷錦］率師赴之。錦逗遛不進、詠等力竭城陥、皆遇害。藩臣阮廷聘率土兵攻賊、破之、復其城。」という記述に現れる「諒山土賊」が「端賊」に当たると考えられる。

28 「昔者基・端・黄歯之変、団城三次失守。七州之民、陥於塗炭。朝廷命将出帥、厘一番籌画、屈数年財力。」（『呉家文派』保障宏謨, 請留京兵附鎮啓, 三十四葉裏（漢喃研究院所蔵 A117/5 本））

来の移民たる儂人[29]が加わっていたと記されている[30]。

このうち藩臣鑽基は、中国史料では韋福琯[31]と記され、永祐三（1737）年頃に反乱を起こすと中越境界地帯を騒擾［鈴木 1975: 421］、永佑 5～6（1739～1740）年頃には諒山鎮城を攻略し[32]、その後景興 3（1742）年二月に捕縛されている[33]。中国史料によれば彼の集団は広東崇善県の革生葉蓁なる人物が首謀者となり、広東人の周老六なる人物が鎗棒教師を務めていたとされ[34]、中国からの移民を勢力内に取り込んでいたことは間違いない。

また黄歯賊（寇）は、莫氏の残党を自称していたとされる[35]。【表 1 】の前掲文書 1（1746 年）で言及されているように、諒山地域では 1744 年末～1745 年頃に文蘭州を騒擾しているようである。牛軍凱によれば、莫氏残党は当時広西省に逃れていたが、北部ベトナム各地で動乱が発生したことにより、高平地域の保楽を拠点として反乱を起こし、当時ベトナム北部山地で鉱山採掘に従事していた華人集団も少なくない数が彼らに帰附したという［牛軍凱 2012: 148-154］。ただし 18 世紀後半の官僚黎貴惇が記した『見聞小録』は、黄歯なる集団が広西省「向武州の人」により構成されていたと記す[36]。この二史料を整合的に解釈しようとすると、二つの可能性が考えられよう。第一に黄歯賊の統率者が莫氏残党でその配下が向武州の人々だった可能性、第二に実際には莫氏の血を引いていない向武州の人々が故意に莫氏の後裔を名乗った可能性である。後者の場合は、現地民の間で莫氏政権の記憶が残っており、莫氏の血統を主張が威厳の獲得につながったことを示すだろう。いずれにしても黄歯賊が中国広西省から到来した集団であることは疑い得ない。

---

29 儂人とは、18 世紀に海陸から大量の移民が到来する中で、土着住民と華人・その他異民族の間に位置する「比較的順応度の高い移住者」として黎鄭政権が創出した新しいカテゴリーである。諒山や高平などの地域における儂人には、鉱山開発などに沸く商業ブームを背景に商業活動に従事する者、耕作者がいなくなった流散村落において耕作に従事する者、鉱山採掘や森林産物採取に従事する者、藩臣の支配地域で小作人や私兵となる者などがおり、前三者については銀税が課された［岡田 2016c］。

30 「昔逆基以藩目唱乱囲城、儂人相率影附。温州之民、導逆端従京北上。文蘭［蘭］・七泉之民、導黄歯従太原來。団城屡次失守、動労廟算。」（『呉家文派』保障宏謨, 再請移鎮啓, 二十一葉表（漢喃研究院所蔵 A117/5 本））

31 「韋福某」という名前から、後述する禄平州屈舎社韋氏との関連が推測されるが、屈舎社韋氏の家譜には彼に関する情報は記されておらず、詳細は不明である。

32 「諒山鎮総撫参従戸部尚書暉郡公呉廷碩卒于鎮。廷碩出諒山纔数月、藩臣鑽基反、囲団城。城中無兵、或勧之走可免。廷碩曰「吾職守土、当死此城。去将安之。」遂為賊所陥、至是卒。」（『大越史記全書続編』巻 2, 永佑 6（1740）年二月条）

33 『大越史記全書続編』巻 4, 景興 3（1742）年二月 6 番の記事に「阮登顕擒纘基於横蒲。始基作乱、攻囲城。督鎮呉廷碩為所陥。王襲位、命攻破之、基敗走。至是獲斬之。」とある。

34 『史料旬刊』第十六期、安南土官韋福琯滋擾諒山案、譚行義摺（台北：国風出版社, 1963 年, p.298）

35 『欽定越史通鑑綱目』景興 5（1744）年五月条の註に「莫氏遺孽。號黄歯賊。是年寇高平、督鎮廷伯率兵進勦、大破之」とあり、彼らが莫氏残党を自称していたことがわかる。『欽定越史通鑑綱目』は影印本（台北: 国立中央図書館, 1969 年）を利用した。

36 『見聞小録』巻六, 封域, 四十葉表～裏（漢喃研究院所蔵 VHv.1322 本）に「宣光處有諸種人。…（中略）…一曰黄歯。多向武州人、好染歯。穿山渉水、甚捷、性悍無類、不治生業、只好漂掠。」とある。本史料については［岡田 2016c: 9-16］も参照。

このように 1730 年代末～1740 年代に、諒山地域も頻繁に動乱に巻き込まれており、現地居民や広西方面からの移民も反乱勢力に参加していた。その背景には、「華人の世紀」における南中国～東南アジアのヒトの移動の活発化と、それに伴う流動性の高まりや社会の不安定化があったと考えられる。少し時代は下るが、先述の呉時仕は、1770 年代後半における諒山地域の社会状況を以下のように描写している[37]。

臣奉照本鎮与内地鄰接、号称重鎮、而山多田少、民戸甚稀、較之四鎮、纔当一大県、耕植歳只一務、秋禾失則夏黍無所仰。儂人与土人受役、倏聚忽散、儂去則土不堪受而随漂。且使路往来三年一期、夫駅之煩、供応之費、財力未嘗獲舒、正兵不能足率、而苦於勾催、附兵不便長従、而困於傭顧。或被頑巧捏契占田、欲耕無地、或被公私捉債酷擾、欲住不能。或被戸率・兵率重補不堪、逃漂避役、加以歳旱、百穀不生、民至生噉菜茄、及煮禹餘糧為食、亦不能継、満路扶携、餓莩相枕。臣目見窮氓苦境、深為惻然、奉已宣示徳意、随方拯救、止詞訟停勾催。

＜現代日本語訳＞

臣は命を受けて調べますに本鎮は内地（中国）と隣接し、重鎮を称し、山は多く田は少なく、民戸は非常に稀少で、これを四鎮と比べると、かろうじて一つの大県に相当するのみで、耕作は一年でただ一務しかなく、秋稲が失われれば夏黍は頼ることができません。儂人と土人は役を受けておりますが、(彼らは) たちまち集まってもたちまち離散し、儂人が去れば土人は（役を）受けるのに耐えられず漂流するに任せております。かつ使者は三年に一度往来しておりますが、夫駅（駅夫ないし夫役の意か）の煩雑さ、物資供出の経費（のために)、財力は今まで余裕があったことはなく、正兵は率いるのに十分ではなく、取り立てに苦しみ、附兵は長期に渡る従軍に都合が悪く、雇用の面で悩まされております[38]。ある者は頑迷で狡猾な者に契を捏造されて田を占拠され、耕作しようとしても土地がなく、ある者は公私に負債の督促を受けて甚だしく擾乱され、居住しようと思ってもできません。ある者は戸率・兵率重補（税課と兵役を重ねて割り当てられて？）堪え切れず、逃亡・流亡して役を避け、加えて旱魃の年があったために、穀物は生産できず、民は菜や茄をなまで食べ、禹餘糧（クナオ củ nâu）[39]を煮て食とするまでに至って

[37] 『呉家文派』保障宏謨, 区処藩方啓, 八葉表～裏（漢喃研究院所蔵 A117/5 本）
[38] 正兵と附兵は第三章第二節（３）で取り上げる。
[39] クナオはヤムイモの一種で、中国やベトナムで黄色染料として広く用いられた。また中国では腹痛に効く薬材としても利用されていた［岡田 2018: 264］。

いますが、続けることはできず、道一杯に助け合い、餓死者は入り乱れて倒れております。臣は窮民の苦境を目の当たりにし、深く悲しみ、命を奉じて既に（鄭王の）恩徳を行き渡らせる意図を布告し、情勢に応じて救済し、訴訟を止め取り立てを停止しました。

ここでは新来の移住民たる儂人の流動性が高く、彼らが再移住すると残された土人に対し徭役の負担がかかり、土人さえも流亡してしまう状況が記されている[40]。さらに朝貢使節の往来に際する負担や旱魃の多発によって、地域住民は一層困窮した状況に陥っているという。先述した 1740 年代の動乱に地域住民や移民が広範に参加していた背景には、このような社会の不安定化のなかで経済基盤を失い流亡する者が大量に発生するという状況があったのである。かかる状況下では、在地首長であってもその地位が危機に晒されていたと推測できるが、以下、禄平州屈舎社韋氏の事例を分析していく。

（２）18 世紀半ばの動乱と禄平州屈舎社韋氏

本節ではランソン省博物館に所蔵される禄平州屈舎社韋氏家譜１を使用する（韋氏家譜については序章を参照）。本家譜が記載する系譜は 19 世紀初頭で終わっているため、19 世紀前半に編纂されたと考えられる。表紙に「韋家譜記」と記され【写真】、18 世紀半ばの文書を多く収録している【表２】。

ここでは 18 世紀半ばの動乱に際する屈舎社韋氏の動向を考察するため、【表２】中の２番の文書を掲げる。本文書は 1745 年に作成された諒山督鎮宛ての申という形式の上申文書であり、前半では 1743 年までの動乱鎮圧の際の功績およびそれに対する論功行賞を列挙し、後半では 1744～1745 年の動乱鎮圧の際の功績を報告した上で、それに対する論功行賞、および管轄してきた各社の兵や民の再承認を要求している。まず前半の冒頭を掲げる[41]。

諒山処禄平州屈舎社藩臣・防禦僉事・栄寿侯申。為陳由来歴及己身功績事。原於前祖祖父歴代為臣、竭節宣労、輔佐王室、奉差征討、頗有勲労、守禦辺方、鎮撫群動、祗受勅命、累蒙寵秩、恭奉旨令［令旨］、該管兵民。垂及子孫、閥閲継襲。於己未年、忽被小醜唱為乱運［逆］、是日投生高平。赴京謹啓、恭奉奉伝、許属督領官先鋒、攻勦賊党、並已清平。廼於庚申年三月日、再恭奉奉伝、属随前内水隊林武侯、攻討賊戸忠・儒逢等輩、

[40] 諒山地域における流散村落の多さは、桜井由躬雄も指摘している［桜井 1987: 334, 348］。
[41] 「韋家譜記」十二葉裏～十三葉裏。

在八位地方、并誘導伊民、投降帰命、済其事務。至於辛酉年九月日、恭奉奉伝、属随前奉差督領官泰嶺侯、先鋒攻討本処賊徒瓚基、与賊交攻各陣、率先鋒、斬得四十五馘・挾銃四十四口・馬貳匹、日者納在前督鎮官逋納。奉陞防禦僉事職、再承奉伝、删給旧管兵民、禄平州・安博州、錦段・靖茄・三弄・安快・永康・恒産・延業・太平・麗遠・福勝等社兵民、許韋世琴与前親兄冠寿□兄弟、同為該管、随本処応務、竝無毫爽。

＜現代日本語訳＞

諒山処禄平州屈舎社の藩臣・防禦僉事・栄寿侯が申す。来歴および自身の功績を陳情致します。元来前祖祖父の際に代々臣となり、誠意を尽くし尽力し、王室を輔佐し、（黎朝皇帝の）命を受けて差遣されて（賊を）征討し、いくらか功労があり、辺境を守備し、

【写真】韋氏家譜１（筆者撮影）

【表２】「韋家譜記」収録の公文の写し一覧

	年月日（旧暦）	発給主体	形式	内容	葉数
1		諒山処長慶府禄平州屈舎社藩臣・輔導某侯	申	始祖から韋福（世）琴に至るまでの系譜と功績	1a-5b
	（「承抄歴代先祖官亟姓字」と題して韋氏の系譜を記述）				6a-12a
2	景興六（1745）年四月十某日	諒山処禄平州屈舎社藩臣防禦僉事・栄寿侯	申	1739～1745年の間の功績を申告	12b-17a
3	景興四（1743）年四月十某日	諒山処禄平州屈舎社堅義藩臣韋世琴・韋世綿・黄廷逞 ・黄廷滔・黄鋭基・阮倫琢	啓	景興四年の動乱にともなう功績を申告	17b-20a
4	景興十一（1750）年五月二十某日	諒山処禄平州屈舎社藩臣韋世琴	申	1741～1746年の間の功績を申告	20b-24a
5	景興十一（1750）年六月十某日	諒山処禄平州屈舎社鋭基黄登楊	申	1740～1746年の間の功績を申告	24b-26a
6	景興四（1743）年四月二十某日	諒山処禄平州屈舎社防禦僉事鋭基黄登楊	申	景興四年の動乱にともなう功績を申告	26b-27b

群衆を安撫し、勅命を謹んで受け、度々高位の官職を授かり、恭しく令旨を奉じ、兵と民を管轄しました。（この状況は）子孫にまで伝わり、功臣の家柄を継承してきました。己未（1739）年、突然卑賤な輩が反乱を起こし、この日高平に（逃れて）生活の途を求めました。赴京して謹んで上啓し、恭しく奉伝を奉じ、督領官の先頭部隊に属することを許され、賊党を攻撃し、みな既に平穏となりました。庚申（1740）年三月某日になって、再び恭しく奉伝を奉じ、前内水隊[42]林武侯に従い、八位地方で賊の戸忠・儒逢一味を征討し、ならびにその地方の民を導いて、投降帰順させ、公務を輔佐致しました。辛酉（1741）年九月某日にいたり、恭しく奉伝を奉じ、前奉差督領官泰嶺侯に従い、先頭部隊として本処の賊徒瓚基を攻撃し、賊と何度か交戦し、先頭部隊を率いて四十五人の首を斬り、小銃四十四口・馬二匹を獲得し、先日前督鎮官に納めて（朝廷に）順次納めました。（鄭王の）命を受けて防禦僉事の職に昇進し、再び奉伝を承け、以前から管轄している兵と民、禄平州・安博州の錦段・靖茄・三弄・安快・永康・恒産・延業・太平・麗遠・福勝などの社の兵と民を支給され、韋世琴と前親兄冠寿□兄弟と共同で管轄するのを許され、本処（の官）に従って任務に当たりましたが、みな小さな過失もありませんでした。

本文書の発給者である栄寿侯は、本家譜の別の箇所によれば韋福琴という名であり、宣慰大使（正三品）の職まで昇進したとされる[43]。「諒山処禄平州屈舎社の藩臣」と記されているので、屈舎社を拠点としていたと考えられる。

1739 年の反乱発生時に「高平に（逃れて）生活の途を求めました」と記されていることから、屈舎社韋氏は諒山地域の北隣の高平地域に逃亡せざるを得ないほど甚大な被害を受けたと判断できる。この時反乱を起こした「卑賤な輩」は、藩臣鑽基を指すのだろう。

韋福琴は 1741 年に瓚（鑽）基を攻撃した後に防禦僉事（従七品）[44]に昇進しており、反乱鎮圧の功績によって黎鄭政権から官職を授与されたことがわかる。また奉伝によって「以前から管轄している兵と民、禄平州・安博州の錦段・靖茄・三弄・安快・永康・恒産・延

---

42 隊は奇と同様に軍隊の部隊であるが、奇よりも規模は小さい。内水隊はその一つで、統率する兵数は 15 人ほどだったようである（『歴朝憲章類誌』巻三十九、兵制誌、設置之額、中興後兵籍総数、外兵各営奇隊）。

43 「…（前略）…生栄寿侯韋福琴、襲承父業該管兵民、恭奉勅命、為宣慰大使職、仍爵。」（「韋家譜記」五葉表～裏）なお韋福琴と韋世琴は同一人物と考えられる。以下史料原文の引用を除いて韋福琴で統一する。

44 『官制典例』巻二、十葉裏、軍民防禦使司に「防禦僉事＜従七品＞」とある。

業・太平・麗遠・福勝などの社の兵と民を支給され」ている。社の兵と民の支給とは、前述の率礼社韋氏のように各社の税課と兵役の管轄の委任を指すのだろう。屈舎社韋氏が反乱鎮圧の功績によって従前の管轄（屈舎社などか）に加えて新たに十社の管轄を許可されたことがわかる。

また本文書の続く箇所では 1742 年に言郡という集団が禄平州を侵略した際の様子が記される[45]。

> 迺於壬戌年八月日、賊徒言郡嘯聚棍徒外千余人、侵破禄平各社人民、甚於酷害。其前親兄冠寿、及右捷旧随号允忠、幷優兵七人力不能制、一時被害。其韋世琴在軍門応務、承鎮官嶺石侯付差攻勦、陣前斬得賊馘、收得銃口・器械、及浮（ママ）［俘］獲言郡、逓諸府門解納。間者承前鎮官依前奉伝、删給付各社兵民如原、許韋世琴該管、随本鎮応務。
>
> ＜現代日本語訳＞
>
> 壬戌（1742）年八月某日にいたり、賊徒言郡が棍徒千人以上を呼び集め、禄平州各社の人民を騒擾し、残虐より甚だしいものでした。前親兄冠寿、および右捷（奇）[46]旧随号允忠、ならびに清乂優兵[47]七人は、力不足で制圧することができず、同時に被害を受けました。韋世琴は軍門（諒山鎮城か）で任務に当たっておりましたが、鎮官嶺石侯の付を承けて差遣されて征討し、戦闘で賊の首を斬り、銃・武器を獲得し、および言郡を捕獲し、諸府門（諒山鎮官か）に送り（朝廷に）解送し納入致しました。近頃前鎮官が旧来通りに伝を奉じ、以前のように各社の兵や民を支給し、韋世琴が管轄し、本鎮（の官）に従って任務に当たるのを許可されました。

ここでは言郡の禄平州侵略の際に文書作成者である韋世（福）琴の兄である冠寿（爵号か）が死亡している。韋福琴の兄であることから、相応の有力者と考えて差し支えないだろう。かかる人物の死は、間違いなく屈舎社韋氏にとって痛手だったに違いない。またこの時には、右捷奇随号允忠や清乂優兵など他地域から諒山地域に派遣された応援部隊も被害を受けており、被害の甚大さが窺える。このように、18 世紀半ばに禄平州は頻繁に動乱

---

45 「韋家譜記」十三葉裏～十四葉表。

46 右捷奇については注 14 参照。

47 「優兵」とは黎朝復興の主力となった清化・乂安出身の兵士のことで、黎鄭政権の軍隊の中心となって大いに優遇されたので優兵と呼ばれた［藤原 1967: 104］。おそらくは右捷奇随号允忠により統率されて諒山地域の防備に当たっていたのだろう。

に巻き込まれ、屈舎社韋氏も高平地域への逃亡、構成員の死亡などの小さくない被害を受けていることがわかる。

また前述の如く 1741 年には反乱鎮圧における功績をうけて黎鄭政権が奉伝を発給し、韋氏の管轄を承認していたが、それは 1742 年の箇所でも同様であり、韋福琴が言郡を捕獲すると伝（奉伝と同一か）により従来通り各社の兵や民の管轄を承認されている。さらに本文書の続く箇所[48]では、1743（癸亥）年に端郡（端賊か）により団城が侵略され諒山鎮官が死亡したことをうけ、端郡を征討して功績を奉差京北道統領官綿郡公に報告し（【表２】中の３番の文書に対応）、鄭王の令旨により招討僉事（正六品）[49]に昇進、伯爵が授与され、同年六月新たに赴任した泰嶺侯によって旧来の管轄が承認されている（「依所原管」）。以上のように、屈舎社韋氏に功績があるたびに、黎鄭政権が文書の発給を通じて官職を授与すると同時に彼らの管轄を承認していることが看取できよう。

次に、本文書の後半部[50]では、1744（甲子）年に嘉関を鯀賊なる集団の攻撃から守り、禄平州錦段社などを侵略した賊徒を征討したこと、同年に文蘭州・文淵州を攻撃した黄歯賊を征討したこと、1745（乙丑）年に安博州を侵略した瑟賊なる集団や、鎮の治所を攻撃した外国（国外の意か？）の暴徒を征討したことなどが記されている。このように 1744～1745 年にも功績を上げたことを主張した上で、末尾（注 50 の波線部）において、従来管轄していた各社の兵と民の管轄の再承認と、鄭王の令旨の発給を要請している。ここで韋福琴が最終的に鄭王の令旨を要求していることからも、彼らにとって示や付など諒山督鎮が発給

---

48 「于癸亥年四月日、賊徒自称端郡及外国棍徒三衝等輩侵破団城、官軍被害。其世琴在屯、忽見急報、即刻糾率内該各社兵丁、尽率先鋒黄鋭基・阮儒琢攻破各陣、斬得賊馘、及生擒銃口・馬匹・旗鼓・器械等物。間者備類功績、納在奉差京北道統領官綿郡公。恭奉令旨、准放陞招討僉事職・伯爵。於是年六月日、奉見奉差官督鎮前泰嶺侯、赴任本処。日者照査功績、憫有微労、依所原管、再示給賞先安州定立・丙舎・堅木等社兵民、許黄鋭基為該管、立屯禦在伊地方、制禦賊徒。□督鎮官、任未半年、忽被不禄。」（「韋家譜記」十四葉表～十五葉表）

49 『官制典例』巻二、十葉裏、軍民招討使司（漢喃研究院所蔵番号 A.56）に「招討僉事＜正六品＞」とある。

50 「於甲子年八月日、再恭奉伝攻禦鯀賊。日者韋世琴・黄鋭基糾率本号官兵、整備旗幟・器械・銃口・薬弾、進就嘉關、築塁攔截。于是年十月初五日、賊徒侵破禄平州錦段・錦花・三弄等社、承票旋回攻勦。其韋世琴率本校差防禦僉事鋭基黄廷楊、星趍日夜、進回攻討、不旬日間、賊徒敗走、伊方復業如故。又是年十月二十六日、黄歯賊侵破文蘭・文淵等州地方人民、甚於残害。承付差攻勦、出夷入険、自十月至正月日、与賊交各陣、斬得賊馘、與俘獲生擒銃口・旗鼓、攻績已有転啓、未蒙軫。及迺於乙丑年二月初四日、賊徒□副仕社瑟等嘯聚、在東朝・陸岸等地方、侵破安博州。于時承付差率本号官兵、直抵陸岸県、攻討賊徒敗走、招撫方民、各復回生業、再訂期交攻与瑟賊。且聞鎮所被外国棍徒潜夜焼破、掠取財物。其韋世琴聴聞消息、忐忑中肝、日夜旋回鎮所応務。於是年三月十七日、賊徒□功厚嘯聚外国棍徒等輩、侵破先安州・安広州潺湲地界、承付差糾□管兵丁□率、與防禦僉事黄鋭基・百戸阮儒琢、率先鋒直抵賊屯、交鋒各陣、奮力先鋒前斬得賊馘、及生擒銃口・器械等項、已備投納。爲此備実来申、乞審実攻績内、恤及微臣、删給旧管如原錦段・靖茄・三弄・安快・太平・福勝・珠巻等社兵民為該管、啓聞洞達、恭乞令旨、奉回放賜、仰蒙萬賴。景興六（1745）年四月十　日申。」（「韋家譜記」十五葉裏～十七葉表）

主体の文書より鄭王の令旨の方が重要性が高いと認識されていたと想定される。

以上を総合すると、18 世紀半ばにおいては諒山鎮城だけでなく禄平州も頻繁に動乱に巻き込まれ、屈舎社韋氏も高平地域への逃亡や構成員の死亡など小さくない被害を受けており、首長の地位も不安定だったと思われる。かかる状況下で、韋氏に対し反乱鎮圧などの功績があるたびに、黎鄭政権は令旨や奉伝など文書の発給によって頻繁に首長に官職を授与し、各社の管轄を承認していた。前述の鑽基のように藩臣からも黎鄭政権に対し反旗を翻す者が現れるという流動的な情勢の中で、藩臣たちを自らの側につなぎ止めておこうという黎鄭政権側の意図の表れといえよう。

ここで想起すべきは、前節で考察した率礼社韋氏の事例において、彼らが藩臣鑽基、端賊、黄歯賊などの反乱を討伐すると、諒山督鎮や鄭王が示・付・令旨などの文書を発給していたが、これらの内容はいずれも高楼総五社における税課や兵役の管轄の承認であったことである。すなわち、禄平州率礼社韋氏に対し、黎鄭政権は文書の発給を通じて頻繁に彼らの管轄を承認していることになる。その背景に、流動的な情勢の中で藩臣たちを通じた支配体制を機能させようとする黎鄭政権の意図があったことは、間違いないだろう。

また藩臣たちの側もかかる黎鄭政権の施策を利用している様子が窺える。前述の如く諒山督鎮宛ての上申文書の末尾において、屈舎社韋氏は従来管轄していた各社の兵や民の再承認を要請していた。前節で述べたように社ごとの徴税を担当することは藩臣たちにとってもメリットがあったため、彼らはその権益を保持するために管轄の再承認を求めたのだろう[51]。いうまでもなく動乱が多発する状況下では、彼らが既得権益を保持するのは困難だっただろう。そこで彼らは黎鄭政権との関係構築を通して権益の獲得と保持を企図したのである。次に節を改め、黎鄭政権と在地首長との関係の実相を見て取れる禄平州率礼社韋氏の管轄削減の事例を考察する。

第三節　18 世紀後半における禄平州率礼社韋氏の動向

（1）禄平州率礼社韋氏の管轄の社の削減

ここでは 1778 年に率礼社韋氏の韋廷偵から諒山督鎮に宛てた申（【表 1】の文書 10）

[51] ただし、1741 年の際には黎鄭政権から韋氏に兵や民が支給された社として十社が挙がっているが、注 50 で掲げた史料の末尾（波線部）で列挙される再承認を要請する社の数は七であり、韋氏が徴税と徴兵を管轄する社の数が減少しているようである。詳細な背景は不明であるが、おそらくは既述のように、動乱の多発や藩臣の地位の不安定さなどを原因として、藩臣の管轄も固定していたわけではなく、管轄の増減が常態化していたのだろう。次節で考察する率礼社韋氏の事例も参照。

を使用する。本文書においては、冒頭で始祖以来の系譜、ついで 1739 年以降の動乱鎮圧の際に発信者の父親（韋仲容）が上げた功績、文書発信者（韋廷偵）自身の功績や経歴、管轄社数の削減の経緯が記された後、最後に管轄社数の回復の請願で締めくくられている。このように全体として、管轄回復のために自身の正統性や先祖代々の功績を申告するという構図になっている。そこで最初に、管轄社数の削減の経緯を記した箇所を引用する[52]。

戊子年、承前鎮官呉陳植示、給親男韋廷珠・韋廷隆等為同管五社兵民。是年所被伊官創為始例、揀取内該民海晏・禄安・西平三社、入為内鎮兵民、而替給義泉・達信二社。然義泉社乃本社立武伯巡畧、疎忽被失其営。未幾、伊復領得奉伝、撥回伊社該管。其達信社、由素貧漂、未幾亦漂失跡、間已承将納入、至茲未承替給。

＜現代日本語訳＞

戊子年（1768）、（韋廷偵は）前鎮官呉陳植の示[53]を承け、息子の韋廷珠・韋廷隆らに五社の兵や民を共同で管轄することを許可されました。本年この官（呉陳植）は内該民[54]の海晏・禄安・西平三社を選び取って内鎮の兵・民とし、代わりに義泉・達信二社を支給することを決定して先例とされました。しかしながら義泉社は本社の立武伯が巡視しており、粗忽にもその管轄を喪失しました。ほどなく、彼は再び奉伝を受け取り、その社の管轄を支給されました。達信社は、以前から（民が）貧しく流亡していたため、ほどなくまた流亡して失跡してしまったので、しばらくして既に承けて（鎮官に）納入し、ここに至ってもまだ代替支給を受けておりません。

これによれば、1768 年に諒山督鎮呉陳植[55]が旧来率礼社韋氏が管轄していた禄安・海晏・平西（西平）三社を「内鎮」に編入した後、韋氏には代わりに義泉社・達信社が支給されるが、これらの社は別の藩臣が管轄している、ないし民が流亡しているなどの理由で諒山鎮官に返還し、その後代替支給はなかったという。このように 1768 年に呉陳植が禄安社・海晏社・平西社を「内鎮」に編入したのを契機に、率礼社韋氏が徴税や徴兵を管轄する社

52 「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」十六葉裏～十七葉表。
53 本史料九葉表に収録される景興二十九年十月二十一日の呉陳植の示（【表１】の文書７）を指す。
54 「内該民」の意味は不明だが、黎鄭政権の徴税体制において社ごとの徴税に当たった人々を指す「該民」の意か。「該民」については［上田 2010: 95］参照。
55 『大越史記全書続編』巻 5, 景興二十九（1768）年三月条には「令諒山沿辺、植木表以別北界。従督鎮呉名植之請也。」とある。呉名植は呉陳植に当たると考えられ、ここから呉陳植が督鎮であったことがわかる。

の数が５から２に減少したことがわかる。「内鎮」については、呉時仕の上啓に「内鎮の正兵」という表現があり、諒山鎮官が直接指揮する部隊と考えられる（第三章第三節を参照）。これらを考え合わせると、「内鎮」に編入された社における徴税と徴兵は鎮官（ないしその属吏）が担当し、その社から徴発される兵卒は藩臣たちではなく諒山鎮官指揮下の「内鎮」なる部隊に編入されたと考えるのが自然だろう。とすれば 1768 年に諒山督鎮呉陳植が率礼社韋氏の管轄の三社を「内鎮」に編入した目的の一つは、諒山鎮官直属の「内鎮」部隊の増強（ないし結成）と考えられる。

また、諒山鎮官が藩臣の管轄の社を「内鎮」に編入したことは、当時の藩臣の在地性を考えるうえで非常に興味深い。韋氏は、本文書の冒頭で自らを「長慶府禄平州率礼社の藩臣」と称し[56]、始祖以来の来歴を陳述する中で率礼社を本貫かつ居住地としてきたと述べている（後述）。また前掲の鄭王の令旨（文書４）にも「諒山処禄平州率礼社の藩臣」とあり、率礼社を拠点としていたことは間違いない[57]。それは、鄭王の令旨（文書４）に記される率礼社の税額や兵卒数が他社よりも多いことからも示唆される。藩臣集団の拠点であるが故に藩臣の影響力によって在地住民の編籍が進み、それに応じて税額や兵卒数が増加するのは容易に想定できよう。このように、率礼社については韋氏の在地性が確認できる。

一方少なくとも禄安・海晏・平西三社については、韋氏の在地性が認められない。これらの社が 1768 年に「内鎮」に編入された後の経緯について、本文書では、先の引用箇所に続けて以下のように述べる[58]。

其禄安社、於壬辰年、承見旧鎮官慶川伯撥給守隘号琨忠侯該管。是則内該民三社、無故控失、只存高楼・率礼二社。父子四人同管、如有応務差行、難堪調撥。…（中略）…至丙申年、承旧鎮官黎仲信与前督同官李陳頎等照恤事情、仍還給旧令所管西平・海晏二庄。未幾、承前鎮官武基又拠鎮兵民復収入内。

＜現代日本語訳＞

---

56 「長慶府禄平州率礼社藩臣・中左号副号・防禦僉事・珣武伯韋廷偵、男子韋廷鑑・韋廷珠・韋廷隆等申。為陳由先世譜係（ママ）［系］、已身履歴。従来奉有差行、粗効微労、仰蒙照恤、奉攸敕令、継襲該管兵民。仍各具事跡、備実類計于后。」（「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」十二葉表）。

57 三教祠を建造した際の功徳碑である「三教祠功徳碑」（1780 年立碑）においても、「禄平州率礼社勝前号副号珣武伯韋廷偵」として登場する。本碑文はランソン省ランソン市タムタィン地区の二青洞（động Nhị Thanh）の壁に刻まれている。漢喃研究院所蔵拓本 No.44658。発表者は 2016 年 1 月 16 日および 2017 年 12 月 27 日に実見調査をおこなった。ベトナム人研究者による紹介として［Nguyễn Thị Thảo 2001］がある。

58 「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」十七葉表～十八葉表。

禄安社は、壬辰年（1772）に旧鎮官慶川伯が守隘号琨忠侯に支給して管轄させました。これはすなわち内該民の三社が理由もないのに失われ、ただ高楼・率礼二社しか残っていないということです。父子四人が協同で管轄しており、もし任務や差遣があれば、分遣に堪えがたいでしょう。…（中略）…丙申年（1776）にいたって、旧鎮官黎仲信[59]と前督同官李陳頎[60]らに事情をあわれんで頂き、そこで以前の命令によって管轄していた西平・海晏二庄を再び支給して頂きました。ほどなくして前鎮官武基はまたもや兵と民を安撫するという理由で（？）、再び（官に）おさめて内（内鎮か）に入れました。

これによれば、海晏・平西二社は「内鎮」に編入された後、1776 年には鎮官黎仲信らによって再び率礼社韋氏の管轄とされた[61]が、まもなくして新たに赴任した鎮官によって再び「内鎮」に編入され、禄安社に至っては壬辰年（1772）に諒山鎮官慶川伯によって守隘号琨忠侯（脱朗州有秋社の藩臣阮廷璿）[62]に支給されたという。このような徴税や徴兵の管轄者の度重なる変更は、禄安・海晏・平西三社において韋氏が在地性を有さないことを示唆しよう。少なくとも諒山鎮官は、韋氏とこれら三社との結びつきは強くなく他の藩臣や鎮官自身（ないし彼の属吏）が徴税や徴兵を管轄可能であると認識していたのである。鄭王の令旨（文書４）に記載されるこれらの社の税額や兵卒数が率礼社などに比べて極端に少ないことも、王朝権力や首長の影響力が殆ど及んでおらず、住民の編籍が進んでいないことの表れだろう。更にはこれら三社が頻繁に庄と呼ばれていることからも、これらの社において王朝権力が住民を十分に把握できていなかったことは明白である。いずれにせよ、当時藩臣たちが税課や兵役を管轄する社には、自らが拠点とする社とそうではない社とが存在しており、在地首長といっても管轄下の全社に対し在地性を有するわけではなかったといえる。

話を率礼社韋氏に戻すと、王朝権力（地方官）からの圧力によって管轄の社が「内鎮」に編入され、彼らの管轄の社が五社から二社のみに減少してしまう。このような状況に対

59 『大越歴朝登科録』巻三，五十八葉裏（漢喃研究院所蔵 A.2752）によれば、景興九（1748）年戊辰科進士。唐豪県遼舎社の人。
60 『大越歴朝登科録』巻三，六十三葉裏によれば景興三十（1779）年己丑科進士。慈廉県雲耕社の人。
61 この時鎮官から発給された示式文書が率礼社韋氏関連文書に収録されている（【表１】の文書９）。
62 「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」第五葉表（漢喃研究院所蔵 AH. a4/6）に収録される諒山督鎮から阮廷璿に宛てた示式文書で、阮廷璿が琨忠侯の爵号を帯びて登場するため、琨忠侯が脱朗州有秋社阮廷氏の一員であることがわかる。そのほか『北使通録』巻一，第四十三葉裏（漢喃研究院所蔵 A.179）に収録される五府・府僚官の奉伝（1759 年）においても「琨忠侯阮廷璿」として登場する。

して作成されたのが本文書（文書 10）であり、全体として管轄の回復が要請されている[63]。そこで、節を改めて彼らの主張を考察する。

（２）韋廷偵の主張

本文書の中で、最初に述べられるのが始祖韋世徳の功績と移住経緯である。該当箇所を引用する[64]。

始祖湶郡公韋世徳貫乂安処天禄県髪舎社。昔時効忠起義、於国有功。奉蒙聖徳、軫籙微労、攽賜為諒山処藩臣、与国同休、閥閲継襲、以禄平州率礼社為貫居、奉給令旨、該管高楼総五社・広儲総四庄。

＜現代日本語訳＞

始祖湶郡公韋世徳の本貫は乂安処天禄県髪舎社です。昔時に忠誠を尽くして義兵を起こし、国家において功がありました。聖徳をたまわり、僅かな労苦を憐れんで頂き、（勅を？）賜って諒山処の藩臣となり、国家と苦楽を共にし、功臣の家柄を継承し、禄平州率礼社を本貫かつ居住地とし、令旨を発給され、高楼総五社・広儲総四庄を管轄しました。

ここでは始祖韋世徳の本貫は北中部の乂安地域であり、功績を上げて諒山地域の藩臣に任じられ、禄平州率礼社へ移住してきたと記されている。おそらくこれは現存する諒山地域の藩臣集団の家譜の多くにみられる、「自らの始祖は乂安出身で、15 世紀初頭の明朝軍駆逐と黎朝の創建に貢献し、黎朝皇帝の命を受けて移住し諒山地域を守備するようになった」とする祖先移住伝承の一つで[65]、管見の限り本文書はかかる伝承を記す最も古い史料である。ここで韋氏は（内容の真偽は措くとして）始祖の功績や移住経緯を記すことで自

---

[63] さらにこの事例で興味深いのは、1776 年に鎮官黎仲信らによって海晏社・平西（西平）社が再び率礼社韋氏の管轄になったにもかかわらず、まもなく新しい鎮官「武基」が海晏社・平西社を「内鎮」に編入しており、諒山鎮官が交替するたびに率礼社韋氏の管轄が変化していることである。そして 1777 年末に新鎮官（呉時仕）が赴任し、1778 年に率礼社韋氏が管轄の回復を要請したのが第二章第三節で取り上げた韋廷偵の申である。ここから推測されるのは、諒山鎮官の交替と同時に諒山地域内の権力構造が変化していた可能性であろう。つまり諒山鎮官が交替すればその鎮官と構築される個人的紐帯も変化し、優遇される首長も変わる、ということである。諒山地域における鎮官の影響力については第三章で考察する。

[64] 「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」十二葉表～裏。

[65] これらの祖先移住伝承については［伊藤 2003: 43-48］［Poisson 2004: 124-125; 2009: 17］［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011］などを参照。また、本史料および率礼社韋氏の原貫については［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011: 140-142］でも紹介されている。なお史料的な制約のため、この祖先移住伝承の真偽を証明することは困難である。

身の藩臣としての正統性を主張しているといえよう。

【表３】禄平州率礼社韋氏の功績

年	月日（旧暦）	地域	内容
景興元（1740）年			瓚基が猖獗して諒山鎮城に迫った際、総府官（呉廷碩）と共に兵丁を集めて統率し、城を守備して敵に抵抗したが敗北。やむを得ず本貫に帰還し、民丁を集めて統率し地方を守備する一方、人をつかわして京師に赴かせ、速やかに報告
			題領官前林峯伯に随い、総府官の息子前林武伯らと共に進軍して賊軍の攻撃に抵抗し、度重なる戦闘で全勝し、無数の（賊の）首を斬り生け捕りにして官府に納入
景興5（1744）年		高楼総（禄平州）	差遣されて高楼総の民丁を集めて統率し、屯を立てて防禦し、その総を防備
	11月某日	平嘉・純如・威猛（文蘭州）	差遣されて戦い黄歯賊を大破し、無数の人を生け捕りにして官府に納入
景興6（1745）年	8月某日	禄安社（禄平州）	端賊が禄安社を騒擾したのに対し差遣されて防御し、ほぼ一ヶ月、昼も夜も巡察し、賊兵五人を捕縛して武器を獲得
	11月某日	高楼屯（禄平州）	潘派侯により差遣されて高楼屯で砦を築き、協力して固守
	閏12月某日	諒山鎮城	差遣されて賊党を破り、諒山鎮城を奪還。勝利に乗じて遠方まで追撃し、馬匹・銃口・器械を無数に獲得して官府に納入
景興7（1746）年	正月某日	禄楊社（脱朗州？）	賊徒が七泉州□屯を撃破。差遣されて先鋒として進み同陣庸（同登庸？）で防禦し、また禄楊社で賊を阻止し、情勢に応じて攻撃
	正月22日	北□（木＋我）社（禄平州）	差遣されて後号の官や兵と協同し、北□（木＋我）社の地面にすすみ、屯を設置して阻止
		□（氵＋磊）海社	□（氵＋磊）海社に屯を設置して日夜巡回・滞在し、賊を攻撃
	3月某日	答□（糸＋才）山	差遣されて賊巣十屯あまりを大破し、無数の人を斬り生け捕りに
	3月29日	長桂社～昌銘社（温州）	差遣されて環寿侯・堤忠侯らと協同し、長桂社から昌銘社にかけての地を日夜巡察し、賊軍に遭遇した際には攻撃して防衛
	4月15日	清朝	内地（清朝）に赴いて食糧を購入し、帰還して兵糧として支給
	5月某日	治璘	差遣されて治璘社の地で駐屯して防禦し、日夜要衝を巡回して滞在し、陪臣・内差などの官が貢使として（清朝へ）赴くのを護衛。匪徒およそ十数人を捕縛、器械を獲得して官府に納入し、行路を平定
	5月某日	□（馬＋石）駈・諒山鎮城	四寨の賊徒が□（馬＋石）駈（駈驢庸？）・団城（諒山鎮城）の地を侵略。差遣されて姜宝侯・環寿侯らと協同し、三度交戦。賊徒は四散し団城を奪還。無数の人を斬り生け捕りにして官府に納入
		高楼総（禄平州）	差遣されて高楼総に駐屯して防禦し、盗賊を阻止し、匪徒二十人あまりを捕縛し、尖った槍・器械を獲得して逓送して官府に納入
景興12（1751）年		文農社岩孛処	賊徒が文農社岩孛処で略奪をおこない、差遣されて十五人ならびに尖った槍・器械を拿捕・獲得して官府に納入
景興13（1752）年			韋仲容死去。韋廷偵が継承
景興25（1764）年	11月某日	三弄・浮嘉・守快・率礼・高楼・儲峙・保林各社（禄平州・脱朗州・文淵州）	差遣されて本鎮（諒山鎮）の兵を率い、三弄・浮嘉・守快・率礼・高楼・儲峙・保林各社を巡視。内地（中国）に接近して匪徒の様子を探り、情勢に応じてその匪徒計十八人ならびに尖鎗を拿捕・獲得し、官府に納入
	12月某日	桄榔・山荘各社（温州）	差遣され桄榔・山荘などの社の地方に行き、暴徒十人を拿捕して尖鎗・銃を獲得し、官府に納入
景興36（1775）年		太原鎮送星銀山	鎮官に従って太原鎮の送星銀山の客人を掃討
景興37（1776）年		桄榔屯（温州）	差遣されて桄榔屯に駐屯して守備
		高楼堡（禄平州）	高楼堡を巡視して留まり、居宅を建造して駐屯

典拠：「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」12葉表～19葉裏（漢喃研究院所蔵AH. A4/7）

本文書の続く箇所では、1739 年以降の動乱に際する父親韋仲容の功績、および文書発信者（韋廷偵）自身の功績が長々と記されている【表３】。そして本史料の末尾では「韋廷偵および息子たちは命を受けて任務にあたってから、みな過失はありません＜示・付・票・跡各道を所持しております＞。まことに隠蔽はありません。ここに実情を記して上申致します。お願いしますことにはその陳述した来歴を調べ、文書内（の内容）については前後で間違いないことを審査し、（本文書の内容を）上啓によって転達し（鄭王に）上達したならば、（鄭王の）裁可を得て令旨が下され、以前のように管轄して継承することができるで

しょう。…（後略）…」[66]とあり、諒山督鎮に対して鄭王への上達を要請し、鄭王の令旨による管轄回復の承認を請願している。このように本文書で韋廷偵は、自身の藩臣としての正統性や功績を主張することで諒山督鎮に対して旧来の管轄の回復を要求している。

第一節で指摘したように社ごとの徴税を担当することは藩臣たちにとってもメリットがあったが、率礼社韋氏の事例が示すように、1760～1770 年代には王朝権力（地方官）からの圧力によって「内鎮」に編入される可能性があり、首長の権力基盤は一層不安定化していた。また、韋氏の管轄の禄安社が他の藩臣の管轄となったことは、他の藩臣との競争という側面もあったことを示唆する。その状況下で率礼社韋氏は、始祖の功績や黎朝に対する代々の功績や自身の正統性を主張することで鄭王の令旨による旧来の管轄の承認と復活を要求し、自らの権益の保持を企図したのである。

おわりに

本章の内容は以下の通りである。18 世紀半ばの諒山地域も動乱に巻き込まれ、現地居民や広西方面からの移民も反乱勢力に参加していた。かかる状況下で、構成員が死亡した屈舎社韋氏のように、首長も小さくない被害を受けたと思われる。屈舎社韋氏・率礼社韋氏共に、黎鄭政権は奉伝や令旨によって頻繁に管轄対象を承認していたが、その目的は首長による管轄を確認することによる税収の確保と考えられる。また地位が不安定だった首長の側も、既得権益の保持が困難だったと推測される。屈舎社韋氏が諒山鎮官宛ての申の中で鄭王の令旨を要求した目的も、権益の保持と考えて間違いないだろう。1760 年代末～1770 年代には督鎮の施策によって率礼社韋氏の管轄が減少したが、率礼社韋氏は始祖の功績や黎朝に対する先祖代々の功績を主張することで、自身の権益の保持を企図した。

以上を一言でまとめ直すならば、屈舎社韋氏・率礼社韋氏の双方が、黎鄭政権との関係構築を通して権益保持を企図したということになろう。実際、率礼社韋氏の場合は黎鄭政権が発給した示・奉伝・令旨などの文書の現物が仏領期まで保管されており、屈舎社韋氏の場合は黎鄭政権に宛てた上申文書が家譜に収録されている。これは在地首長の側が、これらの文書を自身の権益の証拠として認識していたことを意味する。少なくとも彼らの間では、黎鄭政権との関係構築が権益保持のための戦略として認識されているのである。

---

66 「韋廷偵及親男等自承応務以以（ママ）來、竝無事過＜具有示・付・票・跡各道＞。実無隠諱。茲承差及為備実来申、乞審其陳由来歴、詞内照査前後的実、転啓洞達、庶得准放令旨、該管継襲如旧。其憑跡各道若干、乞別計詞、逐一釘納。其旧当管兵民、開列于后。」（「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」十八葉表～裏）

このように諒山地域においては、黎鄭政権の支配体制が在地首長の生存戦略に影響を与えている。ただしこれは、王朝権力（ないし鎮官）の影響力の増大を一義的に意味するとは限らない。むしろ、動乱が多発し情勢が流動化する中で、在地首長の側から王朝権力との政治的距離を縮めていく者が現れた、と考えることもできる。第一節で復元した黎鄭政権の統治体制も、在地首長側の協力なくしては機能し得なかった筈である[67]。現在のところ西北地域では 18 世紀にかかる事例は見られず、19 世紀前半になって阮朝の軍政に参入することで勢力拡大を目指す首長が出現している［宇野 1999: 179-185］［岡田 2012: 32-33］。この意味で、諒山地域では西北地域の状況が一世紀ほど早く出現したといえよう。

また諒山地域においては、遅くとも 19 世紀半ばには、始祖が黎朝創建に貢献したとする祖先移住伝承を持ち、ベトナム王朝との結びつきを自らの権威の源泉とみなす首長集団を一括した「土司七族」という呼称が出現する（序章第三節（２）、第四章第三節を参照）。このように諒山地域の一部の首長がベトナム王朝権力に接近していく傾向は 19 世紀以降も継続しており、諒山地域の在地首長とベトナム王朝との関係を考える上で、18 世紀は重大な画期だったと考えられる。

ただし如上の事例が、諒山地域のあらゆる在地首長に一般化できるわけではない。実際には第二節で考察した鑽基のように、黎鄭政権と対立した藩臣も存在する。鑽基の反乱の背景には利害の対立などがあったことが想定されるが、詳細な経緯は不明である[68]。ただいずれにしても、一度は黎鄭政権の地方支配体制の一部を担った藩臣でさえ黎鄭政権に対し反旗を翻した（と黎鄭政権から認識された）事実は、彼らにとって黎鄭政権の管轄下から離脱する選択肢があったことを示唆しよう[69]。本稿で取り上げた禄平州率礼社韋氏・屈舎社韋氏は、18 世紀に黎鄭政権との関係を構築し、その後もベトナム王朝の管轄下に残った集団と考えられる。当時の在地首長の動向の全体像を描き出すためには、鑽基のように黎鄭政権（ベトナム王朝）から離れていった首長の戦略も分析していく必要がある。また、

---

[67] 無論、在地首長側の協力があったとしても、各社における徴税・徴兵が達成されていたかは疑わしい。北部山地における税制が実体を失っていたことについては［岡田 2016c: 20-29］参照。

[68] 清朝には、鑽基（韋福琯）に鄭王打倒の意志があったとする情報がもたらされている。たとえば『清高宗実録』巻 145, 乾隆六年六月壬戌条に「左都御史管広東巡撫事署理両広総督王安国奏報。…（中略）…又奏「安南国貢道阻塞、請寛貢期、業経照例、行文前往。査該国権臣鄭剛竊柄、欲図簒奪、遂専廃立。土官韋福琯等以輔黎滅鄭為詞、倡乱起兵。現在厳飭地方文武官弁、凡与夷疆交界処所、多撥兵役、毋使夷匪潜入辺境、以及内地奸民私越滋事。蓋該国紛乱、人思竊拠、用兵既久、勝負必有所帰。将来假借声援、及勢窮投托者、必有其人。惟在沿辺督撫諸臣持大体、而不計小利策万全、而不邀倖功、則国威丕振、辺民均食休養之福。」得旨「覧。甚為得体之論。」」とある。ただし、その具体的な背景や経緯は不明である。

[69] この意味において、［古田 1984; 1991: 57-60］［桜井 1987: 162-163］が東北地域の在地首長を一貫してベトナム王朝権力に親和的な存在であったかのように説明するのは、一面的であろう。

諒山地域の在地首長の戦略として隣接する清朝との関係が想定されよう。たとえば清朝側に対する政治的な帰順や、広西省のチワン族土官との個人的な紐帯などが考えられるが、ただし現時点では関連資料を見出せていない。これらの点はすべて今後の課題としたい。

第三章　18 世紀の諒山地域における軍政と在地首長

はじめに

第二章で述べたように、1710 年代、外鎮についても鎮官が任地に直接赴任することが決定された。諒山地域の場合は保泰 2（1721）年に督鎮官が派遣されており、これ以降在地首長と王朝権力とが直接的かつ長期的な接触を持つようになったと言える。そして諒山地域では社ごとに税額と兵額が設定され､藩臣が各社の税課と兵役を管轄することになった。

このように 18 世紀に王朝権力が山岳地帯にまで影響力を拡張しようとする中で、それまでの在地首長を中心とした諒山地域の政治構造に王朝権力（が派遣する地方官）というアクターが新たに加わった、という見方も可能であろう。第二章で明らかにしたように 18 世紀半ば～後半の在地首長が黎鄭政権との関係構築が権益保持のための戦略として認識しているとすれば、なおさら諒山地域における地方官の影響力の大小は考察すべき要素の一つといえる。そこで本章では、地方官（鎮官）が諒山地域においてどの程度影響力を持ちえたかについて、軍政の分析を通して考察していきたい。

阮朝期には、北部山地での反乱鎮圧のために現地で土兵（丁簿登録者からの選抜）と募兵を組織化していたが、興化地域では軍事拠点（屯堡）の防備に当たった首長は、土兵や募兵が少なければ近隣住民の徴発が容認されており、これによって私兵を増強する首長が存在した［岡田 2012: 32］。また、ムオン・ドンのムオン族首長丁功氏は、阮朝の地方軍に参加することで抱えた私兵部隊を後ろ盾にして、近隣地域への勢力を拡大していた［宇野 1999］。このように、阮朝期には地方官による土兵部隊の組織化が、在地首長の戦略にとっても重要だったことが指摘されている。

諒山地域では 18 世紀の時点で既に編籍民から徴発された兵卒の組織化が見られる。第二章で述べたように 18 世紀半ばにおいて北部ベトナム全域で動乱が多発した際、諒山地域も動乱に巻き込まれたが、後述するように動乱鎮圧のために編籍民から徴発された兵卒の組織化が進んだのである。黎朝後期の諒山地域の事例を考察することは、上述の阮朝期の興化地域との比較をおこなうためにも重要だろう。そこで本章では、まず第一節で諒山地域の軍事状況を概観した上で鎮官が藩臣らに兵卒の指揮を許可したことを指摘する。次に第二節では、首長集団に対して諒山鎮官がどの程度影響力を持ち得たかを考察する。それによって、18 世紀半ば～後半の諒山地域における政治構造を可能な限り描き出したい。

第一節　18 世紀の諒山地域における在地首長の兵卒指揮

（1）18 世紀における諒山地域の軍事状況

まず諒山地域における軍事状況の概要を知るため、1777 年に督鎮として諒山地域に赴任した呉時仕の上啓「請留京兵附鎮啓」を掲げる[1]。

竊惟諒山之地、山粗水急、人多獷悍難制、藩酋不知法紀、土民亦喜反側。昔者基・端・黄齒之変、団城三次失守、七州之民陥於塗炭。朝廷命将出師、厘一番籌畫、屈数年財力。然後克平、事定之後、復不以為意、鎮臣屢有請兵、廷議輒以水土不便屯兵沮之。但敕令有事移報京北策応、姑以塞責而已。若謂嵐障非居人之地、則建節此鎮者、豈皆朝廷流放之官。不然官尚能居、兵独不能居乎。向年青嶺・潘派二臣、皆以京兵領鎮。何曽有嵐瘴之苦。況兵所以備非常、事変之来、機在頃刻、必待京北策応、数日文移、数日調遣、復数日而後至。竊恐孤城之急、力何能支、応兵之來、事已無及。

＜現代日本語訳＞

考えますに諒山の地は、山（の表面）はごつごつしており水（の流れ）は急で、人は凶暴な者が多く支配し難く、藩酋は法や紀律を知らず、土民もまた喜んで（朝廷に対して）反旗を翻しております。以前基（藩臣鑽基）・端（端賊）・黄齒（黄齒寇）の乱があり、団城は三度陥落し、七州の民は塗炭の苦しみに陥りました。朝廷は将軍に命じて出兵しましたが、わずかに一度策を講じただけで、数年の財力を使い尽くしました。その後（動乱は）平定され、状況が安定した後、再び心外なことに、鎮臣は頻繁に兵（朝廷からの派兵）を要請しましたが、廷議はそのたびごとに水土が兵の駐屯に適していないとして拒みました。ただ有事には京北鎮に文書で報告して呼応させるよう敕令を下して、ひとまず責めを塞いだのみです。もし瘴気が人の居住地ではないと言うのなら、この鎮に任命された者は、みな朝廷が流罪にした官なのでしょうか。そうでなければ官はまだ滞在できるが、兵は滞在できないのでしょうか。先年青嶺・潘派二臣は、みな京兵を（統率して）本鎮を治めておりました。どうして瘴癘の苦があったでしょうか。まして兵は非常の事態に備えるものなので、動乱が到来したならば、情勢は一刻を争い、必ず京北鎮が呼応するのを待っていたら、文書の送付に数日を費やし、京北鎮での派兵に数日を費やし、（諒山鎮に）到着するのはさらに数日後でしょう。孤立無援の城の緊急事態は、（既

[1] 『呉家文派』請留京兵附鎮啓，第三十四葉裏～三十五葉裏（漢喃研究院所蔵 A. 117/5）

存の）兵力でどうして支えることができましょう、援軍がやって来ても、事態は既に間に合わないことを恐れております。

呉時仕によれば、呉時仕以前の鎮官が何度も朝廷からの派兵を要請したが認められず、有事には京北鎮からの派兵を待つよう指示が下ったという。そのうえで呉時仕は改めて諒山鎮城における駐屯部隊の必要性を訴え、中央政府からの派兵を要請している。すなわち1770年代において諒山地域に常駐する軍隊は存在せず、諒山地域における軍事力は現地で徴発される兵卒のみだったことになる。呉時仕が言及する諒山鎮官青嶺（香嶺侯枚世準か）と潘派（潘派侯阮潘）が京兵を引き連れて諒山地域に赴任したのもそのためだろう（彼らについては第二節を参照）。いずれにしても、呉時仕の述べる通り諒山地域に常駐する朝廷派遣の部隊が存在しなかったとすれば、当該地域を統治する上で編籍民からの徴発はきわめて重要だったことになる。その編籍民から徴発された兵卒の状況について、呉時仕は別の上啓において以下のように述べる[2]。

若夫攻守防遏事宜、則本鎮只有正兵一百、例以冬初調集、至春復罷帰農。比年因饑饉流移、今見集者纔得其半。貢使事完、又各援例求帰。藩兵八号四百五十人、土儂相参、紀律疎鹵、又多逃廃倩人、以応官役亦輪番、半在半帰、城中纔備四門更直而已。

＜現代日本語訳＞

そもそも攻守や防備の事情については、本鎮はただ正兵100がいるだけであり、慣例では初冬に徴発し、春になって再び停止して農作業に戻らせております。近年は（民が）飢餓に陥り流浪していたため、現在集まっている者はかろうじてその半分です。貢使の事案が終わり、また（彼らは）それぞれ慣例を援用して帰還を要求しております。藩兵八号450人は、土人と儂人が混在しているので、紀律は疎略で、さらに逃亡者や雇われた代人が多く、官役を受けるのも輪番で、半分はいても半分は帰還しており、鎮城の中はかろうじて四門の宿直を備えているだけです。

ここでは諒山地域における土着の軍事力が「正兵」と「藩兵」に分けて説明されている[3]。第二節で述べるように「正兵」とは諒山督鎮が直接統率する部隊を指す。とすれば「藩

[2] 『呉家文派』密陳捕賊事宜，第三十葉裏～三十一葉表（漢喃研究院所蔵 A. 117/5）
[3] 同時代史料中には「土兵」という用語も出現する。「藩臣に土兵を統率させる」という内容の記述が

兵」とは藩臣ら在地首長が統率する兵卒だろう。ここでは「藩兵」が属す部隊が号と呼ばれ、計八号存在したと記されている[4]。450 人という定数があるため、「藩兵」は丁簿登録者から徴発された兵卒であり、首長の私兵はここに含まれていないと考えられる。ただし、定数がありながら実際にはその半数ほどしか徴集できていないという実情も記されている。以下、この号について考察する[5]。

（２）18 世紀半ばの動乱と号

18 世紀から阮朝明命帝による行政改革が始まる 1820 年代までの諒山地域の在地首長で、王朝権力から官職を授与されたことがわかる者を可能な限り列挙したのが章末の【表１】である。彼らが正後号正号・正左号首号・中左号副号といった●●号■号という形式の肩書を与えられているのが一目瞭然であろう。たとえば『北使通録』には「諒山処藩臣中一号首号・宣慰使・幹寿侯韋世藩、正前号首号・宣慰大使・鵬武侯阮克台、正左号首号・宣慰大使・環寿侯黄廷逞、正右号首号・宣慰使・姜宝侯阮廷禄、正後号首号・防禦使・伝基伯何国纘、守隘号副号・招討同知・**堤**仲侯阮廷璿」を発出主体とする景興 20（1759）年 12 月某日付の申式文書が収録されている[6]。このように●●号■号が在地首長に授与される肩書として一般的だったことがわかる。そこでこの類の肩書の性格を考察するため、脱朗州有秋社の古紙史料の中から 1740 年代の事例を二例挙げる。まず諒山督鎮から脱朗州有秋社の阮廷璿という首長に宛てた景興元（1740）年 3 月初 3 日付の示式文書である[7]。

奉差諒山処督鎮諸衙門官示守隘・提忠侯阮廷璿。係爾於年前累奉攻破賊徒、頗有勲労。

史料中にあるため、藩臣や輔導が統率する「藩兵」が「土兵」に含まれるのは間違いないが、鎮官が統率する「正兵」が「土兵」に含まれるか否かは不明である。

[4] ただし第二節（３）で掲げる「区処藩方啓」では、七号と記されている。

[5] なお黎鄭政権の統治体制における「号」とは通常徴税を担当する徴収号が想起されるが［上田 2008: 41-42］、少なくとも上述の事例では兵卒の指揮が職務として想定されているため、徴収号とは別系統か、ないし外鎮の徴収号が兵卒を指揮する機能をも持ち合わせていたかのどちらかと考えられる。

[6] 『北使通録』巻一，八十九葉裏～九十葉表。原文は以下の通り。

諒山処藩臣中一号首号・宣慰使・幹寿侯韋世藩、正前号首号・宣慰大使・鵬武侯阮克台、正左号首号・宣慰大使・環寿侯黄廷逞、正右号首号・宣慰使・姜宝侯阮廷禄、正後号首号・防禦使・伝基伯何国纘、守隘号副号・招討同知・**堤**仲侯阮廷璿、仝本処等申

計

一、茲期承査壬子年貢使部、有告哀礼。其替相（ママ）朝衣用緑色緞、冠無金飾。其貢部礼或有別換某色、或只用這緑色、応備節次詳悉待憑逓達。其藩臣韋世藩等奉見壬子年貢部、某告哀礼・貢部礼替相朝衣、一礼用緑色緞、冠並無金飾。茲承査及。因此茲申。

景興二十年十二月十　日

[7] 「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」第五葉表～裏。なお本文書は伊藤正子も紹介するが、阮廷璿を督鎮に任命した文書と誤解している［伊藤 2003: 48］。

茲督鎮官申乞許伊員為内属正号。累奉差行、並無過失、且又武芸諳通。因応給許為本号正号、協随与首号官、唱率該属員并兵、隷属衙門応務。若懈怠不勤、及遇事退縮、有公法在。茲示。

景興元年三月初三日

＜現代日本語訳＞

奉差諒山処督鎮諸衙門官が守隘・提忠侯の阮廷璿に示す。なんじは前年に続けて（鄭王の命令を）奉じて賊徒を撃破し、非常に功績があった。ここに督鎮官は申によってその員を内属の正号とすることを許すよう乞うた[8]。続けて（鄭王の命令を）奉じて差遣されたが、みな過失はなく、かつさらに武芸は熟達している。そこで支給して本号（守隘号？）の正号とし、首号官に従い、当該の（号に）属す員ならびに兵を統率し、衙門（諒山鎮官か）に従って任務に当たるのを許すべきである。もし怠慢で尽力せず、事に対処する際萎縮したならば、公法（による処罰）があるだろう。ここに示す。

景興元（1740）年三月初三日

本史料は冒頭に「発信者が受信者に示す」とあるため、示式文書であることがわかる。阮廷璿の肩書の「守隘」とは後述する守隘号を指すと思われる。本文書の内容は、動乱鎮圧に功績があった阮廷璿を守隘号正号とし、首号官に従って（協力して？）管轄下の兵卒を指揮させるというものである。「内属」は他に用例が乏しく詳細は不明だが、いずれにしても正号の任務が管轄下の兵卒を指揮することだとわかる。

続いて、同じ阮廷璿に宛てられた諒山督鎮からの示式文書をもう一例挙げる[9]。

奉差諒山道督領・殄寇将軍・垂督鎮・正首号・前翊岳［奇］該奇官・指揮使・潘派侯示本処藩臣・招討同知・提忠侯阮廷□（王＋眷）。係期［茲期？］大軍進勦黄歯賊、属随差撥、累累各陣、頗有功労。応許為正首校、付長号。随与長号鵬武伯、随宜調遣、唱率属号属号各員官兵、属随本鎮応務、尚其厳加紀律、操揀［練］有方碑感動、有尊君親上之忠、敵愾同仇之念、以済戎務。若懈怠不勤、遇事畏弱、有軍法在。茲示。

一、属号八員

[8] 他の文書では、申は藩臣から督鎮官に対する上申の際に使用される文書形式であり、管見の限り督鎮官が申によって上級衙門に要請する場合には用いられていない。第二章の【参考図】参照。あるいは「申」は「啓」の誤りだろうか。

[9] 「諒山省脱朗州有秋總有秋社古紙」第二十七葉表～裏（漢喃研究院所蔵 AH. A4/6）

淳基阮勢任　　幹武阮克継

瑞武阮克終　　宣壽阮勢廉

海廷阮勢惠　　携武阮勢訓

長武阮勢増　　密燕阮勢兼

景興七年五月初三日

＜現代日本語訳＞

奉差諒山道督鎮・殄寇将軍・垂督鎮・正首号・前翊奇[10]該奇官・指揮使・潘派侯が本処の藩臣・招討同知・提忠侯阮廷□[11]に示す。この期に（政府の）大軍が黄歯賊を討伐した際、（阮廷□は）つき従って差遣され、連続して各戦闘（を戦い）、非常に功績があった。正首校とし、長号に従属するのを許すべきである。長号鵬武伯（阮克台？）[12]に従い、適宜兵を派遣し、属号各員と（その配下の）兵を統率し（？）、本鎮（諒山鎮官か）につき従って任務に当たり、なおかつ紀律を厳しくし、軍事訓練をおこなって有方碑感動（配下を感激させ？）、主君を尊び目上の者に親しむ忠誠心、敵に憤る心を持って、軍務を成功させるべきである。もし怠慢で尽力せず、事に対処する際に萎縮すれば、軍法があるだろう。ここに示す。

一、属号八員

淳基阮勢任　　幹武阮克継

瑞武阮克終　　宣壽阮勢廉

海廷阮勢惠　　携武阮勢訓

長武阮勢増　　密燕阮勢兼

景興七（1746）年五月初三日

本文書の内容も、動乱鎮圧に功績があった脱朗州有秋社の阮廷璿を正首校とし、長号に従って管轄下の兵卒を指揮させるというものである。

上掲の二例に見られるような、諒山督鎮から首長に対し「なんじは動乱鎮圧に功績があったから●●号■号とする。首号／長号に従って任務に当たれ」と指示する内容の示式文

---

10 『歴朝憲章類誌』巻三十九、兵制誌、設置之額の「中興後兵籍総数」の項目に「外兵各営奇隊…（中略）…左翊・右翊・前翊・後翊等奇＜毎奇優兵四百人、一兵一百人＞」とある。

11 阮廷璿と阮廷□（王＋眷）は爵号が同じ提忠侯であるため同一人物と考えられる。

12 鵬武伯なる爵号に合致する可能性が最も高いのは、前掲『北使通録』の申式文書で鵬武侯なる爵号を帯びている阮克台である。阮克台は七泉州花山社の藩臣阮克氏の一員と考えられる。

書は古紙史料にしばしば見られる。これらの事例から、黎鄭政権は首長に●●号■号という肩書を与えて兵卒を指揮させていることが想定されよう。続いて、この類の肩書の性格を知るためにもう一例見ておきたい。第二章第三節で取り上げた禄平州率礼社韋氏の韋廷偵から諒山督鎮に充てた申（1778 年）において、動乱鎮圧の際の功績を列挙している箇所である。

至甲子年、承林峯伯付、差糾率高楼総民丁、立屯悍（ママ）［捍］禦、保得伊総、幷本州員官黄文逞之兄弟等頼以寧居。是年十一月日、黄歯賊徒侵破平嘉・純如・威猛等地面。承差協与中一号官兵、進戦大破賊徒、収俘無数投納。至乙丑年八月日、端賊群聚在禄安社。…（中略）…至丙寅年正月日、…（中略）…是月二十二日、承差協与後号官兵、進抵北□（木＋我）社地面、設屯堵截。又承率本部兵、設屯在□（氵＋磊）海社地方、日夜巡宿、累撞賊攔、併力攻禦此方、時頼以寧。…（中略）…是月日、四寨賊徒侵破□（ママ）（馬＋石）駈・団城地面。承差協与正後号姜宝侯・正右侯（ママ）［号］環寿侯等、交攻三陣、賊徒四散、収復団城。斬馘収俘無数投納、奉賞銀筬・銀牌各一件＜這憑跡、間被失落＞。

＜現代日本語訳＞

甲子（1744）年になって、林峯伯の付を承け、差遣されて高楼総の民丁を集めて統率し、屯を立てて防禦し、その総を守り、ならびに本州の官員黄文逞の兄弟らが（高楼屯に）拠って安居致しました。本年十一月某日、黄歯賊の集団が（文関州）平嘉・純如・威猛などの地方を侵略しました。（韋仲容は）差遣されて中一号の官や兵と協力し、進軍して戦い賊徒を大破し、無数の人を生け捕りにして（官府に）おさめました。乙丑（1745）年八月某日に至って、端賊が禄安社に集結しました。…（中略）…丙寅（1746）年正月某日に至り、…（中略）…この月の二十二日、差遣されて後号の官や兵と協同し、北□社の地面にすすみ、屯を設置して阻止しました。また（命を）承けて本部の兵を率い、□海社の地に屯を設置して、日夜巡回・滞在し、続けて賊が阻止するのを撃ち、協力してこの一帯を守備し、時に頼って（？）安泰にしました。…（中略）…（1746 年）この月（五月）の某日、四寨の賊徒が□駈（駈驢庸？）・団城（諒山鎮城）の地を侵略しました。差遣されて正後号姜宝侯・正右侯（ママ）［号］環寿侯らと協同し、三度交戦し、賊徒は四散し、団城を奪還しました。無数の人を斬り生け捕りにして（官府に）おさめ、奉じて銀板・銀牌各一件を与えられました＜この憑跡（証拠文書）はしばらくして失落致しました＞。

ここで率礼社韋氏の韋仲容は差遣されて「中一号の官や兵」「後号の官や兵」[13]「正後号姜宝侯・正右侯［号］環寿侯」などと協力して反乱を征討している。このように「●●号の官や兵」という表現があることから、●●号■号のうち●●号は兵卒が属す部隊名であるとわかる。

（３）兵卒指揮者の序列

続いて首長に授与された●●号■号といった肩書のうち■号を考察していくが、時期ごとの変化がみられるので、まずは 1740 年代の事例を中心に見ていく。古紙史料に収録されている諒山鎮官から首長に宛てられた行政文書の中には、首長の肩書の昇格に関する示式文書が幾つか含まれている。たとえば、景興 2（1741）年には脱朗州有秋社の阮廷琰が正号から首号へ[14]、景興 6（1745）年には同じく脱朗州有秋社の阮廷質が属号から正号へ[15]、それぞれ昇格している。また景興 32（1771）年の事例ではあるが、禄平州率礼社の韋廷偵が属号から副号へ昇格する場合もある[16]。また、第一節で掲げた諒山鎮官が発給した 1746 年の示式文書には、動乱鎮圧に功績があった脱朗州有秋社の阮廷璿を正首校とし、長号に従って管轄下の兵卒を指揮させるという内容が記されていた。ここから、正首校（＝正首号？[17]）は長号の指揮下にあったと想定される。

---

[13] 上掲の示式文書にも記される通り、ある部隊（号）に属す指揮官と兵卒について、「首号官」「属号各員と（その配下の）兵」などと呼称している。ここから部隊内の指揮官を「官」「員」と呼び、配下の兵卒を「兵」と呼んでいると考えられる。そのためここでは「官兵」を官と兵の並列と解した。

[14] 原文は以下の通り。(「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」第十三葉表～裏)

奉差諒山処督鎮衙門官示守隘・都指揮使・義忠侯廷琰［阮廷琰］。係爾於上上年、奉討賊徒、頗有功労、伊官許為正号。累承差行、並無過失、頗又武芸精通。因応給許為為本号首号、仍率内該属衙門応務、要宜奮勉、肇敏武功。若師律不虔、有軍政在。茲示。

景興二年二月初二日

[15] 原文は以下の通り。(「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」第十九葉表～裏)

奉差諒山処督鎮衙門官［示］正後号属号・招討使・琨忠侯阮廷質。係爾於上上年奉随旧督官［督鎮官］、攻討賊徒、頗有寸労、伊官許為正号。累承差行、並無過失、頗又精熟武芸、諳練戎機等因。應許為本号正号、協与首号官、仍率内該属員并兵、隷属衙門応務。若懈怠不勤、遇事畏縮、及藉端滋事、有公法在。茲示。

景興六年六月初六日

[16] 原文は以下の通り。(「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」第十葉表～裏)

奉差諒山処督鎮衙門官等示正後号属号・珣武伯韋廷偵。係爾於上上年奉随旧督鎮官、攻討賊徒、頗有寸労、伊官許為属号。累承差行、並無過失、頗又精熟武芸、諳練戎機等因。応許為本号副号、協与首号官、仍率内該属員并兵、隷属衙門応務。若懈怠不勤、遇事畏縮、及藉端滋事、有公法在。茲示。

景興三十二年三月初十日

[17] 「校」と「号」の関係は不明である。現代ベトナム語では同音（hiệu）のため音通の可能性があるが、即断は困難である。たとえば「校」は右雄校にのみ使われており、「号」と「校」が使い分けられているようにも思われる。また同一史料中に「号」と「校」が同時に記される場合もある（前掲 1746

以上の事例から、●●号■号といった肩書のうち■号は部隊内の序列であることは明らかだろう。そして 1740 年代における「属号→副号（＝副首号？）／正号→首号（＝正首号？）→長号」という階梯の存在がひとまず推測される。なお「付」は「副」と音通（共に phó）だと思われる[18]。

次に数十年ほど時間を下り、1780 年頃の状況を考察する。この時点での在地首長の肩書をまとめて記した貴重な史料が「三教祠功徳碑」（1780 年）で、三教祠（chùa Tam Giáo）を建造した際の出資者を列挙している[19]。その出資者の中に 40 名弱の首長が名を連ねており（【表１】を参照）、おおよそ首号→副号→属号の順に刻まれているといえよう。「仍首号」の「仍」の意味は不明だが、●●号首号といった「仍」がつかない通常の首号は部隊ごとに一名のみのようである。また、副号が複数存在している部隊も存在する[20]。なお本碑文で最後に挙がっている内鎮は、鎮●号などの在地首長が首号をつとめる部隊とは別に存在しているため、諒山鎮官の直属部隊と思われる（第二節を参照）。

このように不明な点は残っているが、少なくとも明白なのは、この「三教祠功徳碑」には部隊内の序列について属号→副号→首号の三ランクしか記されていないことである。すなわち 1740 年代には正号や長号など部隊内の序列に様々な種類が存在していたが、「三教祠功徳碑」が立碑された景興 41（1780）年の時点では、「属号→副号→首号」の三ランクに整理されているように見える。実際に【表１】を通覧しても、諒山地域における動乱が終息し始めた 1750 年頃から属号・副号・首号が過半を占めるようになり、正号・長号は殆ど出現しなくなる。

これらの事実を踏まえると、1750 年頃以降徐々に軍号関連のランクの整序化が進み、「属号→副号→首号」の三段階の階梯に収斂していったと考えられよう。諒山地域の北鄰の高平地域の場合も、嘉隆 9（1810）年の序を持つ『高平実録』に属号・副号・首号の三ランクが存在したことが記録されている[21]。諒山地域の場合も、当初は様々なランクの乱立状態

年の示式文書など）。あるいは●●校（肩書）に●●号（部隊）を与えるの意かもしれないが、更なる検討を要する。

[18] ただし不明な点が多く、前注の「号」と「校」の関係のほか、正号と副号の関係も不明である。

[19] ランソン省ランソン市タムタィン地区の二青洞現存。序章【表２】参照。ベトナム人研究者による紹介として［Nguyễn Thị Thảo 2001］があるが、ベトナム語訳のみ掲げられ漢文原文は提示されない。

[20] なお「鎮●号」という名称の部隊は、管見の限り本碑文にしか出現しない。それまで頻繁に出現する「正●号」に対応するのかもしれない。

[21] 嘉隆 9（1810）年の序を持つ『高平実録』黎朝軍政，第 48 葉裏～第 49 葉裏に「奉開転達置藩臣八、正前・正後・正左・正右・中前・中左・中右・中後、幹能者挙為首号長、其次為副号、為属号、皆管兵民。及後、軍号之字、更改靡常、而無一定。該管兵民者、置兵四百為一号、或長号兵不充数者、則加刪副号及属号之分、管兵隷之、以足号数。或二十二三率以上、或少二十四五率以下、亦仍成軍号、不勾其例。揀四州之民、取五壮以為另兵一率、皆就管官応務、在鎮週年一換、始另、亦無毎月輪番。其兵皆在

が徐々に整理され、属号→副号→首号の三ランクに収斂していった可能性は十分にあるだろう。

ここまで、首長の持つ●●号■号という肩書について考察してきたが、このうち●●号は所属する部隊名を表し、■号は部隊内での序列を表すことが明らかになった[22]。黎鄭政権は首長に対して上述の肩書を与えて兵卒の指揮を許可し、そのうえである程度序列化を図ったということになろう。

（４）守隘号について

各号の中で守隘号のみは特定の任務を与えられたものなので、別に考察しておく。守隘号の性格を考えるうえで手掛かりとなるのが、以下の『大南寔録』嘉隆元（1802）年八月条の記述である[23]。

置諒山隘目。諒山南関及油村隘＜凡使部往返者、由南關。解送人犯及風難者、由油村隘。均属文淵州＞、故黎置守隘左右二号＜正副首号各二印、刻文淵州広尉使司之印。凡接領清人公文、押用為信＞。至是、諒山鎮臣請以旧守隘阮廷銘・阮廷□（王＋甲）爲之。乃授廷銘為正首号守南関、廷□為副首号守油村隘、給之銅印＜篆刻文淵州首号之章＞

＜現代日本語訳＞

諒山の隘目を置いた。諒山の南関及び油村隘＜すべての使者の往来は、南関を経由する。犯人及び風難（による漂流者）の解送は、油村隘を通過する。みな文淵州に属している＞、故黎朝は守隘左右二号を置いていた＜正・副首号それぞれ二印あり、「文淵州広尉使司之印」と刻んでいた。すべての清人の公文を受け取る際に、押して信としていた＞。ここに至って、諒山鎮臣は旧守隘の阮廷銘・阮廷□をこれとすることを請うた。そこで

社民養兵、将糧銭貯在管官公廳、逐月副号官開櫃給之、毎另率白米三十升、□銭三貫。或有戎務、許所管取社民附兵、量取一率・二率、以並軍数。」（漢喃研究院所蔵 A1129 本）とあり、高平地域では八号が置かれ、長官が首号、ついで副号、属号が兵卒の指揮に当たったと記されている。ただこれは阮朝初期に黎朝期の軍政を振り返ったものなので、既に整序化された段階の制度が記されている可能性はある。

22 なお、黎鄭政権の軍事制度を記した編纂史料中の記述において、「号」なる単位は出現しない。たとえば阮朝期に成立した『歴朝憲章類誌』巻三十九、兵制誌、設置之額には、「按有黎兵中興以後、定為営・奇・隊・船、歩兵為営奇、水兵為船。営之大者八百人＜中匡営＞、次至一百六十人＜左和・前和二営＞。奇之大者五百人＜侍兵中雄奇及外兵四翊等奇＞、次至二百人＜天雄奇＞。隊之大者二百七十五人＜外兵四□等隊＞、次至十五人＜侍兵内水・小水等隊＞。船之大者八十六人＜轎一船＞、次至二十人＜外兵十行等船＞。為営十有二、為奇五十有八、為隊二百八十有三、為船六十有二。此兵数之大略也。」とあり、軍隊の単位として営・奇・隊・船が挙げられているが、号という単位は記されていない。おそらくは、ここで挙がっている軍隊の単位と号は系統を別にしていた可能性が高い（後述）。

23 『大南寔録』正編，第一紀，巻 18，嘉隆元（1802）年八月条。

阮廷銘を正首号として南関を守らせ、廷□を副首号として油村隘を守らせ、銅印を支給した＜「文淵州首号之章」と篆書で刻んだ＞

これは「隘目」（中越間の関所を防備する役職）が置かれた際に、黎朝期の守隘左号・守隘右号に言及したもので、阮朝は「旧守隘」らを正首号・副首号とし、南関（鎮南関）・油村関（由村隘）を防備させている。南関は清朝との交渉の窓口、油村関は清朝から商人の出国が可能な地点である［鈴木 1975: 435］。この記述から、黎朝期にも守隘左号・守隘右号がそれぞれ鎮南関・由村隘を防備していたと想定されるが、実際に 18 世紀半ばに「守隘」が黎朝・清朝間の公文を取り次いでいる事例が、黎貴惇の『北使通録』巻一収録の奉伝に見られる。以下はその一例である[24]。

五府・府僚等官

計

一、奉伝諒山処督鎮官香嶺侯枚世準。係茲期有公文一套、内開咨報朝貢、投逓左江道官等因。如見逓到、即刻附与守隘、謹將夾板公文、与内地龍憑守隘接領馳逓、以済公務。茲奉伝。

景興二十年三月初五日

＜現代日本語訳＞

五府・府僚等の官（が以下の文書を送付する）

一、諒山処督鎮官香嶺侯枚世準に奉伝す。今期（の朝貢）について公文一套があり、朝貢を報告する咨文を左江道官に送るとのことである。もし到着したら、ただちに守隘に送り、つつしんで夾板の公文を清朝の龍憑守隘に送って受領させたうえで逓送させ、公務を完了せよ。ここに奉伝す。

景興二十（1759）年三月初五日

本文書は五府・府僚から諒山督鎮枚世準に下された奉伝である（奉伝は鄭王の命令を伝達する機能を持った公文書である。第二章を参照）。清朝の左江道に送付する咨文を「守隘」に逓送し、「守隘」から清朝の龍州や憑祥州の辺境防備に当たっている「龍憑守隘」[25]に受

[24] 『北使通録』巻一、十九葉表～裏。

[25] 雍正『広西通志』巻 60, 秩官, 国朝（『欽定四庫全書』541-543, 台湾, 商務印書館, 1983～1986 年を

領させるよう指示している[26]。本文書では「守隘」が二例登場するが、前者の「守隘」が諒山地域の「守隘」であり、清朝地方官への公文書を逓送する任務を負っていることが看取できよう。

【表１】によれば脱朗州有秋社の藩臣阮廷璿が守隘号副号になっており（1759 年）、頻繁に「守隘」とも呼ばれていることから、「守隘」とは守隘号を指すと考えられる。

第二節　諒山鎮官と首長の関係

（１）18 世紀半ば～後半の諒山鎮官

次に諒山鎮官と在地首長との関係を分析し、それによって首長たちに対する鎮官の影響力を考察する。そこでまず基礎作業として、18 世紀半ば～後半の諒山鎮官の赴任期間を整理しておく。編纂史料などから諒山鎮官（鎮守・督鎮）の一覧を作成したのが【表２】である[27]。おおよその赴任期間が特定できる阮潘の場合が 1745 頃～1752 頃で約７～８年、枚世準が 1753～1759 年で約６年である。1759 年末～1780 年頃[28]の約 20 年間では、少なくとも五名督鎮に任命されているので、平均すると赴任期間は４年ほどということになる。17 世紀後半には内鎮であっても山南鎮守黎廷堅[29]のように長期にわたって任地に滞在する事例が見られ、任地での独自勢力の拡大が不思議ではなかったことを思えば、地方官の土着勢力化は比較的抑制されていたと考えられる[30]。ただし、赴任中にどの程度の利益獲得が可能だったのかは不明である。

また督鎮の肩書で注目すべきは、阮潘と枚世準が正首号を帯びていることである[31]。こ

使用）にみえる龍憑営守備のことだろう。

[26] 本文中の「公文」が清朝側に送付する文書（この場合は左江道官宛ての咨文）を指すことは、以下の事例からも明らかである（『北使通録』巻一, 二十八葉裏～二十九葉表）。

五府・府僚等官

計

一、奉伝諒山処督鎮官香嶺侯枚世準・督同阮宗珵等。係茲期有公文貳套、投逓両広総督与左江道官、言附奏告哀事、請与貢部並進等因。応如見逓到、即刻付与守隘、謹将夾板公文、作急交与内地龍憑守隘接領馳逓、以済公務。慎毋牽緩。茲奉伝。

景興二十年七月初三日

[27] 18 世紀には鎮レベルの官には督鎮のほかに督同がいたが、古紙史料に収録される首長宛ての文書の発給主体に督鎮が記されることはあっても督同は殆ど登場しない。それ故実質的な鎮のトップは督鎮であり、督同は輔佐的な役割に留まっていた可能性が高い。そのため【表２】では督同を省略した。

[28] 1777 年に諒山督鎮に任じられた呉時仕は、1780 年に任地で死亡したという［陳荊和 1984: 27］。

[29] 『大越史記全書続編』巻 1, 正和 25（1704）年 2 月に「山南鎮守・少保・郡公黎廷堅卒。廷堅内侍禁闥、敷従征伐有功。在鎮前後四十年、為政尚厳峻、盗竊屏不敢動、有治声。至是卒、年八十二、贈太保、追封福神。」とあり、40 年ほど山南鎮守を務めていたことがわかる。

[30] ただし、王朝の地方統治が安定していたことを意味する訳ではない。第四章第二節を参照。

[31] ただし林峯侯のみ副首守号を帯びている。この時期は諒山地域が依然として動乱に巻き込まれており、序列の整序化も進んでいない時期であるため、鎮官に与えられる号関連の肩書が統一されていなかったのかもしれない。

れは間違いなく前述の号に対応しており、首長が帯びている首号や副号などよりも上位に位置すると考えられる。すなわち、形式的には督鎮が首長たちを統率する構図となっていたと考えて良いだろう。

また、阮潘と枚世準の肩書は「正首号・●●奇該奇官」となっていることから、号と奇とは別系統であった可能性が高い。奇は主として清化や乂安出身の兵士から構成されてお

【表2】17～18世紀の諒山鎮官（鎮守･督鎮）

年	月日	姓名	官職・呼称	爵号	他の肩書	典拠	備考
1683		申公才	諒山鎮守	漢郡公		『続編』巻1	
1687		黎時海	→諒山鎮守			『続編』巻1	
1703		阮徳淵				『続編』巻1	「命提領桂郡公阮徳淵兼領諒山。京官遙領外鎮、自此始。」とあり、京北鎮守に諒山も兼任させたものか
1721		丁輔益	→諒山督鎮			『続編』巻2	
1725		丁輔益	諒山督鎮			『続編』巻2	
1732		黎英俊	→諒山督鎮			『続編』巻2	「出参従戸部尚書甸郡公黎英俊為諒山・太原督鎮」とあり、黎英俊を左遷して諒山と太原の督鎮としたもの
1734		黎英俊	諒山督鎮			『続編』巻3	「殺故相諒山督鎮甸郡公黎英俊、以丁嘉亨権督鎮。」とあり、黎英俊を殺害して丁嘉亨を仮の督鎮としたもの
1734		丁嘉亨	→権諒山督鎮			『続編』巻3	同上
1735		范廷容	（→諒山督鎮？）			『続編』巻3	「以工部左侍郎義派侯范廷容鎮諒山。」とある
1739		呉廷碩	→諒山総撫			『続編』巻3	
1740		呉廷碩	諒山総撫	暉郡公	諒山鎮総撫･参従･戸部尚書	『続編』巻3	反乱で死亡
1743	2月	武佐詠	諒山督鎮			『続編』巻3	反乱で死亡
1743	12月 初2日		諒山督鎮	林峯侯	奉差諒山・安広等処兼督鎮官・副首守号・右捷奇兵該管［該奇官？］・添［添差？］府潦［僚］・東閣各大学士	「高楼総古紙」2a	
1745	12月	阮潘	諒山督鎮			『続編』巻3	
1746	7月 22日	（阮潘）	諒山督鎮	潘派侯	奉差諒山道督領［鎮］・殄寇将軍・正首号前翊奇該奇官・都指揮使	「高楼総古紙」1a	『続編』で「潘派侯阮潘」（景興24（1763）年6番の記事など）と記されているため、阮潘の爵号が潘派侯であることがわかる
1749	11月 17日	（阮潘）	諒山督鎮	藩派使［侯］	奉差諒山処督鎮・山西道兼管督領［鎮］平寇将軍・正首号・前翊・中勝・中奮等奇該奇官・太保	「高楼総古紙」3a	
1752	12月 18日	（阮潘）	諒山督鎮	潘派侯	諒山処督鎮・正首号・前翊奇該奇官・少傅	「高楼総古紙」7a	
1753	3月	枚世準	→諒山督鎮	香嶺侯		『続編』巻4	
1756		枚世準		香嶺侯	奉差諒山処督鎮正首号・中捷奇該奇官・参督・香領侯	「有秋総古紙」31a	
1759	11月 2?日	枚世準	諒山督鎮	香嶺侯	奉差諒山処督鎮正首号･後勇奇該奇官･権府事･右校點	『北使通録』巻1, 86a-b	
1759	12月 18日	黎端愷		肅城侯	諒山処督鎮後内水隊	『北使通録』巻1, 79a-b; 87a-b	
1759	12月 1?日	黎端愷		肅城侯	奉差諒山処督鎮･後内水隊都指揮同知	『北使通録』巻1, 88b-89a	
1768	3月	呉名植	諒山督鎮			『続編』巻5	呉陳植のことか。呉陳植は景興21（1760）年進士、仙遊県仙跡社の貫
1768		呉陳植	鎮官			「高楼総古紙」9a; 16b-17a	呉陳植は1769年8～9月に乂安賛理となっており（TB1769-19）、この時点で諒山を離れたと考えられる
1772			鎮官	慶川伯		「高楼総古紙」12a-19a	
1772	2月	黎允珅	諒山督鎮			『続編』巻5	諒山鎮を苛擾しているという理由で罷免。黎允珅（伸）は景興9（1748）年進士、超類県大卯社の人
1776	（10月24日）	黎仲信	鎮官			「高楼総古紙」12a-19a	景興9（1748）年進士、唐豪県遼舎社の人
				武基		「高楼総古紙」12a-19a	
1777	12月	呉時仕				『呉家文派』「雙僊山洞記」（漢喃研究院所蔵A.117本）	「景興丁酉（1777）冬十二月某奉旨出鎮、既到任」とあり、12月に赴任したことがわかる。呉時仕は景興27（1766）年進士、青威県左青威社の人
1786		阮仲兼	→諒山督鎮			『続編』巻5	

＜凡例＞

→はその時新たに任命された官名を示す。

『続編』＝『大越史記全書続編』（陳荊和編校『大越史記全書（下）』東洋学文献センター, 1986年）

『北使通録』＝『北使通録』（漢喃研究院蔵A.179本）

「有秋総古紙」＝「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」（漢喃研究院所蔵AH. A4/6）

「高楼総古紙」＝「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」（漢喃研究院所蔵AH. A4/7）

り、該奇官は奇を統率する部隊長である［上田 2008: 38-39］[32]。第一節で掲げた呉時仕の「請留京兵附鎮啓」では阮潘らが京兵を引き連れて諒山鎮を統治したと記されていたが、この奇が京兵に当たると考えられる。一方の号が外鎮ないし山岳地帯で徴発された兵卒から構成される部隊だとすれば、別系統と考えるのが自然だろう。

（２）首長間の統属関係

次に諒山鎮官の在地首長に対する統制度を考察する。ここで興味深いのは、第一節（２）で掲げた景興 7（1746）年の示式文書である。本文書は、動乱鎮圧に功績があった脱朗州有秋社の藩臣阮廷璿を正首校とするものであり、同時に阮克某・阮勢某の属号八員の統率を許可していた。阮廷璿は脱朗州有秋社阮廷氏の一員だが、彼らは一貫して「阮廷某」で登場し、名前の一文字目が「廷」で固定されているため、阮廷氏は阮克氏・阮勢氏とは別の血縁集団と考えられる[33]。すなわち、阮廷璿が正首校として別集団の属号八員を統率していることになり、特定の部隊が特定の集団から構成されるのではなく指揮下の属号に別集団が配置されていることがわかる。

また、同一首長の所属する部隊が頻繁に変わる事例もある。禄平州率礼社韋氏の場合、韋仲容が中左号副号（1749）だったが、息子の韋廷偵は正左号属号（1752）→正後号属号（1768）→正後号副号（1771）→堅右号副号（1773）→中左号副号（1778）→勝前号副号（1780）と部隊名が頻繁に変わっている【表１】。

さらに、前掲「三教祠功徳碑」（1780）に名を連ねる 40 名弱の首長を、部隊ごとに整理してみると【表３】、鎮右号・勝右号のように一部隊が単一の集団から構成される場合もあるが、その他の部隊では首号と副号が別集団となっている。たとえば鎮前号を構成するのは、仍首号韋福琴（禄平州屈舎社韋氏）・首号阮克鎮（七泉州花山社阮克氏）、副号阮克□（七泉州花山社阮克氏）・副号阮廷□（脱朗州有秋社阮廷氏）、属号阮克琦（七泉州花山社阮克氏）である。このように、鎮前号という一部隊に様々な首長集団が属している。

以上の事例を総合すると、諒山鎮官による首長の指揮命令系統の組み換え、作為的な配置がおこなわれていると判断できる。おそらく鎮官としては、首長集団間の勢力均衡に配

[32] これら該奇官などの部隊長職は、黎朝制度の枠外に設置された鄭王府系統の官職だった［上田 2008: 38-39］。

[33] 個人名の一文字目に一族の男性がみな同じ文字を用いる習慣は、キン族の父系血縁集団によく見られるが、漢族やチワン族にはない。諒山地域の首長が名前の一文字目に同じ字を使っているのはキン族文化の影響を受けたものだろう［伊藤 2003: 77］。また、阮克某は七泉州花山社の藩臣阮克氏の可能性が考えられるが、阮勢某は不明である。

慮しつつ、特定の集団が一部隊のポストを独占して独自勢力化するのを防止する意図があったのだろう。ただし、これら部隊内での序列や統属関係が実際の首長間の階層性や権力

【表３】「三教祠功徳碑」中の部隊と構成員

部隊	首号	副号	属号・随号
鎮前号	韋福琴（仍首号） 阮克陳	阮克□ 阮廷□	阮克琦
鎮後号	阮廷□		
鎮右号	何国驪 何国驒（前首号）	何国□	何国棟
鎮左号	韋福綿（仍首号） 阮廷陳	阮克暹 阮廷椿 韋□覦 阮廷彬	阮廷呂
鎮一号	何国驥	阮廷創	何国□
前勝号	阮廷琅	黄廷派 阮廷丙	阮廷鍬
勝前号	黄何軸（旧首号）	黄文徳 韋廷偵	
勝後号	黄何輔	阮廷璹	
勝右号	黄廷和（□首号）	黄廷曠	
守隘	阮廷□ 阮廷沛（旧守隘） 阮廷璉（旧守隘）	阮廷琱	
内鎮			丁国珍 黄□筭

関係を反映しているか否かについては、留保が必要である。実際の軍事行動の状況を詳細に記述した史料が存在しないため、たとえば実際の軍事行動において首号が属号を統率していたかどうかも不明であり、当時の実態を探るのは困難である。

（３）「内鎮」部隊の編成

第一節（１）で述べたように、諒山地域の編籍民から徴発された兵卒は「正兵」と「藩兵」に分けられる。「正兵」については、第二章第二節（１）で掲げた呉時仕の上啓「区処藩方啓」に以下のようにある[34]。

[34] 『呉家文派』区処藩方啓，第七葉裏～十二葉表（漢喃研究院所蔵 A. 117/5）

一條、鎮兵旧額一百。拠藩臣揀択填納応務。近来鎮臣既揀取一百、為内鎮正兵、復増取附兵一百、以供柴水雑使。自是始有正兵・附兵之名。其附兵月取顧更銭三貫、謂之更笙銭、以為常俸。有緩欠者、勾催不勝其擾、貧民不堪追索、動致流亡。竊倣拠旧額一百、揀取彊壯為長従更直、其附兵並停、至如講武之法、亦循旧制、歳孟冬飭藩目七号所管兵、送入一百、中冬閲、至春而罷、事訖復放帰農。惟有公差屯按、方聴増揀丁壮、庶兵有定額、而民得安業矣。

＜現代日本語訳＞

一條、諒山鎮兵の旧額は 100 です。藩臣が選抜し納入した者に基づいて任務に当たらせておりました。近頃鎮臣は 100 を選び取り、内鎮の正兵としただけでなく、さらに増やして附兵 100 を取り、薪を採り水を汲むなどの雑役に供給しました。これから初めて正兵・附兵の名が生まれました。附兵は毎月顧更銭三貫を取り、これを更笙銭と言い、固定的な俸給としました（兵役を免除する代わりに銭三貫を徴収し、実際に役に就く者への俸給としたということか？）。延滞・未納する者がいれば、取り立てをすると擾乱に耐えられず、貧民は督促に堪えられず、ややもすれば流亡しております。考えますに旧額の 100 に基づいて、壮健な者を選んで長期にわたり従軍者として輪番で任務に当たらせ、附兵はすべて停止し、講武の法についても、同じく旧来の制度に従い、毎年十月に藩目七号に命令して管轄する兵を、100（人の鎮兵）に送り込み、十一月に（訓練を）検閲し、春になればやめ、事が終われば再び解放して農業に戻らせる（ことをお願い致します）。（以上のようにした上で）ただ公的な差遣や駐屯（の任務）があれば、そこで初めて（兵数を）増やして壮年の男子を選抜するのを許せば、兵には定額があり、民は落ち着いて本業に従事できるでしょう。

これによれば、従来は藩臣が鎮官に納めた兵卒によって「鎮兵」が形成されていたが、近年は鎮官が 100 を選び取って「内鎮の正兵」とし、さらには附兵 100 を取って雑役に従事させたという。前掲史料で「正兵」が「藩兵」と区別されて記されていることから、「鎮兵」や「内鎮の正兵」は諒山鎮官が直接指揮する部隊と考えられる。また、第二章第三節で述べたように、藩臣が税課や兵役を管轄する社が「内鎮」に編入されると藩臣がそれらの管轄を喪失しており、「内鎮」に編入された社における徴税と徴兵は鎮官（ないしその属吏）が担当し、その社から徴発される兵卒は藩臣ではなく諒山鎮官指揮下の「内鎮」なる部隊に編入されたと考えられる。「内鎮の正兵」の定数は 100 であるから、おそらく第二章

第三節で取り上げた率礼社韋氏以外にも、藩臣が税課と兵役を管轄していた社が「内鎮」に編入されたに違いない。

このように当初は藩臣が鎮兵を選抜していたが、ある時点で（率礼社韋氏の管轄する三社が「内鎮」に編入された 1768 年頃か）一部の社を「内鎮」に編入してそこから徴発した兵卒を鎮官が直接統率する方式に転換したことが明らかとなった。総じて、諒山鎮官による土兵部隊の組織化と在地首長の作為的な配置、首長管轄下の社の「内鎮」への編入と「内鎮」部隊と呼ばれる鎮官直属部隊の編成、首長の管轄の社の取り換えというように、少なくとも 17 世紀後半の状況と比べると、諒山地域の在地首長に対する諒山鎮官の影響力は間違いなく増大していると言えよう[35]。

第三節　藩臣が指揮する兵卒

最後に、藩臣が指揮する兵卒について考察する。第二章第一節で述べたように、管轄の社から兵卒を徴発していた。それ故、藩臣は自身の私兵を持つほかに、編籍民から徴発した兵卒を統率し、号に属して軍事行動をおこなっていたと考えられる。では黎鄭政権の号に属することは、首長の側にいかなるメリットがあったのだろうか。この問題を考えるうえで興味深いのが、以下に掲げる諒山督鎮から脱朗州有秋社の藩臣阮廷彬に宛てられた付式文書である[36]。

奉差諒山処督鎮官

　　計

一、付藩［藩臣？］・正後号付首号・防禦同知・榜忠伯阮廷彬。係爾率兵頗少、差撥不敷。茲所有祖業田在本州　[37]檳社［檳榔社？］・歴山寺社、有詞懇乞、応給許付詞招集土戸・儂人、來居伊等社、黄更廷・黄曰昆共七人、許為田児耕作、永為手下・家丁、以防差撥。共伊等社、不得擅兵另［另兵］・丁率、与給斂各銭、使令公役、一皆酌免。若某社視常不拠、許投鳴在鎮城究治。其招集不謹、及容養匪徒、以致声説、有公法在。茲付。

---

[35] 無論このことは王朝権力（ないし地方官）が社より下の社会の実態を把握していたことを意味するものではない。実際平野部においても、18 世紀には王朝が村落の把握が不可能になっていくとされる［桜井 1987］。まして山岳地帯において、社より下の社会の実態を王朝権力が把握していたとは考え難い。岡田雅志も、山地地域における登録丁数の圧倒的な少なさなどを根拠に、同様の見解を示している［岡田 2016c: 注 30］。

[36] 「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」第四十四葉表～裏

[37] 原文が一文字空格となっている。

景興三十七年十月初四日

＜現代日本語訳＞

奉差諒山処督鎮官（が以下の文書を送付する）

一、藩臣・正後号付首号・防禦同知・榜忠伯阮廷彬に付す。なんじの兵卒は非常に少なく、差遣は行き届いていない。ここに有している祖業田（先祖の功績によって賜与され、代々の相続を許された耕地）は本州檳榔社・歴山寺社（歴山社か）にあり、文書による懇ろな要請があったので、文書を発給して[38]土戸（編籍された土人の戸）・儂人を招集してそれらの社に到来させて居住させ、黄更廷・黄曰昆合計七人は、（祖業田の）田児耕作（直接耕作者か）[39]とし、長く手下・家丁とし、差遣に備えるのを許す。それらの社は兵士・丁率を私物化し（黄更廷らに対して兵役や税課を割り当ててはならず？）、与給斂各銭（徴税の際の手数料？）してはならず、（黄更廷らを）公役に使役するのは、一律に事情を酌んで免除する。もし某社が軽んじて[40]従わなかったら、諒山鎮城に訴訟を持ち込み取り調べ（を要請する）のを許可する。招集が慎重でなく、匪徒を助長するに及び、声説（申し立ての意か）を引き起こしてしまったなら、公法（による処罰）があるだろう。ここに付す。

景興三十七（1776）年十月初四日

これによれば、脱朗州有秋社の阮廷彬が、土戸（土着住民）・儂人（新来の移住者）を招集して、脱朗州檳榔社・歴山社[41]の祖業田で耕作させるのを許可されている。また、阮廷彬が黄更廷ら七人を手下・家丁とすることを許可されているが、彼らもおそらくは既に招集に応じた土人ないし儂人であろう。なお「手下」は、阮朝期の興化地域の事例では募兵と同じ文脈で使用されており、特定の個人の配下を指す［岡田 2012: 32-33］。ここから土人や儂人の招集が藩臣の私兵の増強につながっていたことがわかる。別言すれば、阮廷彬は地方官の承認を得て私兵の増強を企図していたということになる。前節でも述べたように

38 「応給許付詞・・・」という表現は、下行文書において文書受信者に対しなんらかの許可をする際に出現する。一例を挙げると、「一、付属鎮藩管領璟武侯阮廷□（王＋呉）。係邇來追随戎務、少有微労。現鎮務浩繁、不容曠欠。因応給許付詞該管兵民、隷随本鎮官、奉付公務。若懈怠不虔、及遇事退縮、有公法在。茲付。」（「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」第三十四葉表～裏）など。

39 後掲の『呉家文派』條陳招墾事宜儲積方便啓に「其佃戸許為田兒、豁免兵役。」とあるため、地主の下で直接耕作に従事する小作人のような人々を指して使用される用語と考えられる。

40 「視常」は現代ベトナム語の xem thường（見下すの意）か。

41 『同慶御覧地輿誌』諒山省によれば、脱朗州有秋総に檳榔社が、同州沖貫総に歴山社が、それぞれ属している。

諒山地域における鎮官の影響力が増大しつつある中、地方官の認可を得ることは在地首長にとっても権益の保証という面で重要だったはずである。

また誤字があるようで文意を汲み取りづらいが、一方の諒山鎮官は阮廷彬が招集した黄更廷らに対し公役の賦課を免除している。当時多くの土人や儂人が流亡している状況下で、鎮官は少しでも多くの軍事力と財政収入を確保するため、流民の招集に努めていた。かかる状況下で、招集に応じた者に対する優遇措置がとられたのだろう。呉時仕は「條陳招墾事宜儲積方便啓」において、以下のように述べている[42]。

一曰豁兵役以勧田戸。本鎮田雖少、而地力頗饒、無灌漑糞壌之労、有力少穀多之利。前年累被旱饑民有流移。臣奉宣示徳意、択委招集、次第回復、竝已墾荒成田。惟磨儲・石邀・化仁・珍果・春院・博円・達信・雲石・厚農・珠巻・林柯・万本・苗裔・帰厚・旰渓十四社、累経招集未還。其田並留荒廃。又支稜社始回、人少田多、墾闢僅得十之三四。照伊社田簿一千二百十一葑、権取半為公田、聴藩目招集募開墾、量定税例、毎葑十五勺、以今年起耕、来年半輸、三年納税依例。竊倣格其管照、許永為該牧、成田後各陞職一次。其佃戸許為田兒、豁免兵役。惟貢使往回駅逓一事、与本鎮均役、俾得専力農作、以敏田功。

＜現代日本語訳＞

一、兵役を免除して農事を奨励する。本鎮の田は少ないけれども、地力は非常に豊かであり、灌漑や施肥の労がなく、少ない労力で多くの穀物を得られるという利があります。前年は何度も旱魃が発生したので飢えた民が流亡致しました。臣は命を奉じて恩徳を施す意図を知らしめ、（人を）選んで差遣し（流民を）招集させたところ、（流民は）次第に帰還し、みな既に荒地を開墾して田としています。ただ磨儲・石邀・化仁・珍果・春院・博円・達信・雲石・厚農・珠巻・林柯・万本・苗裔・帰厚・旰渓十四社は、何度も既に招集しましたが（流亡した民は）まだ帰っておりません。その田はみな依然として荒廃しております。また支稜社は（流民が）帰って来たばかりですが、人が少なく田は多いので、僅かに十分の三～四を開墾し得ただけです。その社の田簿を調べると 1211 葑[43]（の耕地）があり、一時的に半分を公田とし、藩目に（流民を）招集して開墾するのを

[42] 『呉家文派』條陳招墾事宜儲積方便啓，第二十二葉裏～二十三葉裏（漢喃研究院所蔵 A. 117/5）

[43] 『呉家文派』條陳招墾事宜儲積方便啓，第二十四葉表～裏に「本鎮田数六万五千七百十五葑。其俗以田有四畔為一坎、植蓋秧四束為一及、十及秧四十束為一葑。所謂葑者、即諸鎮之高。惟秧束大而立苗疎、故占地大広、茫無限約。其六万五千七百十五葑、為田六千五百七十一畝五高。…（後略）…」とあ

許可し、斟酌して税例を定め、葑ごとに十五勺とし、今年に耕作を開始すれば、来年には半分を納めることができ、三年で税例に従って納税できるでしょう。考えますにその管照（管理者？）については、長く該牧とし、（荒地を開墾して）田とした後にそれぞれ一ランク昇給することを許しましょう。その佃戸は田兒とし、兵役を免除することを許可しましょう。ただ貢使が往来する際の駅伝による逓送の件は、（田兒にも役に当たらせて）本鎮（の民？）と役を均分し、耕作に専念させ、勤勉に農事に励ませましょう。

ここで呉時仕は流民の招集状況について記しており、旱魃の多発により多くの民が流亡したこと、十四社（実際に列挙されるのは十五社）においていまだ流民が招集に応じていないことが報告される。そのうえで田簿上では田数が多いにもかかわらず三～四割程度しか開墾が進んでいない支稜社[44]について、「藩目」（藩臣）に命じて流民を招集させ、その召募に応じて開墾に当たった者（「佃戸」）は、兵役免除の特権を与えることが提案されている。流民の招集は税収の確保のためにも当時の地方官にとって重大な任務の一つであり、その際に在地首長の力を借り、招集に応じた者に兵役免除の特権を与えるのは妥当な施策といえよう。その上、仮に兵役を免除したとしても、彼らが藩臣や輔導の私兵に組み込まれれば、結果的に有事の際に王朝側に立って行動することも期待できる。前掲史料において脱朗州有秋社の阮廷彬が招集に応じた黄更廷らを「手下」として配下に組み込み、徭役免除の特権を与えられていたのも、かかる流民招集政策の一環と考えて良いだろう。

おわりに

本章の内容を要約すると以下のようになる。18 世紀初頭以前は外鎮の地方官は任地に赴任しないのが一般的だったが、18 世紀半ば～後半には、諒山鎮官により土兵部隊の組織化や首長の管轄の社の「内鎮」への編入、あるいは「内鎮」部隊と呼ばれる諒山の地方官直属の部隊が結成されるなど、地方官の影響力は間違いなく増大しているといえる。18 世紀半ばの諒山地域において動乱が発生したことをうけて、諒山鎮官は動乱鎮圧に協力した首長に対して号の肩書を与えて兵卒の指揮を許可したうえで、ある程度彼らの序列化を企図している。また、督鎮の中には正首号の肩書を帯びていることがわかる者もおり、鎮のト

り、一葑は一高に相当したようである。

44 支稜社は『皇越一統輿地志』巻四，諒山鎮駅路に「界首支関社・・・至□□＜此処温州支棱社＞」とあり、京北鎮と諒山鎮城を結ぶ駅路上に位置している。そのため王朝にとって住民や土地を把握するのが容易だったのだろう。

ップとして形式上首長を統率していたと考えられる。

首長の側の視点に立つと、首長は管轄の社から徴発した兵卒、及び私兵を統率していた。彼らは諒山鎮官の承認を得て土人や儂人を手下・家丁にすることで私兵の増強を企図しており、黎鄭政権の政策を利用して自身の勢力拡大を図ったといえよう。この背景には、鎮官による流民招集政策があった。鎮官は税収増加と軍事力の確保のために首長を通じて流民を招集し、荒地の開墾をおこなわせていた。

このように王朝権力（ないし地方官）が設定した統治体制を利用せんとする在地首長側の主体性は、前述した阮朝期における西北地域やムオン族首長の事例［岡田 2012: 32］［宇野 1999］と同様である。地方官による土兵部隊の組織化は、興化地域では阮朝期に、諒山地域では 18 世紀半ばに進められるが、王朝権力（ないし地方官）が設定した統治体制を在地首長の側が利用していく、という構図は共通しているといえよう。第二章で明らかにしたように、18 世紀半ば～後半の諒山地域の在地首長は黎鄭政権の関係構築を権益保持のための戦略と認識していたが、これも鎮官の影響力増大が背景にあったからだろう。

最後に、今後の課題として藩臣と社の関係を挙げておきたい。諒山鎮官の流民招集政策において、藩臣の手下や家丁となることで兵役や税課が免除されたのであれば藩臣の私兵増強にとって大きなメリットになるが、一方これらを代替しなければならない各社の編籍民にとっては負担となったはずである。ここに藩臣と社との間に利害対立の可能性が生じてこよう。第三節で掲げた 1776 年の付式文書においても、「某社が軽んじて従わない」可能性に言及しているのも、この推測を裏付ける。このように藩臣と社との間の関係は考察に値する問題であるが、現在はこれ以上史料を持ち合わせていないため、今後の課題としたい。

【表1】18世紀～19世紀初頭の諒山地域において官職を授与された首長の一覧

年	月日	人名	拠点	藩臣／輔導	号	その他の肩書	諱号	典拠	備考
景興元(1740)年	二月十二日	阮廷玩	脱朗州有秋社	藩臣支派				「有秋社古紙」4a	
	三月初三日	阮廷璿	脱朗州有秋社		本号正号	守隘	提忠侯	「有秋社古紙」5a	
	三月二十日	阮廷田	脱朗州有秋社	藩臣支派				「有秋社古紙」6a	
	三月二十一日	阮廷琦	脱朗州有秋社	藩臣支派			譽慶伯	「有秋社古紙」7a	
	三月二十一日	阮廷梁	脱朗州有秋社	藩臣支派				「有秋社古紙」8a	
	三月二十一日				右雄校付首校		文献侯	「有秋社古紙」4a, 6a, 8a	
	三月二十一日	阮	脱朗州有秋社				璟武侯→武潤侯	「有秋社古紙」9a	
	四月二十八日						増泰侯	「有秋社古紙」10a	
景興二(1741)年	二月初一日	阮廷口(王＋兵)	脱朗州有秋社			付守隘・防禦僉事	璟武侯	「有秋社古紙」11a	
	二月初一日	黄廷這	安博州	輔導				「有秋社古紙」11a	
	二月初一日	阮廷口(王＋喬)	脱朗州有秋社		→本号正号	僉事	琳武伯	「有秋社古紙」12a	
	二月初二日	阮廷琰	脱朗州有秋社		本号正号→本号首号	守隘・都指揮使	義忠侯	「有秋社古紙」13a	
	二月二十六日	阮廷森	脱朗州有秋社	輔導			榜忠	「有秋社古紙」14a	
	二月二十六日	阮廷壬	脱朗州有秋社				振禄	「有秋社古紙」14a	
	三月初二日	阮廷銘	脱朗州有秋社	藩臣同管				「有秋社古紙」15a	
	三月初二日						稍武伯	「有秋社古紙」15a	
	八月初二日	阮廷口(王＋旻)	脱朗州有秋社		→正後号正号	都総兵	瓔武侯	「有秋社古紙」16a	
	九月	韋世琴	禄平州屈舎社			→防禦僉事		韋氏家譜13b	
		黄登楊(黄鋭基)	禄平州屈舎社			→防禦僉事		韋氏家譜24b	
景興三(1742)年	八月十二日	阮廷謝	脱朗州有秋社	藩臣支派				「有秋社古紙」17a	
	八月十二日				右雄校副首校		琢玉侯	「有秋社古紙」17a	
景興四(1743)年	二月	阮廷聘		藩臣				『続編』巻4	
	四月	韋世琴	禄平州屈舎社			→招討僉事		韋氏家譜14b	
	九月	韋世琴	禄平州屈舎社		→正左号首号			韋氏家譜15a	
	十二月初二日	韋廷口(南＋五)	禄平州率礼社				條忠伯	「高楼総古紙」2a	
		韋廷貞	禄平州率礼社				珣武伯	「高楼総古紙」2a	
		(黄廷這？)					璟忠侯	「高楼総古紙」2a	
	十二月二十八日	阮廷璿	脱朗州有秋社	輔導官員子		→果敢将軍・防禦使司防禦僉事・下班		「有秋社神勅」1a	
景興六(1745)年	六月初三日	[阮]廷瑋	脱朗州有秋社		正後号属号→正後号正号	指揮使	理忠伯	「有秋社古紙」18a	
	六月初六日	阮廷質	脱朗州有秋社		正後号属号→正後号正号	招討使	琨忠侯	「有秋社古紙」19a	
	八月十日	阮廷口(王＋眷)	脱朗州有秋社	藩臣		果敢将軍・軍民防禦使司防禦僉事・下班→果敢将軍・軍民防禦使司防禦同		Nguyễn Đình Thơm氏所蔵の勅	
	十月初三日	阮廷口(王＋兵)	脱朗州有秋社	藩臣		招討使	璟武侯	「有秋社古紙」20a	
	十月初三日	韋世珍				招討僉事	栄寿伯	「有秋社古紙」20a	
		黄廷這	安博州				璟忠侯	「有秋社古紙」20a	
	十月初三日	阮廷楼	脱朗州有秋社		→属号		楼武伯	「有秋社古紙」21a	
景興七(1746)年	三月十一日	阮廷象	脱朗州有秋社			→属道(属号？)		「有秋社古紙」22a	
	三月二十日	阮廷豐	脱朗州有秋社			→属道		「有秋社古紙」23a	
	三月二十五日	阮廷典	脱朗州有秋社			属道→付管(？)		「有秋社古紙」24a	
	五月初三日	阮廷珍	脱朗州有秋社			宣慰大使	班朝侯	「有秋社古紙」25a	
	五月初三日	阮廷堂	脱朗州有秋社	属鎮藩臣			増郡公	「有秋社古紙」26a	
	五月初三日	阮廷口(王＋眷)	脱朗州有秋社		→正首校	招討同知	提忠侯	「有秋社古紙」27a	
	五月初三日	(阮克臺？)			長号		鵬武伯	「有秋社古紙」27a	
	五月初三日	阮勢任			属号		淳基	「有秋社古紙」27a	
	五月初三日	阮克繼			属号		幹武	「有秋社古紙」27a	
	五月初三日	阮克終			属号		瑞武	「有秋社古紙」27a	
	五月初三日	阮勢廉			属号		宣寿	「有秋社古紙」27a	
	五月初三日	阮勢惠			属号		海廷	「有秋社古紙」27a	
	五月初三日	阮勢訓			属号		携武	「有秋社古紙」27a	
	五月初三日	阮勢増			属号		長武	「有秋社古紙」27a	
	五月初三日	阮勢兼			属号		密燕	「有秋社古紙」27a	
	五月	(阮廷禄)			正後号		姜宝侯	「高楼総古紙」15a-b	
	五月	(黄廷逞)			正右侯[号？]		璟寿侯	「高楼総古紙」15a-b	
	七月二十二日	韋仲容	禄平州率礼社			防禦僉事	條忠伯	「高楼総古紙」1a	
	七月二十二日	韋廷貞	禄平州率礼社			→同管	珣武伯	「高楼総古紙」1a	
景興八(1747)年	三月初六日	阮廷順		藩臣	→正率隊			「有秋社古紙」28a	
景興十(1749)年	十一月十七日	韋仲容	禄平州率礼社		中左號副號	防禦使	條忠伯	「高楼総古紙」4a	
		韋廷偵	禄平州率礼社				珣武伯	「高楼総古紙」4a	
景興11(1750)年	七月初二日	韋仲容	禄平州率礼社	藩臣		防禦使	條忠伯	「高楼総古紙」5a	
		韋廷偵	禄平州率礼社	輔導			珣武	「高楼総古紙」5a	
景興13(1752)年	十二月十八日	(韋廷偵)	禄平州率礼社		→正左号属号		珣武伯	「高楼総古紙」7a	「高楼総古紙」16bでは景興13年に韋廷偵は正前号属号となっている
	十二月十八日	韋福綿			正左号長号		昱春伯	「高楼総古紙」7a	
景興17(1756)年	二月十二日	阮廷口(王＋甲)	脱朗州有秋社			防禦僉事	口(王＋甲)武侯	「有秋社古紙」29a	
	二月十三日	阮廷貢	脱朗州有秋社			防禦僉事	威嶺伯	「有秋社古紙」30a	
	正月二十四日	阮廷森				防禦僉事	榜中伯	「有秋社古紙」31a	
	正月二十四日	阮廷壬					振武伯	「有秋社古紙」31a	
景興18(1757)年	二月十三日	阮廷横	脱朗州有秋社			防禦僉事	横武伯	「有秋社古紙」32a	
景興20(1759)年	三月十五日	阮廷田						「有秋社古紙」32a	
		韋廷禎			[正]左号属号		珣武伯	「有秋社古紙」33a	
	九月三日	韋福洪				守隘	快岩伯	『北使通録』巻1, 43b	
	9月3日	阮廷璿					堤忠侯	『北使通録』巻1, 43b	
	十月十二日	韋廷禎			正左号属[号]		珣武伯	「高楼総古紙」8a	
	11月2?日	阮廷禄					藩寶侯	『北使通録』巻1, 86a	
	11月2?日	黄廷紹				老目		『北使通録』巻1, 86a	
	12月1?日	韋世藩			中一号首号	宣慰使	幹寿侯	『北使通録』巻1, 89b	
	12月1?日	阮克臺			正前号首号	宣慰大使	鵬武侯	『北使通録』巻1, 89b	
	12月1?日	黄廷逞	安博州		正左号首号	宣慰大使	璟寿侯	『北使通録』巻1, 89b	
	12月1?日	阮廷禄			正右号首号	宣慰使	姜宝侯	『北使通録』巻1, 89b	
	12月1?日	何国纘	(文蘭州？)		正後号首号	防禦使	傳基伯	『北使通録』巻1, 89b	
	12月1?日	阮廷璿	脱朗州有秋社		守隘号副号	招討同知	堤仲侯	『北使通録』巻1, 89b	
景興25(1764)年	三月二十七日	阮廷口(王＋呉)	脱朗州有秋社			管領	璟武侯	「有秋社古紙」34a	
	四月十八日	阮廷璿	脱朗州有秋社			付守隘・招討同知	提忠侯	「有秋社古紙」35a	
景興27(1766)年	二月十六日	阮廷繼	脱朗州有秋社	藩臣		大都督	彊郡公	「有秋社古紙」36a	
景興28(1767)年	三月初三日	阮廷譚	脱朗州有秋社	藩臣支派				「有秋社古紙」37a	
					右雄校正首號		文仁伯	「有秋社古紙」37a	
	八月初三日	阮廷超	脱朗州有秋社					「有秋社古紙」38a	
					右雄校付首校		文仁伯	「有秋社古紙」38a	
景興29(1768)年	九月初十日	阮廷彬	脱朗州有秋社		中一号同管→中一号属号		…武伯	「有秋社古紙」39a	
	十月二十一日	韋廷偵	禄平州率礼社		正後号属号		珣武伯	「高楼総古紙」9a	
		韋廷龍	禄平州率礼社					「高楼総古紙」9a	
		韋廷殊	禄平州率礼社					「高楼総古紙」9a	
							立武伯	「高楼総古紙」17a	義泉社を管轄
景興30(1769)年	仲秋	(阮廷璿)	脱朗州有秋社			守隘官	堤忠侯	博德石橋碑記	
	十一月二十四日	阮廷張	脱朗州有秋社	藩臣支派				「有秋社古紙」40a	
		(韋廷偵)			右雄校付首校		珣武伯	「有秋社古紙」40a	
		阮廷定	脱朗州有秋社	藩臣支派				「有秋社古紙」41a	
		(韋廷偵)			右雄校付首校		珣武伯	「有秋社古紙」41a	
景興32(1771)年	三月初十日	韋廷偵	禄平州率礼社		正後号属号→副号		珣武伯	「高楼総古紙」10a	「高楼総古紙」17bでは副首号と記されている
	仲秋	何国贊	文蘭州		右衛号首号	長州・宣慰大使	傳基侯	野岩石橋碑記	

	仲秋	何国□	文蘭州				垣基伯	野岩石橋碑記	
景興33(1772)年	三月初六日	阮廷彬	脱朗州有秋社	藩臣		防禦僉事	榜武伯	「有秋社古紙」42a	
		(阮廷璿)	脱朗州有秋社		守隘号		堤忠侯		
景興34(1773)年	十月二十四日	韋廷偵	禄平州率礼社		堅右号副号		珣武伯	「高楼総古紙」11a	
景興36(1775)年	十月一十八日	阮廷彬	脱朗州有秋社		→正後号付首号	防禦同知	榜忠伯	「有秋社古紙」43a	
景興37(1776)年	十月初四日	阮廷彬	脱朗州有秋社		正後号付首号	防禦同知	榜忠伯	「有秋社古紙」44a	
景興37(1777)年	仲春	(阮廷璿)	脱朗州有秋社			守隘官	提忠侯	三青峒碑(漢喃研究院No.15887-15888)	
	仲春	(黄廷逞)	安博州			一衛号官	環寿侯	三青峒碑(漢喃研究院No.15887-15888)	
景興39(1778)年	六月貳拾　日	韋廷偵	禄平州率礼社		中左号副号	防禦僉事	珣武伯	「高楼総古紙」12a	
景興41(1780)年	三月初二日	阮廷牟	脱朗州有秋社	藩臣支派				「有秋社古紙」45a	他史料では安博州輔導などとして登場
	三月初二日				右雄校付首校		行成伯	「有秋社古紙」45a	
	三月初二日	阮廷何	脱朗州有秋社	藩臣				「有秋社古紙」46a	
	三月初二日				右雄校付首校		行成伯	「有秋社古紙」46a	
	七月初伍日	阮廷琅			前勝号□号		翊忠伯	本尚奉事條例碑	
	季秋	黄廷逞	禄平州陸村□			前審正・□□僉事	環寿侯	三教祠功徳碑	
	季秋	黄廷球					□□伯	三教祠功徳碑	黄廷逞の息子
	季秋	韋福琴	禄平州屈舎社		鎮前号仍首号	左審正・宣慰大使	栄寿侯	三教祠功徳碑	
	季秋	□□□(韋福綿？)	禄平州屈舎社		鎮左号仍首号	右審正・宣尉大使	昱春侯	三教祠功徳碑	
	季秋	何国驥	文蘭州周粟社		鎮一号首号		昶基伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮克陳	七泉州花山社		鎮前号首号		□武伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷陳	脱朗州有秋社		鎮左号首号	防禦同知	紹武伯	三教祠功徳碑	
	季秋	何国驪	文蘭州周粟社		鎮右号首号	防禦僉事	□禄伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷□	脱朗州有秋社		鎮後号首号	防禦僉事	□□伯	三教祠功徳碑	居黄同社
	季秋	阮廷琅	脱朗州有秋社		前勝号首号	防禦僉事	□□伯	三教祠功徳碑	居永寨社
	季秋	黄何軸	文蘭州周粟社		勝前号旧首号	防禦同知	瑩荘伯	三教祠功徳碑	
	季秋	黄何輔	文蘭州周粟社		勝後号首号		秦□伯	三教祠功徳碑	黄何軸の息子
	季秋	何国□(馬＋會)			前鎮右号首号	招討僉事	□□□	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷□(王＋眷)	脱朗州有秋社		奉守隘		堤忠侯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷琱			副号		玴武伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷沛	文淵州保林社		旧守隘	防禦僉事	□□伯	三教祠功徳碑	
	季秋	黄廷和	禄平州陸村庄		勝右号□首号		謹武伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷璉			旧守隘	防禦使	璘忠侯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷創	脱朗州有秋社		鎮一号副号	防禦□□	□□伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮克□	七泉州花山社		鎮前号副号		彬□伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮克□	(七泉州花山社)				敦武伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮克琦	(七泉州花山社)		(鎮前号)属号		善武伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷□	脱朗州有秋社		鎮前号副号		美忠伯	三教祠功徳碑	
	季秋	黄廷派	禄平州陸村庄		前勝号副号	防禦僉事	□忠伯	三教祠功徳碑	
	季秋	何国□	文蘭州周粟社		鎮右号副号	防禦使	銓武伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮克暹	七泉州花山社		鎮左号副号		瑤武	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷丙	脱朗州有秋社		前勝号副号	防禦僉事	□廷伯	三教祠功徳碑	居黄同社
	季秋	黄文徳	文淵州水湾社		勝前号副号	防禦僉事	□□伯	三教祠功徳碑	
	季秋	韋廷偵	禄平州率礼社		勝前号副号		珣武伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷椿	文淵州淵汨社		鎮左号副号	防禦僉事	椿武伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮克蘇	七泉州花山社		鎮□号副号		璉武伯	三教祠功徳碑	
	季秋	黄廷曠	禄平州陸村庄		勝右号副号		添忠伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷璹	脱朗州有秋社		勝後号副号		嘉忠伯	三教祠功徳碑	居安化社
	季秋	韋□観	禄平州屈舎社		鎮左号副号		□寿伯	三教祠功徳碑	
	季秋	何国□	文蘭州周粟社		鎮一号属号			三教祠功徳碑	
	季秋	何国陳	文蘭州周粟社		鎮右号属号	防禦僉事	優武	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷鍬	文淵州永逸社		前勝号属号		□武	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷彬	脱朗州有秋社		鎮左号副号	防禦同知	榜武伯	三教祠功徳碑	
	季秋	阮廷呂			(鎮左号)属号	防禦僉事	望朝	三教祠功徳碑	
	季秋	丁国珍	温州枚坡社		内鎮随号		欣忠	三教祠功徳碑	嘉隆四年の「枚坡社地簿」(国家第一公文書館3375)では同帆処で一畝一高の土地を分耕
	季秋	黄□箐	温州江漢社		(内鎮)随号			三教祠功徳碑	
昭統元(1787)年	三月初一日	阮廷理	脱朗州有秋社	藩臣支派	→雄捷奇属校			「有秋社古紙」47a	
	三月初一日	韋世珠	禄平州率礼社	藩臣	→雄捷奇右雄校正属号			「有秋社古紙」48a	
	三月初一日	阮廷瑷	脱朗州有秋社	藩臣	→雄捷奇右雄校正属号			「有秋社古紙」48a	
	三月初一日	韋世珠	禄平州率礼社	藩臣支派	雄捷奇右雄校正属校			「有秋社古紙」49a	
	三月初一日	阮廷彬	脱朗州有秋社	藩臣	属号			「有秋社古紙」50a	
	三月初一日	韋廷隆	禄平州率礼社				艶武伯	「有秋社古紙」50a	
	三月初一日				正後号	防禦同知	榜増春侯	「有秋社古紙」51a	
	三月初一日						譽辛山侯	「有秋社古紙」52a	
	三月初一日	阮廷璹				防禦僉事	嘉仲伯	「有秋社古紙」53a	
	三月初六日	[阮]廷□(王＋思)				防禦僉事	嶺寿伯	「有秋社古紙」54a	
	筵月二十七日	韋廷珠	禄平州率礼社		後捷号属号		珀楊伯	「高楼総古紙」20a	
昭統二(1788)年	正月十六日	阮廷彬	脱朗州有秋社	輔導藩臣		→勇断将軍・防禦使司防禦僉事・下班		「有秋社神勅」2a	
	正月十六日	阮廷彬	脱朗州有秋社	藩臣	→首号			「有秋社古紙」55a	
	三～五月	何国□(馬＋業)	(文蘭州？)	藩臣				『続編』巻5	
	三～五月	阮克陳	(七泉州)	藩臣				『続編』巻5	
光中元年	三月初六日	阮廷燈	脱朗州有秋社	藩臣			燈[武]伯	「有秋社古紙」56a	
	三月初六日	阮廷談	脱朗州有秋社					「有秋社古紙」56a	
乾隆53(1788)年	十月二十日	阮廷燈	脱朗州有秋社	藩臣			燈武伯	「有秋社古紙」1a	
	十月二十日	阮廷稍	脱朗州有秋社	藩臣			稍武伯	「有秋社古紙」1a	
	十一月初六日	阮廷燈	脱朗州有秋社				燈武伯	「有秋社古紙」2a	
	十二月初七日	阮廷燈	脱朗州有秋社	藩臣			燈武伯	「有秋社古紙」3a	
	十二月初七日	阮廷稍	脱朗州有秋社	藩臣			稍武伯	「有秋社古紙」3a	
嘉隆元(1802)年	八月初五日	阮廷質	脱朗州有秋社	藩臣支[派]	→雄捷奇属校			「有秋社古紙」57a	
	八月	阮廷銘			(守隘号)正首号			『寔録』巻18, 15b	
	八月	阮廷□(王＋甲)			(守隘号)副首号			『寔録』巻18, 15b	
嘉隆二(1803)年	三月初三日	阮廷高	脱朗州有秋社	藩臣支派	後捷号属号			「有秋社古紙」58a	
	三月初六日	阮廷高	脱朗州有秋社		属号→正号	防禦僉事	琁宗伯	「有秋社古紙」59a	
嘉隆二(1804)年	六月	黄廷適	温州	土目				『寔録』巻24, 16b	
嘉隆四(1805)年	三月初六日	阮廷娘	脱朗州有秋社		→属号	防禦僉事	程忠伯	「有秋社古紙」60a	
	三月初某日	阮廷瑷	脱朗州有秋社	藩臣				「有秋社地簿」	
	三月初某日	阮廷琨	脱朗州有秋社	藩臣				「有秋社地簿」	
	三月初某日	韋阮順	禄平州屈舎社	藩臣				「屈舎社地簿」	
	三月初某日	阮廷□	(脱朗州鍾山社？)	旧藩臣				「鍾山社地簿」	
	三月初某日	阮廷答	脱朗州黄同社	藩臣				「永寨社地簿」	
	三月初某日	阮廷琢	脱朗州黄同社	藩臣				「永寨社地簿」	
嘉隆五(1806)年	十月	阮文羌			該奇			『寔録』巻30, 9b	
	十月	阮文勳			該奇			『寔録』巻30, 9b	
嘉隆八(1809)年	六月	(阮廷銘？)	文淵州		守隘一校正首校		銘勳侯	ドンダン聖母祠重修碑記	
	六月		文淵州		守隘二校正首校		雲嶺侯	ドンダン聖母祠重修碑記	
	六月		文淵州		守隘二校副首校		瀬川侯	ドンダン聖母祠重修碑記	
	六月		文淵州		左雄校副首校		義徳侯	ドンダン聖母祠重修碑記	
	六月		文淵州		守隘二校正属校		仲徳侯	ドンダン聖母祠重修碑記	
	六月		文淵州		後雄校正属校		爍光侯	ドンダン聖母祠重修碑記	
	六月		文淵州		淵汨社副該州		厚徳伯	ドンダン聖母祠重修碑記	

嘉隆十(1811)年	十二月	陳文隆	(文関州？)		該隊			『寔録』第一紀, 巻43, 20a	
嘉隆11(1812)年	十一月	阮廷錦		土司	正／副属校			『寔録』第一紀, 巻45, 17a	
	十一月	何国口(馬＋尤)		土司	正／副属校			『寔録』第一紀, 巻45, 17a	
嘉隆12(1813)年	六月初五日	阮廷長	脱朗州有秋社		該道属号→属号			「有秋社古紙」61a	
	八月二十日	阮廷鎧	脱朗州有秋社		同管属号			「有秋社古紙」62a	
嘉隆13(1814)年	八月二十二日	阮廷登	脱朗州有秋社		雄捷奇右雄校正属校		登寸侯	「有秋社古紙」63a	
	八月二十二日				付管奇		琢玉侯	「有秋社古紙」63a	
	八月二十二日	韋世珠		藩臣支派	→雄捷奇右雄校正属校			「高楼総古紙」30a	
嘉隆14(1815)年	八月	阮廷琢			副首校→雄捷奇副管奇			『寔録』第一紀, 巻51, 4a	

＜凡例＞
「有秋社古紙」＝「諒山省脱朗州有秋総有秋社古紙」（漢喃研究院所蔵AH. A4/6）
「高楼総古紙」＝「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」（漢喃研究院所蔵AH. A4/7）
「有秋社神勅」＝「諒山省脱朗州有秋総有秋社神勅」（漢喃研究院所蔵AD a.17/2）
「有秋社地簿」＝「諒山省脱朗州有秋総有秋社地簿」（国家第一公文書館所蔵, No.3493）
「鍾山社地簿」＝「諒山省脱朗州有秋総鍾山社地簿」（国家第一公文書館所蔵, No.3498）
「永樂社地簿」＝「諒山省脱朗州有秋総永樂社地簿」（国家第一公文書館所蔵, No.3517）
「屈舎社地簿」＝「諒山省禄平州屈舎総屈舎社地簿」（国家第一公文書館所蔵, No.3316）
Nguyễn Đình Thơm氏所蔵の勅＝2015年10月14日、Nguyễn Đình Thơm氏宅（現thôn Nà Áng, xã Hoàng Việt, huyện Văn Lãng, tỉnh Lạng Sơn）にて収集
『統編』＝『大越史記全書統編』（陳荊和編校『大越史記全書（下）』東洋学文献センター, 1986年）
『寔録』＝『大南寔録』正編（20冊, 慶應義塾大学言語文化研究所影印本, 1961～1981年）
『欽定』＝『欽定剿平北圻逆匪方略正編』（漢喃研究院所蔵VHv.2701本）
『北使通録』＝『北使通録』（漢喃研究院蔵A.179本）
韋氏家譜＝ランソン省博物館所蔵「韋家譜記」
野岩石橋碑記＝2016年9月22日、現地（thôn Khòn Đon, xã Xuân Mai, huyện Văn Quan, tỉnh Lạng Sơn）にて実見
博德石橋碑記＝ランソン省ヴァンラン県ホァンベト社（xã Hoàng Việt, huyện Văn Lãng, tỉnh Lạng Sơn）現存とされるが、未見のためランソン省博物館所蔵拓本（194/TL）を使用
本崗奉事條例碑＝ランソン省ランソン市タムタィン地区(phường Tam Thanh, TP Lạng Sơn, tỉnh Lạng Sơn)の二青崗(động Nhị Thanh)現存。漢喃研究院所蔵拓本15884／44654。
三教祠功德碑＝ランソン省ランソン市タムタィン地区の二青崗現存。漢喃研究院所蔵拓本44658。2016年1月16日および2017年12月27日実見。
ドンダン聖母祠重修碑記＝ドンダン市の聖母祠（TT Đồng Đăng, huyện Cao Lộc, tỉnh Lạng Sơn）の洞窟に刻まれた磨崖碑。2016年9月21日実見
→はその時新たに任命された官職を表す

第四章　19 世紀前半における諒山地域の在地首長の動向

はじめに

1802 年、メコンデルタに拠った阮福暎が西山朝を打ち破って北部ベトナムを掌握し、阮朝（1802～1945 年）が成立する。成立当初の阮朝は、それ以前の黎鄭政権と同様に在地首長に藩臣・輔導・土酋などの称号を与えて北部山地を統治していた［桜井 1987: 159-164］［岡田 2012: 21］。第二章で明らかにしたように、諒山地域の藩臣・輔導は社ごとの徴税・徴兵を担当していたが、後述のごとく、かかる状況は阮朝初期にも継続した。

1820 年代後半に入り、明命帝（在位 1820～1841）による行政改革が進められる中で、北部山地の在地首長に対する権限削減政策が施行される。既に先行研究において明らかにされている通り、それは在地首長に与える官職の土知府・土知州・土吏目への改称とそれによる首長の平野部同様の官僚制への組み込み、首長による官職の世襲の禁止、流官の派遣という各政策を含むものであった［Nguyễn Minh Tường 1996: 164-171］［Poisson 2004: 55-59］。

この一連の政策は明命帝による在地首長層に対する権限削減政策だったため、山地地域の首長たちと王朝権力との関係は急速に緊張度が高まることになる。複数の政権に対して貢納をおこなう多重帰属関係を構築してきた興化地域の在地首長の中には、阮朝への反発を強め中国やルアンパバーンへの接近を試みる集団もいた［武内 2003: 659-663］。また、首長の世襲が禁止された後の 1833 年には宣光省保楽州の農文雲が阮朝に反旗を翻し、これに周辺の土司たちが多数共鳴したことで、太原・高平・諒山各省に拡大した。ただし、一般的に山岳地帯の首長や住民が広範に農文雲に共鳴したと言われる［Nguyễn Phan Quang 1986: 184］が、実際には農文雲勢力に加わった土司と、そうではない土司が存在していた[1]。そこで、農文雲集団に対して住民や首長たちがいかなる利害判断に基づいていかに対応したのか、という問いが立てられよう。

また、既に多くの先行研究が指摘する通り、阮朝の流官統治は 1850～1860 年代に早くも限界を露呈する。たとえば興化省では流官がマラリアの脅威や風土への不適応に苦しみ、一年のうち１～２か月しか任地に赴任できず、大半を省城で過ごし訴訟や軍事などの行政事務を土吏に委任していたほか［武内 2003: 661］、そもそもダー河中・上流域には流官が

[1] 地域は異なるが、寧平のムオン族首長が反乱した際も、ムオン・ドンのムオン族首長丁功氏は阮朝側につくことで自身の権益の増大を企図した［宇野 1999: 183］。

派遣されなかったことが指摘されている［岡田 2012: 30］。そのほか、宣光省や清化省・乂安省などにおいても、府県官が赴任していないことが指摘されている［Poisson 2004: 56-57］。このように、山岳地帯における流官統治は最初から限界を有していた。

加えて、太平天国を背景とした北部ベトナムへの華人武装集団の流入が、1850 年頃から始まる［大澤 1961: 75］[2]。このような華人武装集団の流入によって北部山地諸省は秩序の混乱に直面し、興化地域では 1860 年代に土司が復活する［武内 2003: 661］。ポワソンが挙げた宣光省保楽州農氏や諒山省禄平州韋氏のように、官職を授与されて阮朝の地方支配の一翼を担うことで、依然として勢力を保持する土司もいた［Poisson 2004: 120-126］。

このように、19 世紀前半のベトナム北部山地及び在地首長を取り巻く情勢は、明命年間の改革→農文雲集団の勢力拡大→華人武装集団の流入→土司の復活と目まぐるしく変化していた。かかる時代状況に北部山地の住民や首長たちはいかなる利害判断に基づいていかに対応したのか、諒山地域の土司たちについて明らかにしていきたい。まず諒山地域における統治体制の変遷を概観し、次に農文雲集団の活動が 1833 年に諒山地域に及んだ際の土司たちの動向を考察する。最後に、19 世紀半ばに諒山地域において土司が復活される経緯と背景を考察し、19 世紀前半という時代状況の中で諒山地域における首長たちの動向を描き出す。

第一節　阮朝初期の統治制度

（１）阮朝初期の諒山地域における軍事体制の変遷

まずは、在地首長に対する権限削減政策が始まる 1820 年代より以前の統治体制を概観していく。先述のように、一般的に当該時期の阮朝は黎鄭政権と同様に藩臣・輔導・土酋などを通して北部山地を統治していた。第二章で考察した禄平州率礼社韋氏の事例でも、嘉隆 2（1803）年に成立直後の阮朝に対し韋廷珠が系譜や自身の経歴を上申しており（第二章【表１】の文書 19）[3]、この時に藩臣として再認定されたと考えられる。また、現在率

[2] 北部ベトナムにおける華人武装集団の活動は 1860 年代に入っていっそう激化した。その典型例が、後に阮朝側に与してフランスと戦うことになる劉永福率いる黒旗軍である。黒旗軍については［小玉 1955］［大澤 1961］［藤原 1969］［酒井 1977］などの基礎的研究があり、近年の成果として阮朝硃本といった関連史料を網羅した［Davis 2017］がある。

[3] 原文は以下の通り（「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」二十八葉表～裏）。
諒山処長慶府禄平州率礼社旧藩臣□（王＋臼）楊即韋廷珠等申。
計
一、承開由茲承有伝詞数開先世及已身来歴、或受黎朝旧封、或有偽西新受文憑存没、及本分管兵民寓禄税例若干、并有曠埆在某処、与開作徴収若干、一一詳開明白。為此具将事由開註恭列于次。
一、先祖韋世徳＜由受黎朝旧封郡公、該管兵民。文憑現存在親弟韋廷艶濫守＞。

礼社韋氏の末裔が以下のような文書を所蔵している[4]。

（1）欽差諒山鎮鎮官[5]

（2）計[6]

（3）一伝属鎮藩臣韋世珠。由[7]茲到[8]来公審[9]、拠徴收等員語、開属轄各社奉[10]庸館税（4）例、積欠猶多、頗轄内税課不及中鎮小県。催科程式、豈容委欠。合伝照（5）計、応[11]本分管各社留欠銭粟[12]若[13]干、一一[14]催収、期拾日内[15]、督飭社□[16]職役、逓将（6）銭粟及各年単憑、就在[17]本鎮公場、便憑侯納[18]。倘某社積欠所由、亦宜詢（7）訪得[19]実[20]具申。這関賦税、宜実力承行。若逾緩有咎。茲伝。

（8）高楼社＜□丁丑年□粟拾肆斛拾柒□肆合。□欠□銭拾柒貫玖陌肆拾捌文＞[21]

（9）嘉隆[22]十七年正月十肆[23]日［諒山鎮官之章］

一、祖父韋廷瑢＜由受黎朝旧封伯爵、該管兵民。文憑現存在親弟韋廷艶濫守＞。
一、前親父韋廷偵＜由受黎朝受旧防禦僉事・伯爵、該管兵民禄平州高楼総五社。令旨・文憑現存在親弟韋廷艶濫守＞。
一、己身韋廷珠＜由受黎朝同管、与親父再給属務、該管率礼社兵民。於戊申年扈駕黎朝国母、受封宣慰職・伯爵。及西山付詞許為田里。由上年五月初一日、微等所被火炎失落。其令旨・文憑現存在親弟韋廷艶濫守＞。
一、茲本分管兵民旧黎朝所給禄平州高楼総率礼社土兵拾率。
由上上年微所被病、至無有従与本処投田拜謁、未承領得文差率礼社土兵拾率。
一、仝年租庸税例、皆在伊社社長別収、別納在鎮公場、微并不干知。申伊社本分地、実有壙堪・金堪・碚塲、由北客附居開作、受納税例。而長堪・長場別収・別納。並不詳知。
以上並已実開。若妄開不実、後日有何人訴告覚出不伊詞内微等甘受重罪。茲開。
嘉隆二年閏正月二十　日、申詞。韋廷珠

[4] 率礼社韋氏の末裔である Vy Văn Thôn 氏宅で収集した（序章第四節（３）を参照）。また本文書は「諒山省文淵州高峙衙高楼総各社古紙」二十六葉表～裏に収録される光中十七年正月十四日付の文書（第二章【表１】の文書 18。以下、「古紙」と記す）と内容が酷似しており、同一である可能性が高い。そこで、原文を古紙と照合して字句の異同を付した。
[5] 「古紙」は「欽差諒山鎮鎮官」を「諒山」とする。
[6] 「古紙」は「計」を欠く。
[7] 「古紙」は「由」を「田」とする。
[8] 「古紙」は「刷」とする。
[9] 「古紙」は「庫」とする。
[10] 「古紙」はこの字を欠く。
[11] 「古紙」は「后」とする。
[12] 「古紙」は「銭粟」を「前票」とする。
[13] 「古紙」は「若」を「各」とする。
[14] 「古紙」は「一一」を「二」とする。
[15] 「古紙」は「期拾日内」を「納十日」とする。
[16] 「古紙」は「内」とする。
[17] 「古紙」は「就□」を「並就」とする。
[18] 「古紙」は「便俟納」とする。
[19] 「古紙」は「間訪得」を「訪問得」とする。
[20] 「古紙」は「貴」とする。
[21] 「古紙」はこの一行を欠く。
[22] 「古紙」は「嘉隆」を「光中」とする。
[23] 「古紙」は「肆」を「四」とする。

＜現代日本語訳＞

欽差諒山鎮鎮官が（以下のような文書を送付する）

一、属鎮藩臣韋世珠に伝す。ここに（現地に？）到来して公審（調査？）したところ、徴収官によれば、管轄の各社奉（？）や庸館の税例について、累積の未納額がなおも多く、管轄内の税課は中鎮小県に及ばない。税の督促は原則では、どうして未納の責任転嫁が許されようか。伝して以下に照らし、元来分担して管轄していた各社の未納の銭粟がどれだけかに応じ、逐一催促するにあたり、期限を十日とし、社□の職役を監督し、銭粟および各年の単憑（納税証明書か）を逓送して、ただちに本鎮の公場で納税の証明に都合良くさせよ（？）。もし某社の累積未納に事情があれば、調べて報告すべきである。これは賦税に関わるので、尽力しておこなうべきである。もし遅延があれば咎めがあるだろう。ここに伝す。

高楼社＜□丁丑（1817）年の□粟 14 斛 17□4 合。□欠（未納？）の□銭 17 貫 9 陌 48 文＞

嘉隆 17 年正月 14 日

ここから、率礼社韋氏の韋世珠が属鎮の藩臣として嘉隆 17（1818）年の時点で高楼社の徴税を担当していることが確認できる。すなわち阮朝初期においても率礼社韋氏が黎朝後期に続いて社における徴税を担当していたのである。このように、阮朝初期の諒山地域においてもそれ以前の黎鄭政権と同様に藩臣・輔導と呼ばれる在地首長を通した統治が継続していた。ただし、本文書が銭粟の徴収の催促であることから、山岳地帯での徴税が順調ではなかったことも窺える。

一方軍事面では黎朝後期から若干の変化が見られる。阮朝が成立した嘉隆元（1802）年、土兵[24]718 人を選び、雄捷奇七校・守南関一校・守油村関一校、計九校十八隊を置いている[25]。明命 3（1822）年になると、雄捷奇は諒山奇と改称され、各校を再編して中・前・後・守関の四校とし、管奇・副管奇・長校・該隊などの官を置いて各校を統轄することとしている。配置される土兵は 424 人で、先述の嘉隆元年の数値と比べて数が減少して

[24] 阮朝期の「土兵」とは、山岳地帯において現地の丁簿登録者の中から徴発された兵卒を指す［岡田 2012: 32］。

[25] 『欽定大南会典事例』巻 146, 直省軍号, 諒山, 第 21 葉表に「嘉隆元年、揀點該轄土兵七百十八人、置為雄捷奇七校及守南関・油村関二校、校各二隊。」とある。

いるが、おそらく実際は、嘉隆元年の数値が実態を伴っていなかったのだろう[26]。嘉隆元年の土兵数は恐らく黎鄭政権期の数値を引き写したと考えられるが[27]、言うまでもなく 18 世紀末～19 世紀初頭の戦乱によって王朝が把握する土兵の数は減少したに違いない。嘉隆元年にはこの間の変動が反映されず黎鄭政権期の数値が引き写されたままだったので、明命 3 年になって実態に即して土兵部隊が再編されたのだろう。

諒山奇は明命 8（1827）年に諒雄奇と改称される[28]。後述する農文雲集団の活動が沈静化した後の明命 16～17（1835～1836）年に設置された諒山隊・砲手隊・巡城隊と合わせ、『欽定大南会典事例』巻 146, 兵部, 直省軍号, 諒山に記載されるような各部隊の大半が出そろうことになる[29]。

（２）阮朝の行政改革と諒山地域

1820 年代後半に入って明命帝は行政改革を進め、清朝を模倣した地方統治体制を構築していく。山地地域に対しては、まず明命 8（1827）年には在地首長に与える官職を土知府・土知州・土吏目といった名称に改め[30]、翌明命 9（1828）年に「土酋の額籍」を更新し、藩臣を土司と改称している[31]。さらに明命 10（1829）年には土司の世襲を禁止する[32]。

---

[26] 『大南寔録』正編, 第二紀, 巻 18, 明命 3（1822）年十一月条, 第十八葉表に「改諒山雄捷奇為諒山奇。諒山土兵旧置為雄捷奇七校与守南関・油村関二校、校各二隊、凡十八隊。至是命改奇名、拠見兵四百二十四人、束為中前後三校、校三隊、与守関一校、置管奇・副管奇及長校・該隊率之。」とある。

[27] 山地諸省においては、明命年間末年の 1840 年まで黎朝期の丁簿が使用されていた［桜井 1987: 393-395, 433］。

[28] 『大南寔録』正編, 第二紀, 巻 40, 明命 8（1827）年八月条, 第三十五葉表に「改北城外禄鎮土兵奇名。太原太原奇為太雄奇、高平雄勇奇為高雄奇、諒山諒山奇為諒雄奇、宣光雄一校為宣雄奇、広安前勇校為広雄奇、興化奮興校為興雄奇。」とある。ただし『欽定大南会典事例』巻 146, 兵部, 直省軍号, 第 21 葉表では明命七年の出来事とする。

[29] 『欽定大南会典事例』巻 146, 兵部, 直省軍号, 第 21 葉表に「諒山。諒雄奇一、諒勇奇一＜並揀兵＞、諒山隊・砲手隊・巡城隊各一＜並募兵＞」とある。

[30] 『大南寔録』正編, 第二紀, 巻 49, 明命 8（1827）年十一月条, 第二葉表～裏に「改授六部諸衙僉事為郎中、郎中為員外郎。諸軍営参論該案為知簿。諸城鎮書記該案知簿為左右通判、句稽為左右経歴。諸鎮土司土知府・土該州為土知州、土該県為土知県、副州為土吏目。向来京外設置職銜、照与新定官制、多有不符。吏部奏請各従新定改授、換給詔文、以昭班序、正名称。帝允其奏。」とある。

[31] 『大南寔録』正編, 第二紀, 巻 51, 第四葉表, 明命九年三月条に「改諸城鎮道土酋額籍、称藩臣者為土司」とある。

[32] 『大南寔録』正編, 第二紀, 巻 60, 明命 10（1829）年六月条, 第四葉裏～五葉裏に「罷北城諸鎮土司世襲。城臣奏言「興化莱州・沱北、太原普安、宣光咸安土知州・知県・県丞・吏目・懸缺均請試差。宣光陸安・收州・大蛮・渭川・保楽土司老病声請襲管」。帝諭之曰「設官分職、須有一定章程。而一視同仁、方昭王者無外之義。城轄宣・興等鎮応設土知州・知県、当不止四州而已。何独摘此題請、而其他卻、不之及邪。且其間有土知州・知県・吏目者、此乃一辰改授、何曽印定轄畿職官、而輒謂之懸缺邪。至如所謂襲管、又失之姑息蓋此等雖是辺氓亦皆朝廷赤子、豈可沿襲弊風。不論賢否、聴其認為己私、弟姪・子孫擅相継襲、一有不肖者、得肆所為吾民、豈不滋累。甚者、保楽農文雲経準試差土知州、已有職銜、而又請襲管、毋乃失之□雑乎。今可拠城轄宣光・太原・広安・高平・諒山・興化所属州県、照随事之繁簡・民之多寡、当設土知州・知県及県丞・吏目者、明白擬定、不拘土司・豪目。凡轄内有廉能勤幹、素為民所信服者、遴挙以聞、毋得沿前称為襲管」。城臣尋議、請凡丁自五百人、田自五百畝以上、設土知州一、県設土知県一、並土吏目各一。丁自一百人、田自一百畝以上、州設土知州一、県設土県丞

ただし諒山省においては、以上の全国的な政策に先駆けて、首長に対する権限削減政策が実施されている[33]。

置諒山土知州・土吏目。初、諒山土司皆以世襲、管牧其民。明命初年、黎質始置土目為副知州、土司不得襲管。至是、阮廷晃等訴于北城城臣以聞。事下廷議、以為「土司継襲從來久矣。国初弘加綏輯、使之仍旧、所以順人情之所安。向来沿辺諸鎮土目則管土県、土司則管土州、俱有成例。質乃以州務委之土目事属専輒。今請罷之改定州設土知州・土吏目、各一以土司之廉幹者充補。」帝允其議。

＜現代日本語訳＞

諒山に土知州・土吏目を置いた。当初、諒山の土司はみな世襲しており、その民を統治していた。明命初年、黎質は初めて土目を副知州とし、土司は世襲統治させないようにした。ここに至って、阮廷晃らは北城城臣に訴えて（北城城臣は）報告した。事は廷議に下り、「土司は以前から久しく世襲しております。国初に広く慰撫し、旧来の通りにさせたのは、人情が平穏になるようにしたためです。最近辺境の諸鎮の土目は土県を管轄し、土司は土州を管轄しておりますが、共に先例があります。黎質はそこで州務を土目に委任しましたが事は独断に属すものです。今これをやめて州ごとに土知州・土吏目を設け、それぞれ一様に土司の清廉で熟練した者を充てて頂きますようお願い致します」とした。帝はその議を認めた。

これによれば、明命初年（1820 年頃？）に北城総鎮の黎質が土目を副知州とし、土司の世襲統治を禁止したという。黎質の政策に関する記述は管見の限り存在しないが、土司阮廷晃の訴えを受けて「独断に属す」などの理由で停止され、土知州・土吏目を設け土司の中から適任者を任命することになったという。土司については、嘉隆 9（1810）年に「外六鎮の藩臣・輔導の名冊」が作成されており[34]、第二節（２）で述べるように土司の調査に際して「土司の額籍」が参照されている。これらの性格の正確な特定は困難だが、

一。丁田不満百者、只設土吏目一。帝従之。」とある。

33 『大南寔録』正編，第二紀，巻 54，明命 9（1828）年九月条，第九葉表～裏

34 『大南寔録正編』第一紀，巻 40，嘉隆 9（1810）年四月条に「命北城彙列外六鎮藩臣・輔導名冊。詔曰「曩者大駕北巡、諸藩目詣行在拜謁者、已給勅示及廷憑、使之管率土兵・土民。第念甫定之初、尚有遺者、後只由城臣給憑、未蒙朝命。其令会彙名冊、具奏候旨」」とある。

当時土司の姓名を列挙した何らかのリストが存在したことは間違いない[35]。この時に設置された土知州・土吏目も、このリストに登録されている土司の中から選抜したのだろう。

土司が州を統轄し、土目が県を統轄するかのように記されているのは不可解だが[36]、いずれにしても北城総鎮黎質が土目という土司よりランクが低い首長を副知州に任命して（おそらくは土司に代えて）州を管轄させたうえ、土司の世襲統治を禁止したため、阮廷晃[37]ら土司が反発したものと考えて良いだろう。禄平州率礼社韋氏の場合も、古紙史料に収録される関連文書が嘉隆 17（1818）年で途絶えており（第二章【表１】）、明命初年の施策によって、それまで有していた徴税の管轄権を喪失したと考えられる。黎質の政策の背景は不明だが、一時的ではあれ諒山地域では、他省に比べて早い段階で土司の世襲統治を禁止する動きがあったことは注目に値する。この事例は第三章で考察したような諒山地域における地方官の影響力の大きさを示唆しよう。

続いて 1828 年には前掲史料の通り州ごとに土知州・土吏目一名が任命することが決定され[38]、明命 10（1829）年には北部山地全域において土司の世襲が禁止されるなど、諒山地域においても各種の改革が実施されていく。明命 12（1831）年には北部における鎮の廃止と省の設置が施行され、諒山地域の行政単位も鎮から省へと改められる[39]。同年これまで設置されてこなかった諒山地域の各州の治所の設置が要請され、裁可される[40]。ついで

---

[35] 第三節で述べるように土司か否かは徭役免除が絡む問題であり、官職保持者と血縁関係を有する者すべてを無限定に土司として認定していたわけではない可能性もある。ただ関連史料がなく現時点でこれ以上の検討は不可能なので、後考を俟ちたい。

[36] たとえば興化地域においては、輔導が州レベルの首長に授与される称号だったのに対して、県には土酋しかいなかったとされる［岡田 2012: 21］。

[37] 『大南寔録』正編，第二紀，巻 106，明命 14（1833）年九月条，第四葉表～裏に「諒山脱朗州黄同社人黄氏、竹年十九、有姿色。土司阮廷統欲汗之。氏不肯、為所殺死。原鎮守黄文才・協鎮陶徳寵・参協楊三徇犯、属諒雄管奇阮廷晃＜廷統堂姪＞之請、置之不問。」とあり、阮廷晃は土司阮廷統の父方の従兄弟の息子であることがわかる。かつ阮廷晃は諒雄奇管奇に任じられており、土司と考えて良いだろう。

[38] 『欽定大南会典事例』巻 13，吏部，官制，県州土官，第 29 葉表～30 葉表には「（明命）九年、…（中略）…又議準諒山鎮諒雄奇原権設之該州・副州十四名、並行停罷。擇取毎州土司二名、捕授知州各一、土吏目各一。凡州内一切兵徭・税課案件諸公務、専責該等供職。」とあり、1828 年以前は諒雄奇の下に該州・副州 14 名が設置されていたという。黎朝期から阮朝初期にかけて諒山地域には七州存在していたので（序章第三節を参照）、州ごとに該州・副州が一名ずつ置かれていたのだろう。いずれにしても、1828 年に（土）知州・土吏目の設置が決定されたことについて、『大南寔録』と『欽定大南会典事例』とで一致している。

[39] 『大南寔録』正編，第二紀，巻 76，明命 12（1831）年十月条，第十一葉表～二十五葉表。

[40] 『大南寔録』正編，第二紀，巻 77，明命 12（1831）年十二月条，第二十七葉表に「諒平巡撫黄文権奏言「諒山七州＜文淵・七泉・脱朗・温州・文関・禄平・安博＞土知州向来未有莅所、但於省城聴候公務、所以催督兵糧、其地遙隔、毎致遅滞。請随道里適均之地設莅、一以為居駐辦事之所。仍量摘所在不満民為属隷、再令招募手下隷従、分派兼轄之高平四州＜石林・広淵・上琅・下琅＞、請亦照此辦理。又安博州地界、北寧・広安山林聯絡要路多岐、請於東関＜社名＞設一屯堡、派兵駐守。」帝皆許之。」とある。

諒山地域における動乱がほぼ終息した 1834 年には、七泉・文関[41]・安博各州を県に改めることが決定される[42]。そして農文雲勢力を制圧した後の明命 16（1835）年に、北部の土司地域への流官の派遣が決定される。ただし既に土知県や土知州に任命されている者は原職に留めることとされた[43]。同年諒山地域においては長定府が新設し、各府州の治所が再設定される[44]。ここで記載される各府州の治所は脱朗州永寨社、禄平州黄林庄[45]などいずれも主要な土司の貫籍ではなく、土司の権限を削減しようとする意図は明白であろう[46]。このように、諒山地域では北部山地全域における一連の行政改革と並行して、土司に対する権限削減政策が実施されていった。

（３）諒山地域の土司

では 1828 年に州ごとに土知州・土吏目一名が設置された際には、いかなる人物が土知

---

[41] 嘉隆年間に文蘭州が文関州と改められている。『大南一統志』巻 41, 諒山省, 建置沿革.

[42] 『大南寔録』正編, 第二紀, 巻 122, 明命 15（1834）年三月条, 第一葉表に「改諒山七泉・文関・安博、高平石林・上琅・広淵六州為県、置知県教職＜石林属重慶府、兼理置教授。餘五県置訓導＞。命廷臣遴京官充補、及疏上、有書吏議補訓導者。」とある。

[43] 厳密に言えば、土司がただちに廃止されたわけではなく、土司が欠員となった際に改めて任命しないことが決定された。以前から土知県や土知州に任じられていた者は、朝廷が派遣した流官と共同で任務に当たることが要求された。『大南寔録』正編, 第二紀, 巻 148, 明命 16（1835）年三月条, 第七葉表～九葉表に「初置北圻宣光・太原・諒平諸轄州県流官、分設宣光渭川県為渭川・水綏二県＜渭川県五総三十一社、水綏県六総二十一社＞。帝諭内閣曰：「宣光・太原・諒平節次不靖、総由諸土県・土州地勢曠遠、間有不肖土司、易於煽動、不得不一番注措以為永寧久佚之図。其令廷臣悉心商擬、或応随地分設土官、或応酌量調補並改置流官、間以土官俾得相継相制如何。可以久遠行之無弊者、妥議以聞」。廷議以為北圻沿辺諸省山渓険遠、地勢遙隔。所在土司黎以前因循世襲其民・其地、掩為己私、名為藩臣、其寔未霑聲教。今辺陲漸就寧帖、経畫措置在所当先、就中地広民稠、如高平石林県応分為三、宣光渭川州、高平広淵・上琅二県、太原白通州司農県、諒山文関県応各分為二。餘均仍旧請各置流官、府設知府・管府・教授各一、県設知県一、州設知州一。惟文朗県丁不満百、請以大慈県兼之、毋須別設官吏。何県州稍知文学者、各設訓導一。其土司別調、以革専地専財之弊。仍按毎府設土知府一、州設土知州一、県設土知県一、俾資承辦。帝諭曰：「所議多有未合。惟宣光渭川県地勢広漠、止設一県、勢難週顧。準総督黎文徳照随里路以一半増設為水綏県。餘並仍旧貫、不必更張。何県州土官懸缺、遴出流官一員充補。其有土知県・土知州・土県丞者、各留原職、不必改調。但増設流官各一、補為知県・知州、原土官各協従流官承辦。嗣有缺出、不必再補。至如宣光安平府、太原通化・富平二府、高平重慶府、諒山長慶府、準以就近知県兼署府事。流官莅所、由省臣量擇地勢嵐瘴稍輕者設置、俾奠厥居。其州県教職、姑準新設知県・知州兼辦其事。俟後文学蒸蒸上進増設未晩」。乃令廷臣並科道公挙可堪知県・知州者充補。」とある。

[44] 『大南寔録』正編, 第二紀, 巻 159, 明命十六（1835）年九月条, 第四葉裏～五葉表に「増置諒山長定府。諒山府一、県三、州四。命摘脱朗・文淵・文関・七泉四州県、設為長定府、兼理脱朗、統轄文淵・文関・七泉。其温州・禄平・安博三州県、仍為長慶府、兼理温州、統轄禄平・安博。以所在知州兼署府事＜長定府莅、設于脱朗州永寨社。長慶府莅、設于温州枚坡社。文淵県莅、設于同登社。文関県莅、設于富潤社。七泉県莅、設于憑均社。禄平州莅、設于黄林荘（ママ）。安博県莅、設于東関社。廳堂・獄室均撥民営構、其吏隷額数及公需銭、与宣光・太原諸府県例同＞。」とある。

[45] 『同慶御覧地輿誌』諒山省, 禄平州, 懐遠総に黄林庄がある。禄平州の土司で代表的なのは屈舎社韋氏である（序章第三節や第二章第二節を参照）。

[46] 脱朗州の治所が永寨社に設置され、有秋社の土司阮廷氏の権限が削減されたことは、伊藤正子も述べている［伊藤 2003: 48］。興化省文振県の場合も、県莅は文振県の中心であるムオンロー盆地ではない地点に置かれており、その目的は盆地内の在地勢力との衝突を避けつつ朝廷の反乱鎮圧に協力した集団を利用するためだったとされる［岡田 2012: 31］。

州・土吏目や諒雄奇管奇などの官職に任命されていたのだろうか。そこで『欽定剿平北圻逆匪方略正編』からこれらの肩書を持つ者を抽出したのが【表１】である。

これによれば、土司の肩書は形式上文官系統（土知州・土吏目）と武官系統（管奇・率隊・隊長）で分けられ、双方の官職を同時に持つ事例は見当たらない。第二・三章で考察したように黎朝期の藩臣や輔導は社ごとの徴兵や徴税を管轄すると同時に●●号■号の肩書を授与されて兵卒を指揮しており、軍事と民事の双方を管轄していた。1820 年代後半の改革によって、少なくとも形式上は文武を分かつこととされたのだろう（ただし実際は、

【表１】1833年の諒山地域の土司

人名	阮朝での肩書	典拠
阮廷廉	脱朗州土知州	『欽定』巻23, 明命14年9月9日条
何廷驍	文淵州土知州	『欽定』巻22, 明命14年9月1日条
韋世鉤	禄平州土知州	『欽定』巻30（tr.886-889）
何文棟	温州土知州	『欽定』巻30（tr.886-889）
阮克和	七泉州土知州	『欽定』巻24, 明命14年9月29日条
何公睦	文関州土知州	『欽定』巻22, 明命14年9月1日条
韋世忠	安博州土知州	『欽定』巻32, 明命14年12月5日条
阮廷直	脱朗州土吏目	『欽定』巻30, 明命14年11月13日条（tr.886-889）
黄廷Doan	禄平州土吏目	『欽定』巻30, 明命14年11月13日条（tr.886-889）
阮廷Khê	文淵州土吏目	『欽定』巻30, 明命14年11月13日条（tr.886-889）
何文湯	文関州土吏目	『欽定』巻30, 明命14年11月13日条（tr.886-889）

人名	阮朝での肩書	典拠
阮廷晃	諒雄奇管奇	『欽定』巻31, 明命14年11月12日条
阮廷球	諒雄奇三隊該隊	『欽定』巻32, 明命14年12月5日条
阮廷朝	諒雄奇一隊正隊長率隊	『欽定』巻32, 明命14年12月5日条
黄徳志	諒雄奇五隊権差率隊	『欽定』巻22, 明命14年9月4日条
阮公渠	諒雄奇七隊正隊長率隊	『欽定』巻24, 明命14年9月29日条
阮克鑠	諒雄奇該隊	『寔録』巻111, 26b
韋文舒	諒雄奇六隊該隊	『欽定』巻22, 明命14年9月1日条；『欽定』巻32, 明命15年2月19日条（tr.1119）
阮廷西	守文淵汎口隊長	『欽定』巻24, 明命14年9月27日条
阮廷Quỳnh	諒枚站試差隊長	『欽定』巻24, 明命14年9月28日条

＜凡例＞

『寔録』＝『大南寔録』正編, 第二紀（慶應義塾大学言語文化研究所, 1961～1981年）

『欽定』＝『欽定剿平北圻逆匪方略正編』（漢喃研究院所蔵VHv2701本）

※本史料の複写・書写が一部しか完了していないため、ベトナム語訳（Viện Khoa học xã hội Việt Nam và Viện Sử học (biên soạn) *Khâm định tiễu bình Lưỡng kì nghịch phỉ phương lược chính biên tập 1: Khâm định tiễu bình Bắc kì nghịch phỉ phương lược chính biên* , 2 quyển, Đà Nẵng: Nxb. Giáo dục Việt Nam, 2009）に拠った箇所は巻数・年月日の後にベトナム語訳の頁数を示した。

後述するように文官系統の土知州であっても有事には兵卒を率いて阮朝軍に参加している）。

次に土知州や土吏目について人物と官職の組み合わせを見ていくと、土司の本籍地と任地が一致する事例が多い一方で[47]、本籍地以外の州に赴任している例も見られる[48]。また、少なくとも禄平州と文淵州の土知州と土吏目には別集団が任命されており、省官が土司集団間の勢力均衡に配慮した形跡がみられる。おそらく一州の官職を特定の土司集団が独占

[47] 脱朗州土知州の阮廷廉は脱朗州阮廷氏家譜「阮廷族家譜」（序章第四節を参照）に登場するため、おそらくは脱朗州阮廷氏の一員だろう（なお家譜では阮廷廉の孫として記される阮廷豊の本籍は沖貫社（沖銘社）である。本章注 134 および【表６】参照）。また、禄平州土知州韋世鉤、七泉州土知州阮克和も、それぞれ禄平州韋氏・七泉州阮克氏の一員である（共に後述）。また、姓から判断して、禄平州土吏目黄廷 Doan・文淵州土吏目阮廷 Khê・脱朗州土吏目阮廷直・文関州土吏目何文湯は、それぞれ禄平州陸村庄黄廷氏・文淵州淵汨社阮廷氏・脱朗州有秋社阮廷氏・文関州周粟社何氏の一員である可能性が高い。

[48] 温州土知州何文棟は、姓から判断しておそらく文関州周粟社何氏か文淵州野岩社何氏の一員であろう。そもそも温州を本籍とする土司がいなかった可能性もある（序章や本章第三節も参照）。

するのを回避しようとしたのだろう[49]。

一方武官系統については、阮廷晃を頂点（管奇）として、その下に各土司が該隊・率隊・隊長として配置されている[50]。隊には、一隊などの通常の隊のほか、清朝との交渉の窓口である文淵汛口を守備する部隊（守文淵汛口隊長）[51]や、交通路に沿って設置された駅站の守備隊（諒枚站試差隊長）などがあり、諒雄奇の下に様々な隊がまとめて置かれている。

このように、行政改革の過程でまずは世襲統治者を官僚制に取り込んでいる点は広安省萬寧州の事例［嶋尾 2010: 285-286］と同様である。と同時に、藩臣・輔導時代の名残を残しつつも、省官が特定の土司集団による一州の官職の独占を回避し、土司の権限を制限しようとしているのも、この時期の特色であろう。

第二節　農文雲勢力と諒山地域

（１）諒山地域における農文雲勢力の展開【表２】

本節では農文雲勢力が阮朝に反発した際の諒山地域の首長の動向を考察するが、最初に諒山地域における農文雲勢力の展開について概観しておく。

明命 14（1833）年 7 月、宣光省保楽州の元土知州農文雲が阮朝の権限削減政策に反発し反旗を翻した。これに呼応して諒山省の北隣の高平省でも土司閉氏が農文雲に共鳴したために農文雲勢力は拡大し、高平省から南下して諒山省を襲撃するに至る［Nguyễn Phan Quang 1986: 212-215］。

諒山省では農文雲軍の征討のため同年 9 月 8 日に現兵 300 名のほか土豪・土勇 200～300 名が召募され､そのうち 100 名を省城に留めて残りの兵卒を諒平巡撫黄文権自身が統率し、諒山省城を発って高平省に向かっている[52]。そして同日中に高平省と隣接する七泉州に到着した[53]。

---

[49] 脱朗州の場合は土知州と土吏目が同じ脱朗州有秋社阮廷氏の一員だったようだが、脱朗州には阮廷氏以外に有力な土司集団がいなかった可能性もある（序章第三節（２）や第三章【表１】を参照）。

[50] 『欽定大南会典事例』巻 146, 兵部, 直省軍号, 諒山, 第 21 葉表に「七年、改諒山奇為諒雄奇。原中校三隊、改為一・二・三三隊。前校三隊、改為四・五・六三隊。後校三隊、改為七・八・九三隊。去中後校等字。」とあり、諒山奇を諒雄奇と改称した際に「校」という単位は使用しないこととし、「奇 - 隊」の二段階に改めたようである。

[51] 興味深いのは、守文淵汛口隊長阮廷西が一見武官であるにもかかわらず、清朝からの公文の取り次ぎを職務としている点である（注 137）。これは前代の嘉隆年間の守油村関校、さらに遡れば黎朝期の守隘号（第三章第一節（４）を参照）を文淵州阮廷氏が管轄していたことの名残である。現に、阮廷西は明命 11（1830）年 3 月 11 日付の北城副総鎮の題奏では守南関隊長という肩書で登場する（『阮朝硃本』明命第 41 集, 第 77 葉表～78 葉裏）。文淵州土知州に阮廷氏が任命されなかったのも、省官が文淵州関連の官職を阮廷氏で独占されるのを避けたからかもしれない。

[52] 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 23, 明命 14 年 9 月 9 日条

[53] 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 24, 明命 14 年 9 月 19 日条

【地図】1833年の諒山地域周辺図（山本達郎編『ベトナム中国関係史』山川出版社、1975年の附図をもとに作成
（括弧内は1834年以降の呼称）

黄文権らはさらに北上して高平省との境界にまで到達するが、しかしながら、同年 9 月 11 日農文雲軍に敗北を喫してしまう。諒山・高平両省の境界である尖嶺が農文雲軍に突破され、黄文権は七泉州所に撤退するが[54]、9 月 16 日には七泉州所も農文雲軍に占拠されてしまい、阮朝軍は脱朗州諒鐘站に撤退する[55]。しかしまもなく諒鐘站が反乱軍の攻撃を受け、黄文権は農文雲軍に捕縛される[56]。9 月 23 日には、諒山省城に滞在している按察使に対して、七泉州土知州阮克和らが農文雲軍についたことも報告される[57]。

七泉州を制圧したことで農文雲軍はいよいよ勢力を拡大し、9 月 27 日には諒山省城が包囲される[58]。幸いにも諒山省城が陥落するより前に、謝光巨率いる阮朝軍の援軍が到着し、11 月 2 日に阮朝軍が諒山省城に進軍したことで、諒山省城を包囲していた農文雲軍は撤退することになる[59]。このように一か月にわたって諒山地域のほぼ全域が農文雲勢力によって掌握され、諒山省城も包囲されていたが、阮朝軍の援軍の到着により、阮朝は攻勢に転

54 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 24, 明命 14 年 9 月 20 日条
55 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 24, 明命 14 年 9 月 28 日条
56 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 25, 明命 14 年 10 月 1 日条
57 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 25, 明命 14 年 10 月 2 日条
58 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 25, 明命 14 年 10 月 4 日条
59 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 29（*Khâm định tiễu bình Bắc kì nghịch phỉ phương lược chính biên*, quyển 1, tr.882）

【表２】農文雲勢力と諒山地域

年月日（旧暦）	出来事	典拠
明命14（1833）年9月6日	諒平巡撫黄文権が諒山省城を出発して高平省へ向けて北進	『欽定』巻24, 6a～7a
9月8日	諒平巡撫黄文権率いる阮朝軍が七泉州所に到着	『欽定』巻24, 6a～7a
9月10日	諒平巡撫黄文権率いる阮朝軍が那冷屯に到着	『欽定』巻24, 6a～7a
9月11日	諒山・高平両省の境界である尖嶺で阮朝軍が農文雲勢力に破れ、阮朝軍は七泉州所に撤退	『欽定』巻24, 11a～b
9月14日	七泉州所を七泉州土知州阮克和らに守備させ、黄文権は脱朗州に撤退	『欽定』巻24, 28b～30a
9月16日	七泉州所および七泉州諒花站が農文雲勢力に占拠されたことが黄文権に報告され、脱朗州諒鐘站に撤退	『欽定』巻24, 26b～27a
9月20日	文淵州雲幕屯が襲撃される	『欽定』巻24, 26b～27a
9月22日	脱朗州安化社が襲撃される	『欽定』巻24, 26b～27a
9月23日	黄文権が滞在している脱朗州諒鐘站が襲撃される	『欽定』巻25, 4a～5b
9月24日	黄文権が農文雲勢力に捕縛されたこと、七泉州土知州阮克和らが農文雲勢力についたことが、諒山省城を守備する諒山省按察使に報告される	『欽定』巻25, 4a～5b
9月24日	把歓庸が襲撃される	『欽定』巻25, 1a～b
9月25日	文淵州那■館が襲撃される	『欽定』巻25, 1a～b
9月27日	諒山省城が包囲される	『欽定』巻25, 16b～17a
9月30日	桄榔屯や三才庸が攻撃され、河内副領兵胡文雲が死亡	『欽定』巻25, 27b～29a
10月5日	安博州安州社や安布社が襲撃される	『欽定』巻25, 30b
10月25日	謝光巨率いる阮朝軍が北寧省と諒山省との境界に到着	『欽定』巻29（tr.864）
10月26日	阮朝軍が桄榔屯を奪還し、駐屯	『欽定』巻29（tr.864-865）
10月29日	阮朝軍が温州に進軍	『欽定』巻29（tr.882）
11月2日	阮朝軍が諒山省城に進軍し、諒山省城を包囲していた農文雲勢力は撤退	『欽定』巻29（tr.882）
11月15日	阮朝軍が諒山省城を出発し、脱朗州や文淵州で居民を慰撫	『欽定』巻29（tr.882）
11月20日	阮朝軍が洛陽社で反乱軍を撃破	『欽定』巻29（tr.882）
11月21日	阮朝軍が諒鐘站に到着	『欽定』巻29（tr.882）

＜凡例＞

『欽定』＝『欽定剿平北圻逆匪方略正編』（漢喃研究院所蔵VHv2701本）

※本史料の複写が一部しか完了していないため、それ以降はベトナム語訳（Viện Khoa học xã hội Việt Nam và Viện Sử học (biên soạn) *Khâm định tiễu bình Lưỡng kì nghịch phỉ phương lược chính biên tập 1: Khâm định tiễu bình Bắc kì nghịch phỉ phương lược chính biên* , 2 quyển, Đà Nẵng: Nxb. Giáo dục Việt Nam, 2009）を利用し、巻数の後にベトナム語訳の頁数を示した。

じ、農文雲軍を押し戻すことになる。

（２）諒山地域の土司の動向

次にかかる情勢下での諒山地域の土司の動向を考察する。省官により諒山省城に配置された土司を除き、過半数の土司が管轄地域の陥落を経験しているが、これらは反乱勢力に投じた土司、農文雲勢力に加わらなかった土司に大別できる。そこで諒山省城の防衛に当たった土司、農文雲勢力に投じた土司、農文雲勢力に加わらなかった土司の順に考察する。

＜諒山省城の防衛に当たった土司＞

農文雲軍が到来する以前の 9 月下旬、省官が土司を動員して諒山省城に配置するが[60]、その際の戦力を列挙したのが【表３】である。これを見る限り土知州率いる土司・土勇・手下などが主力であり[61]、禄平州土知州韋世鉤に至っては他州の土吏目や該総をも率いている。おそらくは、諒雄奇に属する武官の多くは黄文権に同行して農文雲軍に敗北したため、残っている土司を文官系統の序列に従って統率させたのだろう。このように、農文雲軍が省城に迫るという緊急状態において、諒山省城の防衛部隊は阮朝の制度的裏付けによって徴発されたわけではなく、土司自身の私兵とその徴発能力に依存していたといえる。

【表３】1833年に諒山省城の防衛のため動員された土司など

人名	肩書	備考
韋世鉤	禄平州土知州	禄平州土吏目黄廷Doan、文淵州土吏目阮廷Khê、文関州土吏目何文湯、旧安博州東関総該総韋儒Định、土司・土勇・手下計81名を統率
何文棟	温州土知州	2名の土司・39名の土勇・手下を統率
（不明）	北門京市庸長	70名の民夫を統率
阮廷Quỳnh	諒枚站試差隊長	20名の土司・手下を統率

典拠：『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻30, 明命14年11月13日条（*Khâm định tiễu bình Bắc kì nghịch phỉ phương lược chính biên,* quyển 1, tr.886-889）

＜七泉州土知州阮克和＞

次に、農文雲勢力に加わった土司として阮克和を取り上げる。阮克和は七泉州花山社の土司阮克氏の一員と考えて良いだろう（七泉州花山社阮克氏については序章も参照）。諒平巡撫黄文権が七泉州に到着すると、土勇 200 名あまりを招集しているが、これは主として土知州阮克和らの勢力と考えられる。

彼らが農文雲勢力に加わる経緯を見ていくと、黄文権は 9 月 11 日に尖嶺で農文雲軍に敗れた後、9 月 14 日に七泉州所の防備を土知州阮克和らに委ね、脱朗州に撤退する。この時点で阮克和はまだ黄文権に従っていたことになるが、直後の 16 日には、農文雲軍が七泉州所を占拠したことが伝えられ、黄文権らに大きな衝撃を与えている[62]。その後、諒山省城

[60] 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 31（*Khâm định tiễu bình Bắc kì nghịch phỉ phương lược chính biên*, quyển 1, tr.930）

[61] 手下は特定の個人の配下［岡田 2012: 32-33］、土勇は現地民の自警部隊である［岡田 2016a: 184］。

[62] 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 24, 明命 14 年 9 月 29 日条に「黄文権・高復礼奏言：「臣前摺請親往高省、調度戎務。本月十一日、与匪交攻在尖嶺処、稍有失利、退回七泉州所駐札、即已具摺請罪。往十二日、點来親随弁兵不満一百名餘、土兵・土勇散落未回。十四日、臣委諒雄奇七隊正隊長率隊阮公渠、協同七泉州土知州阮克和、防守州所、並催斉民勇応直。臣率親随弁兵往脱朗州、一以鎮静、一以招撫民人、再図進勦。十六日、拠捕弁之諒山奇二隊正隊長率隊丁文□報称：「是日午刻、匪徒已竊拠七泉州所」等語。臣不勝駭愕、即細探情形、属寔。而阮公渠・阮克和等没見報知、即此人心莫測。匪輩猖狂、而親随弁兵、更属卑弱、攻勦之勢未易急攻。臣仍権駐在脱朗州諒鐘站所。是日接到河省派往弁兵一

に留まっていた按察使陳輝樸のもとに、阮克和らが兄弟八人で揃って農文雲軍に投じたことが伝えられている[63]。すなわち、阮克和らは諒平巡撫黄文権の敗北を目の当たりにして一斉に反乱軍に投じていることがわかる。彼らが反乱勢力へと帰順先を変更する際の判断基準は、現地でのパワーバランスだったといえよう。

＜そのほか反乱勢力に加わった土司＞

次に、阮克和以外で反乱勢力に加わった土司について考察する。ここでは、反乱勢力に加わった土司【表４】のうち、阮朝軍に捕縛された後の尋問によって姓名や貫籍、土司であることが判明する者を取り上げる。まず何文□なる人物について『欽定剿平北圻逆匪方略正編』の記述を掲げる[64]。

同日、黎道広又奏言「緣臣与諒省臬司臣陳輝樸探聞有偽前匡名□、向者攻殺故胡文雲、今潜竄于文淵林分、業飭州汎総里厳行偵緝。嗣于本月初九日、接臣轄守桄榔屯之効順奇十隊該隊黎廷謀報称:「該員率手下巡防地面、果見逸犯偽正管前匡奇統領北寧道之土司何文□党夥、潜竄在屯分之文淵州平戎社林分、未詳多寡。該員報知現守丹砂屯之温州平□（厂＋莫）総該総黄廷堅、率屯兵・手下・民夫、於本月初六日會同囲拿伊党、僅存十人餘、抗禦不敵、竝同林叢散没、該員生獲何文□的名、竝鳥鎗一杆、偽木印二顆、押回屯所、懇派弁兵護解回省」等語。臣仍会同臬司臣、査何文□籍臣轄文淵州野岩総野岩社、係是土司、現在額籍。而乃従受偽職、抗拒官兵為捕弁拿獲、罪不容誅、応遵前次諭旨辨理。奉即派出諒山奇副管奇加管奇銜黎文通、帯随按察司試差正九品書吏黎世鑷、率各奇兵械仗、前往該屯、究明犯状、聴将該犯于市曹凌遅処死。嗣拠黎文通等回詳、該等就処究問何文□、供認従偽玹偽正管前匡奇統領北寧道之職、造有偽木印二顆、九月三十日、該犯聚夥在桄榔社山路、攻截官兵、故胡文雲為其所斃等情状、満口不諱。業于本月十一日、将該犯押赴桄榔市正法。承解該犯馘、竝偽贓鳥鎗一杆、偽木印二顆。回覆」等因。臣飭将該犯馘、于省城外通衢高竿懸掛。其鳥鎗一杆、験已拆破、飭交諒山奇弁兵、修補

百名、継接北省派往戦象二匹亦到。…（後略）…」とある。

63 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 25, 明命 14 年 10 月 2 日条に「同日、陳輝樸奏言:「九月二十三日、接同登屯杜廷富稟称:「是日、匪徒与巡撫臣交攻在諒鐘站所。嗣二十四日卯刻、接見残軍陸続回到、均称「二十三日清晨、匪徒約五千餘人趁来囲襲該站」。巡撫臣即行探寔、均称「七泉州土知州阮克和兄弟八名糾率総里民夫、阿従賊夥」。巡撫臣分派中軍右振奇管奇杜文権・善武奇副管奇杜文忍、分道防守。仍与該匪対射不分勝負。…（後略）…」とある。

64 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 34, 明命 14 年 12 月 21 日条。

兵用。偽木印二顆、飭行銷毀。…（後略）…」

＜現代日本語訳＞

同日、黎道広もまた以下のような上奏をおこなった。「私と諒山省按察使陳輝樸とは偽前匡の□という名の者が、先頃故胡文雲を殺害し、今文淵州の林に潜み隠れていると探聞したため、既にすべての州や汛[65]に命令して厳重に偵察させました。その後本月初九日、受け取った私の管轄下の守桄榔屯の効順奇十隊該隊黎廷謀の報に「該員（黎廷謀）は手下を率いて（管轄の）区域を巡察していたところ、果たして逃亡中の犯人である偽正管前匡奇統領北寧道の土司何文□の集団が、桄榔屯管轄内の文淵州平戎社の林に潜み隠れているのを見ましたが、多寡はよくわかりませんでした。該員（黎廷謀）は現守丹砂屯の温州平□総該総黄廷堅に報告し、屯兵・手下・民夫を率い、本月初六日に共同でその一味を包囲して捕縛しようとしたところ、（彼らは）わずかに十人あまりだったので、抵抗するもかなわず、共に林に散らばって隠れましたが、該員（黎廷謀）は何文□本人を生け捕りにし、ならびに鳥鎗一杆、偽[66]木印二顆を（獲得して）、桄榔屯所に回収しましたので、懇ろに弁兵をつかわして省に解送して頂くことをお願い致します」などとありました。私はそこで按察使と協同し、調べたところ何文□の籍は私の管轄下の文淵州野岩総野岩社で、土司であり、現に（土司の）名簿にも登録されています。しかしながらかえって匪徒に従って偽職を受け、官兵に抵抗して捕弁（捕縛に従事する下級武官）に捕縛されたので、罪は誅殺を免れず、前回の諭旨に従って処置すべきです。命を受けてただちに諒山奇副管奇加管奇銜黎文通を差遣し、按察司試差正九品書吏黎世鑷を帯同し、各奇兵を率いて武器を携え、該屯（桄榔屯）に赴き、罪状を明らかにし、犯人を市場で八つ裂きの刑に処すことを許可しました。その後受け取った黎文通らの返答の詳（報告）に、彼らは現地で何文□を訊問したところ、逆賊閉文玹に従って偽正管前匡奇統領北寧道の職（を受け）、偽木印二顆を製造したこと、九月三十日に該犯人の一団は桄榔社の山路で官兵を攻撃し、故胡文雲が彼により殺害されたことなどの内容を、すべて隠さず認めました。既に本月十一日に、該犯人を解送して桄榔市に赴いて死罪に処しました。指示をうけて該犯人の首、ならびに没収した偽鳥鎗一杆、偽木印二顆を解送致します。返答としてご報告致します」などとありました。私は命令して該犯人の首を、省城の外の大通りで、高竿で吊るさせました。鳥鎗一杆は、調べたところ既に破損しておりました

[65] 交通の要衝に置かれ、関所の機能を持った軍事拠点。
[66] 「偽」は「正統でない」の意。以下同じ。

ので、命令して諒山奇の弁兵に引き渡し、軍用のため修理させました。偽木印二顆は、命令して焼却させました。

これによれば、何文□は反乱軍から正管前匡奇統領北寧道を授与され、9 月 30 日には桄榔屯に駐屯していた河内省からの援軍部隊を攻撃し、指揮官の副領兵胡文雲を殺害したという[67]。諒山省城が包囲されたのが先述の通り 9 月 27 日であるから、農文雲勢力が及んだ際に何文□はただちに帰順したのだろう。土司の名簿にも記載されており、籍が文淵州野岩総野岩社であることから判断して、何文□は文関州何氏の一員である可能性が高い[68]。野岩社は諒山省城より西方、胡文雲が殺害された桄榔屯の付近に位置しているため、農文雲勢力の到達以前に何文□が独自に活動を起こせば省官に伝わっている筈であるが、そのような形跡は史料中に見られない。諒山省城を包囲した農文雲勢力がさらに西方に及び野岩社に達したため、何文□は農文雲軍に投じた可能性が高い。また、農文雲軍から授与された称号が統領北寧道であるから、農文雲勢力の中で彼は自身の本拠地に近い文関州より西方を管轄していたと考えられる。このように農文雲集団が配下に対し阮朝風の官職を与えていることもわかる。

続いて取り上げるのは、脱朗州冲銘社の土司阮廷珇である。彼を捕縛した原守文淵汎隊長阮廷西によれば、阮廷珇は反乱軍から正提督の官職を授与され、阮克和と共に諒山省城を包囲したという[69]。脱朗州琦羅社旧社長農恵忠から同社に阮廷珇が潜んでいるとの報告

---

67 胡文雲の殺害については『大南寔録』正編, 第二紀, 巻 108, 明命十四（1833）年十月条, 第十八葉表～裏にも「河内副領兵胡文雲将兵進諒山援勦。至諒仁站、聞前途多有匪党阻截、自以路懸兵少、退回桄榔堡、纔抵然嶺。忽匪党偽称管奇何文□糾夥千餘、突来交戦、雲為匪鎗中死於陣、在行錦衣校尉阮文礼及弁兵皆潰走。匪遂蔓及北寧右隴・陸岸・保禄諸県轄。桄榔守堡黎廷謀退于先麗堡、以報布政阮克諧・按察陳世儒、即派弁兵捍禦。具以事聞。」とある。『欽定剿平北圻逆匪方略正編』では巻 25, 明命 14 年 10 月 7 日条や同年 10 月 9 日条に記録されている。

68 周粟社は現ランソン省ヴァンクァン県チュトゥク社（xã Chu Túc, huyện Văn Quan）、野岩社は野岩石橋碑記（1771 年、序章【表２】No.11）が現存している同県ファンマイ Xuân Mai 社（xã Xuân Mai）に比定できる［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011: 216］。行政面では周粟社は文関州に、野岩社は文淵州に属しているが、両社は近接しており、一帯が何氏の集住地だったと想定される。

69 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 34, 明命 14 年 12 月 21 日条に「黎道広奏言「本月初九日、拠見轄下原守文淵汎隊長阮廷西稟称「月前該承憑給、仍旧駐守文淵汎口、並偵拿逸匪到案。本月初一日、該名率将兵丁・手下、往諸隘口各社巡探、拠脱朗州琦羅社旧社長農恵忠訴称「原守楽墟店、貫伊州冲銘社之土司阮廷珇、前経受偽正提督、附偽渠阮克和、率夥来□省城。茲該犯潜隠在該社山分、乞就処拿捕該名」。即率兵丁・手下拠農恵忠、引拿阮廷珇与其夥五六人、在山麓衝出対拒、該名督兵趨捉、該夥走散、当場刺中阮廷珇一傷捉獲、再收獲匪仗鳥鎗一杆・短剣一把・鉄槊一杆、就省稟納並将農恵忠訴釘遞」等因。究之、農恵忠訴詞各理亦依。阮廷西所稟、仍照護匪阮廷珇現被一傷在頸喉下処、問不能言。臣与諒省臬司臣陳輝樸竊以匪犯阮廷珇係是土司、前既甘心従匪、受偽官職、率夥囲城、迨捕弁探拿、尚敢反戈拒捕、当場現獲、罪不容誅、応遵前旨辨理。臣即奉派出属省諒山奇副管奇加管奇銜黎文通、管将弁兵械仗、押将阮廷珇就□場正法、仍梟首示戒。至如匪仗鳥鎗一杆、頗已断毀。臣奉交諒山奇弁兵、修補兵用。其短剣一把、鉄槊一杆、均是折缺不成器。臣飭行收銷事清。…（後略）…」」とある。

を受け、阮廷西自身が阮廷珇を捕縛したとのことだが、喉に傷を負って会話が不可能であるので、捕縛された人物が本当に阮廷珇本人であったかはわからない。ただし黎道広や按察使陳輝樸が阮廷珇は土司であると断言しているので、少なくとも土司の名簿は照合済と考えられ、阮廷珇が脱朗州冲銘社の土司で農文雲集団に加わったことは事実だろう。

冲銘社は、有秋社と並んで脱朗州阮廷氏の集住地として知られる［伊藤 2003: 44］[70]。七泉州から諒山省城へ至る途中に位置しているため、反乱勢力が七泉州から南へ及んできた際に、阮廷珇は農文雲軍に投じたと考えられる。

以上のように、土司でありながら反乱勢力に加わった者を三例見てきたが、いずれも彼らが主体的に阮朝に対して反旗を翻した形跡はない。農文雲軍の勢力が及んできたために農文雲軍に投じ、阮朝軍の主力部隊が到着した後も農文雲軍に留まったと考えられる。阮克和らが諒平巡撫黄文権の敗北を目の当たりにした直後一斉に農文雲軍に投じているように、彼らが農文雲勢力へと帰順先を変更する際の判断基準は、現地でのパワーバランスだったといえよう。

＜阮朝軍に合流した土司＞

謝光巨ら率いる阮朝軍の援軍が諒山省城に到達し、省城を包囲していた反乱軍が撤退した後、それまで行方をくらましていた土司たちが一斉に阮朝軍の前に姿を現している[71]。

同日、謝光巨・武文徐・阮寿**琖**奏言：「月前臣等欽奉明諭、前往諒山・高平捕務。…（中略）…茲再原諒雄奇正管奇案使徒役之阮廷晃、原諒省案察使司経歴案処徒役之武文徳、原諒省効順奇六隊正隊長率隊、為匪擒獲、茲始逃回之武光輝、原守文淵汎口、被匪迫從、茲始脱回、捉獲匪党鮮首之阮廷西、竝詣軍前、懇乞自率手下・家人向道、効力贖罪、具有権護諒平巡撫関防臣陳輝樸出結。臣等竊照等名該［該名等？］均有応得之罪。惟能自知畏悔、情願効力、出於悃誠。経察該等果係信実、諳熟道路的人、業聴依、乞帯往軍前向道、随事差派。有能出力、従事確有寔状者、懇竢事平後、拠寔彙冊具奏。」

＜現代日本語訳＞

同日、謝光巨・武文徐・阮寿**琖**が以下のような上奏をおこなった：「前月私たちは謹んで明諭を奉じ、諒山・高平に赴いて捕務（反乱の鎮圧）に当たりました。…（中略）…こ

[70] 現在のランソン省ヴァンラン県ナーサムからカオロク県東部に比定される［伊藤 2003: 44］。
[71] 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 31, 明命 14 年 11 月 12 日戊子条, 第四葉表。

こでまた元諒雄奇正管奇で罰として労役に当てられることになった阮廷晃、元諒山省案察使司経歴で罰として労役に当てられることになった武文徳、元諒山省効順奇六隊正隊長率隊で匪賊に捕われ、ここで初めて逃げ帰ってきた武光輝、元守文淵汎口だったが匪賊に無理に従わされ、ここで初めて逃げ帰り、匪党の生首を捉獲してきた阮廷西が、みな軍前に参上し、懇ろに自ら手下・家人を率いて（官軍を）先導し、尽力して罪をあがなうことを乞い、権護諒平巡撫関防の陳輝樸の保証書を具有しております。私たちが考えますに彼らは等しく相当の罪があります。ただ自分で恐れて悔い改め、尽力するのを願ったのは、忠誠心によるものでしょう。既に調べたところ彼らは果たして誠実で、交通路に精通した者であり、既に（命令を）聞き入れて従い、軍前で先導して道案内し、状況に応じて差遣することを請うております。よく尽力し、任務に当たって確実に実際の（功績を上げたという）状況がある者がいれば、平定されるのを待って、事実に基づいて帳簿にまとめて上奏することをお許し頂きますようお願い致します。」

ここで謝光巨らのもとに参上してきた土司が二名記されている。一人目は諒雄奇管奇阮廷晃であり、前述の通り彼は黄文権に従って七泉州に至っているが、黄文権の敗北後は失踪していたと考えられる[72]。二人目は守文淵汎口隊長阮廷西であり、彼は自身が管轄する文淵州が農文雲勢力によって陥落した後、一時的に農文雲軍に従ったが[73]、謝光巨らが到着すると脱出したという。このように、阮朝軍の主力が到着して諒山省城を包囲していた反乱軍が撤退した直後、一時的に失踪したり反乱軍に従ったりしていた土司が、阮朝軍のもとに現れ、その後も阮朝軍の一員として反乱の鎮圧に当たっている[74]。前述のように反乱勢力が及んで来た際に農文雲軍に帰順し、そのまま農文雲軍側で活動した土司も多い中で、阮廷西が一時的に農文雲軍に従ったものの、阮朝軍の主力が到着すると即座に帰順先を農文雲勢力から再び阮朝軍へと変更しているのは興味深い事例といえよう。現地でのパワーバランスを判断材料として帰順先を主体的に変更するという生存戦略が、ここからも看取できよう。

---

72 なお、ここでは元管奇である阮廷晃しか記されていないが、後に配下の一隊正隊長率隊阮廷朝や三隊該隊阮廷球、脱朗州土知州阮廷廉らを統率して動乱鎮圧に当たっているため（『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 32, 明命 14 年 12 月 5 日条など）、この時彼らも共に阮朝軍のもとに現れていた可能性もある。

73 『欽定剿平北圻逆匪方略正編』巻 34, 明命 14 年 12 月 21 日条にも、注 69 で引用した箇所に続けて「惟臣追究阮廷西原係属省隊長、充戍文淵汎口、于土匪滋蔓之日、纔能報省該迅旋已失守。此次捕獲匪犯、僅足以補其過。」とある。

74 前述の通り阮廷西は阮廷珇を捕縛しているし、 1851 年の土司のリスト【表 5 】にも挙がっている。

ただし、阮廷晃と同様に黄文権の出征に従った土知州レベルの土司にも、敗北後農文雲勢力に加わった者（何公睦）と加わらなかった者（阮廷廉）の双方が存在する【表４】。このように、諒山地域の土司の中でも、農文雲勢力に対する対応は一様ではない。現地でのパワーバランスを判断材料として、阮朝地方官の敗北を機に農文雲勢力に加わった者がいれば、阮朝地方官の敗北以後、様子を見て最終的に阮朝軍の側に戻った者もいる。個々の土司の利害判断を詳細に解明するのは史料の制約上不可能であるため、ここではひとまず王朝権力との政治的距離の遠近や自身の権力基盤の大小が背景に存在していた可能性を指摘するに留めておきたい。阮廷晃や阮廷西が帯びている諒雄奇管奇や守文淵汎口隊長といった官職は、諒山地域の土司の中では高いランクだったはずである。農文雲勢力に投じる

【表４】農文雲勢力と諒山地域の土司

＜反乱勢力に加わった諒山地域の土司＞

人名	阮朝の肩書	反乱勢力の肩書	典拠	備考
阮克鑠	諒雄奇該隊	正統領	『寔録』巻111, 26b；『欽定』巻30, 明命14年11月13日条（quyển 1, tr.887-888）	
阮克和	七泉州土知州	副統領	『寔録』巻111, 26b；『欽定』巻30, 明命14年11月13日条（quyển 1, tr.887-888）	兄弟七名も農文雲から官職を与えられて反乱勢力に参加
阮克張	旧宣慰	総理参督／総理検兵民事務	『寔録』巻111, 26b；『欽定』巻30, 明命14年11月13日条（quyển 1, tr.887-888）	高平省石林州で捕縛（『欽定』巻33, 明命14年12月18日条）
阮公渠	諒雄奇七隊正隊長率隊	正調撥	『寔録』巻111, 26b；『欽定』巻24, 明命14年9月29日条；『欽定』巻30, 明命14年11月13日条（quyển 1, tr.887-888）	明命14（1833）年11月2日に捕縛（『欽定』巻30, 同年11月15日条）
阮廷直	脱朗州土吏目	提督	『寔録』巻111, 26b；『欽定』巻30, 明命14年11月13日条（quyển 1, tr.887-888）	明命14年11月2日に捕縛（『欽定』巻30, 同年11月15日条）
何公睦	文関州土知州	正調撥	『欽定』巻33, 明命14年12月18日条	黄文権に同行して反乱軍に敗北し、反乱軍に投じる
何公Đoan		正長校	『欽定』巻33, 明命14年12月18日条	何公睦の息子
阮廷珇			『欽定』巻34, 明命14年12月21日条	沖銘社の土司。阮克和に従う。明命14年12月9日に捕縛
何文□		前匡奇正管奇・北寧道統領	『欽定』巻34, 明命14年12月21日条	文淵州野岩総野岩社の人。土司の名簿にも記載。明命14年12月6日に捕縛

＜反乱勢力に加わらなかった土司＞

阮廷晃	諒雄奇管奇		『寔録』巻113, 7a; 『欽定』巻30, 明命14年11月22日条	黄文権に同行して反乱軍に敗北したが、後に阮朝軍に合流
阮廷球	諒雄奇三隊該隊		『寔録』巻113, 7a；『欽定』巻32, 明命14年12月5日条	黄文権に同行して反乱軍に敗北したが、後に阮朝軍に合流
阮廷朝	諒雄奇一隊正隊長率隊		『寔録』巻113, 7a	黄文権に同行して反乱軍に敗北したが、後に阮朝軍に合流
阮廷廉	脱朗州土知州		『寔録』巻113, 7a	黄文権に同行して反乱軍に敗北したが、後に阮朝軍に合流
何廷驍	文淵州土知州		『欽定』巻22, 1a; 巻24, 29a	黄文権に同行して反乱軍に敗北したが、後に阮朝軍に合流
阮廷西	守文淵汎口隊長		『欽定』巻31, 明命14年11月12日条	賊に捕縛されたが脱出し、後に阮朝軍に合流
韋世恵			『欽定』巻45, 明命15年4月28日条（quyển 2, tr.132）	土司。韋世鉤の指示のもと屈舎総を防備
黄何Đống			『欽定』巻45, 明命15年4月28日条（quyển 2, tr.132）	土司。韋世鉤の指示のもと屈舎総を防備

＜凡例＞

『寔録』＝『大南寔録』正編, 第二紀（慶應義塾大学言語文化研究所, 1961～1981年）

『欽定』＝『欽定剿平北圻逆匪方略正編』（漢喃研究院所蔵VHv2701本）

※本史料の複写が一部しか完了していないため、それ以降はベトナム語訳（Viện Khoa học xã hội Việt Nam và Viện Sử học (biên soạn) *Khâm định tiễu bình Lưỡng kì nghịch phỉ phương lược chính biên tập 1: Khâm định tiễu bình Bắc kì nghịch phỉ phương lược chính biên* , 2 quyển, Đà Nẵng: Nxb. Giáo dục Việt Nam, 2009）を利用し、巻数・年月日の後にベトナム語訳の頁数を示した。

よりも、可能ならば阮朝側に戻ったほうがメリットが大きいという打算が働いたのかもしれない。

一方阮朝軍主力部隊の到着後も農文雲軍に留まった何文□や阮廷珇については、史料中

に阮朝から授与された官職は記されていないため、土司であるものの官職を持っていなかった可能性が高い[75]。かかる状況下で官職を授与された農文雲軍の側に留まろうとするのは（しかも何文□のように阮朝軍の指揮官を殺害していれば、阮朝軍に戻ったところで厳罰を免れ得ないのは明らかだっただろう）、彼らとしては当然の選択だったかもしれない。

第三節　19 世紀半ばの諒山地域における土司の活用

諒山地域では、嗣徳 3（1850）年頃から華人武装集団が到来し始め、彼らの略奪行為などが問題視されるようになるが[76]、かかる状況下で嗣徳 5（1852）年に欽差北圻経略河寧・寧太・諒平等省・署河寧総督阮登楷が辺境防備のため上奏で土司（の子やオイ）の利用を提言している。やや長文ではあるが、以下に全文を掲げる[77]。

欽差北圻[78]経略河寧・寧太・諒平等省・署河寧総督・協辨大学士[79]臣阮登階[80]奏為将擬[81]処置土司子侄、彙册具奏[82]侯旨事。此次臣回抵諒山、経理辺務、節拠属[83]轄各府県州員稟称「該[84]地勢北鄰清国、沿辺之民、屢被土匪侵軼、乍去乍來、辺防[85]無有了日。且照[86]禄平・安博・文淵・脱朗・文関・七渓等州[87]、原有土司子侄、例属民籍。請[88]応催撥差派、俾資諳熟」等語。臣仍査諸等轄内有七族土司子侄。該土司壱百弐拾柒[89]名、籍属

---

75 可能性としては、明命年間の一連の改革以前から官職を保持していなかったか、明命年間の一連の改革によって官職を喪失したが、その後も依然として「土司の額籍」に登録されていたかのどちらかのだろう。

76 『大南寔録』正編，第四紀，巻 5，嗣徳 3（1850）年 8 月条，第三十三葉表に「清地股匪自龍州・憑祥＜属清界＞攙来長定＜属諒山＞。知府范惟燃抵敵不住、遂逼至諒城。官軍於城上射斃匪渠一、匪夥百餘、匪乃竄回。賞省臣張好合寔授巡撫。仍移書両広会勦。」とある。管見の限り、これが『大南寔録』中の諒山地域における華人武装集団の活動の初出である。

77 本文書は、以下の二種の家譜に抄録されている。①七泉州花山社の土司阮克氏の末裔である Nguyễn Khắc Hiền 氏が所蔵している 1911 年作成の漢文家譜「阮族家譜」。②文淵州淵汨社の土司阮廷氏の末裔である Nguyễn Đình Han 氏が所蔵している 1919 年作成の漢文家譜「阮族家譜」（共に序章第四節参照）。本発表ではより原文に近いと思われる①を底本とし、②と照合して字句の異同がある場合はその都度注記した。ただし①は土司のリストを欠くため、【表５】は②に拠って作成した。なお［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011: 80-100］が本文書のベトナム語訳を掲載するが、内容を大きく誤解している。

78 文淵州阮廷氏家譜は「署河寧総督・協辨大学士」を「領河寧総督・署協辨大学士」に作る

79 文淵州阮廷氏家譜は「北圻」の二文字を欠く

80 文淵州阮廷氏家譜は「階」を「揩」に作る

81 文淵州阮廷氏家譜は「擬」を「請」に作る

82 文淵州阮廷氏家譜は「奏」を「奉」に作る

83 文淵州阮廷氏家譜は「属」を「在」に作る

84 文淵州阮廷氏家譜は「該」を「諸」に作る

85 文淵州阮廷氏家譜は「辺防」を「沿辺」に作る

86 文淵州阮廷氏家譜は「照」を「如」に作る

87 文淵州阮廷氏家譜は「州」を「州県」とする

88 文淵州阮廷氏家譜は「請」を欠く

89 文淵州阮廷氏家譜は「柒」を「七」に作る

[90]禄平州民参拾壱名、安博県[91]参名、脱朗州参拾陸人、文淵州弐拾柒名、文関県七[92]名、七渓県弐拾参名。其該[93]等祖父□（土＋貫）[94]乂安・南定等省[95]、自昔扶黎藍山起義平呉開国、少有微労。故黎辰許為諒山[96]藩臣、分居州県、襲管土民。中間偽西煽変、該[97]等不凾。至嘉隆年間、蒙許仍旧襲管土民。迨宣光省逆渠農文雲煽変、尽将該[98]等挿入社民、供受徭役。自此向[99]辨[100]、該[101]等安分守法、均無別項情節。臣商同該[102]省臣、竊思該[103]等原係土司子侄、為民信服。今蒙挿入社村、若一依民丁之例、良賤[104]無以分別、人情未有甚安。奉擬諸土司子侄壱百弐拾柒名、除[105]何名預有職銜[106]、経得[107]将為職色項外、餘若干、請照[108]籍属[109]何社村、簿内著将該[110]等為免徭項、註[111]明土司子侄、仝年受納身緡銭[112]壱貫参陌、仍酌免兵徭各項。請[113]由該省[114]臣遴択堪幹壱[115]名、給憑試差千戸[116]、為之管率、遇有辺務、拠管率員催撥七族彊壮之人、就省[117]差派、事清放回安業、倘何人果有奮勉寔状[118]、由省[119]声叙奨賞。如此則該等知所勧懲臨朝差

---

90 文淵州阮廷氏家譜は「属」を「在」に作る
91 文淵州阮廷氏家譜は「安博県」を「安朗州」に作る
92 文淵州阮廷氏家譜は「七」を「柒」に作る
93 文淵州阮廷氏家譜は「該」を「諸」に作る
94 文淵州阮廷氏家譜は「□」を「原貫」に作る
95 文淵州阮廷氏家譜は「省」を「界」に作る
96 文淵州阮廷氏家譜は「山」を欠く
97 文淵州阮廷氏家譜は「該」を「諸」に作る
98 文淵州阮廷氏家譜は「該」を「諸」に作る
99 文淵州阮廷氏家譜は「向」を「内」に作る
100 文淵州阮廷氏家譜は「辨」を「前」に作る
101 文淵州阮廷氏家譜は「該」を「諸」に作る
102 文淵州阮廷氏家譜は「該」を「諸」に作る
103 文淵州阮廷氏家譜は「該」を「諸」に作る
104 文淵州阮廷氏家譜は「賤」を「賦」に作る
105 文淵州阮廷氏家譜は「除」を「餘」に作る
106 文淵州阮廷氏家譜は「銜」を「衛」に作る
107 文淵州阮廷氏家譜は「得」を欠く
108 文淵州阮廷氏家譜は「照」を欠く
109 文淵州阮廷氏家譜は「属」を「在」に作る
110 文淵州阮廷氏家譜は「該」を「諸」に作る
111 文淵州阮廷氏家譜は「註」を「注」に作る
112 文淵州阮廷氏家譜は「銭」を欠く
113 文淵州阮廷氏家譜は「請」を「諸」に作る
114 文淵州阮廷氏家譜は「該省」を「諸界」に作る
115 文淵州阮廷氏家譜は「壱」を「一」に作る
116 文淵州阮廷氏家譜は「戸」を「后」に作る
117 文淵州阮廷氏家譜は「省」を「界」に作る
118 原文は「奮寔壮」とするが、文淵州阮廷氏家譜が「奮勉寔状」としており、こちらに従った
119 文淵州阮廷氏家譜は「省」を「界」に作る

派、頗属[120]方便、輒敢奏[121]将該[122]等姓名貫籍、臚列彙册、具奏[123]伏侯聖旨謹奏。嗣徳五年十二月初七日、題。

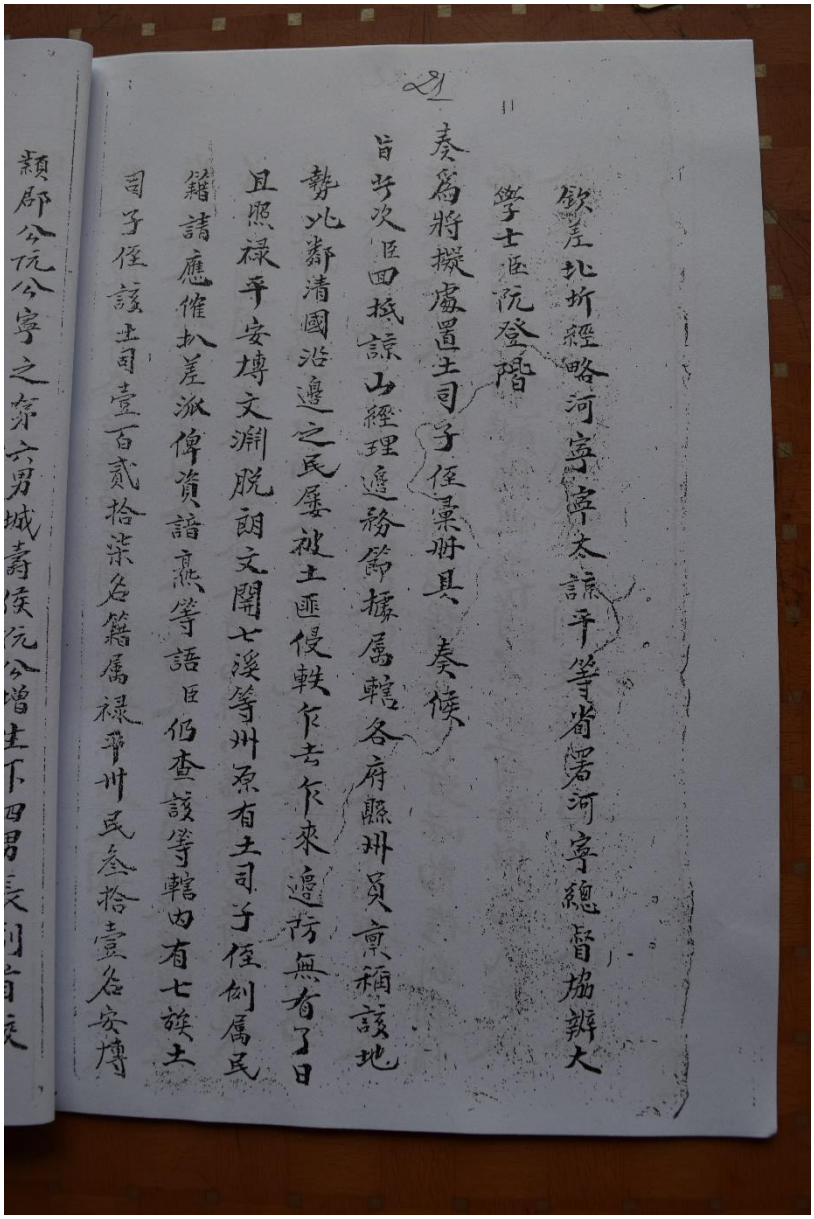

【写真１】七泉州阮克氏家譜に所蔵される阮登楷の上奏（冒頭）

＜現代日本語訳＞

欽差北圻経略河寧・寧太・諒平等省・署河寧総督・協辨大学士臣阮登階が奏す。土司の子やオイを処置し、リストを作成し上奏して旨を待つことについて。このたび臣は諒山

120 文淵州阮廷氏家譜は「属」を「在」に作る
121 文淵州阮廷氏家譜は「奏」を「奉」に作る
122 文淵州阮廷氏家譜は「該」を「諸」に作る
123 文淵州阮廷氏家譜は「奏」を「奉」に作る

省に帰還し、辺境での職務を処理していたところ、何度も受け取った管轄下の各府・県・州の官員の稟に「当該地域の地勢は北方では清国に隣接しており、辺境の民は頻繁に土匪によって襲撃され、（土匪は）去ったかと思うとまたやって来るので、辺境の防備に終わりがありません。そもそも考えますに禄平・安博・文淵・脱朗・文関・七溪などの州は、元々土司の子やオイがおり、前例では民籍に属しております。お願いしますことには催促して差遣し、（地理情報の）熟知に役立てさせますことを」などとあります。臣がそこで調べましたところ彼らの管轄内に七族土司の子やオイがおります。当該の土司127名、籍は禄平州に属す民が31名、安博県が3名、脱朗州が36人、文淵州が27名、文関県が7名、七溪県が23名です。彼らの祖父の原籍[124]は乂安・南定などの省で、かつて黎氏が藍山で起義を起こし平呉（明朝軍を駆逐）して新しい国を建てる[125]のを助け、若干ながら功労がありました。黎朝の時に諒山の藩臣となるのを許され、州・県に分かれて居住し、代々土着民を統治しておりました。（現在に至るまでの）間に偽西（西山朝）が煽動して事変を起こしましたが、彼らは追随しませんでした。嘉隆年間に至り、旧来通り土民を世襲統治するのを許されました。宣光省の逆賊の首領農文雲が煽動して事変を起こすに及んで、ことごとく彼らを（戸籍上で）社民に編入し、徭役を受けさせました[126]。これ以後（徭役を）供出しており、彼らは分をわきまえて法規を遵守しており、等しく特別な事情はございません。臣は当該の省臣と相談し、考えますに彼らは元々土司の子やオイであり、民に信服されております。現在は社・村に編入されておりますが、もし一様に民丁の例に従ったならば、良賤は区別することができず、民心が非常に落ち着くことはないでしょう。諸土司の子やオイ127名で、あらかじめ職銜があり、既に職色項[127]とされた者のほか、残りの多少名は、籍はどの社・村に属すかを調べて、丁簿内で彼らを免徭項とさせ、土司の子やオイであることを明確に記載し、同年に身緡銭1貫3陌を受納し、そこで斟酌して兵役・徭役の各項を免除させるようお願い致します。当該の省臣に有能な一名を慎重に選ばせ、憑を発給して試差千戸とし、これを管率とし、辺境での職務に遭遇したならば、管率員に拠って七族（土司）の壮健な者を徴発し、省に赴いて差遣を受け、平定できれば帰還させて本業に落ち着かせ、もし誰かが発奮し尽

[124] 原文の□（土＋貫）という字は字喃字典などの通常の辞書類には掲載されていないが、文淵州家譜で該当箇所が「原籍」となっているので、原籍という意味で解釈した。
[125] 黎利による黎朝の創建を指す。
[126] 明命年間末年（1841）の丁簿作成の際の措置だろう。
[127] 職色は村落内の官職保持者を指す。

力したという実際の状況があれば、省から上申して恩賞を与えることをお願い致します。このようにすれば彼らは勧善懲悪を知って朝廷に赴いて差遣され、非常に都合が良いでしょう。恐縮ながら上奏し、彼らの姓名や貫籍をリストに列挙し、上奏して伏して聖旨をお待ち致します。謹んで奏します。嗣徳 5 年 12 月初 7 日、題本にて上奏致します。

これによれば、農文雲勢力を制圧した後に土司を民籍に編入し、徭役を受けさせるようになったという。裏を返せば、それまで土司は徭役を免除されていたということでもある。そして、ここで阮登楷は各社村の丁簿で彼らを免徭項にして土司と明記することを要請している。その顛末については、前掲引用箇所に続けて「本月弐拾五日、臣阮登蘊・臣阮徳権・臣阮沙奉・臣阮登楷。奉政河内省按察使司正八品書吏臣阮徳膚記。未入流書吏臣張徳琇記、臣阮廷題記。奉此旨「依奏。欽此」戸部臣恭録。奉写布政使司未入流書吏臣阮廷題記、張徳琇記。」とあり[128]、嗣徳帝により裁可されたことがわかる。丁簿において土司と明記するのであるから、紛れもなく土司の復活であるし、免徭項とは文書中にも記される通り兵役や徭役を免除される人々のことであるから、土司であること自体が有益と認めているに他ならない。

辺境防備に土司を活用するための具体的な方策としては、土司の中から一名を選んで試差千戸とし、（戦時には）土司を統率させることが要請されている。実際に韋世鉤の息子韋文李（Vy Văn Lý）[129]が嗣徳 6（1853）年に試差千戸となっており［Poisson 2004: 122-123］、間違いなく阮登楷の上奏をうけた措置と考えて良いだろう。韋文李が選抜された理由は、当時最高ランクの官職を保持する韋世鉤（後述）の息子だったからだろう。このように阮登楷の上奏においては土司たちを統率する役職として試差千戸が新設されており、州県の枠を超えて諒山省の土司を一括りにして扱う発想が看取できる。それは、彼が諒山省の土司を「七族土司」と呼んでいることからも窺える[130]。

ただし留意すべきは、阮登楷の上奏中に引用される府・州・県からの稟は各管轄区域内の土司の存在とその活用を報告しただけで、省全体の土司を一括する発想が見られるわけ

---

128 この部分は、①七泉州花山社阮克氏の家譜では単に「嗣徳五年十二月初七日、臣阮登蘊・臣阮徳権・臣阮沙奉・臣阮登楷。本月弐拾五日、奉旨「依奏。欽此」。戸部臣恭録。」とする。

129 【表５】の中の韋世李と同一人物だろう。

130 なお、この二年後には高平省でほぼ同じ政策が施行されている。『大南寔録』正編，第四紀，巻 10，嗣徳七（1854）年五月条，第十七葉裏～十八葉表に「準高平土司子姪四十三名、依諒山土司之例、籍属何社村簿内者、将該等為免徭項、註明土司子姪、仝年受身税銭＜一緡三陌＞。仍由該省臣遴堪幹一名、給憑試差千戸、為之管率、逓年税例与供続由該管率炤辦。遇有辺事、拠管率催撥、従省差派。事清放回安業。儻何名有奮義寔状、由省聲叙奬賞。以高・諒二省有事、従阮登楷之請也。」とある。

ではなく、まして「七族土司」の記述もないということである（そもそも末尾に列挙される人名を見る限り【表５】、実際に「七族」であるか不明である）。おそらく府・州・県からの稟は、各管轄区域内の土司について個別に報告するものだっただろう（それが阮登楷や省官からの指示を受けておこなわれた可能性はあるが）。詳細は確かめようがないが、それらの報告を受けた阮登楷が土司を一括りにして「七族土司」と呼称した可能性もあろう[131]。いずれにしても、管見の限り本上奏が「七族土司」の初出であり、諒山地域の土司を一纏めにする発想も初めてである[132]。

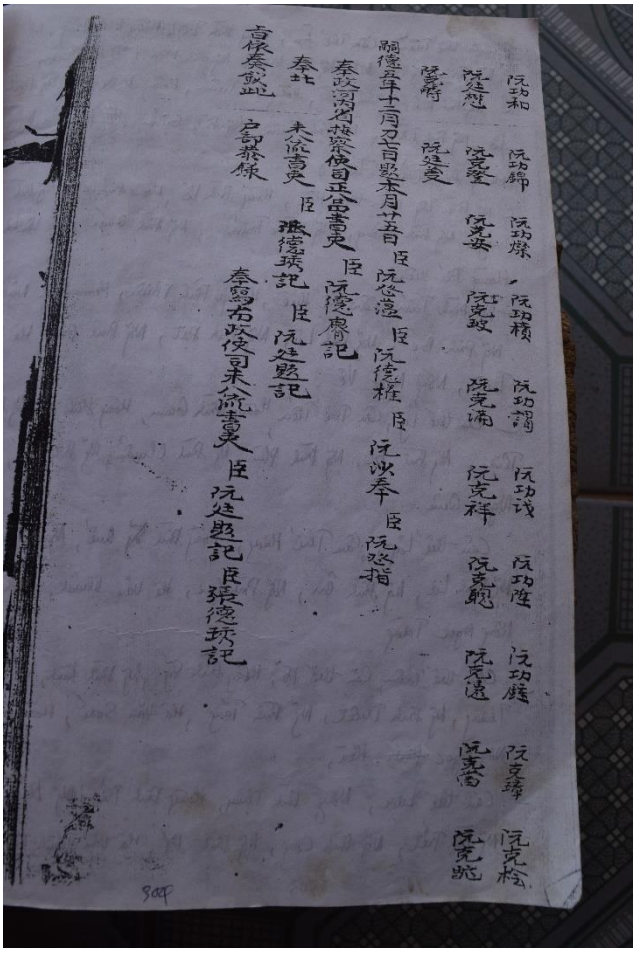

【写真２】文淵州阮廷氏家譜に所蔵される阮登楷の上奏（末尾）

武内房司が既に指摘したように 1869 年に山地諸省で土官が復活するが[133]、諒山地域で

---

131 あるいは、黎朝期以降諒山地域には一貫して七州存在したため、黎朝期から（実際の族数に関わらず）「七族土司」と呼ぶ慣習があり、阮登楷はそれに拠ったのかもしれない。

132 序章でも述べたが、管見の限り本上奏が「七族土司」の初出であること、史料中に見える実際の藩臣集団や土司集団は七族よりも多いことを理由に、筆者は「七族土司」という語は人為的に作られたと考えている。ただしベトナム人研究者は「七族土司」を固定的・普遍的に捉え、「七族」がどの集団を指すかが議論されている（詳細は［Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011: 80-100］を参照）。

133 『大南寔録』正編, 第四紀, 巻 40, 嗣徳 22（1869）年三月条, 第十五葉表～裏に「復設沿辺土官。先是欽派鄧輝燿・科道武維琦並諸省次條陳辺務者、多以沿辺州県復設土官為言。廷臣遵議明命年間沿辺分設流官、防専襲之弊耳。然以嵐瘴之地流官既非所宜、而言語嗜欲各不相通、非惟夷風難可一律変変移、而一有不得其人、恐更導蛮儂以詐偽之習。但変法有漸方合辰宜、応由各省詳察、諸土酋之後或所在

はそれ以降も土司から選抜された者が「七族土司」を統率する構図が継続する[134]。すなわち明命年間のように土知州や土知県が復活したわけではなく、この点で少なくとも諒山地域においては明命年間の改革以前に戻ったわけではないと言えよう。

また阮登楷は、土司集団がいずれも黎朝の創建に貢献し、西山朝に追随せず、阮朝初期に再び在地民を世襲統治してきたことを述べる。これは阮朝が偽朝とみなす西山朝に従わないなど、阮朝にとって都合の良い経歴といえる。ただし土司自身の申告に依拠したものか、あるいは阮登楷ないし省官が創作したのかは不明である。

そして注目すべきは、本上奏が諒山省の土司の子やオイを列挙していることである【表５】[135]。上奏の文中には、諒山省の土司の子やオイとして禄平州 31 名、安博県 3 名、脱朗州 36 人、文淵州 27 名、文関県 7 名、七渓県（旧七泉州）[136]23 名、計 127 名いると記されているが（ただし列挙されているのは 122 名のみ）、リストには姓名しか記されていないため、各人の本籍の州・県は特定できない。温州に土司が不在だったとすると、序章第三節で言及した『大南一統志』の記述とも合致する。

リストでは、まず韋世鉤（1 番）[137]・阮廷西（3 番）[138]など官職保持者が挙がり[139]、つい

豪目為蛮・土所信服者、因而奏請量与職銜、俾知権自我出、方為得策。従之。」とある。

[134] 脱朗州の土司阮廷氏の末裔である Nguyễn Đình Bao 氏が所蔵する公文書（序章第四節を参照）の一つに、署諒平巡撫から脱朗州の土司阮廷豊に宛てられた嗣徳 28（1875）年 3 月 12 日付の憑がある。そこにはこれまで属省の土司を統轄してきた長慶府知府韋文李の職務が膨大であるため、阮廷豊に土司七族を兼任で管轄させることが記されている。本文書の原文は以下の通り。「署諒平巡撫梁　　為給憑事。照之、属省土司柒族原有揀出司中人、充為管督。茲族原兼管員□長慶府知府韋文李事務□繁、其該司兵民勢□兼顧。查有属省梟司玖品阮廷豊、為人純謹、可堪充管。除另咨部堂知照外、合行憑給該員、充兼管該土司柒族。凡柒族内兵民諸事務、督飭族長、照□承行。若所事弗勤、有公法在。須至給憑者。右給憑。梟司正玖品書吏兼管土司柒族阮廷豊執照。嗣徳弐拾捌年参月拾弐日。」なお後述する 1873 年の土司リスト【表６】では阮廷豊の本籍は沖貫社（沖銘社）となっている。また、脱朗州有秋社阮廷氏の家譜「阮廷族家譜」（1895 年作成、1940 年書写。序章第四節を参照）によれば阮廷豊は明命年間の脱朗州知州阮廷廉の孫である。

[135] 【表５】では、列挙される人名を便宜的に姓ごとに分けて配置し直したが、同姓だからといって同族とは限らないし、筆者がそのように考えている訳でもない。ただ阮某については名前の一文字目で区別する習慣があったようなので（第三章第二節（２）、および注 31 参照）、【表５】でも名前の一文字目で区別した。ただ阮功（公）氏と阮克氏は現在では同族とみなされており（序章を参照）、【表５】では暫定的に一括した。

[136] 紹治元（1841）年に七泉から七渓へ改称された（『大南一統志』巻 41, 諒山省, 建置沿革）

[137] 『阮朝硃本』紹治第 45 集, 第 10 葉表～11 葉裏に収録される紹治 7（1847）年 7 月初 4 日付の内閣の上奏で、土知府領禄平州韋世鉤が前年 10 月に文関県知県に転任したと記されている。なおランソン省ロクビン県クァットサーKhuất Xá 社には彼の墓誌が建てられているが、それによれば生年が「皇朝嘉隆（ママ）乙卯年九月二十三日」、没年が「（嗣徳）八（1855）年七月十二日」と記されているが、「寿六十一歳」とも記されているので、生年は乙卯年の 1795 年だろう。この墓誌の紀年には「□□十二年」とあり、おそらくは成泰十二（1899）年と推定され、彼の死後 40 年ほど経過してから立碑されたようである。発表者は 2017 年 12 月 28 日に本墓誌を実見した。

[138] 1833 年の時点で守文淵汎口隊長の肩書を持つが【表２】、紹治元（1841）年 2 月 14 日にも同様の肩書で登場し、清朝からの公文を取り次いでいる（『阮朝硃本』紹治第 2 集, 第 141 葉）。

[139] 1830 年代に流官が派遣されたが、既に土知州などの官職を帯びている土司は原職に留めるとされている（注 43）。韋世鉤と阮廷西は共にこの例である。

でほぼ同姓者ごとに列挙されている。この列挙方法から推測すると、おそらく冒頭の数名（４番まで？）のみが官職保持者で、その他は非保持者ということになろう。屈舎社韋氏の韋世鉤・韋世（文）李父子の記載が離れている（1 番と 5 番）ことも、これを裏付けよう。この推測が正しければ、本上奏で列挙される土司の大半は非官職保持者ということに

【表５】諒山土司一覧（1852年）

阮廷氏				韋氏		農氏		黄氏		何氏		阮功・阮克氏	
2	阮廷賦	56	阮廷温	1	韋世鉤	18	農廷瑞	21	黄廷知	76	何文慶	99	阮功斗
3	阮廷西	57	阮廷鉄	5	韋世李	19	農廷珍	22	黄廷俊	77	何文師	100	阮功順
4	阮廷俊	58	阮廷功	6	韋世立	20	農廷忠	23	黄廷禮	78	何文盛	101	阮功和
36	阮廷瑞	59	阮廷林	7	韋世槙	94	農玉衍	24	黄廷紹	79	何文杜	102	阮功錦
37	阮廷彭	60	阮廷忠	8	韋世略	95	農玉果	25	黄廷鑑	80	何文如	103	阮功燦
38	阮廷遵	61	阮廷橘	9	韋世盛	96	農玉長	26	黄廷桂	81	何文澤	104	阮功積
39	阮廷内	62	阮廷霑	10	韋世山	97	農玉和	27	黄廷士	82	何文儀	105	阮功謂
40	阮廷譚	63	阮廷振	11	韋世思	98	農玉琁	28	黄廷緒	83	何文驢	106	阮功識
41	阮廷超	64	阮廷達	12	韋世祥			29	黄廷輝	84	何文超	107	阮功陞
42	阮廷輅	65	阮廷秋	13	韋世和			30	黄廷順	85	何文識	108	阮功鋒
43	阮廷張	66	阮廷苟	14	韋世惠			31	黄廷楊			109	阮克璋
44	阮廷専	67	阮廷曹	15	韋世進			32	黄廷識			110	阮克檜
45	阮廷慎	68	阮廷碆	16	韋世卿			33	黄廷量			112	阮克登
46	阮廷馭	69	阮廷旬	17	韋世杜			34	黄廷潤			113	阮克安
47	阮廷芮	70	阮廷涌					35	黄廷思			114	阮克玻
48	阮廷節	71	阮廷門					86	黄何將			115	阮克満
49	阮廷忠	72	阮廷鑑					87	黄何德			116	阮克祥
50	阮廷□	73	阮廷璿					88	黄德江			117	阮克聡
51	阮廷勃	74	阮廷棟					89	黄德玄			118	阮克遠
52	阮廷奨	75	阮廷穏					90	黄德桂			119	阮克當
53	阮廷曠	111	阮廷懋					91	黄德棕			120	阮克跪
54	阮廷臚	122	阮廷義					92	黄德節			121	阮克将
55	阮廷匹							93	黄德喬				

＜凡例＞

文淵州阮廷氏家譜（1919年書写。ランソン省ヴァンラン県ターライTà Lài村のNguyễn Đình Han氏宅にて2015年10月14日収集）をもとに作成。

数字は上奏中に列挙される順番を表す。

なる。明命年間の改革により官職を喪失したと考えて良いだろう。

その後華人武装集団の騒擾によって地域住民や土司の逃亡が問題化し、指示を受けて韋文李が嗣徳 26（1873）年に改めて土司の一覧を報告している【表６】[140]。このリストは壮

[140] 「安博県知県兼管七族土司韋文李肅稟。為具稟事。縁承飭叙「在省現照諸回復社民、確勘籌擬摺奏、仍訪之。轄下各土司原前別受身税、有事従省差派。就中拠該土司住寓各社民経所在之里役開報得詳確。宜照該土司原額人数干、職色干、丁壮老干、仝年身税干、現属在何社民干、詳確登冊具稟、便憑擬辨」等因。茲卑竊照該七族土司、於嗣徳五年蒙欽差経略大臣故阮摺請処置土司子侄職色・壮項共一百二十七員名、除職色外、壮項毎名仝年納身緡錢一貫三陌、仍酌免兵徭各項。自此毎年就倉登納充類。至十・十五・十七・十八等年、所被清匪攙入各州、肆行抄掠、該土司人等役害逃散諸山林隠逸。此次卑経以事具稟在案。幸蒙身緡酌免。茲匪徒現已稍舒、於去年該土司陸続回業。茲承飭詳開人数卑遍往察勘並催来、該等詳開原額均為病死・老死。惟現原額脱朗州儲峙総百戸権充千戸阮廷素、沖貫総百戸阮廷索、文関県周粟総百戸何文平、平嘉総百戸農文長、七渓県百戸駝。茲卑飭該七族土司子侄詳開回復壮項、現得六十名。所有該等姓名・年貫承列于後、輒敢具稟候承審辨。今肅稟。嗣徳二十六年七月二十日。」本

項（20 歳以上の男子）を列挙しており、各人の貫籍・肩書・年齢も記している。また、1873 年のリスト【表６】では 68 名の土司が列挙されているが、そのうち官職保持者は八名である。ここからも、当時官職を持たない土司が大半だったことがわかる。

韋文李は上奏文中で上述の阮登楷の 1852 年の上奏【表５】についても言及しており、同様に壮項を列挙したと述べている。とすれば、1873 年のリスト【表６】で 41 歳以上の者は 1852 年時点で既に 20 歳以上の筈であるため、本来なら【表５】に挙がっているべきであろう。しかし実際は、【表６】で 41 歳以上の者が 23 名いるのに対し、【表５】でも挙が

【表６】諒山七族土司リスト（1873年）

貫		姓名	肩書	年齢
禄平州	屈舎総屈舎社	韋文李	安博県知県	44
		韋文高		22
	繡段総繡段社	韋文略		49
		韋文審		
		韋文禎		45
安博県	東関総東関社	韋文郷		42
		韋文紹		36
		韋文訓		
		黄廷霑		
		黄廷勇		
		黄廷進		
		黄廷舒		
	同林総陸林社	黄廷俊		
（禄平州）	屈舎総屈舎社	黄廷瑤		31
		黄廷慶		
脱朗州	儲峙総黄門社	阮廷素	百戸権千戸	52
		阮廷門	族目	50
		阮廷書		47
		阮廷典		37
		阮廷海		44
		阮廷粟		47
		阮廷仁		42
		阮廷行		22
		阮廷五		24
	沖貫総沖貫社	阮廷豊	臬司九品書吏	31
	沖貫総暦山社	阮廷索	百戸	43
		阮廷狄	族目	41
		阮廷酸		30
		阮廷競		33
	有秋総有秋社	阮廷野		31
		阮廷柔		28
	安化総安化社	阮廷允		22
文淵州	淵汨総淵汨社	阮廷□（馬＋求）	権百戸	37
	淵汨総保林社	阮廷美		22

貫		姓名	肩書	年齢
温州	憑□（厂＋莫）総安排社	何文言	族目	20
		何文治		21
		何文縁		25
文関州	周粟総周粟社	何文平	（百戸）	66
（文淵州）	衡盧総水湾社	何文紹		66
		黄徳奉	族目	57
		□徳車		53
		何文鳳		38
		黄徳三		49
		何文林		34
	野岩総野岩社	何文勤		45
		黄徳寅		25
		何文照		49
		黄徳鳳		33
		何文趙		30
		黄徳大		43
		何文意		22
七溪県	繡山総永奠社	阮克駝	百戸	60
		阮克巨	族目	30
		阮克湯		31
		□克霑		40
文関県	平嘉総平嘉社	農文長	百戸	71
		農文碧		29
	平嘉総友良社	農文振		24
		農文眞		32
		阮克次		28
		阮克顕		33
		阮克広		25
		阮功弁		25
		阮功潢		35
		阮功芳		32
		阮功督		41
		阮功髪		40
		農文道		30

典拠：「諒山七族土司家譜」（1970年, ハノイ国家大学歴史学科所蔵HV252本）

上奏は「諒山七族土司家譜」（1970 年, ハノイ国家大学歴史学科図書館所蔵 HV252 本）に収録されている（序章第四節参照）。

っている者は僅か四名である[141]。誤写があることを考慮しても[142]、極めて少数と言わざるを得ない。ここから考えられるのは、【表６】で 41 歳以上でありながら【表５】に挙がっていない者の大半は、1852 年時点で土司ではなかったことだろう。すなわち、1852 年に土司の復活が決定されて以降、阮登楷の上奏では漏れていた者が、こぞって土司になろうとしたのではないだろうか。おそらくは、阮朝期を通して、土司集団と同姓でありながら王朝から官職を授与されず、「土司の額籍」にも記載されることもなかった者が多く存在したに違いない（同姓といっても、実際に官職授与者と血縁関係にあったかどうかは不明である）。彼らは、1852 年の阮登楷の上奏でも「土司の子侄」として挙げられることはなかっただろう。しかし先述の通り土司となれば免徭項とされて兵役や徭役を免除されたのであるから、多くの者がこの特権を享受しようとしたのは、想像に難くない。翻って、1852 年の阮登楷の上奏で列挙されている「土司の子侄」は 127 名であり、同時代の高平省の「土司の子侄」43 名（注 130）と比べて約三倍もの多さである。これも、多くの者が土司となることで特権を享受しようとしたためかもしれない[143]。

おわりに

本章の内容は以下の通りである。阮朝初期の諒山地域においてもそれ以前の黎鄭政権と同様に藩臣・輔導と呼ばれる在地首長を通した統治が継続していた。しかし諒山地域においては、全国的な行政改革に先立つ明命初年に、北城総鎮によって首長の世襲が禁止された。この施策は七～八年で停止されたようだが、一時的ではあれ諒山地域において他地域に比べて早い段階で首長に対する権限削減がおこなわれたことは注目すべきであろう。第三章で考察したように、西北地域などと比較すれば諒山地域においては地方官の影響力が強いことが背景にあったと考えられる。

間もなくして全国的に行政改革がおこなわれ、土司の権限が削減されていくが、諒山地域における王朝権力ないし地方官の政治的影響力は、必ずしも圧倒的ではなかった。宣光

---

141 禄平州屈舎総屈舎社の韋文李（【表５】No.5）、禄平州繍段総繍段社の韋文略（【表５】No.8）、安博県同林総陸林社の黄廷俊（【表５】No.22）、脱朗州儲峙総黄門（ママ）［同？］社の阮廷門（【表５】No.71）である。

142 例えば【表５】の阮廷秋（No.65）は【表６】の沖貫総暦山社の阮廷狄に当たる可能性が高いだろう。

143 なお 1852 年の阮登楷の上奏の時点では温州を本籍とする土司は不在だったが、1873 年の韋文李の上奏では二名挙がっている。その理由としては、1852 年時点では「土司の子侄」に含まれなかった者が、その後土司に加わった可能性と、1852 年時点では他州を本籍としていた者が温州に移住したという可能性とが考えられる。

省保楽州で農文雲が蜂起し、その勢力が諒山地域にも及んでくると、諒平巡撫黄文権が出征して敗北し、諒山省城が農文雲軍に包囲される事態になる。その際の対応は諒山地域の土司の中でも一様ではなく、阮朝地方官の敗北を機に農文雲勢力に加わった者がいれば、様子を見て最終的に阮朝軍の側に戻った者もいた。いずれの場合も、現地でのパワーバランスや自身の利害を判断材料として帰順先を選択した可能性が高い。

農文雲集団の活動が鎮圧された後、土司は民籍に編入されたが、華人武装集団の到来に伴い辺境防備を強化する必要性が生じ、再び丁簿上で土司を復活させ徭役を免除することが決定された。ただし土司の復活といっても土知州や土知県が再設置されたわけではなく、土司の中から一名選出して試差千戸に任命し、省全体の土司を統率させた。このように、一口に土司の復活といっても地域の実情に合わせて対策が講じられていったのだろう。

終章

本論文の内容を要約すると、以下のようになる。

第一章では、17 世紀後半における北部ベトナムの内陸交易について論じた。17 世紀後半は、広西から北部ベトナムにかけて珠江水系を通じて中国商人が進出し始める時期であり、諒山地域では現ランソン市中央部のキークン河北岸の駈驢庸に中国商人が居住し、南岸には華人の会館が設置された。駈驢庸は昇龍・広西間の中継地点やベトナム産品の入手地として機能していたと考えられる。このような 17 世紀後半の状況は、中国・北部ベトナム間の内陸交通がさらに活発化する 18 世紀の先駆的段階といえる。

また、17 世紀後半の諒山地域では藩臣主導で寺院や祠廟の建造がおこなわれており、彼らの出資を可能にしたのが、駈驢庸での交易活動を通して得られる収益だったと考えられる。17 世紀後半は、禄平州屈舎社の韋徳勝のように、在地首長が諒山地域で政治的・経済的に大きな基盤を持っていた時代であった。

第二章・第三章では、18 世紀の諒山地域における黎鄭政権の統治制度や在地首長の動向、地方官（鎮官）の影響力を考察した。18 世紀初頭以前は外鎮の地方官は任地に赴任しないのが一般的だったが、諒山地域の場合は保泰 2（1721）年に督鎮官が派遣されており、これ以降在地首長と王朝権力とが直接的かつ長期的な接触を持つようになった。そして諒山地域では社ごとに税額と兵卒数が設定され、藩臣や輔導と呼ばれる首長が各社の税課と兵役を管轄することになった。首長は各社の徴税と徴兵を通じて税収の一部を寓禄として獲得でき、また各種礼銭の徴収も慣例の範囲内であれば容認されていた。このように、社ごとの税課と兵役の担当は首長にとってのメリットがあった。

18 世紀半ばの諒山地域は動乱に巻き込まれ、社会の不安定化と流民の大量発生を背景として現地居民や広西方面からの移民も反乱勢力に参加していた。かかる状況下で、戦乱によって構成員が死亡した屈舎社韋氏のように、在地首長も小さくない被害を受けたと思われる。黎鄭政権は奉伝や令旨によって頻繁に首長の管轄対象を承認していたが、その目的は彼らの管轄を確認することによる税収の確保だろう。また地位が不安定化した首長の側も、既得権益の保持のために黎鄭政権からの文書発給を通して管轄の社の維持を企図していた。実際、率礼社韋氏の場合は黎鄭政権が発給した示・奉伝・令旨などの文書の現物が仏領期まで保管されており、屈舎社韋氏の場合は黎鄭政権に宛てた上申文書が家譜に収録されている。これは在地首長の側が、これらの文書を自身の権益の証拠として認識してい

たことを意味する。少なくとも彼らの間では、黎鄭政権との関係構築が権益保持のための戦略として認識されているのである。

一方諒山鎮官の側は、18 世紀半ばの諒山地域において動乱が発生したことをうけて、諒山鎮官は動乱鎮圧に協力した首長に対して兵卒の指揮を許可し、特定の部隊に所属させて首号・副号・属号といった肩書を与え、ある程度彼らの序列化を企図していた。また、当時の鎮官の中には正首号の肩書を帯びていることがわかる者もおり、形式上鎮のトップとして首長を統率していたと考えられる。さらに 18 世紀後半になると、鎮官は首長の管轄の社を「内鎮」へ編入し、「内鎮」部隊と呼ばれる諒山の地方官直属の部隊を結成していた。以上のように、諒山地域における地方官の影響力は間違いなく増大しているといえる。

首長の側の視点に立つと、自身が税課や兵役を管轄する社が「内鎮」へ編入されることは、紛れもなく既得権益の喪失を意味する。その状況下で首長たちは、始祖の功績や黎朝に対する代々の功績や自身の正統性を主張することで鄭王の令旨による旧来の管轄の承認と復活を要求し、自らの権益の保持を企図したのである。また、首長は管轄の社から徴発した兵卒や私兵を統率していたが、彼らは諒山鎮官の承認を得て土人や儂人を手下・家丁にすることで私兵の増強を企図しており、黎鄭政権の政策を利用して自身の勢力拡大を図ったといえよう。この背景には、鎮官による流民招集政策があった。鎮官は税収増加と軍事力の確保のために首長を通じて流民を招集し、荒地の開墾をおこなわせていた。

阮朝初期の諒山地域においてもそれ以前の黎鄭政権と同様に藩臣・輔導と呼ばれる在地首長を通した統治が継続していた。しかし諒山地域においては、全国的な行政改革に先立つ明命初年に、北城総鎮によって首長の世襲が禁止された。この施策は七～八年で停止されたようだが、一時的ではあれ諒山地域においては他地域に比べて早い段階で首長に対する権限削減がおこなわれた。間もなくして全国的に行政改革がおこなわれ、宣光省保楽州で阮朝に反旗を翻した農文雲の勢力が諒山地域にも及んでくるが、その際の対応は諒山地域の土司の中でも一様ではなかった。阮朝地方官の敗北を機に農文雲勢力に加わった者がいる一方で、地方官に随行して敗北した後も様子を見て最終的に阮朝軍の側に戻った者もいた。いずれの場合も、現地でのパワーバランスや自身の利害を判断材料として帰順先を選択した可能性が高い。

農文雲集団の活動が鎮圧された後、土司は民籍に編入されたが、華人武装集団の到来に伴い辺境防備を強化する必要性が生じ、再び丁簿上で土司を復活させ徭役を免除することが決定された。ただし土司の復活といっても土知州や土知県が再設置されたわけではなく、

土司の中から一名選出して試差千戸に任命し、省全体の土司を統率させた。このように、一口に土司の復活といっても地域の実情に合わせて対策が講じられていったのだろう。

以上、本論文では 17～19 世紀における諒山地域の在地首長が辿った歴史を復元してきた。ただし、諒山地域に限っても、本論文で論じることのできなかった問題が多く残されている。他地域との比較に入る前に、これらの論点について触れておきたい。

第一に、在地首長による領民支配の実態の解明が挙げられる。たとえば広西チワン族土官地域では、序章で述べたように土官は各村落を頭目に統率させていたとされるが、清朝雍正年間（1723～1735 年）に改土帰流が広範におこなわれた後も、この頭目を通じた土官の支配組織は各地で残存していた［武内 1986: 80-87］［菊池 1998: 138-149］。このように諒山地域における社会変容を論じる際にも、在地首長の支配の実相、およびそれがいかに変容したか（しなかったか）を解明する必要があるが、本論文では史料の制約により扱うことができなかった。ただ、第二章第三節で言及したように、18 世紀後半に藩臣が税課と兵役を管轄していた社には、藩臣が在地性を有する社とそうでない社が存在した。とすれば、諒山地域の在地首長の支配組織は、仮に存在したとしても、前者の在地性を有する社に限られていたと考えられる。とすれば、諒山地域の在地首長が有していた権限や影響力は、広西チワン族土官よりも限定されていた可能性がある。

第二に、在地首長管轄下の土地制度である。広西チワン族土官地域の中でも民国期まで土官支配が存続していた安平州や下雷州の土地文書を分析した杜樹海によれば、清末民初の時点でこれらの地域の土地は造田（土官ではなく土民が掌握しており、自由に売買が可能）、膳田（土官が掌握）、役田（耕作者は労役を土官に対して提供）の三種類に分けられるという［杜樹海 2017］。諒山地域に同様の土地制度が存在したか否かは不明であるが、地域社会内での在地首長の影響力を考察するためにも今後考察していく必要があろう。この点で興味深いのは第三章第三節の引用史料中に出現した藩臣の祖業田であるが、その実態は殆ど解明されていないため、今後の検討課題である。

第三に、諒山地域の在地首長が族結合を強化していく過程である。序章第三節（２）で述べたように、諒山地域の首長集団の家譜には、始祖が黎利の明朝軍駆逐と黎朝の創建に貢献し、黎朝皇帝の命令によって諒山地域の辺境防備を命じられたため現住地に移住してきたとする伝承が記録されている。脱朗州有秋社阮廷氏について伊藤正子が指摘するように、この伝承は彼らの族結合の中核となっていると考えられるが［伊藤 2003: 43-48］、彼

らの族結合がいかなる歴史的背景のもとで強化されるのかについては、本論文でも明らかにすることができなかった。筆者の見通しによれば、諒山地域の首長集団の家譜の多くは19 世紀末から 20 世紀初頭に編纂されており（序章第四節参照）、この時期が画期であった可能性が高い。とすれば第四章第三節で考察した 1850 年代前半の土司復活の後であり、阮朝の地方統治政策が土司のアイデンティティに影響を与えた可能性も考えられよう[1]。

第四に、18 世紀～19 世紀後半における内陸交易・交通や鉱山開発の実態である。内陸交易については、第一章で 17 世紀後半の状況を考察したが、18 世紀～19 世紀後半については史料の制約から依然として当時の商業活動の実態を解明できていない。また鉱山開発についても、諒山地域には太原地域の送星銀山ほど大規模ではないとはいえ、金山などが存在したことが判明している[2]。ただこれらの鉱山の産出量や労働者人口は史料がなく殆ど不明である。当然ながら内陸交易や鉱山開発は、地域社会の状況を大きく規定し得る要素であるため、今後考察していく必要があろう。

最後に、最も重要な問題として、上述の諒山地域の事例がベトナム東北地域の中でどの程度一般化できるのかという問題がある。とはいえ現時点では史料の制約のため、たとえば第二章で明らかにしたような首長の動向を、他の太原や高平といった地域について考察するのは困難である。この点も、今後の課題としたい。

以上のように残された課題は多いとはいえ、現時点で得られた諒山地域に関する知見から、いかなる像が描き出せるであろうか。本論文が在地首長に注目したのは、史料の制約がある中で当時の社会状況を考察する糸口を得るためであった。そこで先述のように本論文で復元した諒山地域の在地首長の動向を概観し、17 世紀後半と 18～19 世紀の状況を比べた時、総じて在地首長の権力基盤の動揺を指摘できるのではないだろうか。第一章第二節（４）で取り上げた 17 世紀後半の禄平州屈舎社の韋徳勝などに比べれば、第二～四章で分析した 18～19 世紀の首長たちは、地域社会において突出した存在だったように見えない。18 世紀半ばの動乱（第二章第二節）や、18 世紀後半に見られた地方官による管轄の社の没収（第二章第三節）、阮朝明命年間の権限削減政策（第四章第一節）によって在地首長の権力基盤が打撃を受けたことは想像に難くない。1833 年に農文雲勢力が諒山地域に及ん

[1] この推測が妥当だとすれば、スコットが述べる山地民の戦略的なアイデンティティの創造に合致する可能性がある。
[2] 『諒山団城図』第九葉裏。

だ際に、地方官に随行して敗北した後も様子を見て最終的に阮朝軍の側に戻った土司がいる一方で、多数の土司が農文雲勢力側に留まったのも、彼らが阮朝側への帰順に大きなメリットを見出さなかったためだろう（第四章第二節）。また、第二章第二節で言及した流民の大量発生や移民の流入といった社会の不安定化によって、首長の経済基盤が揺らいだことも推測できる。このように諒山地域では、王朝権力や地方官の介入、動乱、地域社会の不安定化など、様々な要素が作用して直接・間接に在地首長の権力基盤が動揺していったのではないだろうか。諒山地域の脱朗州檳榔社（現ヴァンラン県タンラン社）を調査地に選定した伊藤正子は、明命年間の行政改革以前は土司が王朝の権威を背景にした有力勢力であり、明命年間の行政改革や仏領期の新興地主層の勃興を背景に土司の勢力が弱体化し、土司（トーティー）と土着住民（トー）との差異が消えていったとするが［伊藤 2003: 43-53］、かかる社会変容は 18 世紀から進行していたのではないだろうか。

中国広西省では、先述のように清朝雍正年間の改土帰流後もチワン族土官の支配組織は残存し、最終的に彼らの基盤が動揺し始めるのは漢族移民の大規模な流入が直接の原因であった。菊池秀明の研究では耕作地の売買をめぐるチワン族土官と漢族移民との訴訟の事例が紹介される［菊池 1998: 154; 2008: 47］ほか、19 世紀前半における在地住民の科挙受験も旧土官の権力基盤を脅かすものだったという［菊池 2008: 47-52］。また社会変容の進展、政治構造の変化という点では、18 世紀以降の内陸交易の活発化を背景として交易や鉱山開発を利用した首長集団が勢力を拡大し、地域内の政治構造が変化したベトナム西北地域のムオン・ロー盆地社会の事例［岡田 2012］もある。諒山地域の場合、交易や鉱山開発に首長がいかに関与したか不明だが、広西省の事例のように移民との土地争いによって首長の経済基盤が動揺した可能性はある。このように、内陸交通が活発化し移住の波が押し寄せた 18～19 世紀に地域内の政治構造の変容が進展するのは、インドシナ半島北部山地に広く共時的な現象だったといえよう。

そのうえで諒山地域に特徴的なのは、如上の社会変容をうけて 18 世紀の時点で王朝権力との関係構築を通して利益の最大化や勢力の拡大を企図する首長集団が出現したことだろう。たとえば第二章で考察したように、禄平州率礼社韋氏は始祖の功績や黎朝に対する先祖代々の功績を主張することで、管轄する社の数の維持を企図した。また、在地首長の側が黎鄭政権との間に交わされた文書を仏領期まで保管したり家譜に抄録したりするなど、自身の権益の証拠として認識しており、少なくとも彼らの間では黎鄭政権との関係構築が権益保持のための戦略として認識されている。興味深いのは、広西省においても同様の傾

向が見られることである。菊池秀明によれば、チワン族土官は自身の権力基盤が動揺する中で、儒教文化を受容し、科挙試験に応じていくことで権力基盤を確立し、自身の利益を最大限に引き出そうとした［菊池 1998: 149-160］。このように自らの基盤が切り崩されつつある中で、王朝権力を利用しようとする生存戦略は、諒山地域の在地首長、広西のチワン族土官の双方に共通しているといえよう[3]。

また先述のように諒山地域の土司集団は、19 世紀末～20 世紀初頭には、始祖が黎朝創建に貢献したとする祖先移住伝承を記した家譜を作成し、ベトナム王朝との結びつきを自らの権威の源泉とみなすようになっていく。このように諒山地域の一部の首長がベトナム王朝権力に接近していく傾向は 19 世紀後半以降も継続しており、諒山地域の在地首長とベトナム王朝との関係を考える上で、18 世紀は重大な画期だったと考えられる。

管見の限り、同時代のベトナム西北地域や中国雲南省では類似の現象は指摘されていないようである。たとえば武内房司が取り上げたベトナム西北地域タイ族首長の場合、彼らは阮朝初期まで自律性を保持しており、王朝権力が影響力を持った存在として現れるのは、一連の行政改革（第四章第一節を参照）が施行された明命年間だったという［武内 2003］。とすれば、ベトナム西北地域などと比べると諒山地域や中国広西省には比較的早期に王朝権力の影響力が及んだということになろう。

たとえば本論文で解明したベトナム諒山地域における統治制度を西北地域と比較した場合、西北地域では 19 世紀前半に進められた土兵部隊の組織化が、諒山地域では 18 世紀後半におこなわれている（第三章）。また諒山地域では、明命年間初年の段階で、既に地方官によって首長の世襲が禁止されていた（第四章第一節）。すなわち西北地域に比べれば、諒山地域では王朝権力（ないし地方官）による地方支配が機能していたといえよう。そして、その統治体制を在地首長の側が利用していく、という構図が想定できる。この王朝権力との政治的距離に関する西北地域と諒山（東北）地域の相違は、序章第三節（２）で述べたように、部分的には先学によっても夙に指摘されているが［古田 1984; 1991: 57-60］［桜井 1987: 162-163］、在地首長の生存戦略においても反映されているということになろう。このように、中国雲南省やベトナム西北地域と比較する時、ベトナム諒山地域や中国

[3] なお伊藤正子も述べるように諒山地域の土司が科挙に合格した事例は皆無である［伊藤 2003: 26］。阮朝については嶋尾稔も述べるように、社会的上昇を達成する手段として科挙以外の選択肢も存在した［嶋尾 2001: 40, 45（注 14）］。第二章第三節で取り上げた率礼社韋氏の上申文書で先祖代々の功績や文書作成者自身の軍功が列挙されていたように、諒山地域の首長集団も科挙受験より軍功を上げるほうが容易かつ効果的と考えたのだろう。

広西省の特徴の一つに王朝権力を利用しようとする在地首長の生存戦略が挙げられるのではないだろうか。18～19 世紀における王朝権力や地方官の介入、内陸交易の活発化や移民の流入は山地世界における共時的な現象であるが、当然ながらそれらが引き起こす社会変容やそれらに対する地域住民の対応は、地域ごとに異なる。今後は更なる研究の深化とより広範な比較研究によって、山地世界内部の多様性を明らかにしていく必要があるだろう。

ただし忘れてはならないのは、18 世紀半ばや 1830 年代の諒山地域では、王朝権力と対立した勢力に接近する藩臣や土司も存在したことである（第二章第二節で言及した藩臣鑽基など）。特に第四章第二節で考察した 1830 年代の事例が示すように、一度は王朝権力から官職を授与された首長の中にも、現地でのパワーバランスを勘案して王朝権力以外の勢力（ここでは農文雲勢力）に接近する者がいた。別言すれば、18 世紀～19 世紀前半の時点では、首長たちにとって黎鄭政権や阮朝などの王朝権力ないしそこから派遣された地方官は、複数ある政治勢力の一つに過ぎなかったともいえよう。

中央政府の不安定な山地統治はその後の仏領期にも継続し、北部山地には軍管区が設定されてデルタ地帯とは別の統治体制が敷かれた。ディヴィスも、仏領期の山地統治はそれ以前の華人武装集団との人的紐帯に依存する状態を継承していると述べる［Davis 2017: 8-9］。また第一次インドシナ戦争の際も、ベトミンに与するかフランスに与するかという山地住民の動向は個々の集団の利害関係に規定された［Michaud 2000: 66-70］。インドシナ半島北部山地をめぐる流動的な情勢は 20 世紀に入っても依然として継続しており、地域住民の側の視座に立った分析が常に求められているといえよう。

参考文献目録（著者名アルファベット順）

Bùi Quốc Hùng và Nguyễn Xuân Diện 2008 “Xung quanh tấm bia trong khu mộ dòng họ Vi Văn Định ở Lạng Sơn（ヴィ・ヴァン・ディン一族墓誌の周辺）” trong *Thông báo Hán Nôm học năm 2007*（http://www.hannom.org.vn/detail.asp?param=1479&Catid=699 最終閲覧日 2018 年 6 月 1 日）.

陳荊和 1970「十七世紀に於ける河内（Kẻ Chợ）の様相と性格について」『史学』43-3, pp.1-16.

陳荊和 1984「解題大越史記全書の撰修と伝本」陳荊和（編校）『大越史記全書』東洋学文献センター, pp.1-52.

Daniels, Christian 2010 “Review of *The Art of Not Being Coverned: An Anarchist History of Upland Southeast Asia* by James C. Scott,” *Tonan Ajia Kenkyu* 48(2), pp.205-210.

Davis, Bradley 2017 *Imperial Bandits: Outlaws and Rebels in the China-Vietnam Borderlands*, Seattle, University of Washington Press.

杜樹海 2017「土地権与人身権―清代広西土司地区土地文書研究―」『中国経済史研究』2017-2, pp.68-83.

藤田励夫 2016「安南日越外交文書の古文書学的研究」『古文書研究』81, pp.24-55.

藤原利一郎 1967「黎末史の一考察―鄭氏治下の政情について―」『東洋史研究』26-1, pp.89-114（藤原利一郎『東南アジア史の研究』法蔵館, pp.541-569 に再録）

藤原利一郎 1969「清仏戦争と黒旗軍」『軍事史学』5-2（藤原利一郎『東南アジア史の研究』法蔵館, 1986, pp.570-591 に再録）

藤原利一郎 1980「黎朝後期鄭氏の華僑対策」『史窓』38（藤原利一郎『東南アジア史の研究』法蔵館, 1986, pp.236-256 に再録）

古田元夫 1984「ベトナム人の「西方関与」の史的考察――インドシナの中のベトナム」土屋健治・白石昌也編『国際関係のフロンティア 3 東南アジアの政治と文化』東京大学出版会, pp.1-32（加筆修正の上［古田 1991］に収録）.

古田元夫 1991『ベトナム人共産主義者の民族政策史―革命の中のエスニシティ―』大月書店.

蓮田隆志 2005「「華人の世紀」と近世北部ベトナム―1778 年の越境事件を素材として―」『アジア民衆史研究』10, pp.76-94.

蓮田隆志 2015「ベント・ティエンの伝える近世ベトナムの地方行政単位」『環東アジア研究』9, pp.35-50.

Hoang Anh Tuan 2007 *Silk for Silver: Dutch-Vietnamese Relations, 1637-1700,* Leiden, Brill.

侯宣傑 2011『清代広西城市発展研究』巴蜀書社.

Iioka Naoko 2010 “The Rise and Fall of the Tonkin-Nagasaki Trade during the Seventeenth Century,” in *Large and Broad: the Dutch Impact on Early Modern Asia*, ed. Nagazumi Yoko, Tokyo, Toyo Bunko, pp.46-61.

Iioka Naoko 2011 “Trading and the Failure of Tongking’s Mid-Seventeenth-Century Commercial Resurgence,” in *The Tongking Gulf Through History*, ed. Nola Cooke, Li Tana and James A. Anderson, Philadelphia, University of Pennsylvania Press, pp.117-132.

今村真央 2016「東南アジア山地研究は地域研究として成り立つのか？」『東南アジア研究』53-2, pp.279-286.

稲田清一 1986「「西米東運」考――清代の両広関係をめぐって――」『東方学』71, pp.90-105.

伊藤正子 2003『エスニシティ＜創生＞と国民国家ベトナム―中越国境地域タイー族・ヌン族の近代―』三元社.

神田信夫 1955「三藩の富強の一側面―平南藩を中心として―」『駿台史学』5, pp.18-30.

片岡樹 2007「山地からみた中緬辺疆政治史―18-19 世紀雲南西南部における山地民ラフの事例から―」『アジア・アフリカ言語文化研究』73, pp.73-99.

片岡樹 2014「山地民から見た国家と権力―ラフの事例から―」クリスチャン・ダニエルス（編）『東南アジア大陸部山地民の歴史と文化』言叢社, pp.25-53.

菊池秀明 1998『広西移民社会と太平天国』（本文編）風響社.

菊池秀明 2008『清代中国南部の社会変容と太平天国』汲古書院.

小玉新次郎 1955「阮朝と黒旗軍」『東洋史研究』13-5, pp.1-17.

Lã Văn Lô 1964 “Thử bàn về ba bộ tộc Tày, Nùng, Thái ở Việt Nam đã hình thành như thế nào?（ベトナムのタイー・ヌン・ターイ 3 部族形成に関する試論）” *Nghiên cứu Lịch sử* 60, tr.46-56, 64.

Lã Văn Lô & Đặng Nghiêm Vạn 1968 *Sơ lược giới thiệu các nhóm dân tộc Tày, Nùng, Thái ở Việt Nam*（ベトナムのタイー、ヌン、ターイ各民族グループの紹介）, Hà Nội, Nhà xuất bản Khoa học xã hội.

羅一星 1994『明清佛山経済発展與社会変遷』広東人民出版社.

Li Tana 2012 “Between Mountains and the Sea: Trades in Early Nineteenth-Century Northern Vietnam,” *Journal of Vietnamese Studies* 7(2), pp.67-86.

Lieberman, Victor 2003 *Strange Parallels: Southeast Asia in Global Context, c. 800-1830, vol. 1: Integration on the Mainland*, Cambridge: Cambridge University Press

Lieberman, Victor 2009 *Strange Parallels: Southeast Asia in Global Context, c. 800-1830, vol. 2: Mainland Mirrors: Europe, Japan, China, South Asia, and the Islands,* Cambridge, Cambridge University Press.

McKinnon, John and Michaud, Jean 2000 “Introduction: Montagnard Domain in the South-East Asian Massif” in *Turbulent Times and Enduring Peoples: Mountain Minorities in the South-East Asian Massif*, ed. Jean Michaud, Richmond, Curzon, pp.1-25.

Michaud, Jean 2010 “Editorial: Zomia and beyond” *Journal of Global History* 5(2), pp.187-214.

三宅俊彦・菊池誠一 2009「ベトナム北部の一括出土銭の調査―ベトナム中・近世貨幣流通の実態解明に向けて―」『東南アジア 歴史と文化』38, pp.209-221.

桃木至朗 1997「周辺の明清時代史―ベトナム経済史の場合―」森正夫等（編）『明清時代史の基本問題』汲古書院, pp.607-634.

Nguyễn Minh Tường 1996 *Cải cách hành chính dưới triều Minh Mệnh*（明命朝下の行政改革）, Hà Nội: Nxb. Khoa học xã hội.

Nguyễn Phan Quang 1986 *Phong trào nông dân Việt Nam nửa đầu thế kỷ XIX*（19 世紀前半のベトナム農民運動）, Hà Nội: Nxb. Khoa học xã hội.

Nguyễn Quang Huynh (chủ biên) 2011 *Thổ ty Lạng Sơn trong Lịch sử Việt Nam*（ベトナム史における諒山土司）, Hà Nội, Nhà xuất bản Văn hóa Dân tộc.

Nguyễn Thị Thảo 2001 “Một tấm bia của Ngô Thì Sĩ mới được phát hiện（発見されたばかりの呉時仕の碑文一基）” trong *Thông báo Hán Nôm học năm 2001*, tr.570-578（http://www.hannom.org.vn/default.asp?CatID=255, 最終閲覧 2018 年 5 月 16 日）

Nguyễn Thừa Hỷ 2010 *Kinh tế - xã hội đô thị Thăng Long - Hà Nội thế kỷ XVII, XVIII, XIX*（十七～十九世紀における都市昇龍 - 河内の社会経済）, Hà Nội, Nxb.Hà Nội.

西川和孝 2015『雲南中華世界の膨張―プーアル茶と鉱山開発にみる移住戦略―』慶友社.

西川喜久子 1978「広西社会と農民の存在形態―一九世紀前半における―」野沢豊・田中正俊（編）『講座中国近現代史 第 1 巻』東京大学出版会, pp.127-180.

牛軍凱 2012『王室後裔與叛乱者―越南莫氏家族與中国関係研究―』広州，世界図書出版.

野本敬・西川和孝 2008「漢族移民の活動と生態環境の改変―雲南から東南アジアへ―」クリスチャン・ダニエルス（編）『論集モンスーンアジアの生態史―地域と地球をつなぐ第２巻地域の生態史―』弘文堂, pp.15-34.

岡田雅志 2012「タイ族ムオン構造再考――18-19 世紀後半のベトナム、ムオン・ロー盆地社会の視点から――」『東南アジア研究』50-1, pp.3-38.

岡田雅志 2016a「山に生える銃―ベトナム北部山地から見る火器の世界史―」秋田茂・桃木至朗編著『グローバルヒストリーと戦争』大阪大学出版会, pp.165-190.

岡田雅志 2016b「ベトナム北部山地の首長権力と鉱産資源―18-19 世紀のトゥロン鉱山における銅生産と流通を中心に―」東南アジア学会第 95 回研究大会（大阪，大阪大学, 2016 年 6 月 4 日）

岡田雅志 2016c「近世ベトナム国家の異民族観の変容と越境者―内なる化外たる儂人をめぐって―」『待兼山論叢』（史学編）50, pp.1-42.

岡田雅志 2018「世紀転換期のインドシナ北部山地経済と内陸開港地―「華人の世紀」との連続性に注目して―」秋田茂（編）『「大分岐」を超えて―アジアからみた 19 世紀論再考―』ミネルヴァ書房, pp.247-272.

大澤一雄 1961「阮朝嗣徳帝の土匪対策と黒旗軍」『史学』33-2, pp.195-214.

Phan Huy Lê (biên soạn) 1960 *Lịch sử chế độ phong kiến Việt Nam*（ベトナム封建制度史） tập II, Hà Nội, Nhà xuất bản Giáo dục.

Phan Huy Lê 1963 “Tình hình khai mỏ dưới Triều Nguyễn （阮朝期の鉱山開発状況）” *Nghiên cứu Lích sử* 51, 52, 53, tr.40-48, 47-59, 53-64.

Poisson, Emmanuel 2004 *Mandarins et subalternes au nord du Viêt Nam: Une bureaucratie à l’epreuve (1820-1918)*, Paris, Maisonneuve & Larose.

Poisson, Emmanuel 2009 “Unhealthy Air of the Mountains: Kinh and Ethnic Minority Rule on the Sino-Vietnamese Frontier from the Fifteenth to the Twentieth Century” in *On the Borders of State Power: Frontiers in the Greater Mekong Sub-region*, ed. Martin Gainsborough, New York, Routledge, pp.12-24.

Reid, Anthony 1988 *Southeast Asia in the Age of Commerce, 1450-1680, vol.1: The Land below the Wind*, New Haven, Yale University Press.

Reid, Anthony 1993 *Southeast Asia in the Age of Commerce, 1450-1680, vol.2: Expansion and*

Crisis, New Haven, Yale University Press.

Reid, Anthony 1997 “Introduction” in *The Last Stand of Asian Autonomies: Responses to Modernity in the Diverse States of Southeast Asia and Korea, 1750-1900*, ed. Anthony Reid, New York, ST. Martin’s Press, pp.1-25.

Reid, Anthony 2004 “Chinese Trade and Southeast Asian Economic Expansion in the Last Eighteenth and Early Nineteenth Centuries” in *Water Frontier: Commerce and the Chinese in the Lower Mekong Region, 1750-1880*, ed. Nola Cooke and Li Tana, Lanham, Rowman & Littlefield Publisher, pp.21-34.

酒井いづみ 1977「一八七〇年代のベトナム社会と抗仏勢力―黒旗軍を中心に―」『歴史評論』329, pp.70-88.

桜井由躬雄 1987『ベトナム村落の形成』創文社.

桜井由躬雄 2001「総説」池端雪浦等（編）『岩波講座東南アジア史第 4 巻 東南アジア近世国家群の展開』岩波書店, pp.1-31.

Scott, James, C. 2009 *The Art of Not Being Governed: An Anarchist History of Upland Southeast Asia*, New Haven, Yale University Press.

斯波義信 2002『中国都市史』東京大学出版会.

嶋尾稔 2001「阮朝―「南北一家」の形成と相克―」池端雪浦など（編）『岩波講座東南アジア史第 5 巻 東南アジア世界の再編』岩波書店, pp.25-48.

嶋尾稔 2010「ベトナム阮朝の辺陲統治――ベトナム・中国国境沿海部の一知州による稟の検討――」小島毅（監修）『東アジア海域叢書 1 近世の海域世界と地方統治』汲古書院, pp.273-330.

新谷忠彦（編）1988『黄金の四角地帯―シャン文化圏の歴史・言語・民族―』慶友社.

Sở Văn hóa Thông tin Lạng Sơn 2012 *Văn hóa Lạng Sơn: Địa dư chí – văn bia – câu đối*（ランソンの文化―地輿誌・碑文・対聯―）, Hà Nội, Nhà xuất bản Văn hóa Thông tin.

Sở Văn hóa Thông tin Lạng Sơn (SVHTTLS) & Bảo tang Tổng hợp Tỉnh (BTTHT) 2006 *Di sản văn hóa Lạng Sơn (Tập 1 văn hóa vật thể)* （ランソンの文化遺産（巻一 有形文化財））,Hà Nội, Nhà xuất bản Văn hóa Thông tin.

孫宏年 2006『清代中越宗藩関係研究』黒竜江教育出版社.

孫来臣 2012「明末清初的中越関係：理想・現実・利益・実力（代序）」牛軍凱『王室後裔與叛乱者―越南莫氏家族與中国関係研究―』広州，世界図書出版, pp.1-46.

鈴木中正 1975「黎朝後期の清との関係（一六八二 - 一八〇四年）」山本達郎（編）『ベトナム中国関係史――曲氏の抬頭から清仏戦争まで――』山川出版社, pp.405-483.

鈴木中正・荻原弘明 1977「貴家宮裡雁と清緬戦争」『鹿児島大学史録』10, pp.1-40.

多賀良寛 2014「阮朝治下ベトナムにおける銀流通の構造」『史学雑誌』123-2, pp.1-34.

多賀良寛 2015「19 世紀ベトナムの銭貨流通における非制銭の位置付け―「古号銭」の問題を中心に」『待兼山論叢』（史学篇）49, pp.27-56.

多賀良寛 2017「19 世紀ベトナムにおける租税銀納化の問題」『社会経済史学』83-1, pp.91-114.

武内房司 1986「清代プイ族の社会変容――嘉慶王囊仙をめぐる一考察――」『季刊中国研究』4, pp.79-108.

武内房司 2003「デオヴァンチとその周辺―シプソンチャウタイ・タイ族領主層と清仏戦争―」塚田誠之（編）『民族の移動と文化の動態』風響社, pp.645-708.

武内房司 2010a「一九世紀前半、雲南南部地域における漢族移住の展開と山地民社会の変容」塚田誠之（編）『中国国境地域の移動と交流』有志舎, pp.117-143.

武内房司 2010b「地方統治官と辺疆行政――十九世紀前半期、中国雲南・ベトナム西北辺疆社会を中心に――」小島毅（監修）『東アジア海域叢書 1 近世の海域世界と地方統治』汲古書院, pp.171-201.

滕蘭花 2011『明清時期広西区域開発不平衡研究』民族出版社.

Took, Jennifer 2005 *A Native Chieftaincy in Southwest China: Franchising a Tai Chieftaincy under the Tusi System of Late Imperial China*, Leiden, Brill.

Trần Văn Giáp 1970 *Tìm hiểu kho sách Hán Nôm: Nguồn tư liệu văn học, sử học Việt Nam* （漢喃書庫の考察：ベトナム文学・歴史学の資料）, tập 1, Hà Nội, Thư viện Quốc gia xuất bản.

塚田誠之 1983「唐宋時代における華南少数民族の動向―左・右江流域を中心に―」『史学雑誌』92-3, pp.40-66.

塚田誠之 2000『壮族社会史研究―明清時代を中心として―』国立民族学博物館.

上田新也 2006「17 世紀ベトナム黎鄭政権における国家機構と非例官署」『南方文化』33, pp.21-42.

上田新也 2008「ベトナム黎鄭政権における鄭王府の財政機構―18 世紀の六番を中心に―」『東南アジア研究』46-1, pp.33-61.

上田新也 2010「ベトナム黎鄭政権における徴税と村落」『東方学』119, pp.91-107.

宇野公一郎 1999「ムオン・ドンの系譜――ベトナム北部のムオン族の領主家の家譜の分析――」『東京女子大学紀要論集』49-2, pp.137-198.

Ủy ban Nhân dân thị xã Lạng Sơn & Sở Văn hóa Thông tin Thể thao tỉnh Lạng Sơn 1993 *Văn bia Xứ Lạng*（ランソンの碑文）, 出版社不明.

Ủy ban Nhân dân tỉnh Lạng Sơn 1999 *Địa chí Lạng Sơn*（ランソン地誌）, Hà Nội, Nxb Chính trị Quốc gia.

Viện Khoa học xã hội Việt Nam & UBND huyện Văn Lãng 1990 *Văn Lãng: huyện biên giới Lạng Sơn*（ヴァンラン―ランソンの辺境県―）, Hà Nội, Nhà xuất bản Khoa học xã hội.

Võ Vinh Quang 2015 "Tìm hiểu văn bản *Lạng Sơn Đoàn thành đồ* của Nguyễn Nghiễm"（阮儼の『諒山団城図』の考察） trong *Thông báo Hán Nôm học năm 2014*, Hà Nội, Nxb. Thế giới, tr.679-687,

Vũ Đường Luân 2014 "The Politics of Frontier Mining: Local Chieftains, Chinese Miners, and Upland Society in the Nông Văn Vân Uprising in the Sino-Vietnamese Border Area (1833-1835)" *Cross-Currents: East Asian History and Culture Review* 11, pp.31-58.

Vũ Đường Luân 2016 "Contested Sovereignty: Local Politics and State Power in Territorial Conflicts on the Vietnam-China Border, 1650s-1880s" *Cross-Currents: East Asian History and Culture Review* 20, pp.40-74.

Vũ Ngọc Khánh (chủ biên) 1990 *Thị xã Lạng Sơn Xưa và Nay*（過去と現在のランソン市）, Ủy ban Nhân dân thị xã Lạng Sơn.

Vũ Thị Lan Anh 2017 "Một số văn bản "Cổ chỉ" hiện còn trong thư tịch Hán Nôm liên quan đến việc chuẩn cấp Tạo lệ đền thờ vua Đinh, vua Lê（丁帝、黎帝の祠堂への皂隷支給に関する漢喃書籍に現存する一部の「古紙」文書）" *Nghiên cứu Hán Nôm năm 2017*, Hà Nội, Nxb. Thế giới, tr.669-680.

和田博徳 1961「清代のヴェトナム・ビルマ銀」『史学』33-3/4, pp.119-138.

韋順利 2008『清末民初壮族土司社会研究―以広西大新県境為例―』北京, 民族出版社.

Woodside, Alexander 1997 "The Relationship between Political Theory and Economic Growth in Vietnam, 1750-1840" in *The Last Stand of Asian Autonomies: Responses to Modernity in the Diverse States of Southeast Asia and Korea, 1750-1900*, ed. Anthony Reid, New York, ST. Martin's Press, pp.245-268.

山田賢 1995『移住民の秩序』名古屋大学出版会.

山本進 2002「清代広東の商品生産と広西米流通」同『清代の市場構造と経済政策』名古屋大学出版会, pp.157-175（初出：『東洋学報』71-3 & 4, 1990）.

閻彩琴 2007「17 世紀中期至 19 世紀初越南華商研究（1640-1802）」厦門大学博士学位論文.

Yoshikawa Kazuki 2017 “Về hai đạo sắc thời Cảnh Hưng liên quan đến phiên thần họ Nguyễn Đình ở châu Thoát Lãng, Lạng Sơn（諒山省脱朗州藩臣阮廷氏に関する景興年間の勅二道について）” trong *Thông báo Hán Nôm học năm 2016*, Hà Nội, Nxb. Thế giới, tr.696-704.